

## 基本計画書

基本計画書										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	研究科の専攻の設置									
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジンカナザワダイガク 国立大学法人金沢大学									
フリガナ大学の名称	カナザワダイガク 金沢大学大学院 (Graduate School of Kanazawa University)									
大学本部の位置	石川県金沢市角間町									
大学の目的	金沢大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。									
新設研究科等の目的	広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探索し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材を養成する。									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部等】 融合学域先導学類 融合学域観光デザイン学類 融合学域スマート創成科学類  14条特例の実施
	新学術創成研究科 [Graduate School of Frontier Science Initiative] 総合知創出科学専攻 [Division of Convergence Science] 計	年	人	年次人	人	修士(学術) 【Master of Philosophy】	社会学・社会福祉学関係、工学関係	令和7年4月 第1年次	石川県金沢市角間町	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<p>【学士課程】 理工学域 機械工学類〔定員減〕(△5)(令和7年4月) フロンティア工学類〔定員増〕(5)(令和7年4月)</p> <p>【修士課程】 大学院医薬保健学総合研究科 医科学専攻〔定員増〕(5)(令和7年4月)</p> <p>【博士前期課程】 大学院医薬保健学総合研究科 創薬科学専攻〔定員減〕(△20)(令和7年4月)</p> <p>【博士後期課程】 大学院医薬保健学総合研究科 保健学専攻〔定員増〕(3)(令和7年4月)</p> <p>【博士課程(4年制)】 大学院医薬保健学総合研究科 薬学専攻〔定員増〕(4)(令和7年4月)</p>									
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数				
	新学術創成研究科 総合知創出科学専攻	講義	演習	実験・実習	計	30単位				
		54科目	11科目	3科目	68科目					
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新設分	新学術創成研究科 総合知創出科学専攻(修士課程)	人 17 (17)	人 12 (12)	人 4 (4)	人 2 (2)	人 35 (35)	人 0 (0)	人 4 (4)		
	計	17 (17)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	35 (35)	0 (0)	— (—)		
既設分	人間社会環境研究科 人文学専攻(博士前期課程)	24 (24)	20 (20)	6 (6)	3 (3)	53 (53)	0 (0)	27 (27)		
	経済学専攻(博士前期課程)	14 (14)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	16 (16)		
	地域創造学専攻(博士前期課程)	21 (21)	24 (24)	5 (5)	2 (2)	52 (52)	0 (0)	14 (14)		
	国際学専攻(博士前期課程)	17 (17)	10 (10)	2 (2)	1 (1)	30 (30)	0 (0)	13 (13)		
	人間社会環境学専攻(博士後期課程)	74 (74)	36 (36)	8 (8)	0 (0)	118 (118)	0 (0)	5 (5)		

既	自然科学研究科							
	数物科学専攻（博士前期課程）	24 (24)	13 (13)	2 (2)	16 (16)	55 (55)	0 (0)	73 (73)
	数物科学専攻（博士後期課程）	24 (24)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	39 (39)	0 (0)	16 (16)
	物質化学専攻（博士前期課程）	11 (11)	15 (15)	0 (0)	15 (15)	41 (41)	0 (0)	75 (75)
	物質化学専攻（博士後期課程）	12 (12)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	18 (18)
	機械科学専攻（博士前期課程）	14 (14)	16 (16)	1 (1)	4 (4)	35 (35)	0 (0)	89 (89)
	機械科学専攻（博士後期課程）	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	26 (26)
	フロンティア工学専攻（博士前期課程）	12 (12)	12 (12)	1 (1)	11 (11)	36 (36)	0 (0)	92 (92)
	フロンティア工学専攻（博士後期課程）	13 (13)	11 (11)	1 (1)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	19 (19)
	電子情報通信学専攻（博士前期課程）	13 (13)	16 (16)	1 (1)	2 (2)	32 (32)	0 (0)	79 (79)
	電子情報通信学専攻（博士後期課程）	13 (13)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	17 (17)
	地球社会基盤学専攻（博士前期課程）	18 (18)	16 (16)	1 (1)	7 (7)	42 (42)	0 (0)	61 (61)
	地球社会基盤学専攻（博士後期課程）	16 (16)	14 (14)	1 (1)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	24 (24)
	生命理工学専攻（博士前期課程）	9 (9)	15 (15)	1 (1)	5 (5)	30 (30)	0 (0)	67 (67)
	生命理工学専攻（博士後期課程）	8 (8)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	28 (28)
設	医薬保健学総合研究科							
	医科学専攻（修士課程）	48 (48)	30 (30)	5 (5)	0 (0)	83 (83)	0 (0)	18 (18)
	医学専攻（博士課程）	42 (42)	24 (24)	11 (11)	0 (0)	77 (77)	0 (0)	25 (25)
	薬学専攻（博士課程）	6 (6)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	36 (36)
	創薬科学専攻（博士前期課程）	11 (11)	15 (15)	1 (1)	14 (14)	41 (41)	0 (0)	12 (12)
	創薬科学専攻（博士後期課程）	8 (8)	11 (11)	1 (1)	13 (13)	33 (33)	0 (0)	10 (10)
	保健学専攻（博士前期課程）	33 (33)	22 (22)	0 (0)	18 (18)	73 (73)	0 (0)	10 (10)
	保健学専攻（博士後期課程）	33 (33)	22 (22)	0 (0)	3 (3)	58 (58)	0 (0)	1 (1)
	先進予防医学研究科							
	先進予防医学共同専攻（博士課程）	13 (13)	9 (9)	1 (1)	5 (5)	28 (28)	0 (0)	1 (1)
	新学術創成研究科							
	融合科学共同専攻（博士前期課程）	14 (14)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	16 (16)
	融合科学共同専攻（博士後期課程）	16 (16)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	8 (8)
	ナノ生命科学専攻（博士前期課程）	7 (7)	8 (8)	0 (0)	3 (3)	18 (18)	0 (0)	10 (10)
	ナノ生命科学専攻（博士後期課程）	7 (7)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	1 (1)
法学研究科								
	法学・政治学専攻（修士課程）	14 (14)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	19 (19)
法務専攻（専門職学位課程）	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	10 (10)	
教職実践研究科								
	教職実践高度化専攻（専門職学位課程）	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	2 (2)
分	計	335 (335)	269 (269)	40 (40)	111 (111)	755 (755)	0 (0)	— (—)
	合計	352 (352)	281 (281)	44 (44)	113 (113)	790 (790)	0 (0)	— (—)

職 種		専 属	そ の 他	計					
事 務 職 員		444 (444)	427 (427)	871 (871)					
技 術 職 員		1,081 (1081)	179 (179)	1,260 (1260)					
図 書 館 職 員		11 (11)	2 (2)	13 (13)					
そ の 他 の 職 員		5 (5)	501 (501)	506 (506)					
指 導 補 助 者		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計		1,541 (1541)	1,109 (1109)	2,650 (2650)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	844,686 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	844,686 m <sup>2</sup>				
	そ の 他	1,562,710 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1,562,710 m <sup>2</sup>				
	合 計	2,407,396 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	2,407,396 m <sup>2</sup>				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		284,147 m <sup>2</sup> ( 284,147 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	284,147 m <sup>2</sup> (284,147 m <sup>2</sup> )				
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室		講義室 183室	実験・実習室 946室	演習室 307室	新設研究科等 の専任教員研究室 35室				
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	1,932,498〔678,510〕 (1,932,498〔678,510〕)	19,415〔16,200〕 (19,415〔16,200〕)	43,180〔15,736〕 (43,180〔15,736〕)	10,710〔9,166〕 (10,710〔9,166〕)	10,104 (10,104)	212 (212)	学部等単位での特 定不能なため、大 学全体の数	
	計	1,932,498〔678,510〕 (1,932,498〔678,510〕)	18,292〔15,504〕 (18,292〔15,504〕)	43,180〔15,736〕 (43,180〔15,736〕)	10,710〔9,166〕 (10,710〔9,166〕)	10,104 (10,104)	212 (212)		
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
	教員1人当り研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
	共同研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
	図書購入費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
	設備購入費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
学生1人当り 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
			－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			－						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称	金沢大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充足率	開設 年度	所 在 地
	融合学域	年	人	年次 人	人		倍		石川県金沢市角間町
	先導学類	4	55	3年次 25	270	学士（学術）	0.97 《0.97》	令和3年度	
	観光デザイン学類	4	55	3年次 15	105	学士（学術）	0.93 《0.93》	令和4年度	
スマート創成科学類	4	55	—	75	学士（学術）	1.17 《1.17》	令和5年度	令和5年度入学 定員増（5） 令和6年度入学 定員増（35） 令和6年度入学 定員増（35）	

既設大学等の状況	人間社会学域						1.09 《1.03》		石川県金沢市角間町	
	人文学類	4	138	—	555	学士（文学）	1.10 《1.05》	平成20年度		令和4年度入学定員減（△3）
	法学類	4	150	—	615	学士（法学）	1.05 《1.00》	平成20年度		令和4年度入学定員減（△10） 令和5年度編入学定員減（△5） 令和6年度編入学定員減（△5）
	経済学類	4	131	—	524	学士（経済学）	1.08 《1.05》	平成20年度		
	学校教育学類 共同教員養成課程 地域創造学類	4	85	—	255	学士（教育学）	1.01 《1.01》	令和4年度		
	国際学類	4	83	—	342	学士（地域創造学）	1.08 《1.05》	平成20年度		令和5年度入学定員減（△5）
	学校教育学類	4	81	—	326	学士（国際学）	1.19 《1.06》	平成20年度		令和4年度入学定員減（△2）
	学校教育学類	4	—	—	—	学士（教育学）	—	平成20年度		令和4年度より学生募集停止
	理工学域								石川県金沢市角間町	
	数物科学類	4	78	3年次 5	330	学士（理学）	1.07 《1.03》			
	物質化学類	4	78	3年次 4	322	学士（理学又は工学）	1.04 《1.01》	平成20年度		令和5年度入学定員減（△4）
	機械工学類	4	94	3年次 10	402	学士（工学）	1.08 《1.05》	平成20年度		令和5年度入学定員減（△1）
	フロンティア工学類	4	103	3年次 5	430	学士（工学）	1.09 《1.02》			令和5年度入学定員減（△3）
	電子情報通信学類	4	76	3年次 7	362	学士（工学）	1.06 《1.02》	平成30年度		令和5年度入学定員減（△4）
	地球社会基盤学類	4	94	3年次 7	398	学士（理学又は工学）	1.10 《1.07》	平成30年度		令和5年度入学定員減（△2） 令和6年度入学定員増（40）
	生命理工学類	4	56	3年次 2	232	学士（理学又は工学）	1.06 《1.02》	平成30年度		令和5年度入学定員減（△4）
	機械工学類	4	—	—	—	学士（工学）	1.03 《1.01》	平成30年度		令和5年度入学定員減（△2）
	電子情報学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止
	電子情報学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止
	医薬保健学域									
	医学類	6	112	2年次 5	697	学士（医学）	1.01 《1.00》			
	薬学類	6	65	—	330	学士（薬学）	1.02 《1.01》	平成20年度	石川県金沢市宝町13-1	
	医薬科学類	4	18	—	72	学士（生命医科学又は創薬科学）	1.04 《1.04》	平成20年度	石川県金沢市角間町	令和3年度入学定員増（30）
	保健学類								同上	
	看護学専攻	4	79	3年次 4	324	学士（看護学）	0.98 《0.98》	令和3年度		
	診療放射線技術学専攻	4	40	3年次 3	166	学士（保健学）	0.98 《0.98》	平成20年度	石川県金沢市小立野5-11-80	令和5年度編入学定員減（△6）
	検査技術科学専攻	4	40	3年次 3	166	学士（保健学）	1.00 《1.00》	令和4年度		令和5年度編入学定員減（△2）
	理学療法学専攻	4	15	3年次 5	70	学士（保健学）	1.01 《1.00》	平成20年度		令和5年度編入学定員減（△2）
	作業療法学専攻	4	15	3年次 5	70	学士（保健学）	0.97 《0.96》	平成20年度		
	創薬科学類	4	—	—	—	学士（創薬科学）	0.92 《0.90》	平成20年度		
	創薬科学類	4	—	—	—	学士（創薬科学）	—			令和3年度より学生募集停止

既設大学等の状況	人間社会環境研究科 人文学専攻 (博士前期課程)	2	23	—	46	修士(文学又は学術)	1.07	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	経済学専攻 (博士前期課程)	2	6	—	12	修士(経済学, 経営学又は学術)	1.75	平成24年度		
	地域創造学専攻 (博士前期課程)	2	14	—	28	修士(経済学, 経営学又は学術)	1.46	平成24年度		
	国際学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(国際学又は学術)	0.75	平成24年度		
	人間社会環境学専攻 (博士後期課程)	3	12	—	36	博士(社会環境学, 文学, 法学, 政治学, 経済学又は学術)	2.11	平成18年度		
	自然科学研究科 数物科学専攻 (博士前期課程)	2	59	—	118	修士(理学又は学術)	1.21	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	2	15	—	47	博士(理学又は学術)	0.80	平成16年度		
	物質化学専攻 (博士前期課程)	2	63	—	126	修士(理学, 工学又は学術)	1.03	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	14	—	44	博士(理学, 工学又は学術)	0.55	平成26年度		
	機械科学専攻 (博士前期課程)	2	72	—	144	修士(工学又は学術)	0.99	令和4年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	19	—	19	博士(工学又は学術)	—	令和6年度		
	フロンティア工学専攻 (博士前期課程)	2	83	—	166	修士(工学又は学術)	1.06	令和4年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	19	—	19	博士(工学又は学術)	—	令和6年度		
	電子情報通信学専攻 (博士前期課程)	2	63	—	126	修士(工学又は学術)	1.12	令和4年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	17	—	17	博士(工学又は学術)	—	令和6年度		
	地球社会基盤学専攻 (博士前期課程)	2	69	—	138	修士(工学又は学術)	0.98	令和4年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	19	—	19	博士(理学, 工学又は学術)	—	令和6年度		
	生命理工学専攻 (博士前期課程)	2	41	—	82	修士(工学又は学術)	0.98	令和4年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	13	—	13	博士(理学, 工学又は学術)	—	令和6年度		
	機械科学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士(工学又は学術)	—	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成26年度		
	電子情報科学専攻 (博士前期課程)	2	—	—	—	修士(工学又は学術)	—	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成16年度		
	環境デザイン学専攻 (博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成26年度	石川県金沢市角間町 令和6年度より学生募集停止	
	自然システム学専攻 (博士後期課程)	3	—	—	—	博士(理学, 工学又は学術)	—	平成26年度	石川県金沢市角間町 令和6年度より学生募集停止	

既設大学等の状況	医薬保健学総合研究科 医科学専攻 (修士課程)	2	15	—	30	修士 (医科学)	1.00	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1	
	医学専攻 (博士課程)	4	64	—	256	博士 (医学)	1.34	平成28年度	同上	
	薬学専攻 (博士課程)	4	4	—	16	博士 (薬学又は 学術)	1.06	平成24年度	石川県金沢市角間町	
	創薬科学専攻 (博士前期課程)	2	38	—	76	修士 (創薬科学)	1.08	平成24年度	同上	
	(博士後期課程)	3	11	—	33	博士 (創薬科学 又は学術)	1.27	平成24年度		
	保健学専攻 (博士前期課程)	2	70	—	140	修士 (保健学)	0.90	平成24年度	石川県金沢市小立野5-11-80	
	(博士後期課程)	3	25	—	75	博士 (保健学)	1.49	平成24年度		
	脳医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は 学術)	—	平成24年度	石川県金沢市宝町13-1	平成28年度より 学生募集停止
	がん医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は 学術)	—	平成24年度	同上	平成28年度より 学生募集停止
	循環医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は 学術)	—	平成24年度	同上	平成28年度より 学生募集停止
	環境医科学専攻 (博士課程)	4	—	—	—	博士 (医学又は 学術)	—	平成24年度	同上	平成28年度より 学生募集停止
	先進予防医学研究科 先進予防医学共同専攻 (博士課程)	4	12	—	48	博士 (医学)	1.48	平成28年度	石川県金沢市宝町13-1	
	新学術創成研究科 融合科学共同専攻 (博士前期課程)	2	14	—	28	修士 (融合科学)	0.96	平成30年度	石川県金沢市角間町	
	(博士後期課程)	3	14	—	42	博士 (融合科学, 理学又は工学)	0.29	令和2年度		
	ナノ生命科学専攻 (博士前期課程)	2	12	—	18	修士 (ナノ科学)	2.00	令和2年度		令和6年度入学 定員増 (6)
	(博士後期課程)	3	10	—	22	博士 (ナノ科学)	1.78	令和2年度		令和6年度入学 定員増 (4)
	法学研究科 法学・政治学専攻 (修士課程)	2	8	—	16	修士 (法学又は 政治学)	0.94	令和2年度	石川県金沢市角間町	
	法務専攻 (専門職学位課程)	3	15	—	45	法務博士 (専門 職)	1.03	平成16年度		
	教職実践研究科 教職実践高度化専攻 (専門職学位課程)	2	15	—	30	教職修士 (専門 職)	0.83	平成28年度	石川県金沢市角間町	

<p>附属施設の概要</p>	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園          目的：教育基本法及び学校教育法に則り、幼稚園教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。          所在地：石川県金沢市平和町1-1-15          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地3,717㎡ 建物925㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校          目的：教育基本法及び学校教育法に則り、小学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。          所在地：石川県金沢市平和町1-1-15          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地24,757㎡ 建物7,545㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校          目的：教育基本法及び学校教育法に則り、中学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。          所在地：石川県金沢市平和町1-1-15          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地26,470㎡ 建物7,524㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校          目的：教育基本法及び学校教育法に則り、高等普通教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、本学学生で高等学校教員となることを志望するものに教育実習を行わせる。          所在地：石川県金沢市平和町1-1-15          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地24,932㎡ 建物6,273㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校          目的：教育基本法及び学校教育法に則り、特別支援学校の教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。          所在地：石川県金沢市東兼六町2-10          設置年月：昭和39年4月          規模等：土地10,517㎡ 建物4,813㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学附属病院          目的：医学の教育、研究及び診療を行う。          所在地：石川県金沢市宝町13-1          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地68,957㎡ 建物89,936㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学附属図書館          目的：教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、主として金沢大学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者にも必要な学術情報を提供する。          所在地：石川県金沢市角間町（中央図書館及び自然科学系図書館）          石川県金沢市宝町13-1（医学図書館）          石川県金沢市小立野5-11-80（保健学類図書館）          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地12,302㎡ 建物19,793㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学がん進展制御研究所          目的：全国共同利用・共同研究拠点として唯一のがん研究に特化した拠点としての活動を推進するとともに、大学院医薬保健学総合研究科大学院生の研究指導の協力を行う。          所在地：石川県金沢市角間町          設置年月：昭和42年6月          規模等：土地3,353㎡ 建物5,035㎡</p>	
	<p>名称：金沢大学医薬保健学域薬学類附属薬用植物園          目的：薬学生教育の場として、生薬や薬用植物に対する知識を深めるため、薬用植物の観察、栽培、収穫などの実習を行う。          所在地：石川県金沢市角間町          設置年月：昭和44年4月          規模等：土地21,766㎡ 建物150㎡</p>	

<p>附属施設の概要</p>	<p>名称：金沢大学ナノ生命科学研究所          目的：革新的ナノ計測技術を発展させるための技術開発と、それらの技術を用いた様々な生命現象の根本的な理解を目指す新学問領域「ナノプローブ生命科学」を創出するとともに、大学院新学術創成研究科大学院生の研究指導の協力をを行う。          所在地：石川県金沢市角間町          設置年月：平成29年10月          規模等：土地2,938㎡ 建物6,840㎡</p> <p>名称：金沢大学理工学域能登海洋水産センター          目的：海洋生物資源の基礎及び応用研究を行う学生及び研究者の拠点として、海に隣接した滞在型の教育研究環境を提供するとともに、水産資源確保技術の高度化のための研究を推進する。          所在地：石川県鳳珠郡能登町字越坂11-4-1          設置年月：平成31年4月          規模等：土地6,822㎡ 建物2,300㎡</p> <p>名称：金沢大学バイオマス・グリーンイノベーションセンター          目的：「人の好奇心を形に、地球に自然の色彩を」を理念とし、産産学学官官連携による新しい価値の創出と、その社会実装を目的とする。          所在地：石川県金沢市角間町          設置年月：令和4年10月          規模等：土地1,462㎡ 建物7,697㎡</p>	
----------------	--	--

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。



金沢大学 設置申請に係わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
金沢大学				金沢大学				
融合学域				融合学域				
先導学類	55	3年度25	270	先導学類	55	3年度25	270	
観光デザイン学類	55	3年度15	250	観光デザイン学類	55	3年度15	250	
スマート創成科学類	55	3年度20	260	スマート創成科学類	55	3年度20	260	
人間社会学域				人間社会学域				
人文学類	138	—	552	人文学類	138	—	552	
法学類	150	—	600	法学類	150	—	600	
経済学類	131	—	524	経済学類	131	—	524	
学校教育学類共同教員養成課程	85	—	340	学校教育学類共同教員養成課程	85	—	340	
地域創造学類	83	—	332	地域創造学類	83	—	332	
国際学類	81	—	324	国際学類	81	—	324	
理工学域				理工学域				
数物科学類	78	3年度5	322	数物科学類	78	3年度5	322	
物質化学類	78	3年度4	320	物質化学類	78	3年度4	320	
機械工学類	94	3年度10	396	機械工学類	89	3年度10	376	定員変更(入学定員Δ5)
フロンティア工学類	103	3年度5	422	フロンティア工学類	108	3年度5	442	定員変更(入学定員Δ5)
電子情報通信学類	116	3年度7	478	電子情報通信学類	116	3年度7	478	
地球社会基盤学類	94	3年度7	390	地球社会基盤学類	94	3年度7	390	
生命理工学類	56	3年度2	228	生命理工学類	56	3年度2	228	
医薬保健学域				医薬保健学域				
医学類	112	2年度5	637	医学類	100	2年度5	625	※R6年度まで臨時定員12名増(R7年度以降の維持については調整中)
薬学類	65	—	390	薬学類	65	—	390	
医薬科学類	18	—	72	医薬科学類	18	—	72	
保健学類	189	3年度10	776	保健学類	189	3年度10	776	
看護学専攻	79	—	316	看護学専攻	79	—	316	
診療放射線技術学専攻	40	—	160	診療放射線技術学専攻	40	—	160	
検査技術科学専攻	40	—	160	検査技術科学専攻	40	—	160	
理学療法学専攻	15	3年度5	70	理学療法学専攻	15	3年度5	70	
作業療法学専攻	15	3年度5	70	作業療法学専攻	15	3年度5	70	
計	1,836	2年度5 3年度110	7,883	計	1,824	2年度5 3年度110	7,871	
人間社会環境研究科				人間社会環境研究科				
人文学専攻(M)	23	—	46	人文学専攻(M)	23	—	46	
経済学専攻(M)	6	—	12	経済学専攻(M)	6	—	12	
地域創造学専攻(M)	14	—	28	地域創造学専攻(M)	14	—	28	
国際学専攻(M)	10	—	20	国際学専攻(M)	10	—	20	
人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	
自然科学研究科				自然科学研究科				
数物科学専攻(M)	59	—	118	数物科学専攻(M)	59	—	118	
数物科学専攻(D)	17	—	51	数物科学専攻(D)	17	—	51	
物質化学専攻(M)	63	—	126	物質化学専攻(M)	63	—	126	
物質化学専攻(D)	16	—	48	物質化学専攻(D)	16	—	48	
機械科学専攻(M)	72	—	144	機械科学専攻(M)	72	—	144	
機械科学専攻(D)	19	—	57	機械科学専攻(D)	19	—	57	
フロンティア工学専攻(M)	83	—	166	フロンティア工学専攻(M)	83	—	166	
フロンティア工学専攻(D)	19	—	57	フロンティア工学専攻(D)	19	—	57	
電子情報通信学専攻(M)	63	—	126	電子情報通信学専攻(M)	63	—	126	
電子情報通信学専攻(D)	17	—	51	電子情報通信学専攻(D)	17	—	51	
地球社会基盤学専攻(M)	69	—	138	地球社会基盤学専攻(M)	69	—	138	
地球社会基盤学専攻(D)	19	—	57	地球社会基盤学専攻(D)	19	—	57	
生命理工学専攻(M)	41	—	82	生命理工学専攻(M)	41	—	82	
生命理工学専攻(D)	13	—	39	生命理工学専攻(D)	13	—	39	
医薬保健学総合研究科				医薬保健学総合研究科				
医科学専攻(M)	15	—	30	医科学専攻(M)	20	—	40	定員変更(入学定員5)
医学専攻(D)	64	—	256	医学専攻(D)	64	—	256	
薬学専攻(D)	4	—	16	薬学専攻(D)	7	—	28	定員変更(入学定員3)
創薬科学専攻(M)	38	—	76	創薬科学専攻(M)	17	—	34	定員変更(入学定員Δ21)
創薬科学専攻(D)	11	—	33	創薬科学専攻(D)	11	—	33	
保健学専攻(M)	70	—	140	保健学専攻(M)	70	—	140	
保健学専攻(D)	25	—	75	保健学専攻(D)	27	—	81	定員変更(入学定員2)
新学術創成研究科				新学術創成研究科				
融合科学共同専攻(M)	14	—	28	融合科学共同専攻(M)	14	—	28	
融合科学共同専攻(D)	14	—	42	融合科学共同専攻(D)	14	—	42	
ナノ生命科学専攻(M)	12	—	24	ナノ生命科学専攻(M)	12	—	24	
ナノ生命科学専攻(D)	10	—	30	ナノ生命科学専攻(D)	10	—	30	
				総合創出科学専攻(M)	10	—	20	研究科の専攻の設置(意見伺い)
先進予防医学研究科				先進予防医学研究科				
先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	
法学研究科				法学研究科				
法学・政治学専攻(M)	8	—	16	法学・政治学専攻(M)	8	—	16	
法務専攻(P)	15	—	45	法務専攻(P)	15	—	45	
教職実践研究科				教職実践研究科				
教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	
計	962	—	2,291	計	961	—	2,297	

教 育 課 程 等 の 概 要																
(新学術創成研究科総合創出科学専攻)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外(助手を除く)の教員
GS 基盤科目	異分野研究探査Ⅰ	1①		0.5					○		17	12	4	2		
	異分野研究探査Ⅱ	1②		0.5					○		17	12	4	2		
	研究者倫理	1①		1					○			1				
	知識集約型社会とデータサイエンス	1③			1				○		1					
	次世代の先端科学技術	1①			1				○		1					
	スマート創成科学とデジタル	1③			1				○		1					
	イノベーション方法論	1①			1				○		1					
	数理・データサイエンス・AI基盤	1②			1				○		1					
	人間と社会の課題	1②			1				○							1
	ビジネス・技術マネジメント戦略論	1①			1				○		1					
	ヘルスケア・イノベーション	1③			1				○		1					
破壊的イノベーションに向けた経営	1③			1				○		1						
小計 (12科目)		—	—	2	9	0			—	17	12	4	2	0	1	—
専門 基盤科目	変革先導学修コア	1①			1				○			1				
	消費生活と生活創造論	1②			1				○		1					
	STEAM教育と創造性	1②			1				○			1				
	時系列データ分析とファイナンス	1②			1				○			1				
	予防医学と社会データ分析	1②			1				○			1				
	自律学習と第二言語習得論基盤	1③			1				○			1				
	人工知能と心	1③			1				○			1				
	商品開発特論	1③			1				○				1			
	ライフサイエンス社会実装基盤特論	1③			1				○		1					
	イノベーション特論	1④			1				○		1					
	グローバルアントレプレナー特論	1④			1				○		1					
社会研究とフィールドワーク技法	1④			1				○				1				
人的資源と経営戦略情報基盤	2①			1				○						1		
小計 (13科目)		—	—	0	13	0			—	4	5	2	1	0	1	—
価値 デザイン 学修 コア	地域と都市の社会学	1①			1				○		1					
	ビジタースタディズ	1①			1				○			1				
	国際保健学基礎論	1①			1				○		1					
	観光地経営特論	1②			1				○			1				
	公共空間デザイン基礎論	1②			1				○			1				
	融合科学と応用数理行動モデル	1②			1				○		1					
	グローバルブランディング基盤論	1③			1				○						1	
	ビッグデータとデジタルツイン解析	1③			1				○		1					
	観光防災DX学	1③			1				○				1			
	地域経済とケーススタディ方法論	1④			1				○		1					
	未来型健康増進医学	1④			1				○		1					
現代社会基礎論	2①			1				○			1					
観光資源とマネジメント	2①			1				○						1		
小計 (13科目)		—	—	0	13	0			—	6	4	0	1	0	2	—

教 育 課 程 等 の 概 要																
(新学術創成研究科総合知創出科学専攻)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹(助手を除く)教員
専門基盤科目 情報創成学修コア	AIアプリケーション構築基盤論	1①	/		1		○			1						
	フィードバックシステム実践論	1①			1		○			1						
	自動運転と移動ロボット	1②			1		○			1						
	身体活動情報特論	1②			1		○				1					
	医療ビッグデータ解析学	1②			1		○				1					
	マルチエージェントと最適化	1③			1		○					1				
	コンピュータビジョン特論	1③			1		○				1					
	デジタル技術トレンド論	1③			1		○				1					
	バイオメカニクス特論	1③			1		○				1					
	光センシング実践	1④			1		○				1					
	生命情報解析論	1④			1		○				1					
	クロスリアリティ情報デザイン	1④			1		○						1			
	フィンテックとデジタルエコノミー	2①			1		○						1			
	地方創生とエビデンスベース政策	2①			1		○				1					
小計 (14科目)	—	—	0	14	0	—	—	—	8	3	2	0	0	0	—	
総合知積層科目	社会ニーズと共同研究	1③～④	/		2		○				1					
	観光科学と価値デザイン	1③～④			2		○			2	3		1			
	デジタル活用とDX実践	1③～④			2		○			7	3	2				
	事業経営のリスクマネジメント	2①～②			2		○				1					
	情報社会の地方創生	2①～②			2		○			1						
	AIと産業協働	2①～②			2		○				1					
小計 (6科目)	—	—	0	12	0	—	—	—	9	8	2	1	0	0	—	
総合知展開科目	国際ディベートとプレゼン実践	1②	/	1			○			1	1		1			
	マネジメントとイノベーション	1①			1		○					1				
	ツーリズムとソリューション	1①			1		○				1					
	プログラミングと技術基盤	1①			1		○				1					
	海外留学・研修派遣	1②～2②			1			○			1					
	社会高度化インターンシップ	1②～2②			1			○			1					
	技術高度化インターンシップ	1②～2②			1			○			1					
	総合知基盤論文研究	1②～2④			5			○			17	12	4	2		
総合知基盤課題研究	1②～2④		5			○			17	12	4	2				
総合知基盤研究発展	1②～2④		5			○			17	12	4	2				
小計 (10科目)	—	—	1	21	0	—	—	—	17	12	4	2	0	0	—	
合計 (68科目)		—	—	3	82	0	—	—	—	17	12	4	2	0	0	—
学位又は称号	修士 (学術)			学位又は学科の分野			社会学・社会福祉学関係, 工学関係									
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等							
2年以上在学し、必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上（前述の理由により、総合知基盤研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上）を修得すること。修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。なお、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に対して在学期間の短縮を認めることがある。  ※選択必修とは、別に定める授業科目群から指定単位数の修得を課すことを言う。									1 学年の学期区分			4期				
									1 学期の授業期間			8週				
									1 時限の授業の標準時間			90分				

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要																
(新学術創成研究科総合創出科学専攻)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員
GS 基盤科目	異分野研究探査I	1①		0.5					○		17	12	4	2		
	異分野研究探査II	1②		0.5					○		17	12	4	2		
	研究者倫理	1①		1			○				1	1				
	知識集約型社会とデータサイエンス	1③			1		○				1					
	次世代の先端科学技術	1①			1		○				1					
	スマート創成科学とデジタル	1③			1		○				1					
	イノベーション方法論	1①			1		○				1					
	教理・データサイエンス・AI基盤	1②			1		○				1					
	人間と社会の課題	1②			1		○									1
	ビジネス・技術マネジメント戦略論	1①			1		○				1					
	ヘルスケア・イノベーション	1③			1		○				1					
破壊的イノベーションに向けた経営	1③			1		○				1						
小計(12科目)		—	—	2	9	0			—	17	12	4	2	0	1	—
専門 基盤科目	変革先導学修コア	1①			1		○					1				
	消費生活と生活創造論	1②			1		○				1					
	STEAM教育と創造性	1②			1		○						1			
	時系列データ分析とファイナンス	1②			1		○					1				
	予防医学と社会データ分析	1②			1		○					1				
	自律学習と第二言語習得論基盤	1③			1		○					1				
	人工知能と心	1③			1		○					1				
	商品開発特論	1③			1		○						1			
	ライフサイエンス社会実装基盤特論	1③			1		○				1					
	イノベーション特論	1④			1		○				1					
	グローバルアントレプレナー特論	1④			1		○				1					
社会研究とフィールドワーク技法	1④			1		○							1			
人的資源と経営戦略情報基盤	2①				1		○								1	
小計(13科目)		—	—	0	13	0			—	4	5	2	1	0	1	—
価値 デザイン 学修 コア	地域と都市の社会学	1①			1		○				1					
	ビジタースタディズ	1①			1		○					1				
	国際保健学基礎論	1①			1		○				1					
	観光地経営特論	1②			1		○					1				
	公共空間デザイン基礎論	1②			1		○					1				
	融合科学と応用数理行動モデル	1②			1		○				1					
	グローバルブランディング基盤論	1③			1		○									1
	ビッグデータとデジタルツイン解析	1③			1		○				1					
	観光防災DX学	1③			1		○							1		
	地域経済とケーススタディ方法論	1④			1		○				1					
	未来型健康増進医学	1④			1		○				1					
現代社会基礎論	2①				1		○					1				
観光資源とマネジメント	2①				1		○								1	
小計(13科目)		—	—	0	13	0			—	6	4	0	1	0	2	—

教 育 課 程 等 の 概 要															
(新学術創成研究科総合知創出科学専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門基盤科目	AIアプリケーション構築基盤論	1①	/		1		○			1					
	フィードバックシステム実践論	1①			1		○			1					
	自動運転と移動ロボット	1②			1		○			1					
	身体活動情報特論	1②			1		○				1				
	医療ビッグデータ解析学	1②			1		○				1				
	マルチエージェントと最適化	1③			1		○					1			
	コンピュータビジョン特論	1③			1		○				1				
	デジタル技術トレンド論	1③			1		○				1				
	バイオメカニクス特論	1③			1		○				1				
	光センシング実践	1④			1		○				1				
	生命情報解析論	1④			1		○				1				
	クロスリアリティ情報デザイン	1④			1		○						1		
	フィンテックとデジタルエコノミー	2①			1		○							1	
	地方創生とエビデンスベース政策	2①			1		○				1				
小計（14科目）	—	—	0	14	0	—	—	—	8	3	2	0	0	0	—
総合知積層科目	社会ニーズと共同研究	1③～④	/		2		○				1				
	観光科学と価値デザイン	1③～④			2		○			3	4		1		
	デジタル活用とDX実践	1③～④			2		○			7	3	2			
	事業経営のリスクマネジメント	2①～②			2		○				1				
	情報社会の地方創生	2①～②			2		○			1					
	AIと産業協働	2①～②			2		○				1				
小計（6科目）	—	—	0	12	0	—	—	10	8	2	1	0	0	—	
総合知展開科目	国際ディベートとプレゼン実践	1②	/	1			○			1	1		1		
	マネジメントとイノベーション	1①		1		○						1			
	ツーリズムとソリューション	1①		1		○					1				
	プログラミングと技術基盤	1①		1		○					1				
	海外留学・研修派遣	1②～②②		1				○				1			
	社会高度化インターンシップ	1②～②②		1				○		1					
	技術高度化インターンシップ	1②～②②		1				○		1					
	総合知基盤論文研究	1②～②④		5				○		17	12	4	2		
総合知基盤課題研究	1②～②④	5				○		17	12	4	2				
総合知基盤研究発展	1②～②④	5				○		17	12	4	2				
小計（10科目）	—	—	1	21	0	—	—	17	12	4	2	0	0	—	
合計（68科目）		—	—	3	82	0	—	—	17	12	4	2	0	0	—
学位又は称号	修士（学術）			学位又は学科の分野			社会学・社会福祉学関係，工学関係								
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等							
2年以上在学し、30単位（必修3単位、選択必修23単位、選択4単位）以上（総合知基盤研究発展履修者は32単位（必修3単位、選択必修23単位、選択6単位）以上）、併せて、高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から17単位以上を修得すること。修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。なお、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に対して在学期間の短縮を認めることがある。								1学年の学期区分			4期				
								1学期の授業期間			8週				
								1時限の授業の標準時間			90分				
※選択必修とは、別に定める授業科目群から指定単位数の修得を課すことを言う。															

教育課程等の概要																
〔既設〕融合学域先導学類																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員
導入科目	大学・社会生活論	1①		1			○								1	オムニバス
	データサイエンス基礎	1①		1			○			1						
	地域概論	1②		1			○			2						
	小計（3科目）	—	—	3	0	0	—	—	—	3	0	0	0	0	1	—
GS科目 共通教育科目	1群（自己の立ち位置を知る）	現代世界への歴史学的アプローチ	1①・②・③・④		1			○							1	
		グローバル時代の政治経済学	1①・②・③・④		1			○							1	
		グローバル時代の社会学	1①・②・③・④		1			○							1	
		ケーススタディによる応用倫理学	1①・②・③・④		1			○			1				1	
		地球生物圏と人間	1①・②・③・④		1			○							1	
	2群（自己を鍛える）	哲学（自我論）	1①・②・③・④		1			○							1	
		パーソナリティ心理学	1①・②・③・④		1			○							1	
		グローバル時代の文学	1①・②・③・④		1			○							1	
		健康科学	1①・②・③・④		1			○			1					
		細胞・分子生物学	1①・②・③・④		1			○							2	共同
	3群（価値観を表現・評価する）	エクササイズ&スポーツ 実技	1①・②・③・④		1					○					1	
		クリティカル・シンキング	1①・②・③・④		1			○							1	
		価値と情動の認知科学	1①・②・③・④		1			○							1	
		芸術と自己表現	1①・②・③・④		1			○							1	
	4群（世界とつながる）	スポーツ科学	1①・②・③・④		1			○							1	
		地域社会と文化人類学	1②・③・④		1			○							1	
		日本史・日本文化	1②・③・④		1			○							3	
		異文化間コミュニケーション	1①・②・③・④		1			○					1		1	集中
		異文化体験A	1②・④		1					○					1	集中
		異文化体験B	1②・④		2					○					1	集中
		異文化体験C	1②・④		3					○					1	集中
		異文化体験D	1②・④		4					○					1	集中
		異文化体験E	1②・④		5					○					1	集中
		異文化体験F	1②・④		6					○					1	集中
	5群（未来の課題に取り組む）	異文化体験G	1②・④		7					○					1	集中
		異文化体験H	1②・④		8					○					1	集中
		グローバル時代の国際協力	1①・②・③・④		1			○							1	
	6群（新しい社会を生きる）	グローバル社会と地域の課題	1①・②・③・④		1			○							1	
科学技術と科学方法論		1①・②・③・④		1			○							1		
統計学から未来を見る		1①・②・③・④		1			○					1		1		
環境学とESD		1①・②・③・④		1			○							1		
生活と社会保障		1①・②・③・④		1			○							1		
GS言語科目（英語）	現代社会と人権	1①・②・③・④		1			○							1		
	インテグレートド科学	1①・②・③・④		1			○							1		
	AI入門	1①・②・③・④		1			○							1		
	情報の科学	1①・②・③・④		1			○							1		
	デザイン思考入門	1①・②・③・④		1			○					1		1	共同	
論理学と数学の基礎	1①・②・③・④		1			○							1			
	小計（38科目）	—	—	0	66	0	—	—	—	0	3	0	1	0	31	—
GS言語科目（英語）	Practical English I	1①		1			○							1		
	Practical English II	1②		1			○							1		
	Practical English III	1③		1			○							1		
	Practical English IV	1④		1			○							1		
	English for Academic Purposes I	1①		1			○							1		
	English for Academic Purposes II	1②		1			○							1		
	English for Academic Purposes III	1③		1			○							1		
	English for Academic Purposes IV	1④		1			○							1		
	English for Academic Purposes (Retake)	2①・②・③・④		1			○							1		

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域先導学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外を除く
GS言語科目 (日本語)	アカデミック基礎日本語A	1①	/		1		○							1		
	アカデミック基礎日本語B	1②			1		○								1	
	講義の聴解A	1①・③			1		○								1	
	講義の聴解B	1②・④			1		○								1	
	上級読解I A	1①			1		○								1	
	上級読解I B	1②			1		○								1	
	上級読解II A	1③			1		○								1	
	上級読解II B	1④			1		○								1	
	日本語で学ぶ論理A	1①・③			1		○								1	
	日本語で学ぶ論理B	1②・④			1		○								1	
	日本事情A	1①・③			1		○								1	
	日本事情B	1②・④			1		○								1	
	アカデミック・ライティングA	1①・③			1		○								1	
	アカデミック・ライティングB	1②・④			1		○								1	
小計 (23科目)	—	—	—	8	15	0	—	—	—	0	0	0	0	0	6	—
共通教育科目 基礎科目	微分積分学I A	1①	/		1		○								1	
	微分積分学I B	1②			1		○								1	
	微分積分学II A	1③			1		○								1	
	微分積分学II B	1④			1		○								1	
	線形代数学I A	1①			1		○								1	
	線形代数学I B	1②			1		○								1	
	線形代数学II A	1③			1		○								1	
	線形代数学II B	1④			1		○								1	
	物理学I A	1①			1		○								1	
	物理学I B	1②			1		○								1	
	物理学II A	1③			1		○								1	
	物理学II B	1④			1		○								1	
	化学I A	1①			1		○								1	
	化学I B	1②			1		○								1	
化学II A	1③		1		○								1			
化学II B	1④		1		○								1			
小計 (16科目)	—	—	—	0	16	0	—	—	—	0	0	0	0	0	3	—
初習言語科目	ドイツ語基礎1	1①・③	/		1			○							1	
	ドイツ語基礎2	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎1	1①・③			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎2	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語基礎3	1①・③			1			○							1	
	ドイツ語基礎4	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎3	1①・③			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎4	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語展開I	2①			1			○							1	
	ドイツ語展開II	2②			1			○							1	
	フランス語基礎1	1①			1			○							1	
	フランス語基礎2	1②			1			○							1	
	フランス語実践基礎1	1①			1			○							1	
	フランス語実践基礎2	1②			1			○							1	
	フランス語基礎3	1③			1			○							1	
	フランス語基礎4	1④			1			○							1	
	フランス語実践基礎3	1③			1			○							1	
	フランス語実践基礎4	1④			1			○							1	
フランス語展開I	2①・③		1			○							1			
フランス語展開II	2②・④		1			○							1			

教育課程等の概要																	
（【既設】融合学域先導学類）																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員	
共通教育科目	初習言語科目	ロシア語基礎 1	1①			1			○						1		
		ロシア語基礎 2	1②			1			○						1		
		ロシア語実践基礎 1	1①			1			○						1		
		ロシア語実践基礎 2	1②			1			○						1		
		ロシア語基礎 3	1③			1			○						1		
		ロシア語基礎 4	1④			1			○						1		
		ロシア語実践基礎 3	1③			1			○						1		
		ロシア語実践基礎 4	1④			1			○						1		
		ロシア語展開 I	2①・③			1			○						1		
		ロシア語展開 II	2②・④			1			○						1		
		中国語基礎 1	1①			1			○						1		
		中国語基礎 2	1②			1			○						1		
		中国語実践基礎 1	1①			1			○						1		
		中国語実践基礎 2	1②			1			○						1		
		中国語基礎 3	1③			1			○						1		
		中国語基礎 4	1④			1			○						1		
		中国語実践基礎 3	1③			1			○						1		
		中国語実践基礎 4	1④			1			○						1		
		中国語展開 I	2①・③			1			○						1		
		中国語展開 II	2②・④			1			○						1		
		朝鮮語基礎 1	1①			1			○						1		
		朝鮮語基礎 2	1②			1			○						1		
		朝鮮語実践基礎 1	1①			1			○						1		
		朝鮮語実践基礎 2	1②			1			○						1		
		朝鮮語基礎 3	1③			1			○						1		
		朝鮮語基礎 4	1④			1			○						1		
		朝鮮語実践基礎 3	1③			1			○						1		
		朝鮮語実践基礎 4	1④			1			○						1		
		朝鮮語展開 I	2①・③			1			○						1		
		朝鮮語展開 II	2②・④			1			○						1		
		スペイン語基礎 1	1①			1			○						1		
		スペイン語基礎 2	1②			1			○						1		
		スペイン語実践基礎 1	1①			1			○						1		
		スペイン語実践基礎 2	1②			1			○						1		
		スペイン語基礎 3	1③			1			○						1		
		スペイン語基礎 4	1④			1			○						1		
		スペイン語実践基礎 3	1③			1			○						1		
		スペイン語実践基礎 4	1④			1			○						1		
		スペイン語展開 I	2①			1			○						1		
		スペイン語展開 II	2②			1			○						1		
		日本語基礎 1	1①			1			○						1		
		日本語基礎 2	1②			1			○						1		
日本語実践基礎 1	1①			1			○						1				
日本語実践基礎 2	1②			1			○						1				
日本語基礎 3	1③			1			○						1				
日本語基礎 4	1④			1			○						1				
日本語実践基礎 3	1③			1			○						1				
日本語実践基礎 4	1④			1			○						1				
小計（68科目）		—	—	0	68	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	14	—



教育課程等の概要																
（【既設】融合学域先導学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外を除く
共通教育科目 自由履修科目	石川県の行政	1③～④			2		○								1	集中
	石川県の市町	1①～②			2		○								1	
	健康論実践C	1②			1				○						1	
	健康論実践D	1④			1				○						1	
	健康論実践E	1④			1				○						1	
	現代社会における保険の制度と役割Ⅰ	1③			1		○								1	
	現代社会における保険の制度と役割Ⅱ	1④			1		○								1	
	クラウド時代の「ものグラミング」概論	1③～④			2		○								1	
	シェルスクリプト言語論1	1①～②			2		○								1	
	シェルスクリプト言語論2	1③～④			2		○								1	
	ENGINEインターンシップ	1①～②			1				○						1	
	地域協創のアンテナ	1②			1		○								1	
	シェルスクリプトを用いた「ものグラミング」演習A	1②			1			○							1	
	シェルスクリプトを用いた「ものグラミング」演習B	1③			1			○							1	
	企業文化組織論A	1①			1		○								1	
	企業文化組織論B	1②			1		○								1	
	いしかわ金沢学	1②			1		○								1	
	石川未来プロジェクトⅠ	1②			1				○						1	
	石川未来プロジェクトⅡ	1④			1				○						1	
	心と体の健康A	1③			1		○								1	
	心と体の健康B	1④			1		○								1	
	未来デザインプラクティス	1①・②			1				○						1	
	教職入門	1②			1		○								1	
	金沢の歴史と文化	1③～④			2		○								1	
	日本の伝統芸能	1②			1		○								1	
	防災学入門	1③			1		○								1	
	社会実装から学ぶ循環経済	1②			1		○								1	
	日本国憲法概説	1③			2		○								1	
	地域史料から描きなおす日本史	1③			1		○								1	
	文明起源の考古学	1④			1		○								1	
	ソーシャルビジネス概論	1①			1		○								1	
	様相論理入門	1①			1		○								1	
	ゼミ／角間の里山づくり 春編	1①			1			○							1	
	ゼミ／角間の里山づくり 秋編	1③			1			○							1	
	コーヒーと社会1	1①			1		○								1	
	コーヒーと科学1	1②			1		○								1	
	コーヒーと社会2	1③			1		○								1	
	コーヒーと科学2	1④			1		○								1	
	能登・地域活性化演習	1②			1		○								1	
	実践アントレプレナー学	1③			1		○								1	
	地学実験	1②～③			2				○						1	
	生物学実験	1①～②			2				○						1	
	海洋生化学演習	1①			2			○							1	
	地域のトップリーダーを繋ぐⅠ	1①			1		○								1	
	地域のトップリーダーを繋ぐⅡ	1②			1		○								1	
ローカルキャリアデザインⅠ	1②			1		○								1		
ローカルキャリアデザインⅡ	1③			1		○								1		
環境動態学概説Ⅰ	1③			1		○								1		
環境動態学概説Ⅱ	1④			1		○								1		
RとQuartoではじめるデータサイエンス	1②			1		○								1		
プレゼンテーション演習A	1③			1			○							1		
プレゼンテーション演習B	1④			1			○							1		
Unityゲーム開発演習	1③			1				○						1		
Unreal Engineゲーム開発演習	1④			1				○						1		

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域先導学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外（助手を除く）の教員
共通教育科目	地浦履修科目	動画配信サービスを用いた情報発信演習A	1①		1				○						1	
		動画配信サービスを用いた情報発信演習B	1②		1				○						1	
		シェルスク립トを用いた「大規模データ処理」演習A	1②		1				○						1	
		シェルスク립トを用いた「大規模データ処理」演習B	1③		1				○						1	
		融合先導知実践演習A	1②・④		1				○						1	
		文学創作実践	1③		1				○						1	
		学域横断的プロジェクト入門	1④		1				○						1	
		比較文化	1⑩・⑫・⑬・⑭		1					○					1	
		ピアノ教育の社会史	1⑩・⑫・⑬・⑭		1					○					1	
		教理生命科学入門	1④		1					○					1	
		クラウド時代のハとソのレ	1①～②		2					○					1	
		インバウンド学～稼ぐ！観光実践	1③		1					○					1	
		AIと社会情動学習（SEL）	1①		1					○					1	
		小計（67科目）		—	—	0	78	0		—		0	0	0	0	0
共通教育科目計（215科目）		—	—	11	243	0		—		3	3	0	1	0	83	—
専門教育科目	学域GS科目	アカデミックスキル	1①		1				○		2			1		共同
		プレゼン・ディベート論	1②		1				○		2			1		共同
		イノベーション基礎	1③		1				○		1					
		教理・データサイエンス基礎及び演習	1③		2				○		1				1	オムニバス
		デザイン思考	1②		1				○		1			1		共同
	小計（5科目）		—	—	6	0	0		—	5	0	0	1	0	2	
	学域GS言語科目	学域GS言語科目Ⅰ/海外実践英語	2①・②		1				○			1				
		学域GS言語科目Ⅱ/時事・学術英語	3①・②		1				○			1				
		学域GS言語科目Ⅲ(Presentation)	2①・②・③・④		1				○						1	
		学域GS言語科目Ⅲ(Interaction)	2①・②・③・④		1				○						1	
		学域GS言語科目Ⅲ(English for STEM students)	3①・②・③・④		1				○						1	
		学域GS言語科目Ⅲ(Science and Society)	2①・②・③・④		1				○						1	
		学域GS言語科目Ⅲ(Reading and Discussion)	2①・②・③・④		1				○						1	
	小計（7科目）		—	—	2	5	0		—	0	1	0	0	0	5	
	実践科目	アントレプレナー基礎	1①		1				○			1				
		アントレプレナー演習Ⅰ	2①		2				○					1		
		アントレプレナー演習Ⅱ	2②		2				○					1		
		デザイン思考演習	1③		1				○		1			1		共同
		アントレプレナーインターンシップ	2④		2					○				1		
		アントレプレナーコンテスト/リーダー養成	3②		1				○						1	
アントレプレナーコンテスト/実践リーダー		4②		1				○						1		
小計（7科目）		—	—	10	0	0		—	2	0	0	1	0	1		
コア科目	社会循環コアエリア	2②		1				○			1					
	シェアリングエコノミー	2④		1				○						1		
	現代社会を知る	2①		1				○			2		1	1	オムニバス	
	社会変動と労働生産性	2③		1				○		1	1		1	4	オムニバス	
	フィンテック基礎とビジネス応用	2①		1				○						1		
	超スマートシティと Society5.0	2②		1				○			1		1	2	オムニバス	
	消費生活論	2④		1				○			1					
	倫理学	2③		1				○				1				
ファイナンス基礎	1④		1				○						1			

教育課程等の概要																		
（【既設】融合学域先導学類）																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員		
専門基礎科目	世界共創コアエリア	異文化理解とキャリア開発	2③			1		○										
		国際世界と特許	2②			1		○			1							
		グローバルゼーション	2④			1		○				1						
		ダイバーシティ促進	2①			1		○					1					
		国際協力体制	2②			1		○				1						
		人の流動と定着	2①			1		○										
		ビジネスと政治	2①			1		○			1							
		SDGs基礎	2②			1		○				1						
		マーケティング基礎	2①			1		○			1							
	科学創発コアエリア	社会的な視点から見る医療	2②			1		○			3							
		生命科学的な視点から見る医療	2④			1		○			3							
		未来医科学	2④			1		○			1							
		人工知能	2①			1		○			1							
		世界の課題と技術トレンド	2③			1		○				1						
		IoT技術	2③			1		○			1	1					共同	
		数理統計学基礎	2③			1		○								1		
		世界変革技術論	2①			1		○			1	1				1	オムニバス	
テクノロジー基礎	1④			1		○			1	2	1			1	オムニバス			
小計（27科目）	—	—	—	0	27	0	—	—	—	11	5	2	1	0	16			
専門教育科目	学知科目	マーケティング論	3③			2		○									1	
		経営管理論	3①			2		○										1
		国際経営論	3④			2		○										1
		管理会計論	3③			2		○										1
		ESG投資	3②			1		○										1
		生活デザイン論	3②			1		○			1							
		創業支援論	3②			1		○			1							
		知的財産法	3①			2		○			1							
		イノベーション・マネジメント	3④			1		○			1							
		需要予測	3④			1		○										1
		情報ネットワーク	3①			1		○										1
		データベース論	3③			1		○			1							
		プレジジョンメディシン	3③			1		○			1							
		テクノロジーと医療・健康・介護	3③			1		○			1						2	共同
		プランニング最適化	3③			1		○										1
		比較制度論	3③			1		○			1							
		地域政策論	3③			1		○			1							
		生活環境学	3④			1		○			1							
		心理学概論	3①			1		○										1
		公共政策論	3①			2		○										1
		レギュラトリーサイエンス	3④			1		○			1	1						共同
		未来型ヘルスケアシステム	3③			1		○			1							
		都市・交通デザイン	3②			1		○			1							
		プロジェクト・マネジメント	3①			1		○			1							
		超高齢化社会と科学技術	3②			1		○			1							
		地域包括ケアと地方創生	3②			1		○					1					
		経営戦略論	3②			2		○										1
医療制度改革と医療経済	3①			2		○			1	1						オムニバス		
アプリ開発	3②			1		○			1									
機械学習	3①			1		○			1									
先導数学	2④			2		○										1		

教 育 課 程 等 の 概 要																
（【既設】融合学域先導学類）																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手		基 幹 教 員 等 の 配 置  (助手を除く)
専 門 教 育 科 目	学 知 科 目	データサイエンス実践	2④		1		○								1	共同            オムニバス
		先端医学	2④		1		○				1					
		AI・IoT健康福祉学	3④		1		○				1					
		センシング論	3①		2		○									
		マテリアル科学	3②		1		○					1				
		光学技術論	3③		1		○				1					
		フィジカル・ブレイン接続	3④		1		○				1					
		コンピュータとデジタル回路	3①		1		○				1					
		コンピュータと電子回路	3④		1		○				1					
		地球環境論	3③		1		○								1	
		環境基礎科学	3④		1		○				1		1			
		プログラミングスキル	2③		1		○				1					
		SDGs実践	2④		1		○					1				
		小計（44科目）	—	—	0	54	0	—	—	—	—	12	3	1	0	
	鍛 練 科 目	学術考究	4②		1		○				1					
		潜在課題探査分析	4①		1				○							1
		先導プロジェクト演習	3①～③		2				○		12	7	2	1		
		海外実践留学A	3③～④		1				○			1				
		海外実践留学B	3③～④		2				○			1				
		海外実践留学C	3③～④		3				○			1				
海外実践留学D		3③～④		4				○			1					
海外実践留学E		3③～④		5				○			1					
海外実践留学F		3③～④		6				○			1					
海外実践留学G		3③～④		7				○			1					
海外実践留学H		3③～④		8				○			1					
国際インターンシップA		3③～④		1				○		1						
国際インターンシップB		3③～④		2				○		1						
国際インターンシップC		3③～④		3				○		1						
国際インターンシップD		3③～④		4				○		1						
国際インターンシップE		3③～④		5				○		1						
国際インターンシップF	3③～④		6				○		1							
国際インターンシップG	3③～④		7				○		1							
国際インターンシップH	3③～④		8				○		1							
小計（19科目）	—	—	2	74	0	—	—	—	—	12	7	2	1	0	1	
確 立 科 目	融合研究	4①～④		8				○		2						
	融合演習	4①～④		8				○		1						
	融合試験	4①～④		8				○		1						
	小計（3科目）	—	—	0	24	0	—	—	—	3	0	0	0	0	—	
合計（327科目）		—	—	31	427	0	—	—	—	12	7	2	1	0	110	
学位又は称号	学位（学術）			学位又は学科の分野					経済学関係，社会学・社会福祉学関係，工学関係，保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係を除く。）							
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等							
以下の要件を満たし，合計124単位以上（融合試験履修者は130単位以上）を修得した者。 ・共通教育科目において導入科目から3単位，GS科目に配置する1群から5群の各群から2単位以上，6群から3単位を含む計15単位，GS言語科目から8単位，基礎科目から8単位を含め，計36単位以上を修得。 ・専門教育科目において学域GS科目6単位，学域GS言語科目2単位，実践科目から必修5単位を含め13単位，基盤科目から必修4単位を含め19単位，学知科目から26単位（同一のコアエリアから13単位以上，かつ，残る2コアエリアから各1単位以上を含む），鍛練科目から必修1単位を含め4単位，確立科目から8単位を含め，計88単位以上（融合試験履修者は94単位以上）を修得。									1学年の学期区分			4期				
									1学期の授業期間			8週				
									1時限の授業の標準時間			90分				

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域観光デザイン学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外（助手を除く）の教員
導入科目	大学・社会生活論	1①	/	1			○							1		共同
	データサイエンス基礎	1①		1				○							1	
地域概論	1②			1				○							2	
	小計（3科目）	—	—	3	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
GS科目 共通教育科目	1群（自己の立ち位置を知る）	現代世界への歴史学的アプローチ	1①・②・③・④	/	1			○				1				1
		グローバル時代の政治経済学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		グローバル時代の社会学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		ケーススタディによる応用倫理学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		地球生物圏と人間	1①・②・③・④	/	1			○								1
	2群（自己を鍛える）	哲学（自我論）	1①・②・③・④	/	1			○								1
		パーソナリティ心理学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		グローバル時代の文学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		健康科学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		細胞・分子生物学	1①・②・③・④	/	1			○							2	共同
	3群（価値観を表現・評価する）	エクササイズ&スポーツ 実技	1①・②・③・④	/	1					○						1
		クリティカル・シンキング	1①・②・③・④	/	1			○								1
		価値と情動の認知科学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		芸術と自己表現	1①・②・③・④	/	1			○								1
	4群（世界とつながる）	スポーツ科学	1①・②・③・④	/	1			○								1
		地域社会と文化人類学	1②・③・④	/	1			○								1
		日本史・日本文化	1②・③・④	/	1			○								3
		異文化間コミュニケーション	1①・②・③・④	/	1			○								2
		異文化体験A	1②・④	/	1					○						1
		異文化体験B	1②・④	/	2					○						1
		異文化体験C	1②・④	/	3					○						1
		異文化体験D	1②・④	/	4					○						1
		異文化体験E	1②・④	/	5					○						1
		異文化体験F	1②・④	/	6					○						1
	5群（未来の課題に取り組む）	異文化体験G	1②・④	/	7					○						1
		異文化体験H	1②・④	/	8					○						1
		グローバル時代の国際協力	1①・②・③・④	/	1			○								1
		グローバル社会と地域の課題	1①・②・③・④	/	1			○								1
6群（新しい社会を生きる）	科学技術と科学方法論	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	統計学から未来を見る	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	環境学とESD	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	生活と社会保障	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	現代社会と人権	1①・②・③・④	/	1			○								1	
GS言語科目（英語）	インテグレートド科学	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	AI入門	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	情報の科学	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	デザイン思考入門	1①・②・③・④	/	1			○								2	
	論理学と数学の基礎	1①・②・③・④	/	1			○								1	
	小計（38科目）	—	—	0	66	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35
	GS言語科目（英語）	Practical English I	1①	/	1			○								1
		Practical English II	1②	/	1			○								1
Practical English III		1③	/	1			○								1	
Practical English IV		1④	/	1			○								1	
English for Academic Purposes I		1①	/	1			○								1	
English for Academic Purposes II		1②	/	1			○								1	
English for Academic Purposes III		1③	/	1			○								1	
English for Academic Purposes IV		1④	/	1			○								1	
English for Academic Purposes (Retake)	2①・②・③・④	/	1			○								1		

教育課程等の概要																
〔既設〕融合学域観光デザイン学類																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外(助手を除く)の教員
GS言語科目 (日本語)	アカデミック基礎日本語A	1①			1		○							1		
	アカデミック基礎日本語B	1②			1		○								1	
	講義の聴解A	1①・③			1		○								1	
	講義の聴解B	1②・④			1		○								1	
	上級読解I A	1①			1		○								1	
	上級読解I B	1②			1		○								1	
	上級読解II A	1③			1		○								1	
	上級読解II B	1④			1		○								1	
	日本語で学ぶ論理A	1①・③			1		○								1	
	日本語で学ぶ論理B	1②・④			1		○								1	
	日本事情A	1①・③			1		○								1	
	日本事情B	1②・④			1		○								1	
	アカデミック・ライティングA	1①・③			1		○								1	
	アカデミック・ライティングB	1②・④			1		○								1	
小計(23科目)	—	—	—	8	15	0	—	—	—	0	0	0	0	0	6	—
共通教育科目 基礎科目	微分積分学I A	1①			1		○							1		
	微分積分学I B	1②			1		○								1	
	微分積分学II A	1③			1		○								1	
	微分積分学II B	1④			1		○								1	
	線形代数学I A	1①			1		○								1	
	線形代数学I B	1②			1		○								1	
	線形代数学II A	1③			1		○								1	
	線形代数学II B	1④			1		○								1	
	物理学I A	1①			1		○								1	
	物理学I B	1②			1		○								1	
	物理学II A	1③			1		○								1	
	物理学II B	1④			1		○								1	
	化学I A	1①			1		○								1	
	化学I B	1②			1		○								1	
化学II A	1③		1		○								1			
化学II B	1④		1		○								1			
小計(16科目)	—	—	—	0	16	0	—	—	—	0	0	0	0	0	3	—
初習言語科目	ドイツ語基礎1	1①・③			1			○						1		
	ドイツ語基礎2	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎1	1①・③			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎2	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語基礎3	1①・③			1			○							1	
	ドイツ語基礎4	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎3	1①・③			1			○							1	
	ドイツ語実践基礎4	1②・④			1			○							1	
	ドイツ語展開I	2①			1			○							1	
	ドイツ語展開II	2②			1			○							1	
	フランス語基礎1	1①			1			○							1	
	フランス語基礎2	1②			1			○							1	
	フランス語実践基礎1	1①			1			○							1	
	フランス語実践基礎2	1②			1			○							1	
	フランス語基礎3	1③			1			○							1	
	フランス語基礎4	1④			1			○							1	
	フランス語実践基礎3	1③			1			○							1	
	フランス語実践基礎4	1④			1			○							1	
フランス語展開I	2①・③		1			○							1			
フランス語展開II	2②・④		1			○							1			

教育課程等の概要																	
(【既設】融合学域観光デザイン学類)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員	
共通教育科目 初習言語科目	ロシア語基礎1	1①			1				○						1		
	ロシア語基礎2	1②			1				○						1		
	ロシア語実践基礎1	1①			1				○						1		
	ロシア語実践基礎2	1②			1				○						1		
	ロシア語基礎3	1③			1				○						1		
	ロシア語基礎4	1④			1				○						1		
	ロシア語実践基礎3	1③			1				○						1		
	ロシア語実践基礎4	1④			1				○						1		
	ロシア語展開I	2①・③			1				○						1		
	ロシア語展開II	2②・④			1				○						1		
	中国語基礎1	1①			1				○						1		
	中国語基礎2	1②			1				○						1		
	中国語実践基礎1	1①			1				○						1		
	中国語実践基礎2	1②			1				○						1		
	中国語基礎3	1③			1				○						1		
	中国語基礎4	1④			1				○						1		
	中国語実践基礎3	1③			1				○						1		
	中国語実践基礎4	1④			1				○						1		
	中国語展開I	2①・③			1				○						1		
	中国語展開II	2②・④			1				○						1		
	朝鮮語基礎1	1①			1				○						1		
	朝鮮語基礎2	1②			1				○						1		
	朝鮮語実践基礎1	1①			1				○						1		
	朝鮮語実践基礎2	1②			1				○						1		
	朝鮮語基礎3	1③			1				○						1		
	朝鮮語基礎4	1④			1				○						1		
	朝鮮語実践基礎3	1③			1				○						1		
	朝鮮語実践基礎4	1④			1				○						1		
	朝鮮語展開I	2①・③			1				○						1		
	朝鮮語展開II	2②・④			1				○						1		
	スペイン語基礎1	1①			1				○						1		
	スペイン語基礎2	1②			1				○						1		
	スペイン語実践基礎1	1①			1				○						1		
	スペイン語実践基礎2	1②			1				○						1		
	スペイン語基礎3	1③			1				○						1		
	スペイン語基礎4	1④			1				○						1		
	スペイン語実践基礎3	1③			1				○						1		
	スペイン語実践基礎4	1④			1				○						1		
	スペイン語展開I	2①			1				○						1		
	スペイン語展開II	2②			1				○						1		
	日本語基礎1	1①			1				○						1		
	日本語基礎2	1②			1				○						1		
日本語実践基礎1	1①			1				○						1			
日本語実践基礎2	1②			1				○						1			
日本語基礎3	1③			1				○						1			
日本語基礎4	1④			1				○						1			
日本語実践基礎3	1③			1				○						1			
日本語実践基礎4	1④			1				○						1			
小計(68科目)		—	—	0	68	0		—			0	0	0	0	0	14	—

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域観光デザイン学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外（助手を除く）の教員
自由履修科目	石川県の行政	1③～④			2		○								1	
	石川県の市町	1①～②			2		○								1	
	健康論実践C	1②			1				○						1	
	健康論実践D	1④			1				○						1	
	健康論実践E	1④			1				○						1	
	現代社会における保険の制度と役割Ⅰ	1③			1		○								1	
	現代社会における保険の制度と役割Ⅱ	1④			1		○								1	
	クラウド時代の「ものグラミング」概論	1③～④			2		○								1	
	シェルスクリプト言語論1	1①～②			2		○								1	
	シェルスクリプト言語論2	1③～④			2		○								1	
	ENGINEインターンシップ	1①～②			1				○						1	
	地域協創のアンテナ	1②			1		○								1	
	シェルスクリプトを用いた「ものグラミング」演習A	1②			1			○							1	
	シェルスクリプトを用いた「ものグラミング」演習B	1③			1			○							1	
	企業文化組織論A	1①			1		○								1	
	企業文化組織論B	1②			1		○								1	
	いしかわ金沢学	1②			1		○								1	
	石川未来プロジェクトⅠ	1②			1				○						1	
	石川未来プロジェクトⅡ	1④			1				○						1	
	心と体の健康A	1③			1		○								1	
心と体の健康B	1④			1		○								1		
未来デザインプラクティス	1①・②			1				○						1	集中	
共通教育科目	教職入門	1②			1		○								1	
	金沢の歴史と文化	1③～④			2		○								1	
	日本の伝統芸能	1②			1		○								1	
	防災学入門	1③			1		○								1	
	社会実装から学ぶ循環経済	1②			1		○								1	
	日本国憲法概説	1③			2		○								1	
	地域史料から描きなぞす日本史	1③			1		○								1	
	文明起源の考古学	1④			1		○				1				1	
	ソーシャルビジネス概論	1①			1		○								1	
	様相論理入門	1①			1		○								1	
	ゼミ／角間の里山づくり 春編	1①			1			○							1	
	ゼミ／角間の里山づくり 秋編	1③			1			○							1	
	コーヒーと社会1	1①			1		○								1	
	コーヒーと科学1	1②			1		○								1	
	コーヒーと社会2	1③			1		○								1	
	コーヒーと科学2	1④			1		○								1	
	能登・地域活性化演習	1②			1		○								1	
	実践アントレプレナー学	1③			1		○								1	
	地学実験	1②～③			2				○						1	
	生物学実験	1①～②			2				○						1	
	海洋生化学演習	1①			2			○							1	集中
	地域のトップリーダーを繋ぐⅠ	1①			1		○								1	
	地域のトップリーダーを繋ぐⅡ	1②			1		○								1	
	ローカルキャリアデザインⅠ	1②			1		○								1	
	ローカルキャリアデザインⅡ	1③			1		○								1	
	環境動態学概説Ⅰ	1③			1		○								1	
	環境動態学概説Ⅱ	1④			1		○								1	
RとQuartoではじめるデータサイエンス	1②			1		○								1		
プレゼンテーション演習A	1③			1			○							1		
プレゼンテーション演習B	1④			1			○							1		
Unityゲーム開発演習	1③			1				○						1		
Unreal Engineゲーム開発演習	1④			1				○						1		



教育課程等の概要																			
（【既設】融合学域観光デザイン学類）																			
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考				
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外（助手を除く）の教員			
自由履修科目	動画配信サービスを用いた情報発信演習A	1①	/		1				○						1				
	動画配信サービスを用いた情報発信演習B	1②		1				○							1				
	シェルスク립トを用いた「大規模データ処理」演習A	1②		1					○						1				
	シェルスク립トを用いた「大規模データ処理」演習B	1③		1						○					1				
	融合先導知実践演習A	1②・④		1					○						1				
	文学創作実践	1③		1						○					1				
	学域横断的プロジェクト入門	1④		1						○					1				
	比較文化	1⑩・⑫・⑬・⑭		1							○					1			
	ピアノ教育の社会史	1⑩・⑫・⑬・⑭		1							○					1			
	教理生命科学入門	1④		1							○					1			
	クラウド時代のハとソのレイアウト学～稼ぐ！観光実践	1①～②		2							○					1			
	AIと社会情動学習（SEL）	1①		1							○		1			1			
	小計（67科目）	—		—	—	0	78	0	—	—	—	—	2	0	0	0	0	32	—
共通教育科目計（215科目）	—	—	—	11	243	0	—	—	—	—	2	1	0	1	0	88	—		
学域G S 科目	アカデミックスキル	1①	/	1					○			2					共同		
	プレゼン・ディベート論	1②		1						○					1		共同		
	イノベーション基礎	1③		1						○					1		1		
	教理・データサイエンス基礎及び演習	1③		2							○					2	共同		
	デザイン思考	1④		1							○					3	共同		
	小計（5科目）	—		—	—	6	0	0	—	—	—	—	0	2	0	1	0	7	
	学域G S 言語科目	学域GS言語科目Ⅰ／海外実践英語		2①・②	/	1					○							1	
		学域GS言語科目Ⅱ／時事・学術英語		3①・②		1						○						1	
		学域GS言語科目Ⅲ(Presentation)		2⑩・⑫・⑬・⑭		1							○					1	
		学域GS言語科目Ⅲ(Interaction)		2⑩・⑫・⑬・⑭		1							○					1	
		学域GS言語科目Ⅲ(English for STEM students)		3⑩・⑫・⑬・⑭		1							○					1	
		学域GS言語科目Ⅲ(Science and Society)		2⑩・⑫・⑬・⑭		1							○					1	
		学域GS言語科目Ⅲ(Reading and Discussion)		2⑩・⑫・⑬・⑭		1							○					1	
小計（7科目）	—	—	—	2	5	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	6			
専門教育科目	実践科目	アントレプレナー基礎	1①	/	1					○			1					共同	
		アントレプレナー演習Ⅰ	2①		1						○			1					
		アントレプレナー演習Ⅱ	2②		1							○			1				
		観光DX・PBL演習Ⅰ	2①		1							○					1		
		観光DX・PBL演習Ⅱ	2②		1							○					1		
		観光調査法	2②									○				1			
		ワークショップデザイン演習	2②		2							○					1		
		観光データ解析演習	2③		1							○				1			
		形態・色彩デザイン論	2①		1							○					1		
		ビジネスプラン作成演習	2③		1							○					1		
		地理情報システム演習	2④		1							○					1		
		プログラミングスキル	2③		1							○					1		
		アプリ開発	3②		1							○					1		
		創生インターンシップ	2③・④		1								○				2	共同	
		観光プロジェクト演習Ⅰ	2①～②		1								○		7	5		1	共同
観光プロジェクト演習Ⅱ	2③～④	1								○		7	5		1	共同			
観光プロジェクト演習Ⅲ	3①～②	1								○		7	5		1	共同			
観光プロジェクト演習Ⅳ	3③～④	1								○		7	5		1	共同			
小計（18科目）	—	—	—	5	14	0	—	—	—	—	7	5	0	2	0	7			

教育課程等の概要																			
（【既設】融合学域観光デザイン学類）																			
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考				
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外（助手を除く）の教員			
専門教育科目 専門基礎科目	ホスピタリティ概論	1④	/	2	1			○			1								
	ファイナンス基礎	1④			1			○				1							
	テクノロジー基礎	1④			1			○								5		オムニバス	
	観光デザイン学基礎	2①			1			○				1	4		2			5	オムニバス
	世界変革技術論	2①			1			○							1			2	オムニバス
	人工知能	2①			1			○										1	
	フィンテック基礎とビジネス応用	2①			1			○					1						
	マーケティング基礎	2①			1			○										1	
	超スマートシティとSociety 5.0	2②			1			○					1					3	オムニバス
	観光倫理学	2②			1			○										1	
	観光の公衆衛生学	2②			1			○				1							
	観光法制度論	2③			1			○										1	
	異文化理解とキャリア開発	2③			1			○										1	
	SDGs基礎	2②			1			○										1	
	数理統計学基礎	2③			1			○					1						
	北陸観光産業論	2③			1			○					2						共同
	日本の工芸とデザイン	2④			1			○										1	
	金融工学	2④			1			○					1						
	交流ネットワーク工学	2④			1			○										1	
	ダイバーシティ促進	2①			1			○							1			1	共同
	北陸の都市・農村・文化	2④			1			○										1	
	北陸の農林水産・製造業	3④			1			○										2	
	シェアリングエコノミー	2④			1			○							1				
	観光地域ビジネス論	2④			1			○										1	
	数理解行動モデル基礎	2④			1			○										1	
小計（25科目）	—	—	—	2	24	0	—	—	—	—	2	5	0	2	0	20			
学知科目	エンタテインメントマネジメント論	2③	/		1			○									1		
	SDGs実践	2④			1			○										1	
	文化観光論	2④			1			○										1	
	文化と消費社会	2①			1			○										1	
	持続的な観光	3②			1			○					1						
	伝統文化変容論	3②			1			○										1	
	比較地域発展論	3③			1			○										1	
	グローバルブランディング論	3②			1			○										1	
	ヘリテージ・インタープリテーション	3①			2			○					1						
	文化遺産論	3②			1			○					1		1			1	
	文化と地域経済	3③			1			○										1	
	生活デザイン論	3②			1			○										1	
	国際プロジェクトマネジメント・評価法	3①			1			○					1						
	自然観光論	3④			1			○										1	
	観光資源開発論	1②			1			○										1	
	資源活用と環境共生	3③			2			○										1	
	人間工学	3③			2			○										1	
観光資源マネジメント論	1④	1			○										1				
実践ブランディング	3④	2			○										1				

教育課程等の概要																	
（【既設】融合学域観光デザイン学類）																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外 の教員 （助手を除く）	
専門教育科目	学知科目 関係デザイン インコア エリア	IoT技術	2③	/		1		○							2	共同	
		データサイエンス実践	2④		1		○			1	1						
		行動経済学	2③		1		○			1							
		Web・クチコミ社会動向分析	3①		1		○						1				
		観光データ解析応用	3①		1		○						1				
		観光産業DX発展	3①		1		○			1							
		情報政策論	3①		2		○								1		
		グローバル・アクセシビリティ論	3②		1		○			1							
		都市・交通デザイン	3②		1		○										1
		時空間データ解析	3②		1		○										1
		知的財産法	3①		2		○										1
		統計的意思決定論	3②		2		○										1
		交通工学	3③		1		○										2
		観光VR・XR	3③		1		○			1							
		国際メディア分析論	3③		1		○								1		
		国際コンフリクト・マネジメント	3④		1		○										1
		プランニング最適化	3③		1		○										1
	データベース論	3③	1			○									1		
	需要予測	3④	1			○						1					
	共創デザイン インコア エリア	観光地経営論	2③		1		○					1					
		地域観光政策論	2④		1		○										1
		環境と観光	2①		1		○					1					
		観光開発・計画論	2④		1		○					1					
		地域社会学	2④		1		○										1
		景観デザイン学	3①		1		○			1							
		工業デザイン	3①		1		○										1
		イベント経営論	3①		1		○										1
		地域マネジメント論	3④		1		○										1
		コミュニティ・デザイン論	2①		1		○					1					
		リノベーション論	3③		1		○										1
		社会システム工学	3③		1		○										1
		都市計画	3②		1		○					1					
		ソーシャル・ビジネス論	3④		2		○										1
パブリックスペース論		3②	1		○						1						
計画プロセス		3③	1		○					1							
観光社会学	3③	1		○									1				
地域居住論	3①	1		○									1				
ホスピタリティ・マネジメント	3④	1		○					1								
小計（57科目）	—	—	0	64	0	—	6	4	0	2	0	25					

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域観光デザイン学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外（助手を除く）の教員
専門教育科目	鍛練科目	観光ビジネス実践A	3①～④		1				○						1	共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同
		観光ビジネス実践B	3①～④		2				○						1	
		観光ビジネス実践C	3①～④		4					○					1	
		観光実践留学1	3①～④		1					○			1			
		観光実践留学2	3①～④		2					○			1			
		観光実践留学3	3①～④		3					○			1			
		観光実践留学4	3①～④		4					○			1			
		観光実践留学5	3①～④		5					○			1			
		観光実践留学6	3①～④		6					○			1			
		観光実践留学7	3①～④		7					○			1			
		観光実践留学8	3①～④		8					○			1			
		国際インターンシップ1	3①～④		1					○	1		1			
		国際インターンシップ2	3①～④		2					○	1		1			
		国際インターンシップ3	3①～④		3					○	1		1			
		国際インターンシップ4	3①～④		4					○	1		1			
		国際インターンシップ5	3①～④		5					○	1		1			
		国際インターンシップ6	3①～④		6					○	1		1			
		国際インターンシップ7	3①～④		7					○	1		1			
		国際インターンシップ8	3①～④		8					○	1		1			
		小計（19科目）		—	—	0	79	0	—	—	—	1	0	0	1	
専門教育科目	確立科目	融合研究	4①～④		8				○			1				
		融合演習	4①～④		8				○			1				
		融合試験	4①～④		8					○				1		
		小計（3科目）		—	—	0	24	0	—	—	—	0	2	0	0	0
合計（349科目）		—	—	26	453	0	—	—	—	7	6	0	2	0	125	
学位又は称号		学位（学術）		学位又は学科の分野			社会学・社会福祉学関係									
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等						
以下の要件を満たし、合計124単位以上（融合試験履修者は130単位以上）を修得した者。 ・共通教育科目において導入科目から3単位、GS科目に配置する1群から5群の各群から2単位以上、6群から3単位を含む計15単位、GS言語科目から8単位（日本人学生の場合は日本語を除く必修8単位、留学生の場合は日本語の必修2単位を含む8単位）、基礎科目又は初習言語科目（1言語）から8単位を含め、計36単位以上を修得。 ・専門教育科目において学域GS科目6単位、学域GS言語科目2単位、実践科目から必修5単位を含め13単位、基盤科目から必修2単位を含め19単位、学知科目から26単位（同一のコアエリアから13単位以上、かつ、残る2コアエリアから各1単位以上を含む）、鍛練科目から4単位、確立科目から8単位を含め、計88単位以上（融合試験履修者は94単位以上）を修得。										1学年の学期区分		4期				
										1学期の授業期間		8週				
										1時限の授業の標準時間		90分				

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域スマート創成科学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員（助手を除く）
導入科目	大学・社会生活論	1①		1			○							1	共同	
	データサイエンス基礎	1①		1			○							1		
	地域概論	1②		1			○							2		
	小計（3科目）	—	—	3	0	0	—	—	—	—	—	—	—	3	—	
GS科目 共通教育科目	1群（自己の立ち位置を知る）	現代世界への歴史学的アプローチ	1①・②・③・④		1			○							1	共同
		グローバル時代の政治経済学	1①・②・③・④		1			○							1	
		グローバル時代の社会学	1①・②・③・④		1				○						1	
		ケーススタディによる応用倫理学	1①・②・③・④		1				○						1	
		地球生物圏と人間	1①・②・③・④		1				○						1	
	2群（自己を鍛える）	哲学（自我論）	1①・②・③・④		1			○							1	
		パーソナリティ心理学	1①・②・③・④		1			○							1	
		グローバル時代の文学	1①・②・③・④		1			○							1	
		健康科学	1①・②・③・④		1			○							1	
		細胞・分子生物学	1①・②・③・④		1			○							2	
	3群（価値観を表現・評価する）	エクササイズ&スポーツ 実技	1①・②・③・④		1					○					1	
		クリティカル・シンキング	1①・②・③・④		1			○							1	
		価値と情動の認知科学	1①・②・③・④		1			○							1	
		芸術と自己表現	1①・②・③・④		1			○							1	
	4群（世界とつながる）	スポーツ科学	1①・②・③・④		1			○							1	
		地域社会と文化人類学	1②・③・④		1			○							1	
		日本史・日本文化	1②・③・④		1			○							3	
		異文化間コミュニケーション	1①・②・③・④		1			○							2	
		異文化体験A	1②・④		1					○					1	
		異文化体験B	1②・④		2					○					1	
		異文化体験C	1②・④		3					○					1	
		異文化体験D	1②・④		4					○					1	
		異文化体験E	1②・④		5					○					1	
		異文化体験F	1②・④		6					○					1	
	5群（未来の課題に取り組む）	異文化体験G	1②・④		7					○					1	
		異文化体験H	1②・④		8					○					1	
		グローバル時代の国際協力	1①・②・③・④		1			○							1	
		グローバル社会と地域の課題	1①・②・③・④		1			○							1	
6群（新しい社会を生きる）	科学技術と科学方法論	1①・②・③・④		1			○							1		
	統計学から未来を見る	1①・②・③・④		1			○							1		
	環境学とESD	1①・②・③・④		1			○							1		
	生活と社会保障	1①・②・③・④		1			○					1		1		
	現代社会と人権	1①・②・③・④		1			○							1		
	インテグレートド科学	1①・②・③・④		1			○							1		
GS言語科目（英語）	AI入門	1①・②・③・④		1			○							1		
	情報の科学	1①・②・③・④		1			○							1		
	デザイン思考入門	1①・②・③・④		1			○							2		
	論理学と数学の基礎	1①・②・③・④		1			○							1		
	小計（38科目）	—	—	0	66	0	—	—	—	—	—	—	—	34	—	
	GS言語科目（英語）	Practical English I	1①		1			○							1	
		Practical English II	1②		1			○							1	
		Practical English III	1③		1			○							1	
		Practical English IV	1④		1			○							1	
English for Academic Purposes I		1①		1			○							1		
English for Academic Purposes II		1②		1			○							1		
English for Academic Purposes III		1③		1			○							1		
English for Academic Purposes IV		1④		1			○							1		
English for Academic Purposes (Retake)		2①・②・③・④		1			○							1		

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域スマート創成科学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員 （助手を除く）
GS言語科目 （日本語）	アカデミック基礎日本語A	1①			1		○							1		
	アカデミック基礎日本語B	1②			1		○							1		
	講義の聴解A	1①・③			1		○							1		
	講義の聴解B	1②・④			1		○							1		
	上級読解I A	1①			1		○							1		
	上級読解I B	1②			1		○							1		
	上級読解II A	1③			1		○							1		
	上級読解II B	1④			1		○							1		
	日本語で学ぶ論理A	1①・③			1		○							1		
	日本語で学ぶ論理B	1②・④			1		○							1		
	日本事情A	1①・③			1		○							1		
	日本事情B	1②・④			1		○							1		
	アカデミック・ライティングA	1①・③			1		○							1		
	アカデミック・ライティングB	1②・④			1		○							1		
小計（23科目）	—	—	—	8	15	0	—	—	—	0	0	0	0	0	6	—
共通教育科目	微分積分学I A	1①			1		○							1		
	微分積分学I B	1②			1		○							1		
	微分積分学II A	1③			1		○							1		
	微分積分学II B	1④			1		○							1		
	線形代数学I A	1①			1		○							1		
	線形代数学I B	1②			1		○							1		
	線形代数学II A	1③			1		○							1		
	線形代数学II B	1④			1		○							1		
	統計数学A	1③			1		○							1		
	統計数学B	1④			1		○							1		
	物理学I A	1①			1		○							1		
	物理学I B	1②			1		○							1		
	物理学II A	1③			1		○							1		
	物理学II B	1④			1		○							1		
	化学I A	1①			1		○							1		
	化学I B	1②			1		○							1		
	化学II A	1③			1		○							1		
	化学II B	1④			1		○							1		
小計（18科目）	—	—	—	0	18	0	—	—	—	0	0	0	0	0	4	—
初習言語科目	ドイツ語基礎1	1①・③			1		○							1		
	ドイツ語基礎2	1②・④			1		○							1		
	ドイツ語実践基礎1	1①・③			1		○							1		
	ドイツ語実践基礎2	1②・④			1		○							1		
	ドイツ語基礎3	1①・③			1		○							1		
	ドイツ語基礎4	1②・④			1		○							1		
	ドイツ語実践基礎3	1①・③			1		○							1		
	ドイツ語実践基礎4	1②・④			1		○							1		
	ドイツ語展開I	2①			1		○							1		
	ドイツ語展開II	2②			1		○							1		
	フランス語基礎1	1①			1		○							1		
	フランス語基礎2	1②			1		○							1		
	フランス語実践基礎1	1①			1		○							1		
	フランス語実践基礎2	1②			1		○							1		
	フランス語基礎3	1③			1		○							1		
	フランス語基礎4	1④			1		○							1		
	フランス語実践基礎3	1③			1		○							1		
	フランス語実践基礎4	1④			1		○							1		
フランス語展開I	2①・③		1		○							1				
フランス語展開II	2②・④		1		○							1				

教育課程等の概要																
（【既設】融合学域スマート創成科学類）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外を除く
初習言語科目	ロシア語基礎 1	1①	/		1			○						1		
	ロシア語基礎 2	1②			1			○						1		
	ロシア語実践基礎 1	1①			1			○						1		
	ロシア語実践基礎 2	1②			1			○						1		
	ロシア語基礎 3	1③			1			○						1		
	ロシア語基礎 4	1④			1			○						1		
	ロシア語実践基礎 3	1③			1			○						1		
	ロシア語実践基礎 4	1④			1			○						1		
	ロシア語展開 I	2①・③			1			○						1		
	ロシア語展開 II	2②・④			1			○						1		
	中国語基礎 1	1①			1			○						1		
	中国語基礎 2	1②			1			○						1		
	中国語実践基礎 1	1①			1			○						1		
	中国語実践基礎 2	1②			1			○						1		
	中国語基礎 3	1③			1			○						1		
	中国語基礎 4	1④			1			○						1		
	中国語実践基礎 3	1③			1			○						1		
	中国語実践基礎 4	1④			1			○						1		
	中国語展開 I	2①・③			1			○						1		
	中国語展開 II	2②・④			1			○						1		
	スペイン語基礎 1	1①			1			○						1		
	スペイン語基礎 2	1②			1			○						1		
	スペイン語実践基礎 1	1①			1			○						1		
	スペイン語実践基礎 2	1②			1			○						1		
	スペイン語基礎 3	1③			1			○						1		
	スペイン語基礎 4	1④			1			○						1		
	スペイン語実践基礎 3	1③			1			○						1		
	スペイン語実践基礎 4	1④			1			○						1		
	スペイン語展開 I	2①			1			○						1		
	スペイン語展開 II	2②			1			○						1		
	日本語基礎 1	1①			1			○						1		
	日本語基礎 2	1②			1			○						1		
	日本語実践基礎 1	1①			1			○						1		
	日本語実践基礎 2	1②			1			○						1		
	日本語基礎 3	1③			1			○						1		
	日本語基礎 4	1④			1			○						1		
日本語実践基礎 3	1③		1			○						1				
日本語実践基礎 4	1④		1			○						1				
小計（58科目）	—	—	—	0	58	0	—	—	—	0	0	0	0	0	14	—
自由履修科目	石川県の行政	1③～④	/		2			○						1		
	石川県の市町	1①～②			2			○						1		
	健康論実践 C	1②			1									1		
	健康論実践 D	1④			1						○			1		
	健康論実践 E	1④			1						○			1		
	現代社会における保険の制度と役割 I	1③			1			○						1		
	現代社会における保険の制度と役割 II	1④			1			○						1		
	クラウド時代の「ものグラミング」概論	1③～④			2			○						1		
	シェルスクリプト言語論 1	1①～②			2			○						1		
	シェルスクリプト言語論 2	1③～④			2			○						1		
	ENGINE インターンシップ	1①～②			1						○			1		
	地域協創のアンテナ	1②			1			○						1		
	シェルスクリプトを用いた「ものグラミング」演習A	1②			1				○					1		
	シェルスクリプトを用いた「ものグラミング」演習B	1③			1				○					1		
企業文化組織論 A	1①		1			○						1				

教育課程等の概要																		
（【既設】融合学域スマート創成科学類）																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員		
共通教育科目 自由履修科目	企業文化組織論B	1②			1		○								1	集中		
	いしかわ金沢学	1②			1		○								1			
	石川未来プロジェクトI	1②			1				○						1			
	石川未来プロジェクトII	1④			1					○					1			
	心と体の健康A	1③			1			○							1			
	心と体の健康B	1④			1			○							1			
	未来デザインプラクティス	1①・②			1					○					1			
	教職入門	1②			1			○							1			
	金沢の歴史と文化	1③～④			2			○							1			
	日本の伝統芸能	1②			1			○							1			
	防災学入門	1③			1			○							1			
	社会実装から学ぶ循環経済	1②			1			○							1			
	日本国憲法概説	1③			2			○							1			
	地域史料から描きなおす日本史	1③			1			○							1			
	文明起源の考古学	1④			1			○							1			
	ソーシャルビジネス概論	1①			1			○							1			
	様相論理入門	1①			1			○							1			
	ゼミ／角間の里山づくり 春編	1①			1				○						1			
	ゼミ／角間の里山づくり 秋編	1③			1				○						1			
	コーヒーと社会1	1①			1			○							1			
	コーヒーと科学1	1②			1			○							1			
	コーヒーと社会2	1③			1			○							1			
	コーヒーと科学2	1④			1			○							1			
	能登・地域活性化演習	1②			1			○							1			
	実践アントレプレナー学	1③			1			○							1			
	地学実験	1②～③			2					○	○				1			
	生物学実験	1①～②			2					○	○				1			
	海洋生化学演習	1①			2				○						1			
	地域のトップリーダーを繋ぐI	1①			1			○							1			
	地域のトップリーダーを繋ぐII	1②			1			○							1			
	ローカルキャリアデザインI	1②			1			○							1			
	ローカルキャリアデザインII	1③			1			○							1			
	環境動態学概説I	1③			1			○							1			
	環境動態学概説II	1④			1			○							1			
	RとQuartoではじめるデータサイエンス	1②			1			○							1			
	プレゼンテーション演習A	1③			1				○						1			
	プレゼンテーション演習B	1④			1				○						1			
	Unityゲーム開発演習	1③			1					○	○				1			
	Unreal Engineゲーム開発演習	1④			1					○	○				1			
	動画配信サービスを用いた情報発信演習A	1①			1				○						1			
	動画配信サービスを用いた情報発信演習B	1②			1				○						1			
	シェルスクリプトを用いた「大規模データ処理」演習A	1②			1				○						1			
	シェルスクリプトを用いた「大規模データ処理」演習B	1③			1				○						1			
	融合先導知実践演習A	1②・④			1			○							1			
	文学創作実践	1③			1			○							1			
	学域横断的プロジェクト入門	1④			1			○							1			
	比較文化	1①・②・③・④			1			○							1			
	ピアノ教育の社会史	1①・②・③・④			1			○							1			
	数理生命科学入門	1④			1			○							1			
	クラウド時代のハトソのレ	1①～②			2			○							1			
	インバウンド学～稼ぐ！観光実践	1③			1			○							1			
	AIと社会情動学習（SEL）	1①			1			○							1			
	小計（67科目）	—	—	—	0	78	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	35	—
	共通教育科目計（207科目）	—	—	—	11	235	0	—	—	—	—	0	0	0	1	0	93	—



教育課程等の概要																		
（【既設】融合学域スマート創成科学類）																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外を除く		
専門教育科目	学域GS科目	アカデミックスキル	1①	/	1													
		プレゼン・ディベート論	1②	/	1				○	○			1					共同
		デザイン思考	1②	/	1				○				1					1
		イノベーション基礎	1③	/	1				○									1
		数理・データサイエンス基礎及び演習	1③	/	2					○								2
		小計（5科目）	—	—	6	0	0	—	—	—	—	—	0	1	1	0	0	5
	学域GS言語科目	学域GS言語科目Ⅰ／海外実践英語	2①・②	/	1				○									1
		学域GS言語科目Ⅱ／時事・学術英語	3①・②	/	1				○									1
		学域GS言語科目Ⅲ(Presentation)	2①・②・③・④	/	1				○									1
		学域GS言語科目Ⅲ(Interaction)	2①・②・③・④	/	1				○									1
学域GS言語科目Ⅲ(English for STEM students)		3①・②・③・④	/	1				○									1	
学域GS言語科目Ⅲ(Science and Society)		2①・②・③・④	/	1				○									1	
学域GS言語科目Ⅲ(Reading and Discussion)		2①・②・③・④	/	1				○									1	
小計（7科目）	—	—	2	5	0	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	6		
専門教育科目	実践科目	アントレプレナー基礎	1①	/	1				○			1						
		アントレプレナー演習Ⅰ	2①	/	1					○		1						
		産業DX・PBL演習Ⅰ	2①	/	1					○	○							1
		社会調査法	2②	/	1					○								1
		数理科学探求	2①	/	1					○								1
		アントレプレナー演習Ⅱ	2②	/	1						○	○	1					
		産業DX・PBL演習Ⅱ	2②	/	1						○	○						1
		データ解析演習	2③	/	1						○	○						1
		地方創生に見る社会課題	2②	/	1					○				1				
		スマートデバイス演習	2③	/	1					○					1			
		北陸地域創生と社会学	2③	/	1					○								1
		数理・データサイエンス・AI実践	2③	/	1					○				1				
		プログラミングスキル	2③	/	1					○								1
		Webサイト設計基礎	2④	/	1					○					1			
		データ駆動型社会と産業	2④	/	1					○								2
		プログラミングスキル実践	3①	/	1					○			1					
		アプリ開発	3②	/	1					○								1
小計（17科目）	—	—	5	12	0	—	—	—	—	—	1	0	2	1	0	7		
専門教育科目	基盤科目	テクノロジー基礎	1④	/	1				○			1						4
		ファイナンス基礎	1④	/	1				○									1
		ロボットイノベーション	2①	/	1					○				1				
		スマート創成化学とバイオロジー	2①	/	1					○				1				
		技術社会と倫理	2①	/	1					○			1					
		フィンテック基礎とビジネス応用	2①	/	1					○								1
		マーケティング論	2③	/	2					○				1				
		北陸技術経営論	2④	/	1					○			1					
		AIと未来の社会学	2②	/	1					○								1
		未来エネルギー創成	2②	/	1					○			1					
		超スマートシティとSociety 5.0	2②	/	1					○								4
		社会変動と労働生産性	2③	/	1					○				1				6
		世界の課題と技術トレンド	2③	/	1					○								1
		SDGs基礎	2②	/	1					○								1
		IoT技術	2③	/	1					○								2
		金融工学	2④	/	1					○								1
		情報科学応用	2③	/	1					○			1					
社会と工学における最適化	2③	/	1					○								1		
数理行動モデル基礎	2④	/	1					○								1		
スマートシステム制御	2④	/	1					○			1							

教育課程等の概要																	
（【既設】融合学域スマート創成科学類）																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員（助手を除く）	
専門基盤科目	基盤科目	北陸の都市・農村・文化	2④	/		1		○							1		
		北陸の農林水産・製造業	2④			1		○			1					1	
		消費生活論	2④			1		○								1	
		コンピュータとデジタル回路	3①			1		○								1	
		イノベーション・マネジメント	3④			1		○								1	
		小計（25科目）	—		—	4	22	0	—	—	—	4	2	1	0	0	19
専門教育科目	学知科目	スマートライフコアエリア	先端医学	2④		1		○							1		
			未来医科学	2④		1		○							1		
			QOLとWell-being	2④		1		○							1		
			人間拡張とライフ	3①		1		○			1	1				1	オムニバス
			地域の居住空間デザイン	3①		1		○					1				
			ヒューマンインターフェース	3①		1		○								2	共同
			生活デザイン論	3②		1		○								1	
			超高齢社会と科学技術	3②		1		○				1					
			地域包括ケアと地方創生	3②		1		○						1			
			生活行動とアクティビティ	3②		1		○				1					
			未来型ヘルスケアシステム	3③		1		○						1		1	共同
			人間工学	3③		1		○				1	1				
			健康スポーツ栄養学	3③		1		○									
			スマートウェルネス	3③		1		○					1				
			レギュラトリーサイエンス	3④		1		○					1				
	AI・IoT健康福祉学	3④		1		○						1		1	共同		
	フィジカル・ブレイン接続	3④		1		○								1			
	ヘルステック	3④		1		○					1						
	学知科目	スマート産業コアエリア	スマート産業論	2③		1		○								1	
			消費者行動と社会	2③		1		○							1		
			実践データサイエンス	2④		1		○								1	
			画像認識と機械学習	3①		1		○									
			スマートセンシング	3①		1		○				1					
			カーボンニュートラル技術	3①		1		○				1					
			統計的学習理論	3②		1		○					1				
			デジタル生産工学	3②		1		○				1					
			知的財産法	3②		2		○								1	
			スマートシステム制御応用	3③		1		○				1					
			スマート資金とビジネス応用	3③		1		○								1	
			自律ロボット	3③		1		○					1				
産業とユニバーサルデザイン			3③		1		○						1				
拡張・リアリティ空間デザイン			3③		1		○								1		
次世代情報通信			3④		1		○				1						
エナジーハーベスティング	3④		1		○				1								
コンピュータと電子回路	3④		1		○								1				
生産者の社会責任	4①		1		○				1								

教育課程等の概要																	
（【既設】融合学域スマート創成科学類）																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外を除く	
専門教育科目	学知科目 スマート社会コアエリア	SDGs実践	2④	/		1		○				1				1	共同
		実践スマートシティ論	2④			1		○			1					1	
		ナショナルレジリエンス	3①			1		○								1	
		Web・クチコミ社会動向分析	3①			1		○								1	
		デジタルエコノミーと地域展開	3①			1		○								1	
		都市・地域工学	3②			1		○								1	
		スマートモビリティと自動運転	3②			1		○			1						
		都市・交通デザイン	3②			1		○				1					
		社会システム工学	3②			1		○					1				
		エビデンスベース政策論	3②			1		○					1				
		ソーシャルイノベーション	3③			1		○								1	
		社会的合意形成論	3③			1		○				1					
		デジタルツインと危機管理	3③			1		○								1	
		低炭素社会	3④			1		○				1					
	スマートサプライチェーン	3④		1		○					1						
	スマートインフラマネジメント	3④		1		○								1			
	ネットワーク・メカニズムデザイン	3④		1		○								2			
	フューチャーデザイン	3④		1		○				1		1					
	小計（54科目）	—	—	0	55	0	—	—	—	9	4	4	1	0	19		
	鍛練科目	北陸産業インターンシップⅠ	3②～③	/	1						○	1					
北陸産業インターンシップⅡ		3②～③	1							○	1						
スマート創成プロジェクト鍛練Ⅰ		4①～②	1							○	11	4	4	2			
スマート創成プロジェクト鍛練Ⅱ		4①～②	1							○	11	4	4	2			
海外実践留学		3③～④	1							○					1		
国際インターンシップ		3③～④	1							○					1		
教理・データサイエンス・AI鍛練		4①	1							○					1		
小計（7科目）	—	—	1	6	0	—	—	—	11	4	4	2	0	3			
確立科目	融合研究	4①～④	/		8				○		1						
	融合演習	4①～④			8				○		1						
	融合試験	4①～④			8				○		1						
	小計（3科目）	—		—	0	24	0	—	—	—	3	0	0	0	0		
合計（325科目）		—	—	29	359	0	—	—	—	11	4	4	2	0	124		
学位又は称号		学位（学術）			学位又は学科の分野			社会学・社会福祉学関係，工学関係									
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等							
以下の要件を満たし、合計124単位以上（融合試験履修者は130単位以上）を修得した者。 ・共通教育科目において導入科目から3単位、GS科目に配置する1群から5群の各群から2単位以上、6群から3単位を含む計15単位、GS言語科目から8単位、基礎科目から8単位を含め、計36単位以上を修得。 ・専門教育科目において学域GS科目6単位、学域GS言語科目2単位、実践科目から必修5単位を含め13単位、基盤科目から必修4単位を含め19単位、学知科目から26単位（同一のコアエリアから13単位以上、かつ、残る2コアエリアから各1単位以上を含む）、鍛練科目から必修1単位を含め4単位、確立科目から8単位を含め、計88単位以上（融合試験履修者は94単位以上）を修得。										1学年の学期区分		4期					
										1学期の授業期間		8週					
										1時限の授業の標準時間		90分					

授 業 科 目 の 概 要				
(新学術創成研究科総合知創出科学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
GS 基盤科目	異分野研究探査 I		<p>自身の専門と異なる分野での研究活動による実体験を通し、異分野に対する科学的知見や洞察を身に付けること、その分野に対して積極的に関与する意欲や能力を醸成すること、及び、今後の自身の研究に異分野の知見を活かすきっかけとすることを目的とする。さらに、修士課程修了後の研究継続も見据えてより広範な視野の涵養を目標とする。</p> <p>大学院入学直後の1年次Q1に自身が所属する研究室と研究内容が近い別の研究室において、一定の期間研究を実施する。</p> <p>研究に対する視野を広げると共に、新たな発想や研究方法等を学ぶことにより、修士課程全体を見据えた研究活動を実施するための基盤とする。</p>	
	異分野研究探査 II		<p>自身の専門と異なる分野での研究活動による実体験を通し、異分野に対する科学的知見や洞察を身に付けること、その分野に対して積極的に関与する意欲や能力を醸成すること及び、今後の自身の研究に異分野の知見を活かすきっかけとすることを目的とする。さらに、修士課程修了後の研究継続も見据えてより広範な視野の涵養を目標とする。</p> <p>自身の所属する研究室と専門分野が異なる研究室を選び、一定の期間研究を実施する。研究に対する視野を広げると共に、新たな発想や研究方法等を学ぶことにより、修士課程全体を見据えた研究活動を実施するための基盤とする。</p>	
	研究者倫理		<p>研究者には分野を問わず、研究の遂行の際は研究倫理を守ることが求められる。また、研究の実施と結果の開示にも社会的責任を果たすことが求められる。本授業では、研究者に求められる「研究倫理」とはどのようなものかについて、研究に従事する者に求められる倫理、規範意識、科学の社会的責任について学ぶ。</p> <p>授業の到達目標は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動における不正行為について説明できる。</li> <li>・現在及び将来関わることになる自身の研究に関連して、発生し得る倫理的な問題を説明できる。</li> <li>・それらの問題が実際に生じないようにするために必要な態度・考え方を説明できる。</li> </ul>	
	知識集約型社会とデータサイエンス		<p>この授業では、研究者としての自分の興味関心を見つめ、大学院学生として新たな研究への挑戦性を育む一歩となる機会を提供する。そして、ニューノーマルライフが求められる知識集約型社会での多様な挑戦的な研究活動を実践するため、自分自身の専門分野や実績等を最大限発揮できるよう、文理融合や分野融合を志向するSTEAM教育の価値やデータ駆動型研究に役立つDXの未来を学ぶ。</p> <p>具体的には以下の(1)～(4)を学生の到達目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)知識集約型社会で求められる人材像について説明することができる。</li> <li>(2)文理融合教育や分野融合教育の価値について説明することができる。</li> <li>(3)データサイエンスの価値について説明することができる。</li> <li>(4)DXの活用方法や可能性について説明することができる。</li> </ol>	
	次世代の先端科学技術		<p>異分野の最先端研究・知識・動向の「頂上の景色」を眺め、そこに到達するための自らの道筋を見据えるバックキャスト型学修を学ぶ。具体的には、本学の研究機関やセンターにおける最先端技術に関する知識を得るとともに、異分野の学生とのディスカッションや協働作業を通じて、融合アイデアを得ながら自身の専門性を磨く方法について学ぶ。</p> <p>本授業の目的は、本学の次世代先端科学技術を学び、分野融合的な考えを修得することとする。教育手法として、オンラインでのActive Learningを行い、レポート等の課題ではグループワークの課題や動画でのレポート課題などでプレゼン能力も修得させることで、教育デジタルトランスフォーメーションを理解する。</p>	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
G S 基 盤 科 目	スマート創成科学とデジタル		文理を問わず様々な専門分野で蓄積されつつある大規模かつ高次元のデータからいかに問題の所在を同定し、データを予測に活用できるか、このことは超スマート社会の実現に向けた課題となっている。本授業では、この課題を解決するために必須のスキルとなりつつあるデータサイエンスの基本的手法について学ぶ。さらに、様々なものがデジタルで管理されるようになり、社会基盤の高度化が進んでいる背景を踏まえ、デジタルで管理することのメリット・デメリットについても実例を踏まえて理解を深める。	
	イノベーション方法論		産業のグローバル化や国際分業が進行する中、地域に根ざした企業や高度な専門知識を基盤とする企業が、どのようにして市場環境の変化に対応し、革新的で競争力のある製品やサービスを生み出しているのか、事例により学ぶ。また、日常のアイデア、専門知識、研究・開発成果から商品やサービスを考え、具体化するための方法について、演習やグループ討論による疑似体験を通して学ぶ。本科目では、ベンチャー企業の創業者や新事業のリーダーとの起業体験や新しい産業の動向に関する意見交換も予定している。	
	数理・データサイエンス・AI 基盤		「数理・データサイエンス・AI」の知識及びデータ分析技術は、知識集約型社会、Society 5.0においては必須技能である。本授業では、オープンデータを用いてデータ解析を行い、研究におけるデータ分析能力の向上を図るとともに、自身の研究活動における課題解決に数理・データサイエンス・AIを活用するための基本的な技術を習得する。本授業を通じて、データ解析結果に対して社会的・科学的な価値を与えることができるようになることが、授業の到達目標及びテーマである。	
	人間と社会の課題		私たちは、現代社会の目まぐるしい変化の中で日々生じる新たな課題や、古から現代に至っても未だ解決されない問題や困難な課題に直面している。本授業では、そういった諸問題を見出し、その解決のために必要な方法、多様な研究視点などを学ぶ。そして Society 5.0の未来社会で総合知の展開に貢献できるよう自らの研究の意義を見つめるとともに、人間と社会に関する問題の研究力を養う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会と人々が直面している課題を知り、新たな視点から自らの研究課題を発見する。</li> <li>・ 自らの研究課題の社会的意義を自覚し、その研究目標をイメージする。</li> <li>・ 異分野の研究課題や研究方法や研究プロセスを学び、自身の研究に活用する。</li> <li>・ 数理・データサイエンス・AIの動向を学び、人文・社会科学での有効性を理解する。</li> </ul>	
	ビジネス・技術マネジメント戦略論		概論として、MOTとは何か、科学と技術と経営の違い、研究と開発の違いをゲストスピーカーの経験も交えながら概説する。科学技術政策と先端科学研究・技術動向、最近の技術史として、なぜ1990年代に米国に敗れたかを解説して、我が国の製造業が諸外国との競合関係の中でどのような変容を遂げてきたか事例を挙げて論じ、今後の戦略について考える。開発計画の事例として、アルミニウム缶の開発を通して技術経営について学ぶ。技術開発とグローバル競争では、優れた技術であっても市場で優れたポジションを占めることができない事例として、二次電池開発の事例や歴史を参考にしながら、今後のR&Dに必要な方針や施策について学修する。	
ヘルスケア・イノベーション		イノベーションとは単なるインベンションでなく、社会変革をおこすことと理解し、ヘルスケア・医療領域での社会的ニーズを探り、ヘルスケア製品、医薬品、医療機器開発の歴史や現在の先端医療テクノロジーの応用の取り組み例から、その過程で必要とされる①ヘルスケア・医療領域の経済とマーケティング、②ヘルスケア・医療領域の知財・特許、③レギュラトリーサイエンス（法規制（薬機法、保険診療など）、医の倫理・臨床研究倫理）と関係機関（厚労省、PMDA、AMED）の基礎的な知識ならびにイノベーション過程での位置づけを理解したうえで、学生オリジナルなヘルスケア・医療領域におけるイノベーション案を創出、実現可能性を検討する。		

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
GS 基盤科目	破壊的イノベーションに向けた経営		この授業では、破壊的イノベーション、イノベーションのジレンマ、「ジョブ理論」など、シュンペーターとクリステンセンの議論を通して、どのように破壊的イノベーションを起こすことができるかを解説する。また、「知の深化」と「知の探索」の二つの「両利きの経営」の方法をどのように導入するかについて議論を行う。以上のイノベーションの視点を踏まえ、最終的には、北陸地域の中小企業を中心とした企業の技術と知見を融合させながら、社会的、地域的、場合によっては地球規模のあらゆる課題を解決するために、私たちが獲得した破壊的イノベーションを実証してゆく。	
	ソーシャルイノベーション基盤		社会課題の問題構造を局所的・短期的にとらえることで、問題解決につながると思っただ介入が結果的に問題を悪化させてしまうことがある。本質的な問題解決につながる社会変革を戦略的に進めるためには、社会課題の問題構造に含まれる物事の複雑なつながりを俯瞰的に理解し、効果的な介入ポイントを見極める力が必要である。システム思考を用いて、社会変革の戦略設計をする上での俯瞰的なモノの見方と変化の介入ポイントを見極める能力を向上する。	
専門 基盤科目	消費生活と生活創造論		消費生活に関わる議論の変遷を現状および社会学的考察から確認する。また、社会経済環境の変化の中での消費生活の変容や消費者問題の発生、消費者市民教育など、消費生活に関わる様々な知識・状況を踏まえ、日常の暮らしの中の身近なテーマを取り上げ検討し、消費者の視点から暮らしを分析かつ生活を創造する力を養う。 消費生活の現状を踏まえて消費者・生活者の視点から質の高い生活を創造するために、以下を目標とする。 1. 消費生活の変化・現状とその課題について、社会学関連の文献研究・調査結果を踏まえて把握することができる。 2. 消費生活上の課題解決のために、今後はどのような方向性が求められているのかについて考察する力を養うことができる。 3. 消費者の視点から身の回りのモノやサービスに着目し、消費者として未来を創る工夫を提案することができる。	
	STEAM教育と創造性		STEAM教育とは、科学、技術、工学、芸術、数学の学際的なアプローチを組み合わせた総合的教育である。本学では、STEAM教育を通して、異分野・異文化協働による未来の社会課題を解決する人材、先導STEAM人材の育成を目指している。 本授業では、先導STEAM人材に求められる5つの力「俯瞰力」「提案力」「協働力」「課題発見・解決力」「挑戦・実践力」を支える「共感力」「創造性」の2つの構成要素に着目し、それぞれを、特にアートの手法を用いた実習を通して獲得することを目指す。	
	時系列データ分析とファイナンス		この授業では、時系列データの基礎から応用まで幅広く学ぶ。はじめに、時系列データの基本概念、モデリング技術、予測手法について学び、その後、理論と実践を統合した市場データの分析とリスク管理への応用に焦点を当てる。また、授業の一環として、実際のデータを用いた分析プロジェクトを実施し、最終回でその成果を発表する。この授業を通じて、時系列モデルの構築、分析、予測の実用的なスキルを身に付けるとともに、時系列分析の最先端の手法を探究し、これらの手法を実践的なデータ分析に応用する能力を高める。	
	予防医学と社会データ分析		この授業は、社会データを活用して予防医学の原則とアプローチを分析することに焦点を当てる。授業は理論的な基礎と実践的なデータ分析技術の両方を包括し、公衆衛生の現場でのデータ駆動型意思決定を強化する。 この授業を通じて、学生は社会データを用いて予防医学の課題を分析し、公衆衛生の政策立案と実践においてデータを効果的に活用する能力（問題を明らかにし、意思決定を支援するための解析力）を身につける。授業は講義、実践的なワークショップ、ケーススタディ分析、および学生によるプロジェクトベースの学修で構成する。	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
変革先導学修コア 専門基盤科目	自律学習と第二言語習得論 基盤		<p>本授業では、学習者独自の第二言語学習段階の問題点を理解しながら、授業外学習におけるゴールを定め、学習内容を選択・実行・管理し、学習の成果について評価する学習プロセスを構築し、学習ストラテジーなどの考察や効果検証などを通してディスカッション及びプレゼンテーションを行い自律的学習能力向上の効果的な取り組みを考察する。</p> <p>第二言語習得研究（SLA）の知見に基づいて学習者独自の第二言語学習段階を理解しながら、自律的学習プロセスに取り組み、自律的学習者能力の向上を目指す。</p>	
	人工知能と心		<p>機械やコンピュータに心があるかという古くて新しい問いは、近代哲学以降現代に至るまで重要な哲学的問題であった。しかし人工知能の発展とともに、近年AIと人間の心との境界が一見すると曖昧になっている印象を与える。とりわけ第三次AI革命による新しい社会的状況が、解釈学による意味体験の分析（ハイデガー、デヴィッドソン、和辻）に対してどの程度新しい視点を提供できるかを検討する。</p> <p>人工知能に心があるかという問いについて情報哲学の観点から検討する。まず心の概念を正確に理解するために近代哲学以降の主要な心の理論を概観する。その上で、近年のAI革命による新しい社会的状況が心の理論にどのような問題を提起しているかを検討する。</p>	
	商品開発特論		<p>かつて「ものづくり大国」と呼ばれた日本においては、今もなお優れた技術が存在し、その技術とDXなどを活用した新たな魅力的な商品開発が望まれている。商品開発に関し、具体例に基づき、技術、コンセプト、知財など多様な側面に関する基礎知識を得る。また評価や調査に関する実践的学びを行う。更に、データサイエンスの手法を用いた解析の基礎について学び、説明できるようになる。以上により、イノベティブな商品を開発するための考え方や実施手法を総合的に学ぶ。</p>	
	ライフサイエンス社会実装 基盤特論		<p>近年のライフサイエンスの急速な発展により、遺伝子工学、蛋白質工学等によって画期的な診断薬・治療薬、工業製品、農産物・食品などが開発されてきている。そして成功した場合の利益は高額であることが多い。しかし、ライフサイエンスによる製品は、ハイレベルの技術開発、多額の資金調達、申請・承認までに長い時間が必要とされているため、実際の社会実装には多くのハードルが存在する。本授業では、ライフサイエンスによる製品の社会実装の実際を理解することを目標とする。また、ライフサイエンス分野の研究者を目指す場合に限らず有効な、自身の研究成果の産業化、技術移転に必要となる要素を学び、理解する。</p>	
	イノベーション特論		<p>イノベーションを起こせない組織は、遅かれ早かれ必ず消滅する。そしてイノベーションを醸成できない国や地域もまた、必ず衰退する。そこで本授業では、イノベーションに関する基礎知識を理解するとともに、今後の調査研究活動の基礎とすることを目標とする。また、イノベーションの基本的な役割、コンセプト、仕組みについて、いくつかの事例を交えながら学修する。</p> <p>「経済の発展は、経済の循環とは性質を異にするもので、そこには循環に見られる連続的な均衡状態はなく、非連続的・断絶的な様相を呈する」という前提のもと、いかに現在の社会経済においてイノベーション創出が重要であるかを受講者全員で認識する。その上で、顧客創造、新市場開拓、市場拡大、異業種参入など、複数の事例をもとにイノベーション創出の概念や仕組みを理解する。</p>	
グローバルアントレプレ ナー特論		<p>グローバルアントレプレナーとは誰か？グローバルにどう戦うか？その理解の上で、具体的な実践に向けた第一歩を踏み出す。グローバルアントレプレナーを理解し、その本質と戦略を学び、自らのアントレプレナーとしての力を涵養する。</p> <p>COVID-19のパンデミックは、グローバルな経済社会を大きく変貌させつつある。このコロナ禍を奇禍とし、ピンチをチャンスに変える（そういえば「危機」は「危（danger）」であり、「機（opportunity）」であった）こと。本授業は、そのような進取の気性に富んだ学びの機会を提供する。ビフォー・コロナにも、アフター・コロナ、ウィズ・コロナも泥まない、むしろコロナ禍のパンデミックを「方法的に活用して社会変革を狙う、いわばビヨンドコロナ型イノベーションを希求する。</p>		

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
変革先導学修コア	社会研究とフィールドワーク技法		元来、エスノグラフィーとフィールドワークは文化／社会人類学における異文化理解の方法として発展してきたものであるが、早くから隣接分野である社会学をはじめとした学界での広がりのみならず、近年では民間企業や行政等による市場調査等にも援用されている。この授業では、社会研究のための方法論を概観した上で、質的研究の中でも特に解釈的アプローチに焦点を絞り、エスノグラフィーの歴史的展開ならびにフィールドワークをめぐる問題について検討する。そこで得たデータの管理・分析方法に関するソフトウェアの活用も検討する。	
	人的資源と経営戦略情報基盤		国境を越えて活動を行っている多国籍企業の国際経営の理論と実際を学ぶ。これまでに提唱された理論を踏まえて、いくつかの事例研究を批判的に検討する。この授業では、国際分業ネットワークと人的資源マネジメントに関する議論を中心に取り上げる。従来の理論だけでなく、グローバル化、デジタル情報化の進展に伴う世界の経営の考え方の変化についても理解を深める。 授業では、経営戦略を理論的かつ実証的に検討する。 授業の目標は、次のとおりとする。 ・具体的な事例を通じて経営戦略の理論的フレームワークを検討できるようにする。 ・理論を学ぶだけでなく、その理論が前提としている多国籍企業の実情について理解を深め、自ら実践的な問題提起ができるようになる。	
	地域と都市の社会学		現代日本の地域と都市をとりまく現状について、地域社会学／都市社会学的な文献および関連する学際的な文献を講読し、その内容を把握するとともに、地域社会が直面する課題とその融合的な解決手法について議論することで、問題解決能力を育む。 1. 地域と都市の社会問題へのアプローチ手法を身につけ、課題を設定することができるようになる。 2. 地域と都市の社会問題の構造的な背景を理解し、根拠にもとづいて説明することができるようになる。 3. 地域と都市の社会問題の解決に向けて、融合的な観点からの解決方法を提示することができるようになる。	
	ビジタースタディズ		環境教育や環境コミュニケーションにおいて、コミュニケーションは不可欠な基盤である。自由選択学習の場では、学習者の性質が異なるため、公式教育の場とは異なるコミュニケーション・アプローチが必要となる。この授業では、自由選択学習の場における聴衆とのコミュニケーションのアプローチを理解するための主要な理論を紹介する。主要な理論や概念を概観することは、効果的な自由選択学習プログラムを分析し、設計する上で有用である。この授業では、一般的なコミュニケーションの問題は扱わず、自由選択学習にのみ関連するコミュニケーションに焦点を当てる。	
専門基盤科目	国際保健学基礎論		国際保健学は、人間の基本的な人権のひとつである健康を世界規模で促進するための学問である。グローバルな健康問題は、感染症、非感染症など多岐に渡り、医学だけではなく疫学や経済、社会福祉学などとの文理融合研究分野である。本授業では、世界を取り巻く国際保健の問題を網羅的に理解し、基本的な研究手法について学修することを目標とする。 この科目では、国際保健を包括的に理解できるように解説を行う。毎回の授業前に課題を出し、その課題分野について、具体的な例を示しながら解説を行う。COVID-19、性感染症、生活習慣病、精神保健を中心に学び、社会学的課題及び共通する疫学・統計研究手法についても学修する。また、工学や情報学の視点からも学修する。	
	観光地経営特論		ニューツーリズムの施策が定着した2000年代半ば頃から、地域自らがプロデュースする着地型観光が観光事業者や関係者に広く知られるようになった。高齢化や人口減少による集落機能が低下している農山漁村の地域において、地域振興をしていくために着地型観光が浸透していった。地域にある資源を活用して旅行商品がプロデュースする着地型観光では、地域の誰かが担い手となる可能性があり、観光客らと地域住民の交流によって地域をより豊かにしていくための地域経営として捉えられる。本授業では、観光による地域経営について、官民連携、コミュニティ、まちづくり、関係人口と地域ガバナンス、データサイエンスと稼げる観光等の観点から、その歴史的背景と可能性や課題を理解し、観光地経営の今後の展望について考える。	
価値デザイン学修コア				



科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門基礎科目	公共空間デザイン基礎論		この授業においては、都市におけるパブリックスペースの歴史の変遷および現在の活用事例とそれを可能にする制度について解説する。都市のパブリックスペースとして、道路/街路空間・公園・河川・公開空地などの建築空間や広場の各空間の最新事例を取り上げ、プレイスメイキングの技術および制度について解説する。また、海外事例を紹介し、今後の日本におけるパブリックスペースの創出や活用について討議する。 地域の様々な主体が連携して生み出されるパブリックスペースの歴史的背景を理解し、1) 賑わいや憩いなどの活動の場づくり(プレイスメイキング)の方法、2) 公共性を担保しつつパブリックスペースを創出する技術および制度、に関する知識を身に付け、都市におけるパブリックスペースの活用について探求する。	
	融合科学と応用数理行動モデル		人間の行動は選択肢の中から選択することとし、効用最大化仮説に基づき、効用最大化として人間の選択行動の数理モデルについて解説する。現実世界にモデルを応用・適用するためには応用・適用性に優れたモデルが望ましく、本授業ではロジットモデルを取りあげる。また、現実世界にモデルを応用・適用するためにはモデルを現実世界に当てはめる、つまり、パラメータを調整してフィッティングさせることも重要であり、パラメータ推定についても説明する。加えて、ロジットモデルを発展させたネステッドロジットモデルなどについても解説する。	
	グローバルブランディング基礎論		国境を越え市場全体で一貫したアイデンティティをもつブランド(グローバルブランド)を立ち上げる際、商習慣の異なりや文化的規範の誤解等、国内外から共感と評価を得るために留意すべき点が数多くある。本授業ではそれらについて学び、ローカルな価値とグローバルな価値をどのように共存させながらグローバルブランドとして成功させればよいかについて、データベースや統計分析も用いて主体的、批判的に学ぶ。 また、最終的にはサービスラーニングとして、金沢の観光資源をテーマとしたグローバルブランディングについてデザインまたは評価検証し、成果を共有できる形で公開する。	
	ビッグデータとデジタルツイン解析		本授業では、受講者自身が考える社会の課題についてテーマ設定を行う。その後、各自設定したテーマに関連したビッグデータをweb上から探し出し、課題解決に活用可能であるか検証を行う。ビッグデータを活用して、受講者が設定したテーマの解決策を提示できる場合には、実際にデータを取り扱い、データ分析等の解析を行う。デジタルツインの演習では、ドローン等を用いてセンシングを行い、デジタルツイン(3D, VR等)の環境を構築し、受講者全員で考察を行う。	
	観光防災DX学		現在、科学技術の進展に伴い、あらゆる分野でDX化が推進されている。一方で、DX化を実現するためには、問題意識の把握・データ収集・データ解析等の様々なハードルが存在し、実用化まで至る事例は少ない。本授業では、DX化の事例を整理するとともに、観光・防災DXの視点からDX化推進までのプロセスを学ぶ。また、DX推進に不可欠であるデータ収集・解析について学ぶことを目的とする。 この授業では、DXの事例・問題意識の把握・データ収集・データ解析等、観光防災DXの実現に必要なスキルを解説、実践する。はじめに、DXの事例を紹介し、観光防災DXに必要な問題把握を行う。その後、データ分析のために必要なデータを学び、実践形式で解析を行う。	
価値デザイン学修コア	地域経済とケーススタディ方法論		地域経済学は複雑性・多様性の学問であり、合理的な解が定まっているわけではない。ある地域でうまくいった政策が他の地域で有効であるとは限らない。同じ時代に同じような条件でも、発展する地域とそうでない地域がある。地域を一種の社会的実験装置と見立てて、多様な制度を実験し、社会システムを進化させていく考え方もある。多様な可能性を持つ対象を分析するアプローチとして、ケーススタディは一つの有効な手段であり、本授業では、ケーススタディを軸にして地域研究の社会科学的思考と方法を身につける。	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門基盤科目 情報創成学修コア	未来型健康増進医学		「超高齢社会」を迎えつつあるわが国は、医療福祉、経済を含めた重大な社会問題に直面している。一方、第4次産業革命と呼ばれる今、ICT・AI（人工知能）技術、データサイエンス等を活用した未来型医療・健康増進サービスの開発や先制医療による健康寿命延伸が少子高齢社会問題に求められている。産業分野としても期待されている。産学官金連携による、文理医融合による健康・医療関連新産業の創出、さらには国際展開について本授業では、グループワークなど駆使しActive learningで取り組む。言語は、英語も使用する。	
	現代社会基礎論		現代人はいま、どのような世界に生きているのか。それは、歴史的、地政学的、科学的、社会文化的にどのように位置づけられるのか。どのような課題に直面しているのか。このような前提を理解することが文理融合研究を遂行するうえで必須である。授業を通して、自身の研究テーマが現代社会においてどのような意義を有するかを考える。 我が国にはSociety 5.0を具体化した未来社会づくりが不可欠であり、持続可能な環境・社会・経済を支えるSustainabilityの基盤的知見が必要である。本授業では、現在人はいま、どのような世界に生きているのか、それは歴史的、地政学的、科学的、社会文化的にどう位置づけられるのかを課題と共に理解し、文理融合の視点で自身の研究テーマや総合知とどう関わるかを考えることで、AIと社会の未来に資する社会学の意義を学修する。	
	観光資源とマネジメント		人口減少社会における量的拡大から質的向上へとまちづくりの潮流が推移するなか、地域活性化の方策として「観光」の重要性が向上し、その構成要素として「地域資源」が着目されている。本授業では、観光資源の基礎となる地域資源を読み解き、その適切なマネジメントに必要な知識の修得を目標とする。 歴史的・文化的景観などの物理的な有形資源から祭りなどの無形資源まで広範な事例を対象に、データを含めた地域資源の概念とその読み解き方、マネジメントの方法を理解する。各種の地域資源を取り上げてその概要を説明した後、討論を通じて各内容への理解を深める。	
	AIアプリケーション構築基礎論		近年のAI技術の発展により、AIを応用したシステムが構築される様々な場面で利用されるようになってきた。AI技術を導入したシステムは、従前よりも格段に性能が向上した有用なシステムとなっており、これからも、新たなシステムを構築する際には、AI技術の活用は必須であると考えられる。そのため、本授業では、AI技術、特にデータマイニング・機械学習で用いられる基礎的なアルゴリズムを理解し、その実装と応用に関する知見を修得することを目的としている。	
	フィードバックシステム実践論		世の中に存在するフィードバックシステムを各種事例によって概観し、フィードバックシステムを表現する数式モデルについて学ぶ。続いて、数式モデルに基づいてフィードバックシステムの性能を評価する解析法や指定された性能を実現し最適化するフィードバックシステムの設計法を学ぶ。さらに、実世界のシステムと数式モデルの差異を許容するロバスト性を理解する。さらに、計算機でフィードバックシステムを実現するデジタル制御とSociety 5.0におけるサイバーシステムについても理解する。特に、MATLABやPythonなどのプログラミング環境における各種関数とデータを駆使して、これらの内容の理解を深め、実践的なフィードバックシステムの構築についての課題にも取り組む。	
	自動運転と移動ロボット		この授業では、自動運転技術の概要について理解できるよう取り組む。最初に自動運転技術の歴史や自動運転技術と移動ロボットの関係について紹介し、続いて自動運転における認識技術（自己位置推定、地図生成、周辺環境認識）や認識技術のロバスト化を行う手法（センサフュージョンと時系列推定技術）について学修する。また、自動運転における判断・操作技術（パスプランニング技術、車両制御技術）について学修する。最後に、自動運転技術の活用に向けた課題について考え、最先端テクノロジーである自動運転技術の社会実装に向けたあり方について討議する。	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門基盤科目 情報創成学修コア	身体活動情報特論		<p>本授業では、ライフコースを通じて健康状態に影響を与える身体活動について理解できるように解説する。授業を通じて、身体活動情報を有効に活用し、個人や組織の健康推進のための知識と実践的なスキルについて学修する。</p> <p>本授業では、ヘルスケア、医療、介護のすべての領域の健康状態に関連する身体活動について理解を深め、データの分析・解釈を行うだけでなく、身体活動促進を基盤とした健康推進戦略の方策について提案できる能力を身につけることを目指す。</p>	
	医療ビッグデータ解析学		<p>本授業では、R言語またはPythonを使用して医療データを分析する方法を学ぶ。実際の医療データセットを使用し、データ処理、分析、および結果の解釈方法について理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>到達目標：医療データを用いた記述統計、回帰分析(ロジスティック回帰を含む)、および機械学習の基本技術を理解し、実際の医療データに適用する能力を習得する。</li> <li>テーマ：医療データにおける統計学と機械学習の基礎</li> </ul>	
	マルチエージェントと最適化		<p>本授業では、まず、集団ゲームの数理モデリングについて学修する。この学修を通して、各主体が自身の利得を改善するように戦略を変化させる行動や、その変化の停留点であるNash均衡の数理表現を理解する。さらにそれらの変分不等式問題との関係性や、良い性質を持つゲームクラスであるポテンシャル・ゲームとの関係性などを学修する。これらを基盤として、不均衡状態から均衡状態に至る変化を明示的に取り扱うために進化ゲームについて学修する。最後に、これらの数理モデルを用いた社会現象の研究例や、最新の研究テーマについて俯瞰する。</p>	
	コンピュータビジョン特論		<p>コンピュータビジョンと神経科学の融合分野の背景を学び、機械学習やニューラルネットワークなどの高度なトピックや実装を理解する。コンピュータビジョンやニューラルネットワークの基礎技術を理解するための数学的背景、認識技術、実装などを学ぶ。</p> <p>コンピュータビジョンに関連する基礎を学び理解を深める。コンピュータビジョンに関連した重要な基礎技術として画像処理、機械学習、深層学習の代表的技術を学び、実用的な研究事例を通してその応用について学ぶ。また、個々の理解に応じて具体的な課題を設定したプログラミングにより実装面での理解も深める。</p>	
	デジタル技術トレンド論		<p>いずれ技術者(engineer)や研究者(researcher)として社会に出て行った際には、AIをはじめとするデジタル技術の個別の知識だけでなく、「技術に対する感受性(sense)」というものがとても重要である。つまり、世の中にいまだどのようなデジタル技術があって、それがおおよそどのようなもので、どのような特徴があり、他のものと比べた優位性・課題はなにか、さらには、それに「乗る」べきか否かを「感じとる」感受性は、日ごろから「デジタル技術の傾向に触れる」習慣をもつことが非常に大切である。この授業では、そのような「デジタル技術に対する感受性」を養う機会となることを目標とする。</p>	
	バイオメカニクス特論		<p>バイオメカニクス (biomechanics) とは、生物における力学現象を探索したり、その成果を応用したりすることを目的とした学問である。生物力学もしくは生体力学とも呼ばれる。医学、健康・福祉、生物学、工学、スポーツ科学など多分野にまたがる融合領域の学問分野であることから、それが扱う範囲は広範である。この授業では、計算バイオメカニクスの観点から、人間の筋骨格系や皮膚・皮下組織における力学的問題を解析する方法について学び、それらの解析法を医学・保健学や人間工学へどのように応用するかについて解説する。また、動物や植物において、工学的な観点から注目すべき力学的問題を取り上げ、その計算バイオメカニクス解析の方法と工学への応用について解説する。</p>	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門基盤科目 情報創成学修コア	光センシング実践		<p>光技術は、メガネ、CD/DVD/Bluray、通信技術などに利用されているが、最近では医療診断、工業製品の精密な形状計測、自動運転自動車における障害物検知など、センシング分野へも応用が進んでいる。さらに、スマホやタブレットにもレーザー光を用いた形状認識技術が搭載されるなど、ますます身近になってきている。この授業では、光センシングの基礎技術の1つである光の干渉と、レーザー光を用いた光距離計測の基礎を座学と実習を通して理解し、現状の限界と課題、今後の研究課題と将来の利用法について探究することを目標とする。</p>	
	生命情報解析論		<p>現代の生物学はデータ駆動型であり、大規模なデータベースとコンピュータの利用が必須である。この授業では、生物の情報をコンピュータで解析する生命情報学の概要について、修士レベルの基礎的学修を行うとともに、最近の文献のサーベイから先端的な生物学の知識を得ることを目標とする。</p> <p>本授業では様々なバイオデータベースについて大学院学修における入門的な解説を行い、これらを組み合わせて分析設計やデータマイニングアルゴリズムに進展させることによりどのような知識発見が可能になるかを学修する。また、討論や演習等も行い、成果発表の機会も設ける。</p>	
	クロスリアリティ情報デザイン		<p>この授業では、情報を視覚的かつ分かりやすく表現する手法であるインフォグラフィックスの基礎と手法について解説する。その後、各自が社会的な問題を分析し、一つのインフォグラフィックス図としてデザインツールを使って作成する。次に、AR表現のためにゲームエンジンであるUnityの操作方法を学び、プログラム開発を行う。制作した図をプロジェクトに取り込み、VRゴーグルでAR体験ができるようにする。最後に、制作物を発表し、その有用性について考察する。</p>	
	フィンテックとデジタルエコノミー		<p>フィンテックの基本的な概念や応用を、事例を出して解説する。また、デジタルエコノミーの影響を議論し、フィンテックとデジタルエコノミーに関わる法的な側面からの知っておかねばならない課題や規制について考察する。データ分析やフィンテックとなるいくつかのデジタルツールの活用を実践しつつ、サービスの創造を探索する。</p> <p>なお、本授業では、デジタルツールの活用事例として、データ分析のRやWeb決済サービスのStripe APIを使用した実践も予定している。</p>	
	地方創生とエビデンスベース政策		<p>2014年から始まった日本政府の「地方創生」政策においては、「エビデンスを基にして政策を立案する体制をつくる」こと＝EBPM (Evidence-Based Policy Making) が重視されてきた。本授業では、EBPMの歴史的背景を踏まえて、地域経済社会の実態や地域政策の効果をデータ解析してエビデンスを示す具体的手法や、統計ソフト (RやExploratory) を使って、データ分析と結果の解釈、得られた知見の効果的な公表の仕方を実践的に学ぶ。</p> <p>地方創生のためのEBPMの理念と手法を学ぶ。科学的根拠や多様なデータに基づいて、地域の実態を検証し、課題を洗い出し、地域問題の解決策を提案する手法をマスターする。</p>	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
総合知積層科目	社会ニーズと共同研究		<p>社会課題から浮き彫りになる社会のニーズを抽出し、その解決策を様々な分野の専門家や外部の人と共に考察する上では、中立的な立場から社会データを収集・分析・解釈する、研究者・分析者としてのメタ認知的の高さが必要とされる。研究者・分析者自身の思い込みや願望により、データの収集、分析、解釈というすべてのデータ分析の過程において無意識的な偏り（認知バイアス）が生まれると、研究結果の信頼性、妥当性が損なわれるとともに、多分野の研究者同士の共創を阻害する要因にもなりかねない。</p> <p>認知バイアスが起こること自体は避けられないという前提のもと、それが起こる認知の仕組みを理解するとともに、「研究者・分析者としての自分」にどのような認知バイアスが起こりやすいのかを認識することで、自身を客観視し、中立的な立場で社会データを分析する能力の向上を目指す。</p>	
	観光科学と価値デザイン		<p>この科目では、観光科学を包括的に理解できるように解説を行う。毎回の授業前に課題を出し、その課題分野について、具体的な例を示しながら解説を行う。統計解析やモバイルデータ分析、AI分析などの手法についても学修し、フィールドワークや発表を通して、学問的かつ実務的に学ぶ。</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>(① 佐無田光／2回) 観光科学とは何か、観光と地域経済 (② 藤生慎／2回) 観光行動におけるデータ分析、AIを利用した観光と防災演習 (③ 川澄厚志／2回) ホスピタリティ論、観光まちづくり (④ 丸谷耕太／4回) 新時代のツーリズム、フィールドワーク、観光科学としての都市デザイン、フィールドワーク (⑤ 山田菜緒子／2回) ユニバーサル・ツーリズム、観光とインタプリテーション (35 森崎裕磨／1回) モバイルデータ分析演習</p> <p>(① 佐無田光・② 藤生慎・③ 川澄厚志・④ 丸谷耕太・⑤ 山田菜緒子・35 森崎裕磨／2回) (共同) 中間発表、プレゼンテーション</p>	オムニバス方式・共同 (一部)
	デジタル活用とDX実践		<p>情報創成に関連した課題テーマを個々に設定し、プロジェクト型学習 (PBL) を通して、デジタルツールの活用と実践的な課題解決に取り組む。データ分析、プログラミング、プロジェクトマネジメントなどの実践的なスキルを身につけるだけでなく、習得したデジタル技術の活用により世の中に新たな価値を創出するDX実践スキルを様々な分野での総合知の社会実装にまで結びつけるための知識と実践力の習得を目指す。</p> <p>学生は、自身のプロジェクトテーマを設定し、その課題をデジタルツールやDX技術で解決する能力を積層する。学生は、教員によるデジタル技術の活用事例に触れ、文献調査も行って、自身のプロジェクトテーマを設定し、各教員の指導の下でデジタル技術による課題解決に取り組む。また、異なるプロジェクト間でアイデアや知識を交換し、新たな視点や解決策を生み出すプロセスも経て、DX実践スキルを涵養する。</p>	
	事業経営のリスクマネジメント		<p>この授業では、リスクマネジメントの基本原則と確率論の基礎を理解し、保険の原理、デリバティブ市場、資本資産価格モデルなどの基礎知識を習得する。また、企業の資本構成や投資決定におけるリスク管理の重要性を掘り下げ、リスク管理が企業価値に与える影響について理解を深める。その後、企業の様々な意思決定におけるリスク要因を詳細に分析し、経営的・全社的なリスク管理の重要性について議論する。講義、演習、ケーススタディを用いたディスカッションを通じて、リスクマネジメントに関する総合的な知識と実践的な見識を身に付ける。</p>	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
総合知積層科目	情報社会の地方創生		情報社会の地方創生について、次の手順で体系的に学修する。まず、地域再生の基礎としての地域学の理論と方法を学ぶ。次に、2014年から展開している地方創生政策の歴史と背景を知って、その実績についてデータから分析する。その上で、地方創生の手段として近年強化されつつあるデジタル化の政策とその地域的実験としてのスマートシティの展開について各国比較をした上で、統合データプラットフォームを地方創生に活用する手法について、事例を通じて学び、自分自身でもビッグデータを使って地方創生を分析・政策提案できるようになる。	
	AIと産業協働		文理医融合あるいは分野横断の学びを含む学修で修得した様々な知識や技術を実社会の場で実際に行うことにより、課題の発見とその解決能力を育むことは、総合知の集積として極めて有効である。本授業では特にAIに関連したプロダクトやサービスを提供する企業・自治体（協働企業先）におけるリアルな現場の課題に対して、その解決を実践するプロセスを学修し、企業や自治体の中で、異なる年代や立場の方々とも協働し、成果を出すことを目指す。 AIに関連したプロダクトの開発あるいはサービスに関連する企業・自治体等の方とも協働し、実際の現場において協働企業先の課題に対し、現場に参画し、協働企業先の人々と協働しながらその解決方法を考え、知の集積を意識して実際に実行に移すまでを経験する。	
総合知展開科目	国際ディベートとプレゼン実践		研究成果のまとめ方や専門分野を問わず、英語での文献講義、発表、討論のスキルは、大学院学生にとって不可欠なものであり、研究を本格的に開始する初期段階から、国際社会で活躍するために必要なディベート力を向上させる。テーマごとに事前調査を行った上で相反する両面から問題の本質を理解し、専門分野を学ぶことにより論理的に自分の考えを発表し議論ができる能力を身につけていく。  (オムニバス方式／全8回)  ② 藤生慎／2回 国際ディベート1：発展途上国の防災対策と災害先進国日本との比較、国際ディベート4：食糧危機にどう立ち向かうか？バーチャルウォーター問題対策 (23 ダガンさかの／2回) プレゼンテーションに必要なことを知る、プレゼンテーション資料を作成する (35 森崎裕磨／2回) 国際ディベート2：先進国の防災対策と災害先進国日本との比較、国際ディベート3：国際観光計画とその実践事例  (② 藤生慎・23 ダガンさかの・35 森崎裕磨／2回) (共同) ガイダンス・国際ディベートとは何か、プレゼンテーション・Q&A	オムニバス方式・共同（一部）
	マネジメントとイノベーション		研究・開発・技術と、理念・ビジョンについて基本及び概要を学ぶ。また様々な分野の最先端のイノベティブな研究例について知る。更に学生が、自らが取り組む研究または課題について発表し、それに対しマネジメントおよびイノベーションの観点から議論する活動を行う。これによりプレゼンテーション技術を高めるとともに、個々の今後の研究活動に取組に活かす。 学問や産業における知の活力を創成するための理論や方法に関して、知識を得る。また課題解決力を養成するための実践的活動を行う。	
	ツーリズムとソリューション		オーバーツーリズムに代表される多様な影響がツーリズムを推進する上で問題となっている。世界各地の事例を取り上げながら、オーバーツーリズムにまつわる対策を討議し、ツーリズムの可能性と方法について、各自考察する。持続可能性、旅行者保護の国際コード、商品・サービス開発、イノベーション・教育、倫理・文化・社会的責任などについて、政策と方針を概観し、具体例を各自分析する。主な課題7つを挙げて、それぞれに上記を分析した上で、現時点でとりうる対策をグループ討議を交えて精査し、提言し、自身の研究活動に活かす。学生主体の形式でおこなう。	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
総合知展開科目	プログラミングと技術基盤		<p>データ分析・人工知能技術などの理解に必要となる基盤技術を学び、理解を深める。代表的な基盤技術として機械学習・深層学習に関連した基礎技術・応用事例を学び、実践的な理解を深めるために個々に課題設定した問題に関してプログラミングによる実装を行う。また、各自が取り組む研究または課題に対して実装した内容について発表して議論する。これによりプレゼンテーション技術を高め、他分野の研究および課題についての知識を学ぶことで個々の学修及び研究取組に活かす。</p>	
	海外留学・研修派遣		<p>本学の海外協定校を中心に自身の研究に関連した機関を派遣先として決定し、海外教育機関での語学研修、インターンシップ、学修を含むボランティア活動、発表を含む国際学会参加、あるいはそれに準ずる短期留学及び研修を実施し英語によるコミュニケーションの向上と自身の研究に対する理解を深める。</p> <p>海外教育機関での語学研修、インターンシップ、学修を含むボランティア活動、発表を含む国際学会参加などを派遣先とし、自身の研究に対する理解を深めグローバル人材としての素地を身に付ける。</p>	
	社会高度化インターンシップ		<p>自身の社会学分野や実社会における専門分野が、地域社会や産業界の課題解決にどのように活かされているのか、ビジネスに結びついているかについて、インターンシップ先（国内外の公的機関、民間企業、NGO等）での実地研修を通して身をもって学ぶ。自身の課題設定能力・課題解決能力を進展させ、イノベーションによる地域社会の活性化に結びつけるための知識と実践力を得ることを目標とする。</p> <p>指導教員の指導のもと、インターンシップ先（国内外の公的機関、民間企業、NGO等）を決定し、当該派遣先でインターンシップを実施する。実施後は、インターンシップ報告会でその成果を発表する。</p> <p>実習内容に高度情報専門の知見涵養に資する体験を含むこととする。</p> <p>なお、本人が目指す分野やキャリアに応じて派遣地域等を指導することがある。</p>	
	技術高度化インターンシップ		<p>自身の専門分野・研究内容が実際の企業現場でどのようにビジネスとして成立しているか、またどのようにイノベーションに結びついているかについて、インターンシップ先（国内外の民間企業、公的研究機関等）での実地研修を通して身をもって学ぶ。自身の研究課題を進展させ、科学技術イノベーションの基盤を生み出し、社会実装にまで結びつけるための知識と実践力を得ることを目標とする。</p> <p>指導教員の指導のもと、インターンシップ先（国内外の民間企業、公的研究機関等）を決定し、当該派遣先でインターンシップを実施する。実施後は、インターンシップ報告会でその成果を発表する。</p> <p>実習内容に高度情報専門の知見涵養に資する体験を含むこととする。</p> <p>なお、本人が目指す分野やキャリアに応じて、派遣業界等を指導することがある。</p>	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
総合知展開科目	総合知基盤論文研究		<p>学生は、修士論文作成のための研究指導及び授業科目等での学修指導を受けながら自らの研究を修士論文にまとめる。</p> <p>研究指導は、修士論文の作成に向け、複数の指導教員との打ち合わせを経て、自身の研究課題を決定する。課題決定後は、指導教員の研究指導を受けながら、研究及び修士論文の作成を遂行する。また、研究実施中に更なる知見が必要となった場合は、指導教員の履修指導の下、未履修の授業科目の履修を往還し、あるいは各界の有識者等からの新たな知見や研究手法等も取り入れながら修士論文をまとめる。</p> <p>なお、指導にあたっては、修士レベルの高度情報（デジタル）人材養成に資する知見の学修も十分考慮する。</p> <p>(1 坂本 二郎) 総合知の創出に資するデジタル生産工学に関する研究指導を行う。</p> <p>(2 秋田 純一) 総合知の創出に資するインタフェースデバイスに関する研究指導を行う。</p> <p>(3 飯山 宏一) 総合知の創出に資する計測工学に関する研究指導を行う。</p> <p>(4 尾島 恭子) 総合知の創出に資する生活デザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(5 金間 大介) 総合知の創出に資するイノベーションに関する研究指導を行う。</p> <p>(6 佐藤 賢二) 総合知の創出に資するバイオインフォマティクスに関する研究指導を行う。</p> <p>(1) 佐無田 光 総合知の創出に資する地域経済学に関する研究指導を行う。</p> <p>(8 菅沼 直樹) 総合知の創出に資する自動運転システムに関する研究指導を行う。</p> <p>(9 高松 博幸) 総合知の創出に資するバイオエンジニアリングに関する研究指導を行う。</p> <p>(10 堤 敦朗) 総合知の創出に資する国際保健・防災学に関する研究指導を行う。</p> <p>(11 中山 晶一朗) 総合知の創出に資する未来社会デザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(12 南保 英孝) 総合知の創出に資する人工知能に関する研究指導を行う。</p> <p>(2) 藤生 慎 総合知の創出に資するIoT技術に関する研究指導を行う。</p> <p>(14 松島 大輔) 総合知の創出に資するアントレプレナー実践に関する研究指導を行う。</p> <p>(15 眞鍋 知子) 総合知の創出に資する地域社会学に関する研究指導を行う。</p> <p>(16 山本 茂) 総合知の創出に資するスマートシステム制御に関する研究指導を行う。</p> <p>(17 米田 隆) 総合知の創出に資する未来医学に関する研究指導を行う。</p> <p>(18 小田桐 拓志) 総合知の創出に資する哲学倫理学に関する研究指導を行う。</p> <p>(19 金居 督之) 総合知の創出に資するスマートヘルスケアに関する研究指導を行う。</p> <p>(20 唐島 成宙) 総合知の創出に資する予防医学に関する研究指導を行う。</p> <p>(3) 川澄 厚志 総合知の創出に資する観光まちづくりに関する研究指導を行う。</p> <p>(22 河内 幾帆) 総合知の創出に資するサステナビリティに関する研究指導を行う。</p> <p>(23 ダガン さがの) 総合知の創出に資するコミュニケーション学に関する研究指導を行う。</p> <p>(24 野村 章洋) 総合知の創出に資するスマートウェルネスに関する研究指導を行う。</p> <p>(25 日比野 由利) 総合知の創出に資する社会学に関する研究指導を行う。</p> <p>(26 松本 拓史) 総合知の創出に資するファイナンスに関する研究指導を行う。</p> <p>(4) 丸谷 耕太 総合知の創出に資するコミュニティ・デザインに関する研究指導を行う。</p>	



科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
			<p>(5) 山田 菜緒子 総合知の創出に資するインタープリテーションに関する研究指導を行う。 (29 米陀 佳祐) 総合知の創出に資するロボットビジョンに関する研究指導を行う。 (30 有賀 三夏) 総合知の創出に資する芸術思考に関する研究指導を行う。 (31 佐津川 功季) 総合知の創出に資する交通工学に関する研究指導を行う。 (32 西脇 ゆり) 総合知の創出に資するバイオマス融合に関する研究指導を行う。 (33 二木 恵) 総合知の創出に資するシステムデザインに関する研究指導を行う。 (34 高沼 理恵) 総合知の創出に資する異文化協働・共創に関する研究指導を行う。 (35 森崎 裕磨) 総合知の創出に資する観光DX学に関する研究指導を行う。</p>	
	総合知基盤課題研究		<p>学生は、課題研究報告に向け、研究指導及び授業科目等での学修指導を受けながら、自身の研究課題を決定し、研究遂行及び課題研究報告書作成の指導を受け、研究を行う。 課題研究においては、先行研究を含めた幅広い事実や社会情勢等のデータに基づき、事象の相関関係や因果関係を導出し、新たな事実や実装等をデザインする研究を行うことを目指し、当該事象やデータの収集や解析に当たる。例えば、ビジネス展開、インターンシップ先を始めとする企業等における、知的財産、プログラム・システム設計や事業展開に関与する実践的社会実装、自ら起業する際の設計や実践的な課題である。 研究指導は、複数の指導教員によって行うが、研究遂行中に更なる知見が必要となった場合は、指導教員の指導を受けながら、授業科目の履修を往還し、あるいは各界の有識者等からの新たな知見や研究手法も取り入れながら課題研究報告をまとめる。 なお、指導にあたっては、修士レベルの高度情報（デジタル）人材養成に資する知見の学修も十分考慮する。</p> <p>(1 坂本 二郎) 総合知の創出に資するデジタル生産工学に関する研究指導を行う。 (2 秋田 純一) 総合知の創出に資するインタフェースデバイスに関する研究指導を行う。 (3 飯山 宏一) 総合知の創出に資する計測工学に関する研究指導を行う。 (4 尾島 恭子) 総合知の創出に資する生活デザインに関する研究指導を行う。 (5 金間 大介) 総合知の創出に資するイノベーションに関する研究指導を行う。 (6 佐藤 賢二) 総合知の創出に資するバイオインフォマティクスに関する研究指導を行う。 (1) 佐無田 光 総合知の創出に資する地域経済学に関する研究指導を行う。 (8 菅沼 直樹) 総合知の創出に資する自動運転システムに関する研究指導を行う。 (9 高松 博幸) 総合知の創出に資するバイオエンジニアリングに関する研究指導を行う。 (10 堤 敦朗) 総合知の創出に資する国際保健・防災学に関する研究指導を行う。 (11 中山 晶一朗) 総合知の創出に資する未来社会デザインに関する研究指導を行う。 (12 南保 英孝) 総合知の創出に資する人工知能に関する研究指導を行う。 (2) 藤生 慎 総合知の創出に資するIoT技術に関する研究指導を行う。</p>	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
総合知展開科目			<p>(14 松島 大輔) 総合知の創出に資するアントレプレナー実践に関する研究指導を行う。</p> <p>(15 眞鍋 知子) 総合知の創出に資する地域社会学に関する研究指導を行う。</p> <p>(16 山本 茂) 総合知の創出に資するスマートシステム制御に関する研究指導を行う。</p> <p>(17 米田 隆) 総合知の創出に資する未来医学に関する研究指導を行う。</p> <p>(18 小田桐 拓志) 総合知の創出に資する哲学倫理学に関する研究指導を行う。</p> <p>(19 金居 督之) 総合知の創出に資するスマートヘルスケアに関する研究指導を行う。</p> <p>(20 唐島 成由) 総合知の創出に資する予防医学に関する研究指導を行う。</p> <p>(21 川澄 厚志) 総合知の創出に資する観光まちづくりに関する研究指導を行う。</p> <p>(22 河内 幾帆) 総合知の創出に資するサステナビリティに関する研究指導を行う。</p> <p>(23 ダガン さがの) 総合知の創出に資するコミュニケーション学に関する研究指導を行う。</p> <p>(24 野村 章洋) 総合知の創出に資するスマートウェルネスに関する研究指導を行う。</p> <p>(25 日比野 由利) 総合知の創出に資する社会学に関する研究指導を行う。</p> <p>(26 松本 拓史) 総合知の創出に資するファイナンスに関する研究指導を行う。</p> <p>(27 丸谷 耕太) 総合知の創出に資するコミュニティ・デザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(28 山田 菜緒子) 総合知の創出に資するインタープリテーションに関する研究指導を行う。</p> <p>(29 米陀 佳祐) 総合知の創出に資するロボットビジョンに関する研究指導を行う。</p> <p>(30 有賀 三夏) 総合知の創出に資する芸術思考に関する研究指導を行う。</p> <p>(31 佐津川 功季) 総合知の創出に資する交通工学に関する研究指導を行う。</p> <p>(32 西脇 ゆり) 総合知の創出に資するバイオマス融合に関する研究指導を行う。</p> <p>(33 二木 恵) 総合知の創出に資するシステムデザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(34 高沼 理恵) 総合知の創出に資する異文化協働・共創に関する研究指導を行う。</p> <p>(35 森崎 裕磨) 総合知の創出に資する観光DX学に関する研究指導を行う。</p>	
	総合知基盤研究発展		<p>この授業科目の履修を認める学生は、原則として産業界での研究継続や博士後期・博士課程への進学を志向する者とする。履修者は、成果のまとめ方の鍛練としての研究計画調査報告書作成に向け、指導教員の研究指導及び授業科目等での学修指導を受けながら、自身の研究課題を決定し、長期的視点に立った研究遂行及び研究計画調査報告書の作成に向けた指導を受ける。</p> <p>研究計画調査においては、将来的に（産業界での研究継続後も含め）博士論文をまとめ、提出・発表することを想定し、より高度なレベルでの専門分野に関する知識・能力及び関連分野に係る基礎的素養を得るための関連論文・データの収集、実験・調査等の手法を学ぶ。</p> <p>研究指導は、指導教員によって行うが、特に学内外の多様な研究者や社会人等との連携にも留意する。また、研究遂行中に更なる知見が必要となった場合は、指導教員の指導を受けながら、授業科目の履修を往還し、あるいは各界の有識者等からの新たな知見や研究手法も取り入れながら研究計画調査報告書をまとめる。</p> <p>なお、指導にあたっては、修士レベルの高度情報（デジタル）人材養成に資する知見の学修も十分考慮する。</p>	

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
総合知展開科目			<p>(1 坂本 二郎) 総合知の創出に資するデジタル生産工学に関する研究指導を行う。</p> <p>(2 秋田 純一) 総合知の創出に資するインタフェースデバイスに関する研究指導を行う。</p> <p>(3 飯山 宏一) 総合知の創出に資する計測工学に関する研究指導を行う。</p> <p>(4 尾島 恭子) 総合知の創出に資する生活デザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(5 金間 大介) 総合知の創出に資するイノベーションに関する研究指導を行う。</p> <p>(6 佐藤 賢二) 総合知の創出に資するバイオインフォマティクスに関する研究指導を行う。</p> <p>(① 佐無田 光) 総合知の創出に資する地域経済学に関する研究指導を行う。</p> <p>(8 菅沼 直樹) 総合知の創出に資する自動運転システムに関する研究指導を行う。</p> <p>(9 高松 博幸) 総合知の創出に資するバイオエンジニアリングに関する研究指導を行う。</p> <p>(10 堤 敦朗) 総合知の創出に資する国際保健・防災学に関する研究指導を行う。</p> <p>(11 中山 晶一郎) 総合知の創出に資する未来社会デザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(12 南保 英孝) 総合知の創出に資する人工知能に関する研究指導を行う。</p> <p>(② 藤生 慎) 総合知の創出に資するI o T技術に関する研究指導を行う。</p> <p>(14 松島 大輔) 総合知の創出に資するアントレプレナー実践に関する研究指導を行う。</p> <p>(15 眞鍋 知子) 総合知の創出に資する地域社会学に関する研究指導を行う。</p> <p>(16 山本 茂) 総合知の創出に資するスマートシステム制御に関する研究指導を行う。</p> <p>(17 米田 隆) 総合知の創出に資する未来医学に関する研究指導を行う。</p> <p>(18 小田桐 拓志) 総合知の創出に資する哲学倫理学に関する研究指導を行う。</p> <p>(19 金居 督之) 総合知の創出に資するスマートヘルスケアに関する研究指導を行う。</p> <p>(20 唐島 成由) 総合知の創出に資する予防医学に関する研究指導を行う。</p> <p>(③ 川澄 厚志) 総合知の創出に資する観光まちづくりに関する研究指導を行う。</p> <p>(22 河内 幾帆) 総合知の創出に資するサステナビリティに関する研究指導を行う。</p> <p>(23 ダガン さがの) 総合知の創出に資するコミュニケーション学に関する研究指導を行う。</p> <p>(24 野村 章洋) 総合知の創出に資するスマートウェルネスに関する研究指導を行う。</p> <p>(25 日比野 由利) 総合知の創出に資する社会学に関する研究指導を行う。</p> <p>(26 松本 拓史) 総合知の創出に資するファイナンスに関する研究指導を行う。</p> <p>(④ 丸谷 耕太) 総合知の創出に資するコミュニティ・デザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(⑤ 山田 菜緒子) 総合知の創出に資するインタープリテーションに関する研究指導を行う。</p> <p>(29 米陀 佳祐) 総合知の創出に資するロボットビジョンに関する研究指導を行う。</p> <p>(30 有賀 三夏) 総合知の創出に資する芸術思考に関する研究指導を行う。</p> <p>(31 佐津川 功季) 総合知の創出に資する交通工学に関する研究指導を行う。</p> <p>(32 西脇 ゆり) 総合知の創出に資するバイオマス融合に関する研究指導を行う。</p> <p>(33 二木 恵) 総合知の創出に資するシステムデザインに関する研究指導を行う。</p> <p>(34 高沼 理恵) 総合知の創出に資する異文化協働・共創に関する研究指導を行う。</p> <p>(35 森崎 裕磨) 総合知の創出に資する観光DX学に関する研究指導を行う。</p>	

# (1) 都道府県内における位置関係の図面

## キャンパス位置図

### 石川県・金沢市の位置 Location of Ishikawa Pref. and Kanazawa

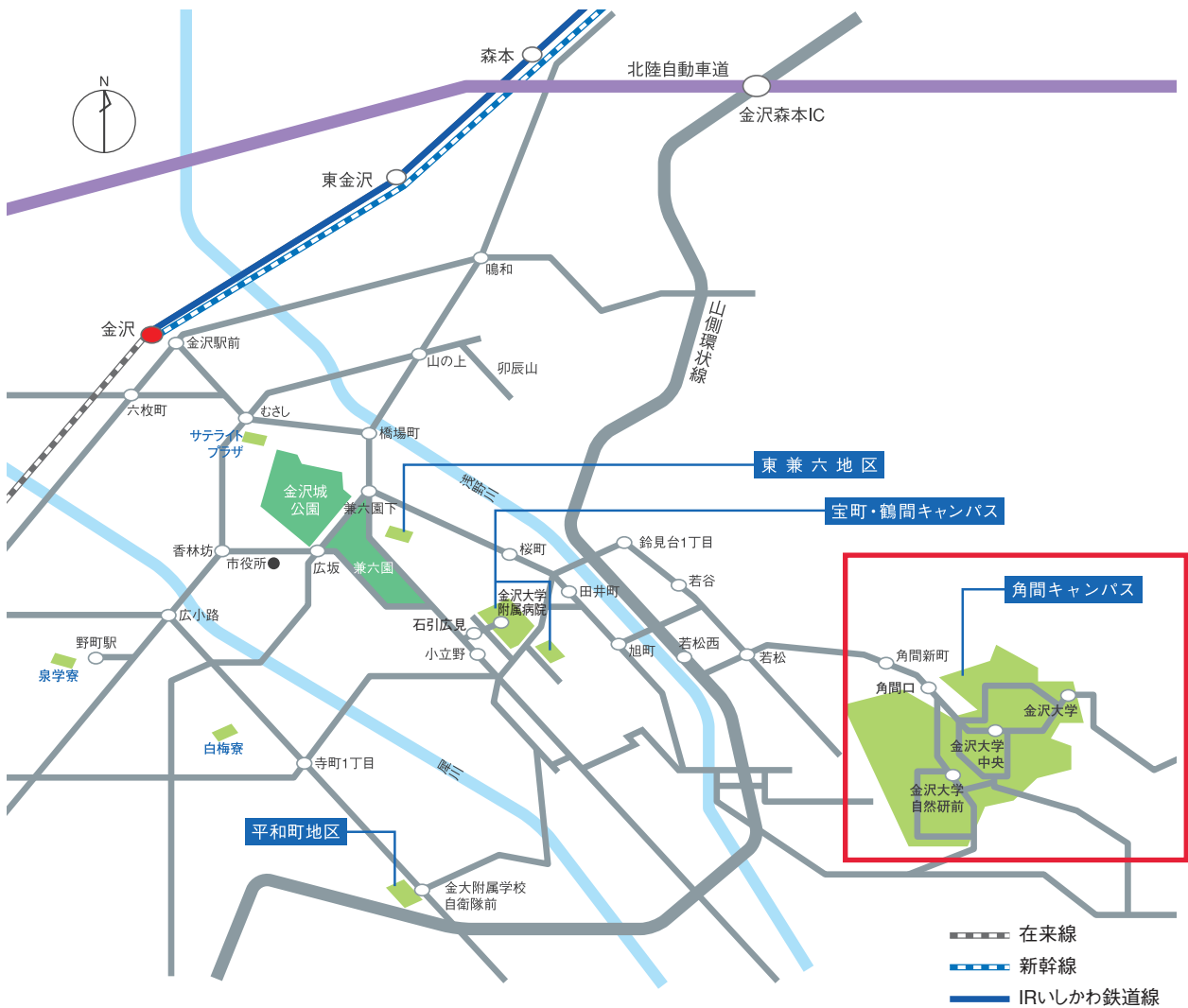


図面 - 1

## (2) 最寄り駅からの距離, 交通機関及び所要時間がわかる図面

### キャンパス位置図

#### 金沢市内



#### 東京方面から金沢へのアクセス

##### ●航空機利用

羽田空港→小松空港 所要約1時間  
(小松空港→金沢駅は北陸鉄道バスで約1時間)

##### ●JR利用

東京→金沢 新幹線かがやき 所要約2時間30分  
新幹線はくたか 所要約3時間

#### 名古屋方面から金沢へのアクセス

##### ●JR利用

名古屋→金沢 新幹線,特急しらさぎ 所要約2時間40分

#### 大阪・京都方面から金沢へのアクセス

##### ●JR利用

大阪→京都→金沢 特急サンダーバード 所要約2時間40分

#### 金沢駅から主要キャンパスへのアクセス(北陸鉄道バス利用の場合)

##### ■角間キャンパス

<「金沢大学自然研前」,「金沢大学中央」,「金沢大学(角間)」>まで  
所要約35分

金沢駅兼六園口(東口)⑦乗場→93,94,97「金沢大学(角間)」行

##### ■宝町・鶴間キャンパス<こがつのバス停下車>まで 所要約20分

金沢駅兼六園口(東口)⑥乗場→11「東部車庫」行など

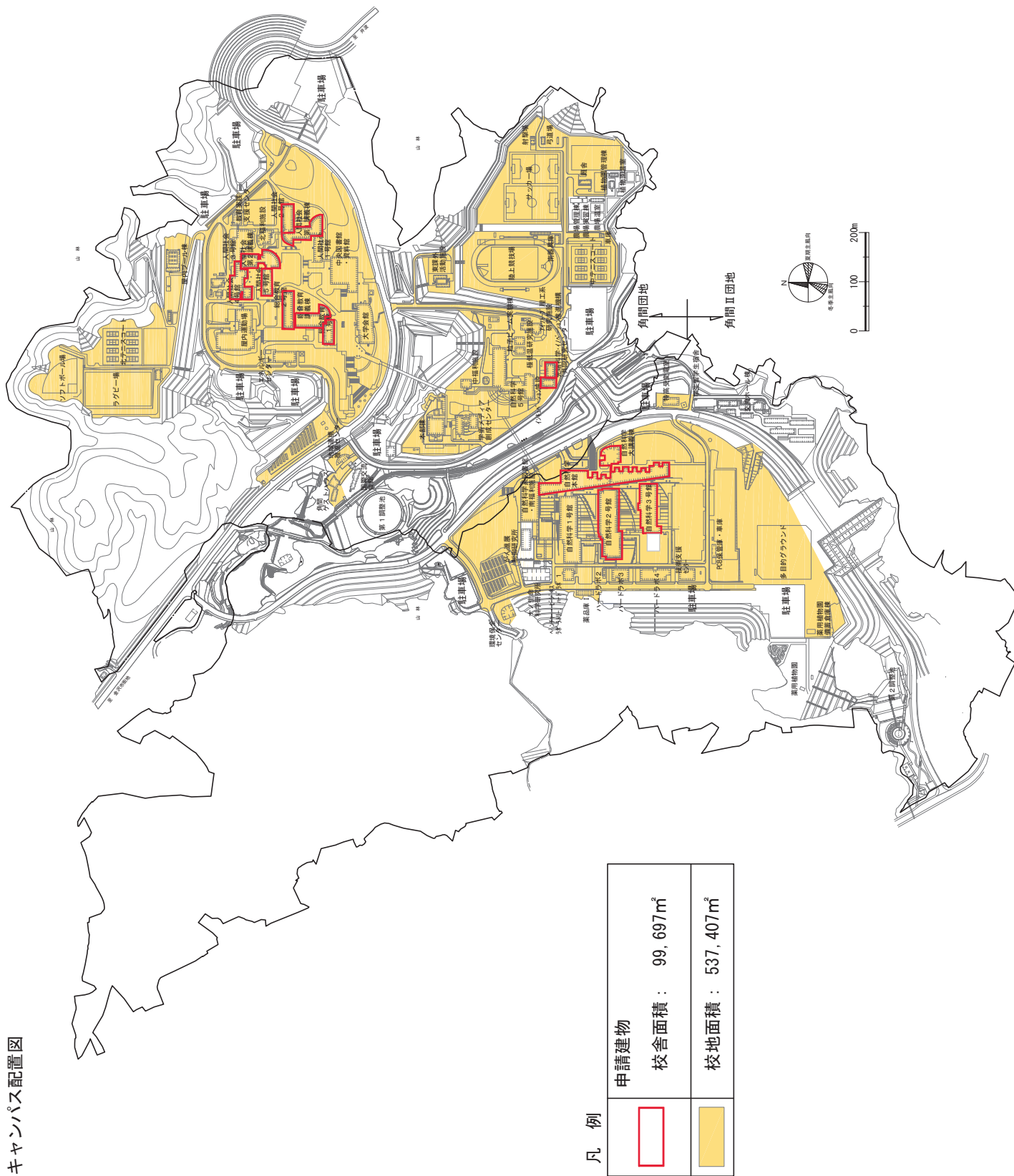
金沢駅兼六園口(東口)⑦乗場→13「湯谷原・医王山」行など

金沢駅金沢港口(西口)⑤乗場→10「東部車庫」行など






# (3) 校舎, 運動場等の配置図

金沢大学角間キャンパス配置図



凡例

	申請建物
	校舎面積 : 99,697㎡
	校地面積 : 537,407㎡

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 組織

第1節 教育研究組織(第5条—第18条)

第2節 職員等(第19条—第26条)

第3節 教授会等(第27条—第34条)

第4節 事務組織(第35条)

第5節 技術支援組織(第35条の2)

第3章 学生

第1節 学年等及び休業日(第36条・第37条)

第2節 修業年限及び在学年限(第38条—第40条)

第3節 入学(第41条—第47条)

第4節 教育課程, 履修方法等(第48条—第58条)

第5節 卒業要件及び学位授与(第59条—第61条)

第6節 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第62条—第68条)

第7節 賞罰(第69条・第70条)

第8節 検定料, 入学料及び授業料(第71条—第82条)

第4章 研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生及び外国人留学生(第83条—第87条)

第5章 学生寄宿舍(第88条)

第6章 共同教育課程(第89条)

第7章 特別の課程(第90条)

第8章 公開講座(第91条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 金沢大学(以下「本学」という。)は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この学則において「学域」とは、学校教育法第85条ただし書の規定に基づく、教育上の目的を達成するための組織をいう。

2 この学則において「学類」とは、学域において学生の受入れと専門教育実施の基本的な単位をいう。

3 この学則において「コース」とは、学類において個別の学問領域に基礎を置く専門教育に係るカリキュラムの基本単位及びその履修の体系をいう。

4 この学則において「研究域」とは、研究上の目的を達成するための組織をいう。

5 この学則において「系」とは、研究域及び第5条の3に定める国際基幹教育院に所属する教員の専門領域に基づいて分類した所属の単位をいう。

6 この学則において「附属教育研究施設」とは、特定の学類の教育及び当該分野の研究に必要な施設をいう。

7 この学則において「学内共同教育研究施設」とは、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設をいう。

8 この学則において「学内共同利用施設」とは、教員その他の者が共同して利用する施設をいう。

9 この学則において「部局」とは、教員が所属又は関与し、教育、研究、診療その他の大学運営に重要な事項を実施するための組織をいう。

(自己点検評価及び研修等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 自己点検評価及び研修等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 組織

### 第1節 教育研究組織

(未来創成教育環)

第5条 本学に、未来創成教育環を置く。

2 未来創成教育環に関し必要な事項は、別に定める。

(学域、学類並びに課程、コース及び専攻)



第5条の2 本学に、次に掲げる学域、学類並びに課程、コース及び専攻を置く。

融合学域

先導学類

観光デザイン学類

スマート創成科学類

人間社会学域

人文学類

法学類 公共法政策コース，企業関係法コース，綜合法学コース

経済学類 エコノミクスコース，グローバル・マネジメントコース

学校教育学類 共同教員養成課程

地域創造学類

国際学類

理工学域

数物科学類

物質化学類

機械工学類 機械創造コース，機械数理コース，エネルギー機械コース

フロンティア工学類

電子情報通信学類 電気電子コース，情報通信コース

地球社会基盤学類 地球惑星科学コース，土木防災コース，環境都市コース

生命理工学類 生物科学コース，海洋生物資源コース，バイオ工学コース

医薬保健学域

医学類

薬学類

医薬科学類 生命医科学コース，創薬科学コース

保健学類 看護学専攻，診療放射線技術学専攻，検査技術科学専攻，理学療法学専攻，作業療法学専攻

2 各学域の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

3 学域及び学類の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的並びに運営に必要な事項は、別に定める。

4 次の学類に、次に掲げる附属教育研究施設を置く。

人間社会学域学校教育学類

附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)

医薬保健学域薬学類

附属薬用植物園

5 附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行うことを目的とする。

6 附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(国際基幹教育院)

第5条の3 本学に、国際基幹教育院を置く。

2 国際基幹教育院に、次に掲げる部及び系を置く。

総合教育部

GS教育系、外国語教育系

3 前条第2項の規定にかかわらず、前項の総合教育部に、文系又は理系の区分のみを定めて行う本学の入学者を選抜するための試験により入学した者を学類へ移行するまでの間、所属させる。

4 国際基幹教育院に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

人間社会環境研究科

(前期2年の博士課程)

人文学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻、国際学専攻

(後期3年の博士課程)

人間社会環境学専攻

自然科学研究科

(前期2年の博士課程)

数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻

(後期3年の博士課程)

数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻

医薬保健学総合研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学専攻、薬学専攻

(前期2年の博士課程)

創薬科学専攻、保健学専攻

(後期3年の博士課程)

創薬科学専攻、保健学専攻

先進予防医学研究科

(博士課程)

先進予防医学共同専攻

新学術創成研究科

(修士課程)

総合知創出科学専攻

(前期2年の博士課程)

融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻

(後期3年の博士課程)

融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻

法学研究科

(修士課程)

法学・政治学専攻

(専門職学位課程)

法務専攻

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

第6条の2 削除

(別科)

第7条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

(研究域及び系)

第8条 本学に、次に掲げる研究域及び系を置く。

融合研究域

融合科学系

人間社会研究域

人文学系，法学系，経済学経営学系，学校教育系，地域創造学系，国際学系

理工研究域

数物科学系，物質化学系，機械工学系，フロンティア工学系，電子情報通信学系，地球社会基盤学系，生命理工学系

医薬保健研究域

医学系，薬学系，保健学系

2 研究域に附属研究センターを置くことができる。

3 研究域，研究域に置く系及び附属研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第9条 本学に、附属病院を置く。

2 附属病院は、医薬保健学域のための教育研究施設とする。

3 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(統合創成研究環)

第10条 本学に，統合創成研究環を置く。

2 統合創成研究環に関し必要な事項は別に定める。

(附置研究所等)

第10条の2 本学に，次に掲げる附置研究所等を置く。

がん進展制御研究所

ナノ生命科学研究所

ナノマテリアル研究所

設計製造技術研究所

高度モビリティ研究所

古代文明・文化資源学研究所

先端観光科学研究所

2 附置研究所等に関し必要な事項は，別に定める。ただし，ナノ生命科学研究所については，自主独立した拠点形成の推進を図るため，その運営に関して特例措置を適用することができるものとする。

(附属図書館)

第11条 本学に，附属図書館を置く。

2 附属図書館に，中央図書館(自然科学系図書館を含む。)及び医学系分館を置く。

3 附属図書館に関し必要な事項は，別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に，次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

学術メディア創成センター

環日本海域環境研究センター

疾患モデル総合研究センター

子どものこころの発達研究センター

先進予防医学研究センター

環境保全センター

未来知実証センター

国際日本研究センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は，別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に，保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は，別に定める。

(グローバル人材育成推進機構，新学術創成研究機構，先端科学・社会共創推進機構，国際機構及びダイバーシティ推進機構)

第14条 本学に，グローバル人材育成推進機構，新学術創成研究機構，先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構を置く。

- 2 グローバル人材育成推進機構，新学術創成研究機構，先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構に関し必要な事項は，別に定める。

(学内共同利用施設)

第 15 条 本学に，次に掲げる学内共同利用施設を置く。

極低温研究室

資料館

技術支援センター

- 2 学内共同利用施設に関し必要な事項は，別に定める。

(その他の組織)

第 16 条 本学に，前条までに定めるもののほか，別に定めるところによりその他の組織を置くことができる。

(研究プログラム等)

第 17 条 がん進展制御研究所に，研究プログラムを置く。

- 2 ナノ生命科学研究所，ナノマテリアル研究所，設計製造技術研究所，高度モビリティ研究所，古代文明・文化資源学研究所，先端観光科学研究所，学内共同教育研究施設，保健管理センター及び先端科学・社会共創推進機構に，研究部門を置くことができる。

- 3 研究プログラム及び研究部門に関し必要な事項は，別に定める。

(連携講座等)

第 18 条 大学院に，連携講座，寄附講座及び共同研究講座を置くことができる。

- 2 国際基幹教育院，附置研究所等，学内共同教育研究施設，保健管理センター，新学術創成研究機構及び先端科学・社会共創推進機構に，寄附研究部門を置くことができる。
- 3 国際基幹教育院，附属病院，附置研究所等，学内共同教育研究施設，保健管理センター，新学術創成研究機構及び先端科学・社会共創推進機構に，共同研究部門を置くことができる。
- 4 連携講座，寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門に関し必要な事項は，別に定める。

## 第 2 節 職員等

(学長及び副学長)

第 19 条 本学に，学長を置く。

- 2 本学に，別に定めるところにより副学長を置く。

(教授，准教授等)

第 20 条 本学に，教授，准教授，講師，助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

- 2 本学に，事務職員，技術職員，医療職員その他の職員を置く。
- 3 附属学校に，校長，園長，教頭，教諭，養護教諭，栄養教諭その他の職員を置く。

- 4 附属学校に、副校長、副園長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。
- 5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問、学長特別補佐及び学長補佐)

第21条 本学に、本学の業務の運営に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行うため、別に定めるところにより顧問を若干人置くことができる。

- 2 本学に、学長の職務のうち特に必要と認める事項に関し、学長を補佐するため、別に定めるところにより学長補佐及び学長特別補佐を若干人置くことができる。

(部局及び部局長等)

第22条 学域、国際基幹教育院、研究科、研究域、附属病院、附置研究所等、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構を部局とし、それぞれ学域長、国際基幹教育院長、研究科長、研究域長、附属病院長、附置研究所等の長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター長、グローバル人材育成推進機構長、新学術創成研究機構長、先端科学・社会共創推進機構長及びダイバーシティ推進機構長(以下「部局長」という。)を置く。

- 2 研究域長は対応する学域の学域長を兼ねるものとする。
- 3 学域に置く学類及び研究域に置く系に、それぞれ学類長及び系長を置き、国際基幹教育院に置く系に系長を置く。ただし、研究域長は学類長又は系長を、国際基幹教育院長は系長を兼ねることができない。
- 4 附属薬用植物園に、附属薬用植物園長を置く。
- 5 附属図書館に置かれる医学系分館に、分館長を置く。
- 6 学内共同利用施設に、学内共同利用施設の長を置く。
- 7 人間社会環境研究科、自然科学研究科、医薬保健学総合研究科、新学術創成研究科及び法学研究科の各専攻に、専攻長を置く。
- 8 第1項に定める部局に、部局長を補佐するため、副部局長を置くことができる。
- 9 第1項から前項までに定める部局長等(以下「部局長等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の部局長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 部局長等は、再任されることができる。
- 11 部局長等は、教授(常勤の特任教授を含む。以下この項において同じ。)をもって充てる。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 12 部局長等の選考に関し必要な事項は、学長又は部局長が別に定める。

(部局長の解任)

第23条 学長は、部局長(学類長及び系長を含み、附属図書館長を除く。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。この場合において、学長は、第27条に定める会議(第31条の5に定めるナノマテリアル研

研究所会議，第31条の6に定める設計製造技術研究所会議，第31条の7に定める高度モビリティ研究所会議，第31条の8に定める古代文明・文化資源学研究所会議，第31条の9に定める先端観光科学研究所会議，第32条第1項に定める教員会議及び第33条に定めるセンター会議等を含む。)の申出に基づき行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他部局長たるに適しないと認められるとき。

2 前項に定めるもののほか，学長は，部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であって，当該部局長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき，解任することができる。

3 前項の規定により，研究科長，国際基幹教育院長，研究域長，附属病院長，がん進展制御研究所長，学類長及び系長を解任するときは，第27条に定める会議の申出に基づき行うものとする。

(附属学校統括長)

第24条 本学に，附属学校の運営及び改革を統括するため，附属学校統括長を置く。

- 2 附属学校統括長は，学長が指名する者をもって充てる。
- 3 附属学校統括長の任期は2年とする。ただし，補欠の附属学校統括長の任期は，前任者の残任期間とする。
- 4 附属学校統括長は，再任されることができる。

(名誉教授，客員教授等)

第25条 本学の学長，副学長又は教授として勤務した者に，名誉教授の称号を付与することができる。

- 2 本学の常時勤務の教員以外の職員に，客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。
- 3 名誉教授，客員教授等に関し必要な事項は，別に定める。

第26条 削除

### 第3節 教授会等

(教育研究会議，学類会議，研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として，融合学域及び融合研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，融合系教育研究会議を置き，その下に，学類会議及び系会議を置く。

- 2 教授会として，人間社会学域，人間社会環境研究科，法学研究科，教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，人間社会系教育研究会議を置き，その下に，学類会議，研究科会議，系会議を置く。
- 3 教授会として，理工学域，自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，理工系教育研究会議を置き，その下に，学類会議，研究科会議，系会議を置く。

- 4 教授会として、医薬保健学域、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、医薬保健系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。
- 5 教授会として、国際基幹教育院の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、国際基幹教育院教授会議を置き、その下に系会議を置く。
- 6 教授会として、がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため、がん進展制御研究所教授会議を置く。
- 7 教授会として、ナノ生命科学研究soの研究に関する重要事項を審議するため、ナノ生命科学研究so教授会議を置く。

(組織)

第 28 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議は、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究soの教授をもって組織する。

- 2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議には、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究soの准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。
- 3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)、附属病院の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。
- 4 ナノ生命科学研究so教授会議には、ナノ生命科学研究soリサーチプロフェッサー(極めて顕著な研究業績を有する国内外の教育機関から招へいする教員に限る。)を加えることができる。ただし、学長が特に必要と認めた場合、ナノ生命科学研究so以外の教授を加えることができる。

(議長)

第 29 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議に議長を置き、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究soの長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(審議事項)

第 30 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究so教授会議は、学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に基づき、次に掲げる事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

- (1) 当該研究域長、国際基幹教育院長、がん進展制御研究所長及びナノ生命科学研究so所長の候補者の選考に関する事項



- (2) 教員の人事及び選考に関する事項
  - (3) 中期目標・中期計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
  - (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
  - (6) 教育課程の編成に関する事項
  - (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
  - (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
  - (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
  - (11) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項
- 2 学類会議、研究科会議及び系会議は、前項の事項のうち、教育研究会議が付託した事項を審議する。
  - 3 教育研究会議は、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、教育研究会議の議決とすることができる。

(代議員会等)

第 31 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、構成員のうちの一部の者をもって組織する代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

- 2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、代議員会等の議決をもって、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議の議決とすることができる。

(基幹教育管理運営委員会)

第 31 条の 2 本学に、「金沢大学<グローバル>スタンダード」を基軸とした、全学的な基幹教育(学士課程、修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育をいう。)について、基本的な方針を審議し決定するため、基幹教育管理運営委員会を置く。

(附属学校運営協議会)

第 31 条の 3 本学に、附属学校の将来構想、学校教育学類及び大学院教職実践研究科との連携について、基本的な方針を審議し決定するため、附属学校運営協議会を置く。

(新学術創成研究科会議)

第 31 条の 4 新学術創成研究科の教育に関する重要事項を審議するため、新学術創成研究科会議を置く。

2 新学術創成研究科会議は、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、教育研究会議に準じて、別に定める事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(ナノマテリアル研究所会議)

第31条の5 ナノマテリアル研究所に、ナノマテリアル研究所会議を置く。

(設計製造技術研究所会議)

第31条の6 設計製造技術研究所に、設計製造技術研究所会議を置く。

(高度モビリティ研究所会議)

第31条の7 高度モビリティ研究所に、高度モビリティ研究所会議を置く。

(古代文明・文化資源学研究所会議)

第31条の8 古代文明・文化資源学研究所に、古代文明・文化資源学研究所会議を置く。

(先端観光科学研究所会議)

第31条の9 先端観光科学研究所に、先端観光科学研究所会議を置く。

(教員会議等)

第32条 学術メディア創成センター、環日本海域環境研究センター、疾患モデル総合研究センター、子どものこころの発達研究センター、保健管理センター及び新学術創成研究機構に、教員会議を置く。

2 前項に定めるもののほか、未来知実証センター及び新学術創成研究機構に運営委員会を置く。

(センター会議等)

第33条 先進予防医学研究センター、環境保全センター、未来知実証センター、国際日本研究センター、グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構に、必要に応じて、センター会議(グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構にあつては機構運営会議、以下「センター会議等」という。)を置く。

(組織及び運営等)

第34条 第28条から前条までに定めるもののほか、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議、ナノ生命科学研究所教授会議、学類会議、研究科会議、系会議、基幹教育管理運営委員会、附属学校運営協議会、新学術創成研究科会議、ナノマテリアル研究所会議、設計製造技術研究所会議、高度モビリティ研究所会議、古代文明・文化資源学研究所会議、先端観光科学研究所会議、教員会議、運営委員会及びセンター会議等の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

#### 第4節 事務組織

(事務局)

第35条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

(1) 総務部

- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 研究・社会共創推進部
- (5) 学務部
- (6) 国際部
- (7) 情報部
- (8) 融合系事務部
- (9) 人間社会系事務部
- (10) 理工系事務部
- (11) 医薬保健系事務部
- (12) 病院部

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 技術支援組織

(総合技術部)

第35条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学生

#### 第1節 学年等及び休業日

(学年等)

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期4クォーターに分ける。

学期	クォーター	期 間
前期	第1クォーター	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
	第2クォーター	
後期	第3クォーター	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
	第4クォーター	

3 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第37条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも登学を課することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

#### 第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 38 条 修業年限は、4 年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、6 年とする。

(修業年限の通算)

第 39 条 第 84 条に定める科目等履修生として、本学において一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲内の期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 40 条 在学年限は、8 年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、12 年の範囲内で医薬保健学域において別に定める。

### 第 3 節 入学

(入学時期)

第 41 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 42 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であつて、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 43 条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第44条 前条の入学を志願する者については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第45条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 本学を退学した者(第70条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の学域又は国際基幹教育院総合教育部へ再入学を志願するもの

(2) 他大学に在学している者で、本学(国際基幹教育院総合教育部を除く。以下第3号から第7号において同じ。)へ転入学を志願するもの

(3) 他大学を卒業した者又は退学した者で、本学へ編入学を志願するもの

(4) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの

(6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの

(7) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教育研究会議又は国際基幹教育院教授会議の議を経て、学域長又は国際基幹教育院長が決定する。

3 第1項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の修業年限の2倍の年数を超えることができない。

4 前3条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

5 再入学，転入学及び編入学に関し必要な事項は，学域及び国際基幹教育院において別に定める。

(宣誓)

第47条 入学を許可された者は，別に定めるところにより，宣誓をしなければならない。

#### 第4節 教育課程，履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第48条 教育課程は，学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を開設し，体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては，学域，学類並びに課程，コース及び専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

4 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育課程の編成及び履修方法等)

第49条 教育課程は，各授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。

2 教育課程については，金沢大学共通教育科目に関する規程及び各学域において別に定める。

3 授業科目の履修に関する事項については，金沢大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第50条 授業科目の単位の計算方法は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，原則として次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については，15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験，実習及び実技については，30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前2号に規定する基準を考慮して学域が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第 51 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第 52 条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし、第 50 条第 2 項に定める授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第 53 条 成績の評価については、金沢大学履修規程において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 54 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 学期又は 1 クォーターに履修科目として登録することができる単位数の上限を学域及び国際基幹教育院において定めるものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 54 条の 2 学生は、本学大学院へ入学を希望するときは、所属の学域長及び希望する大学院の研究科長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 55 条 学生は、学域長又は国際基幹教育院長の許可を得て、本学が定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の所定の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、合計 60 単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。

3 前項の規定は、第 66 条の規定による留学及び外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第 56 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第 55 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び第 90 条に規定する特別の課程を修了した者として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 56 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教育研究会議の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 5 節 卒業要件及び学位授与



(卒業要件)

第 59 条 第 38 条に定める修業年限以上在学し、学域ごとに定める授業科目を履修し、124 単位以上(医薬保健学域の医学類にあつては 188 単位以上、薬学類にあつては 186 単位以上)で学域の定める単位数を修得し、かつ、本学が別に定める英語能力の基準を満たす学生については、当該教育研究会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第 51 条第 2 項に定める授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。ただし、学域において 124 単位を超える単位数を卒業要件として定める場合において、同条第 1 項に定める授業の方法により 64 単位以上を修得しているときは、60 単位を超えることができるものとする。

(早期卒業)

第 60 条 第 38 条の規定にかかわらず、本学に 3 年以上在学し、前条の規定により卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得し、かつ、本学が別に定める英語能力の基準を満たす学生が、学校教育法第 89 条に定める卒業を希望する場合は、当該教育研究会議の議を経て、学長はこれを認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 金沢大学学生懲戒規程第 4 条に規定する懲戒処分を受けた者

(2) 休学期間を有する者

3 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 61 条 本学を卒業した者には、金沢大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第 6 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第 62 条 疾病又はその他の事由により、1 月以上修学を中止しようとする者は、学域長又は国際基幹教育院長に届け出て、休学することができる。

2 前項に定める休学のほか、学域長又は国際基幹教育院長は、疾病その他の事由により修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

4 休学期間は、在学年限に算入しない。

5 休学期間は、通算 4 年(国際基幹教育院総合教育部に所属する期間においては通算 2 年とする。)を超えることができない。ただし、第 2 項の休学の期間は、この限りでない。

(復学)

第 63 条 休学期間中に復学しようとする者(前条第 2 項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長に届け出るものとする。

2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学類)

第 64 条 転学類(学生が所属する学域以外への転学類も含む。)を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、転学類を許可することができる。

2 転学類を志願する者は、所定の出願書類に志望の学類(保健学類にあつては専攻も含む。)及び志望の事由を記し、所属の学域長に願い出なければならない。

3 第 1 項の規定により転学類を許可された者の在学年限の取扱いについては、別に定める。

4 第 1 項の規定により転学類を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、学域において決する。

(転学)

第 65 条 他の大学へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、学部、学科及び志望の事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第 66 条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第 67 条 退学しようとする者は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより学長、学域長又は国際基幹教育院長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第 68 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

(1) 納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

(2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

(4) 疾病その他の事由により、成業の見込がないと認められる者

2 前項第 1 号及び第 3 号の規定により除籍した者については、除籍となった日の属する学期の成績を無効とする。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 69 条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第 70 条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、学域長又は国際基幹教育院長が行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 8 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第 71 条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第 72 条 学長は、特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することができる。

(入学料及び検定料の不返付)

第 73 条 既納の入学料及び検定料は、返付しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)及び関係法令に基づき、別に定めるところにより入学料の全額及び一部を返付することがある。

2 前項の規定にかかわらず、検定料について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の申出により次項に定める額を返付する。

(1) 入学者選抜における第 2 次の学力検査等を 2 段階の選抜方法で実施する場合において、第 1 段階目の選抜に合格しなかった者(推薦入学及び A0 入試等において第 1 次選考として書類選考を行う場合における不合格者を含む。)

(2) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

(3) 学長が特に必要があると認めた者

3 前項の規定により返付する額は、前項第 1 号の場合における第 2 段階目の選抜に係る額に相当する額とする。

(授業料の徴収方法等)

第74条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1クォーター、第2クォーター、第3クォーター及び第4クォーターの4クォーターに区分して行うものとし、それぞれのクォーターにおいて徴収する額は、年額の4分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、本学が指定する方法により、第1クォーター及び第2クォーターにあつては5月、第3クォーター及び第4クォーターにあつては11月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生から申し出があつたときは、第1クォーター及び第2クォーターに係る授業料を徴収するときに、当該年度の第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 第2項の納付期限後に入学した者は、入学の日の属する月に、そのクォーターに属する授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料)

第75条 既納の授業料は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、既納の授業料のうち、休学又は退学したクォーターに係るもの並びに修学支援法及び関係法令に基づき減免されたものは、別に定めるところにより、当該授業料の全額又は一部を返付することがある。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第76条 学長は、学費の支弁が困難な学生に対しては、別に定めるところにより授業料を免除し、又は月割分納若しくは徴収猶予を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める学生に対しては、別に定めるところにより、授業料を免除することができる。

3 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。)は、各期ごとにこれを認める。

4 免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより免除等を取り消すことができる。

(1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。

(2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。

(3) 第70条の規定により懲戒を受けたとき。

(休学中及び復学の場合の授業料)

第77条 休学の場合には、別に定めるところにより、休学中の授業料は、これを徴収しない(第75条第2項に定める既納の授業料の全額又は一部の返付を含む。)ことがある。

2 復学したときは、復学した日の属するクォーターから授業料を徴収する。この場合において、第2クォーター又は第4クォーターから復学したときは、復学日の属する月に当該クォーターに係る授業料を、第3クォーターから復学したときは、11月に第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を、それぞれ徴収する。

(免除等の取消しの場合の授業料)

第 78 条 第 76 条第 4 項第 1 号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたとき、その期の授業料は、その月分から月割額(年額の 12 分の 1)により、免除を取り消された日の属する月に徴収する。

2 第 76 条第 4 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の金額をその月に徴収する。

(再入学等の場合の授業料)

第 79 条 学期の途中において、再入学、転入学又は編入学した場合には、再入学、転入学又は編入学した日の属するクォーターから次の徴収の時期前までの期間に応じた額を本学の指定する月に徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第 80 条 クォーターの途中において、退学又は他大学へ転学した場合には、当該クォーターの授業料はこれを徴収する。

2 停学中の授業料は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第 81 条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することができる。

(学年中途の卒業等の場合の授業料)

第 82 条 学年の中途において、卒業又は修了する場合には、月割計算により在学予定期間に応じた額を徴収する。

第 4 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 83 条 本学の学生以外の者で、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。

3 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、学長が特別の事情があると判断した場合は、この限りではない。

4 研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 研究生の授業料の徴収は、本学が指定する方法により、前期及び後期の 2 学期に区分して行うものとする。

6 前項の授業料は、前期にあつては 5 月、後期にあつては 11 月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

7 前項の規定にかかわらず、納付期限後に入学した者又は在学期間が 2 か月未満の者にあつては、入学の日の属する月に、その学期に属する授業料を納付しなければならない。

- 8 既納の授業料は返付しない。
- 9 前項の規定にかかわらず、学期の途中において、退学した場合には、既納の授業料のうち、退学の日属する月の翌月以降に係る授業料を返付する。
- 10 第37条、第43条、第44条、第45条、第67条、第68条、第70条、第73条及び第81条の規定は、研究生に準用する。

(科目等履修生)

第84条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を選んで履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学資格、選考方法等については、学域及び国際基幹教育院において別に定める。
- 3 授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。
- 4 第36条、第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第49条第2項、第67条、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条、第80条及び第81条の規定は、科目等履修生に準用する。

(特別聴講学生)

第85条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等又は外国の大学等の学生があるときは、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、当該他の大学等又は外国の大学等との協議に基づき、所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 授業科目を履修し、その試験に合格した特別聴講学生に対し単位を与える。
- 3 第36条、第37条、第44条、第67条、第68条、第70条、第74条、第75条、第80条及び第81条の規定は、特別聴講学生に準用する。
- 4 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、特別の事情があると判断される場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第86条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第87条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料等の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 3 科目等履修生の授業料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学生寄宿舍

### (学生寄宿舍)

第88条 本学に、学生寄宿舍として国際交流会館及び学生留学生宿舍を置く。

2 学生寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 共同教育課程

### (共同教育課程)

第89条 本学及び富山大学を構成大学とする共同教員養成課程の教育の実施について、本学は、富山大学と協力するものとする。

## 第7章 特別の課程

### (特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第8章 公開講座

### (公開講座)

第91条 本学に、公開講座を設ける。

2 公開講座の受講料の額は、別表第三のとおりとする。

3 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際現に旧国立学校設置法第3条第1項の表に掲げる金沢大学の学生である者は、この学則の施行の日に国立大学法人金沢大学が設置する金沢大学の学生の身分を取得するものとする。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学通則による法学部法学科及び公共システム学科、薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部電気・情報工学科は、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 別表第一の規定にかかわらず、法学部、理学部、薬学部及び工学部並びに合計欄の収容定員については、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	
法学部	法政学科	180	360	540	
	従前の学科	法学科	480	320	160
		公共システム学科	165	110	55

	(学科共通)	20	20	20	
	計	845	810	775	
理学部	数学科	99	98	97	
	物理学科	131	130	129	
	化学科	154	152	150	
	生物学科	98	96	94	
	地球学科	110	108	106	
	計算科学科	118	116	114	
	(学科共通)	20	20	20	
	計	730	720	710	
薬学部	総合薬学科	235	310	305	
	従前の学科	薬学科	40	—	—
		製薬化学科	40	—	—
	計	315	310	305	
工学部	土木建設工学科	331	318	313	
	機能機械工学科	304	296	292	
	物質化学工学科	382	372	366	
	電気電子システム工学科	197	194	191	
	人間・機械工学科	304	296	292	
	情報システム工学科	256	252	248	
	(学科共通)	60	60	60	
	計	1,834	1,788	1,762	
合計		7,454	7,358	7,282	

- 5 この規程の施行の日の前日に部局長である者のうち、施行の日以後において任期を有するものは、施行の日に部局長に選任されたものとみなし、その任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、施行の日以後において当該部局長の有する任期と同一の期間とする。
- 6 前項に規定する者の次期部局長に係る任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、当該部局の定めるところによる。
- 7 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、第71条の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

#### 附 則

この学則は、平成17年2月3日から施行する。

#### 附 則



- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、薬学部の合計欄の収容定員については、平成18年度から平成23年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
薬学部	薬学科	35	70	105	140	175	210
	創薬科学科	40	80	120	160	160	160
	従前の 学科	230	150	75			
	総合薬 学科						
	計	305	300	300	300	335	370

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、次の表に記載する学部、学科等は、平成20年3月31日に在学する者が在学なくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 学域・学類の収容定員、存続する学部及び学科等に係る第30条に規定する事項を審議する教授会並びにその収容定員については、第27条及び別表第一の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。
- 4 存続する学部及び学科(法学部及び経済学部を除く。)の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成20年3月31日に在学する者(平成20年4月1日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。
- 6 前項に規定する者については、別表第二中「学域」とあるのは「学部」とする。

#### 学域・学類の収容定員

学域	学類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
人間社会学域	人文学類	145	290	435	580	580
	法学類	170	340	510	680	680
	(編入学定員 10)			10	20	20
	経済学類	185	370	555	740	740
	学校教育学類	100	200	300	400	400
	地域創造学類	80	160	240	320	320
	国際学類	70	140	210	280	280
	計	750	1500	2260	3020	3020
理工学域	数物科学類	84	168	252	336	336
	物質化学類	81	162	243	324	324
	機械工学類	140	280	420	560	560
	電子情報学類	108	216	324	432	432
	環境デザイン学類	74	148	222	296	296
	自然システム学類	102	204	306	408	408
	(学域共通編入学定員40)			40	80	80
	計	589	1178	1807	2436	2436
医薬保健学域	医学類	95	190	285	380	475
	(編入学定員 5)			5	10	15
	薬学類	35	70	105	140	175
	創薬科学類	40	80	120	160	160

保健学 類	看護学専攻	80	160	240	320	320
	(編入学定員 10)			10	20	20
	放射線技術科学専攻	40	80	120	160	160
	(編入学定員 5)			5	10	10
	検査技術科学専攻	40	80	120	160	160
	(編入学定員 5)			5	10	10
	理学療法学専攻	20	40	60	80	80
	(編入学定員 5)			5	10	10
	作業療法学専攻	20	40	60	80	80
	(編入学定員 5)			5	10	10
小計	200	400	630	860	860	
計	370	740	1145	1550	1685	
合計		1709	3418	5212	7006	7141

存続する学部・学科等の収容定員

学部	学科等	教授会	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
			収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
文学 部	人間学科	人間社会系教 育研究会議	165	110	55		
	史学科		150	100	50		
	文学科		195	130	65		
	計		510	340	170		
教育 学部	学校教育教員養成 課程		240	160	80		
	障害児教育教員養成 課程		60	40	20		
	人間環境課程		180	120	60		
	スポーツ科学課程		105	70	35		
	計		585	390	195		
法学 部	法政学科		540	360	180		
	(編入学定員 10)		20	20	10		
	計		560	380	190		

経済学部	経済学科		615	410	205			
	計		615	410	205			
理学部	数学科	理工系教育研究会議	72	48	24			
	物理学科		96	64	32			
	化学科		111	74	37			
	生物学科		69	46	23			
	地球学科		78	52	26			
	計算科学科		84	56	28			
	(学科共通編入学定員 10)		20	20	10			
	計		530	360	180			
医学部	医学科	医薬保健系教育研究会議	475	380	285	190	95	
	(編入学定員 5)		20	20	15	10	5	
	(小計)		495	400	300	200	100	
	保健学科		看護学専攻	240	160	80		
			(編入学定員 10)	20	20	10		
			放射線技術科学専攻	120	80	40		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
			検査技術科学専攻	120	80	40		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
			理学療法学専攻	60	40	20		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
			作業療法学専攻	60	40	20		
			(編入学定員 5)	10	10	5		
	(小計)		660	460	230			
計	1155	860	530	200	100			
薬学部	薬学科		70	70	70	70	35	
	創薬科学科		80	80	40			
	従前の総合薬科学科		75					

	計		225	150	110	70	35
工学部	土木建設工学科	理工系教育研究会議	231	154	77		
	機能機械工学科		216	144	72		
	物質化学工学科		270	180	90		
	電気電子システム工学科		141	94	47		
	人間・機械工学科		216	144	72		
	情報システム工学科		183	122	61		
	(学科共通編入学定員 30)		60	60	30		
	計		1317	898	449		
合計		5497	3788	2029	270	135	

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成21年度から平成29年度の入学定員については105人とし、その収容定員については、平成21年度から平成34年度までは、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	105	200	105	305	105	410	105	515	105	620	105	630	105	630
	(編入学定員5)	—	—	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20	—	20
	計	380	750	380	1165	380	1580	380	1725	380	1870	380	1880	380	1880
	大学合計	1719	3428	1719	5232	1719	7036	1719	7181	1719	7326	1719	7336	1719	7336

学域	学類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
----	----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	105	630	105	630	100	625	100	620	100	615	100	610	100	605
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	380	1880	380	1880	375	1875	375	1870	375	1865	375	1860	375	1855
	大学合計	1719	7336	1719	7336	1714	7331	1714	7326	1714	7321	1714	7316	1714	7311

附 則

この学則は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成22年度から平成36年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	312	112	424	112	536	112	648	112	665
	(編入学定員5)	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20
	計	387	1172	387	1594	387	1746	387	1898	387	1915
	大学合計	1726	5239	1726	7050	1726	7202	1726	7354	1726	7371

学域	学類	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	107	667	107	662
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20

	計	387	1922	387	1922	387	1922	382	1917	382	1912
	大学合計	1726	7378	1726	7378	1726	7378	1721	7373	1721	7368

学域	学類	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	100	650	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	375	1900	375	1888	375	1876	375	1864	375	1857
	大学合計	1714	7356	1714	7344	1714	7332	1714	7320	1714	7313

附 則

この学則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 平成 23 年 4 月 1 日に選任される自然科学研究科長及び自然科学研究科副研究科長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成 23 年度における医薬保健学域医学類の編入学定員は、第 2 年次編入学 5 人、第 3 年次編入学 5 人とし、平成 23 年度から令和 8 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
	医学類	112	424	112	536	112	648	112	665	112	672

医薬保健 学域	(編 入 学)	—	15	—	20	—	25	—	25	—	25
	計	387	1599	387	1751	387	1903	387	1920	387	1927
	大学 合計	1726	7055	1726	7207	1726	7359	1726	7376	1726	7383

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)
医薬 保健 学域	医学 類	112	672	112	672	112	672	112	672	112	672
	(編 入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927
	大学 合計	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383

学域	学類	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)
医薬保 健学域	医学 類	112	672	100	660	100	648	100	636
	(編入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	384	1924	372	1909	372	1884	372	1859
	大学 合計	1726	7383	1714	7371	1714	7369	1714	7367
学域	学類	令和 7 年度				令和 8 年度			
		入学定員 (人)		収容定員 (人)		入学定員 (人)		収容定員 (人)	
医薬保健学 域	医学類	100		624		100		612	
	(編入 学)	—		25		—		25	
	計	372		1877		372		1895	
	大学合計	1714		7385		1714		7403	

附 則



- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻、及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する研究科及び専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する研究科及び専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に国際交流会館に入居している者の寄宿料については、別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、第 63 条第 1 項、第 74 条第 2 項に規定する納付期限及び別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域経済学類経済理論・経済政策コース、経営・情報コース及び比較社会経済コース並びに地域創造学類健康スポーツコース並びに理工学域電子情報学類、環境デザイン学類及び自然システム学類は、平成 30 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、人間社会学域及び理工学域における平成 30 年度から令和 2 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間 社会 学域	経済学類	135	690	135	640	135	590
	地域創造学類	90	330	90	340	90	350
	国際学類	85	295	85	310	85	325
	計	725	2995	725	2970	725	2945
理工 学域	数物科学類	84	336	84	336	84	336
	(編入学定員 5)	-		-		-	5
	物質化学類	81	324	81	324	81	324
	(編入学定員 4)	-		-		-	4
	機械工学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員 1 0)	-		-		-	10
	フロンティア工学 類	110	110	110	220	110	330
	(編入学定員 5)	-		-		-	5
	電子情報通信学類	80	80	80	160	80	240
	(編入学定員 7)	-		-		-	7
	地球社会基盤学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員 7)	-		-		-	7
	生命理工学類	59	59	59	118	59	177
	(編入学定員 2)	-		-		-	2

従前の学類	機械工学類		420		280		140
	電子情報学類		324		216		108
	環境デザイン学類		222		148		74
	自然システム学類		306		204		102
	(学域共通編入学定員40)	-	80	-	80	-	40
計		614	2461	614	2486	614	2511

- 4 存続する学類に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 平成30年3月31日に在学する者(平成30年4月1日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の地域連携推進センターに係る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に附属学校統括長である者の任期については、第24条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。
- 6 第22条の規定にかかわらず、当分の間、融合研究域長については、学長が指名する理事をもって充て、融合科学系長については、当該系に所属する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、融合研究域に係る特例については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、医薬保健学域創薬科学類は、令和3年3月31日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類（医薬保健学域医学類を除く。）における令和3年度から令和8年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	先導学類	55	55	55	110	55	165
	(編入学定員25)	—		—		—	25
	計	55	55	55	110	55	190
人間社会学域	人文学類	141	576	141	572	141	568
	法学類	160	670	160	660	160	650
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	15
	経済学類	131	536	131	532	131	528
	学校教育学類	85	385	85	370	85	355
	地域創造学類	88	358	88	356	88	354
	国際学類	83	338	83	336	83	334

	計	688	2883	688	2846	688	2804	
理工学域	数物科学類	82	334	82	332	82	330	
	(編入学定員5)	—	10	—	10	—	10	
	物質化学類	79	322	79	320	79	318	
	(編入学定員4)	—	8	—	8	—	8	
	機械工学類	97	397	97	394	97	391	
	(編入学定員10)	—	20	—	20	—	20	
	フロンティア工学類	107	437	107	434	107	431	
	(編入学定員5)	—	10	—	10	—	10	
	電子情報通信学類	78	318	78	316	78	314	
	(編入学定員7)	—	14	—	14	—	14	
	地球社会基盤学類	98	398	98	396	98	394	
	(編入学定員7)	—	14	—	14	—	14	
	生命理工学類	58	235	58	234	58	233	
	(編入学定員2)	—	4	—	4	—	4	
計	599	2521	599	2506	599	2491		
医薬保健学域	薬学類	65	240	65	270	65	300	
	医薬科学類	18	18	18	36	18	54	
	保健学類	看護学専攻	79	319	79	318	79	317
		(編入学定員4)	—	20	—	20	—	14
		放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員3)	—	10	—	10	—	8
検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160		

		(編入学定員 3)	—	10	—	10	—	8
		理学療法 学専攻	15	75	15	70	15	65
		(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10
		作業療法 学専攻	15	75	15	70	15	65
		(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10
	従前 の学 類	創薬科学 類		120		80		40
	計		384	1924	372	1909	372	1884
学域	学類	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
融合学 域	先導学類	55	220	55	220	55	220	
	(編入学定員 2 5)	—	50	—	50	—	50	
	計	55	270	55	270	55	270	
人間社 会学域	人文学類	141	564	141	564	141	564	
	法学類	160	640	160	640	160	640	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	経済学類	131	524	131	524	131	524	
	学校教育学類	85	340	85	340	85	340	
	地域創造学類	88	352	88	352	88	352	
	国際学類	83	332	83	332	83	332	
	計	688	2762	688	2762	688	2762	
理工学 域	数物科学類	82	328	82	328	82	328	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	物質化学類	79	316	79	316	79	316	
	(編入学定員 4)	—	8	—	8	—	8	
	機械工学類	97	388	97	388	97	388	
	(編入学定員 1 0)	—	20	—	20	—	20	

	フロンティア工学類	107	428	107	428	107	428	
	(編入学定員5)	—	10	—	10	—	10	
	電子情報通信学類	78	312	78	312	78	312	
	(編入学定員7)	—	14	—	14	—	14	
	地球社会基盤学類	98	392	98	392	98	392	
	(編入学定員7)	—	14	—	14	—	14	
	生命理工学類	58	232	58	232	58	232	
	(編入学定員2)	—	4	—	4	—	4	
	計	599	2476	599	2476	599	2476	
医薬保健学域	薬学類	65	330	65	360	65	390	
	医薬科学類	18	72	18	72	18	72	
	保健学類	看護学専攻	79	316	79	316	79	316
		(編入学定員4)	—	8	—	8	—	8
		放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員3)	—	6	—	6	—	6
		検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員3)	—	6	—	6	—	6
		理学療法学専攻	15	60	15	60	15	60
		(編入学定員5)	—	10	—	10	—	10
		作業療法学専攻	15	60	15	60	15	60
(編入学定員5)		—	10	—	10	—	10	



	従前の学類	創薬科学類						
	計		372	1859	372	1877	372	1895

- 4 存続する学類に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 令和 3 年 3 月 31 日に在学する者(令和 3 年 4 月 1 日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、第 68 条第 2 項、第 74 条第 2 項及び第 4 項並びに第 83 条第 5 項から第 10 項までの規定を除き、なお、従前の例による。
- 7 第 22 条の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日に選任される融合学域先導学類長については、当該学類を担当する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 8 令和 3 年 4 月 1 日に選任される融合学域先導学類長及び医薬保健学域医薬科学類長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 64 条第 3 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日までに転学類を許可され、令和 4 年 4 月 1 日以後に転学類をした者にも適用する。
- 2 第 5 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域学校教育学類教育科学コース及び教科教育学コース並びに理工学域生命理工学類生命システムコースは、令和 4 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、融合学域、人間社会学域及び医薬保健学域における令和 4 年度から令和 9 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のおりとする。

学域	学類	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	15	15	15	30	15	45
	(編入学定員 15)	-		-		-	15
	計	70	125	70	220	70	330
人間社会学域	人文学類	138	569	138	562	138	555
	法学類	150	650	150	630	150	610

	(編入学定員 0)	-	20	-	15	-	5
	国際学類	81	334	81	330	81	326
	計	673	2831	673	2774	673	2712
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648
	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	384	1921	372	1896	372	1871
学域	学類	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	15	60	15	60	15	60
	(編入学定員 15)	-	30	-	30	-	30
	計	70	360	70	360	70	360
人間社会学域	人文学類	138	552	138	552	138	552
	法学類	150	600	150	600	150	600
	(編入学定員 0)	-	-	-	-	-	-
	国際学類	81	324	81	324	81	324
	計	673	2692	673	2692	673	2692
医薬保健学域	医学類	100	636	100	624	100	612
	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1889	372	1907	372	1895

- 4 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず，自然科学研究科（博士前期課程に限る。）電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は，令和 4 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 5 存続する専攻の長については，第 30 条に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 6 第 22 条の規定にかかわらず，令和 4 年 4 月 1 日に選任される融合学域観光デザイン学類長については，当該学類を担当する教授のうち，学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 7 令和 4 年 3 月 31 日に在学する者(令和 4 年 4 月 1 日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については，なお，従前の例による。この場合において，「放射線技術科学専攻」とあるのは「診療放射線技術学専攻」と読み替えるものとする。

## 附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和5年度から令和10年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
		入学定員 員 (人)	収容定員 員 (人)	入学定員 員 (人)	収容定員 員 (人)	入学定員 員 (人)	収容定員 員 (人)	
融合学域	観光デザイン学類	20	35	20	55	20	75	
	(編入学定員 15)	-		-	15	-	30	
	スマート創成科学類	20	20	20	40	20	60	
	(編入学定員 20)	-		-		-	20	
	計	95	245	95	380	95	455	
人間社会学域	地域創造学類	83	349	83	342	83	337	
	計	668	2769	668	2702	668	2677	
理工学域	数物科学類	78	326	78	320	78	316	
	(編入学定員 5)	-	10	-	10	-	10	
	物質化学類	78	317	78	314	78	313	
	(編入学定員 4)	-	8	-	8	-	8	
	機械工学類	94	388	94	382	94	379	
	(編入学定員 10)	-	20	-	20	-	20	
	フロンティア工学類	103	427	103	420	103	416	
	(編入学定員 5)	-	10	-	10	-	10	
	電子情報通信学類	76	312	76	308	76	306	
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14	
	地球社会基盤学類	94	390	94	384	94	380	
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14	
	生命理工学類	56	231	56	228	56	226	
	(編入学定員 2)	-	4	-	4	-	4	
	計	579	2471	579	2436	579	2416	
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648	
	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25	
	保健学類	看護学専攻	79	317	79	316	79	316
		(編入学定員 0)	-	14	-	8	-	4
		診療放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	8	-	6	-	3
	検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160	

		(編入学定員 0)	-	8	-	6	-	3
	計		384	1908	372	1883	372	1891
学域	学類	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
融合学域	観光デザイン学類		20	110	20	110	20	110
	(編入学定員 15)		-	30	-	30	-	30
	スマート創成科学類		20	120	20	120	20	120
	(編入学定員 20)		-	40	-	40	-	40
	計		95	500	95	500	95	500
人間社会学域	地域創造学類		83	332	83	332	83	332
	計		668	2672	668	2672	668	2672
理工学域	数物科学類		78	312	78	312	78	312
	(編入学定員 5)		-	10	-	10	-	10
	物質化学類		78	312	78	312	78	312
	(編入学定員 4)		-	8	-	8	-	8
	機械工学類		94	376	94	376	94	376
	(編入学定員 10)		-	20	-	20	-	20
	フロンティア工学類		103	412	103	412	103	412
	(編入学定員 5)		-	10	-	10	-	10
	電子情報通信学類		76	304	76	304	76	304
	(編入学定員 7)		-	14	-	14	-	14
	地球社会基盤学類		94	376	94	376	94	376
	(編入学定員 7)		-	14	-	14	-	14
	生命理工学類		56	224	56	224	56	224
	(編入学定員 2)		-	4	-	4	-	4
	計		579	2396	579	2396	579	2396
医薬保健学域	医学類		100	636	100	624	100	612
	(編入学定員 5)		-	25	-	25	-	25
	保健学類	看護学専攻	79	316	79	316	79	316
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
		診療放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
		検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
	計		372	1899	372	1887	372	1875

- 3 第22条の規定にかかわらず、令和5年4月1日に選任される融合学域スマート創成科学類長については、当該学類を担当する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 4 令和5年4月1日に選任される融合学域スマート創成科学類長、人間社会研究域人文科学系長、人間社会研究域地域創造学系長及び人間社会研究域国際学系長の任期は、第22条第9項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この学則は、令和5年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士後期課程に限る。）電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 5 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和6年度から令和11年度の入学定員及び収容定員については、次の表のおりとする。

学域	学類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	55	90	55	145	55	185
	(編入学定員15)	-	15	-	30	-	30
	スマート創成科学類	55	75	55	130	55	185
	(編入学定員20)	-		-	20	-	40
	計	165	450	165	595	165	710
理工学域	電子情報通信学類	116	362	116	386	116	424
	(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2476	619	2496	619	2516
	医学類	<u>112</u>	<u>672</u>	<u>100</u>	<u>660</u>	<u>100</u>	<u>648</u>

医薬保健学域	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	384	1895	372	1903	372	1911
学域	学類	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	55	220	55	220	55	220
	(編入学定員 15)	-	30	-	30	-	30
	スマート創成科学類	55	220	55	220	55	220
	(編入学定員 20)	-	40	-	40	-	40
	計	165	780	165	780	165	780
理工学域	電子情報通信学類	116	464	116	464	116	464
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2556	619	2556	619	2556
医薬保健学域	医学類	100	636	100	624	100	612
	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1899	372	1887	372	1875

#### 附 則

- この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和 7 年度から令和 9 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
理工学域	機械工学類	89	394	89	386	89	361
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14
	フロンティア工学類	108	421	108	422	108	427

(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
計	619	2496	619	2516	619	2556

別表第一入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員(人)	第2年次編入学定員(人)	第3年次編入学定員(人)	収容定員(人)	
融合学域	先導学類	55		25	270	
	観光デザイン学類	55		15	250	
	スマート創成科学類	55		20	260	
	計	165		60	780	
人間社会学域	人文学類	138			552	
	法学類	150			600	
	経済学類	131			524	
	学校教育学類	85			340	
	地域創造学類	83			332	
	国際学類	81			324	
	計	668			2672	
理工学域	数物科学類	78		5	322	
	物質化学類	78		4	320	
	機械工学類	89		10	376	
	フロンティア工学類	108		5	442	
	電子情報通信学類	116		7	478	
	地球社会基盤学類	94		7	390	
	生命理工学類	56		2	228	
	計	619		40	2556	
医薬保健学域	医学類	100	5		625	
	薬学類	65			390	
	医薬科学類	18			72	
	保健学類	看護学専攻	79			316
		診療放射線技術学専攻	40			160
		検査技術科学専攻	40			160
		理学療法学専攻	15		5	70

	作業療法学専攻	15		5	70
	小計	189		10	776
	計	372	5	10	1863
	合計	1824	5	110	7871

## 別表第二

### 検定料等の額

区分	検定料(円)	入学料(円)	授業料(円)
学域・国際基幹教育院総合教育部	17,000	282,000	年額 535,800
	再入学, 転入学, 編入学に係るもの 30,000		
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
科目等履修生	9,800	28,200	1単位 14,800
特別聴講学生	/	/	1単位 14,800

備考 第73条第3項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。

## 別表第三

### 公開講座受講料の額

区分	受講料(円)
一般	1時間 500
高校生以下	1時間 200
別に定める公開講座の受講料については、別に定める額とする。	



## 【金沢大学学則（案）】

### (1) 変更事由

令和7年4月1日付けの新学術創成研究科総合知創出科学専攻の設置に伴う所要の改正。

### (2) 変更点

#### 第6条第2項

- ・新学術創成研究科に総合知創出科学専攻（修士課程）を追加する。

#### 附則

- ・施行日は、総合知創出科学専攻を設置する令和7年4月1日とする。

### (3) 施行日

令和7年4月1日

金沢大学学則新旧対照表

改正案	旧
<p>第1条～第5条 (略) (大学院)</p> <p>第6条 大学に、大学院を置く。</p> <p>2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>人間社会環境研究科 (前期2年の博士課程) 人文学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻、国際学専攻 (後期3年の博士課程) 人間社会環境学専攻 自然科学研究科 (前期2年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 (後期3年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 医薬保健学総合研究科 (修士課程) 医科学専攻 (博士課程) 医学専攻、薬学専攻</p>	<p>第1条～第5条 (略) (大学院)</p> <p>第6条 大学に、大学院を置く。</p> <p>2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>人間社会環境研究科 (前期2年の博士課程) 人文学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻、国際学専攻 (後期3年の博士課程) 人間社会環境学専攻 自然科学研究科 (前期2年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 (後期3年の博士課程) 数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、フロンティア工学専攻、電子 情報通信学専攻、地球社会基盤学専攻、生命理工学専攻 医薬保健学総合研究科 (修士課程) 医科学専攻 (博士課程) 医学専攻、薬学専攻</p>

<p>(前期2年の博士課程) 創薬科学専攻, 保健学専攻 (後期3年の博士課程) 創薬科学専攻, 保健学専攻 先進予防医学研究科 (博士課程) 先進予防医学共同専攻 新学術創成研究科 (修士課程) 総合知創出科学専攻 (前期2年の博士課程) 融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 (後期3年の博士課程) 融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 法学研究科 (修士課程) 法学・政治学専攻 (専門職学位課程) 法務専攻 教職実践研究科 (専門職学位課程) 教職実践高度化専攻</p>	<p>(前期2年の博士課程) 創薬科学専攻, 保健学専攻 (後期3年の博士課程) 創薬科学専攻, 保健学専攻 先進予防医学研究科 (博士課程) 先進予防医学共同専攻 新学術創成研究科 (修士課程) 総合知創出科学専攻 (前期2年の博士課程) 融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 (後期3年の博士課程) 融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻 法学研究科 (修士課程) 法学・政治学専攻 (専門職学位課程) 法務専攻 教職実践研究科 (専門職学位課程) 教職実践高度化専攻</p>
<p>3 (略) 第6条の2から第91条まで (略)</p>	<p>3 (略) 第6条の2から第91条まで (略)</p>

附 則 (略)

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和7年度から令和9年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
理工学域	機械工学類	89	394	89	386	89	361
	(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
	フロンティア工学類	108	421	108	422	108	427
理工学域	(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2496	619	2516	619	2556

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第2次編入学 定員(人)	第3次編入学 定員(人)	収容定員 (人)
融合学域	先導学類	55		25	270
	観光デザイン学類	55		15	250
	スマート創成科学類	55		20	260
	計	165		60	780

附 則 (略)

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第2次編入学 定員(人)	第3次編入学 定員(人)	収容定員 (人)
融合学域	先導学類	55		25	270
	観光デザイン学類	55		15	250
	スマート創成科学類	55		20	260
	計	165		60	780

人間社会 学域	人文学類	138			552
	法学類	150			600
	経済学類	131			524
	学校教育学類	85			340
	地域創造学類	83			332
	国際学類	81			324
	計	668			2672
理工学域	数物科学類	78	5		322
	物質化学類	78	4		320
	機械工学類	94	10		376
	フロンティア工学類	108	5		442
	電子情報通信学類	116	7		478
	地球社会基盤学類	94	7		390
	生命理工学類	56	2		228
	計	619	40		2556
医薬保健 学域	医学類	100	5		625
	薬学類	65			390
	医薬科学類	18			72
	保健 学類	79			316
	診療放射線技 術学専攻	40			160
	検査技術科学 専攻	40			160
人間社会 学域	人文学類	138			552
	法学類	150			600
	経済学類	131			524
	学校教育学類	85			340
	地域創造学類	83			332
	国際学類	81			324
	計	668			2672
理工学域	数物科学類	78	5		322
	物質化学類	78	4		320
	機械工学類	94	10		376
	フロンティア工学類	108	5		442
	電子情報通信学類	116	7		478
	地球社会基盤学類	94	7		390
	生命理工学類	56	2		228
	計	619	40		2556
医薬保健 学域	医学類	100	5		625
	薬学類	65			390
	医薬科学類	18			72
	保健 学類	79			316
	診療放射線技 術学専攻	40			160
	検査技術科学 専攻	40			160

	理学療法専攻	15		5	70
	作業療法専攻	15		5	70
	小計	189		10	776
	計	372	5	10	1863
	合計	1824	5	110	7871

別表第二及び別表第三 (略)

	理学療法専攻	15		5	70
	作業療法専攻	15		5	70
	小計	189		10	776
	計	372	5	10	1863
	合計	1824	5	110	7871

別表第二及び別表第三 (略)

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
  - 第2章 学年等及び休業日(第5条)
  - 第3章 修業年限及び在学年限(第6条・第7条)
  - 第4章 入学(第8条—第18条)
  - 第5章 教育方法等(第19条—第27条)
  - 第6章 課程の修了及び学位授与(第28条—第32条)
  - 第7章 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第33条—第39条)
  - 第8章 賞罰(第40条・第41条)
  - 第9章 検定料, 入学料及び授業料(第42条)
  - 第10章 研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生, 外国人留学生及び特別研究学生(第43条—第45条)
  - 第11章 教員組織(第46条)
  - 第12章 運営組織(第47条)
  - 第13章 共同大学院(第48条)
  - 第14章 連合大学院(第49条)
  - 第15章 特別の課程(第50条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 金沢大学大学院(以下「本学大学院」という。)は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥をきわめ, 又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い, 文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本学大学院のうち, 専門職大学院は, 学術の理論及び応用を教授研究し, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とし、その目的は次のとおりとする。

(1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(2) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(3) 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、専攻及び課程において別に定める。

(研究科の種類及び講座)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人間社会環境研究科

自然科学研究科

医薬保健学総合研究科

先進予防医学研究科

新学術創成研究科

法学研究科

教職実践研究科

2 法学研究科法務専攻及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。

3 研究科に、講座を置くことができる。

(研究科の専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻	博士課程(後期3年)
	医科学専攻	修士課程



医薬保健学総合研究科	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	総合知創出科学専攻	修士課程
	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(前期2年)
	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(後期3年)
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

- 2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)、医薬保健学総合研究科薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科、自然科学研究科並びに新学術創成研究科融合科学共同専攻及びナノ生命科学専攻は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。
- 3 法学研究科法務専攻は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。
- 4 教職実践研究科は、専ら実践的指導能力を備えた教員養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く教職大学院とする。

(研究科の入学定員等)

第4条 各研究科における専攻別の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

## 第2章 学年等及び休業日

(学年等及び休業日)

第5条 学年、学期、クォーター及び休業日については、金沢大学学則(以下「学則」という。)第36条及び第37条の規定による。

## 第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）の標準修業年限は、2年とする。ただし、法学研究科修士課程法学・政治学専攻について、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程経済学専攻及び地域創造学専攻について、短期(1年)在学型制度の標準修業年限は、1年とする。

3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程（教職大学院）には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。

3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。

4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。

#### 第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学則第41条の規定による。

(入学資格)

第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(法科大学院)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国

の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であつて、当該者を金沢大学(以下「本学」という。)の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつて、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの

(11) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 専門職学位課程(教職大学院)に入学することができる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める一種免許状を有する者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であつて、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる。

第10条 医学博士課程及び薬学博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年である課程に限る。(以下「6年制」という。))又は獣医学の課程に限る。)を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学を履修した者に限る。)

(3) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者

- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程が医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について, 当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において, 修業年限が五年以上である課程(最終の課程が医学, 歯学, 薬学又は獣医学に限る)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により, 学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院(医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって, 当該者を本学の研究科において, 大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - (9) 外国において学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者, 我が国において, 外国の大学における 16 年の課程(最終の課程が医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者, 又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者であって, 本学の研究科において, 所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められたもの
  - (10) 本学の研究科において, 個別の入学資格審査により, 第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で, 24 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず, 学校教育法第 83 条に定める大学の医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者であって, 本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認められたものは, 医学博士課程又は薬学博士課程に入学することができる。
- 第 11 条 博士後期課程に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (8) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学を志願する者については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、別に定めるところにより選抜を行う。

2 法学研究科法務専攻の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、法学研究科法務専攻が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書が受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学大学院を退学した者(第 41 条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の研究科に再入学を志願するもの
  - (2) 他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院へ転入学を志願するもの
  - (3) 他の大学の大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院へ編入学を志願するもの
- 2 前項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の標準修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。
  - 3 第 12 条、第 13 条第 1 項及び前条の規定は、第 1 項の規定により入学する場合に準用する。
  - 4 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、研究科において別に定める。  
(転研究科及び転専攻)

第 16 条 学生が本学大学院の他の研究科に転研究科を志願するときは、所定の出願書類に志望の研究科、専攻及び志望の事由を記し、所属の研究科長を経て志望先の研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願するときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。
- 3 前 2 項の規定による許可を得た者の在学年限の取扱いについては、別に定める。  
(再入学等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第 17 条 前 2 条の規定により、入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、研究科において決する。

(宣誓)

第 18 条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

## 第 5 章 教育方法等

(教育課程の編成方針及び教育方法)

第 19 条 研究科は、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。
- 3 研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 4 法学研究科法務専攻の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

5 教職実践研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第 19 条の 2 本学大学院に、学生を産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した、世界に通用する質の保証された学位プログラムとして博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第 19 条の 3 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材の育成を目的とする卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第 20 条 授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科において別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、学則第 50 条の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項中「卒業論文、卒業研究等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、読み替えるものとする。

(授業の方法等)

第 21 条 授業の方法については、学則第 51 条の規定を準用する。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条により準用する学則第 50 条第 1 項に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

5 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- 2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科及び学域の授業科目の履修等)

第23条の2 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、学生に他の研究科及び学域における授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、他の大学の大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定に基づき修得した単位は、前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあっては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、法学研究科法務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学の大学院に留学する場合、外国の大学の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第24条の2 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、第23条の2第2項及び前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(他大学院等における研究指導)



第 25 条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学の研究科で受けた研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 26 条 教育研究上有益と認められるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び第 50 条に規定する特別の課程を修了した者として修得した単位を含む。)を、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、また、第 23 条の 2、第 24 条及び第 24 条の 2 により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあつては、第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第 24 条第 3 項及び第 4 項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位(第 24 条第 3 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

4 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成 14 年法律第 139 号)第 6 条第 1 項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定の目的となる法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して法学研究科法務専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法学研究科法務専攻が認める者がその入学前に法学研究科法務専攻以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、第 24 条第 3 項及び第 4 項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 46 単位(第 24 条第 3 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(在学期間の短縮)

第 26 条の 2 研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)は、前条の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位を本学の研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科の修士課程(博士前期課程を含む。以下この条において同じ。)又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育

課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生(短期(1年)在学型制度に在学する学生を除く。)が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科の教授会等の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 課程の修了及び学位授与

(修了要件)

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科の定めるところにより、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、10単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により本学大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門

職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上

(2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上

5 医学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

7 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

8 専門職学位課程(教職大学院)の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、49単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

9 第1項ただし書、第4項、第5項ただし書及び第6項ただし書の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 金沢大学学生懲戒規程第4条に規定する懲戒処分を受けた者

(2) 休学期間を有する者

(法学研究科法務専攻における在学期間の短縮)

第29条 法学研究科法務専攻(本条及び次条において「専攻」という。)は、第26条第1項の規定により専攻に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学研究科法務専攻における法学既修者の取扱い)

第30条 専攻は、専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で専攻が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で専攻が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただ

し、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び第4項並びに第26条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。
- 4 認定連携法曹基礎課程を修了して専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると専攻が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

(学位授与)

第31条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与については、金沢大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(博士課程によらない学位の授与)

第32条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、学位規程の定めるところにより、学位を授与することがある。

## 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第33条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、研究科長に届け出て、休学することができる。

- 2 前項に定める休学のほか、研究科長は、疾病その他の事由により修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。
- 3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。
- 4 休学期間は、在学年限に算入しない。
- 5 休学期間は、通算して当該課程の標準修業年限を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りではない。

(復学)

第34条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、研究科長に届け出るものとする。

- 2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学)

第 35 条 他の大学の大学院へ転学しようとする者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、研究科、専攻及び志望の事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第 36 条 外国の大学の大学院で学修するため留学しようとする者は、研究科長を経由して、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定により留学した期間は、第 28 条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第 37 条 退学しようとする者は、事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届けた場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより、学長又は研究科長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第 38 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

(1) 納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

(2) 所定の年限に達して、なお修了の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

(4) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者

2 前項第 1 号及び第 3 号の規定により除籍した者については、除籍となった日の属する学期の成績を無効とする。

(教育研究会議等)

第 39 条 研究科長は、第 33 条第 2 項及び前条の事項について、教育研究会議(ただし、新学術創成研究科に関するものは新学術創成研究科会議とする。以下同じ。)の長に諮り、実施するものとする。

## 第 8 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 本学大学院在学中に学業の成績、課外活動等の成績に優れた者に対して修了時に表彰を行うことがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第 41 条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究会議及び教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、研究科長がこれを行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

## 第9章 検定料，入学料及び授業料

### (検定料等)

第42条 検定料，入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は，別表第二のとおりとする。

2 検定料等の徴収等に関しては，学則第72条から第82条までの規定による。

## 第10章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生 (研究生等)

第43条 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生については，学則第83条から第86条までの規定を準用する。この場合において，「学域」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

### (特別研究学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で，研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは，当該大学院と協議の上，特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

### (検定料等)

第45条 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料等の額は，別表第二のとおりとする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

3 第1項の規定にかかわらず，特別聴講学生が，国立大学の大学院学生，単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生，交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める大学院学生であるときは，授業料を徴収しない。

4 第1項の規定にかかわらず，特別研究学生が，国立大学の大学院学生，特別研究学生交流協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生又は交流協定に基づく外国人留学生であるときは，授業料を徴収しない。

5 科目等履修生に係る検定料等の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

## 第11章 教員組織

### (教員組織)

第46条 本学大学院の授業及び研究指導は，各研究科を担当する教授が行う。ただし，必要があるときは，准教授，講師又は助教が行うことができる。

## 第12章 運営組織

### (運営組織)

第47条 本学大学院の運営については，学則第27条から第31条の規定により，教育研究評議会，教育研究会議及び研究科会議が審議する。

## 第13章 共同大学院

### (共同大学院)

第 48 条 本学，千葉大学及び長崎大学を構成大学とする先進予防医学共同専攻（医学博士課程）の教育及び研究の実施について，本学は，千葉大学及び長崎大学と協力するものとする。

2 本学及び北陸先端科学技術大学院大学を構成大学とする融合科学共同専攻（博士課程）の教育及び研究の実施について，本学は，北陸先端科学技術大学院大学と協力するものとする。

#### 第 14 章 連合大学院

（大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所）

第 49 条 大阪大学大学院に設置される，大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所小児発達学専攻（博士課程）の教育及び研究の実施について，本学は，大阪大学，浜松医科大学，千葉大学及び福井大学と協力するものとする。

#### 第 15 章 特別の課程

（特別の課程）

第 50 条 研究科は，本学の学生以外の者を対象として，学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は，別に定める。

#### 附 則

1 この学則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，旧金沢大学大学院規程による法学研究科法律学専攻及び公共システム専攻，医学系研究科生理系専攻，病理系専攻，社会医学系専攻，内科系専攻，外科系専攻及び分子情報医学系専攻並びに自然科学研究科機械科学専攻，生命・地球学専攻，環境基盤工学専攻，電子情報システム専攻，物質構造科学専攻，機能開発科学専攻，地球環境科学専攻及び数理情報科学専攻は，平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3 別表第一の規定にかかわらず，法学研究科，自然科学研究科及び法務研究科並びに合計欄の収容定員については，平成 16 年度及び平成 17 年度は，次の表のとおりとする。

4 平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の額は，第 41 条第 1 項の規定にかかわらず，なお，従前の額とする。

研究科名	専攻名	平成 16 年度			平成 17 年度		
		修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程

法学研究科	法律・政策学専攻		15			30			
	従前の専攻	法律学専攻	15						
		公共システム専攻	5						
	計		35			30			
自然科学研究科 (博士前期課程)	数物科学専攻		121			112			
	電子情報工学専攻		67			134			
	機能機械科学専攻		51			102			
	人間・機械科学専攻		40			80			
	物質化学専攻		48			52			
	物質工学専攻		100			106			
	地球環境学専攻		19			38			
	社会基盤工学専攻		48			96			
	生物科学専攻		17			34			
	生命薬学専攻		87			96			
	医療薬学専攻		40			32			
	従前の専攻	機械科学専攻		82					
		生命・地球学専攻		39					
		環境基盤工学専攻		48					
		電子情報システム専攻		59					
計		866			882				
自然科学研究科 (博士後期課程)	数物科学専攻			13			26		
	電子情報科学専攻			15			30		
	システム創成科学専攻			48			56		
	物質科学専攻			17			34		
	環境科学専攻			22			44		
	生命科学専攻			70			80		
	従前の専攻	物質構造科学専攻			29			15	
		機能開発科学専攻			28			14	



		地球環境科学専攻		26			13	
		数理情報科学専攻		32			16	
	計			300			328	
法務研究科	法務専攻				40			80
合計			1, 225	791	40	1, 236	819	80

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員並びに「修士課程及び博士前期課程」及び「医学博士課程、後期3年博士課程及び博士後期課程」の合計欄の収容定員は、平成17年度から平成19年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程
医学系研究科	医科学専攻	15		30		30	
	脳医科学専攻		92		88		84
	がん医科学専攻		119		114		109
	循環医科学専攻		100		96		92
	環境医科学専攻		54		52		50
	保健学専攻	140	75	140	75	140	75
	計	155	440	170	425	170	410
合計		1, 251	804	1, 266	815	1, 266	800

- 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科は、平成 18 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科の収容定員は、平成 18 年度から平成 20 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		修士課程 及び博士 前期課程	医学博士 課程及び 博士後期 課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士 課程及び 博士後期 課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士 課程及び 博士後期 課程
人間社会環境 研究科	人間文化 専攻	25		50		50	
	社会シス テム専攻	18		36		36	
	公共経営 政策専攻	12		24		24	
	人間社会 環境学専 攻		12		24		36
従前 の研 究科	文学研 究科	哲学専攻	6				
		史学専攻	7				
		文学専攻	15				
	法学研 究科	法律・政 策学専攻	15				
	経済学 研究科	経済学専 攻	9				
	社会環 境科学 研究科	地域社会 環境学専 攻		12		6	

		国際社会 環境学専 攻		12		6		
合計			1,269	815	1,272	800	1,272	785

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科及び合計欄の収容定員については、平成21年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成21年度	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35	
	従前の専攻	学校教育専攻	10
		国語教育専攻	4
		社会科教育専攻	4
		数学教育専攻	4
		理科教育専攻	4
		音楽教育専攻	3
		美術教育専攻	3
		保健体育専攻	5
		技術教育専攻	5
		家政教育専攻	5
		英語教育専攻	4
		障害児教育専攻	4
大学院合計		1252	

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻及び医療薬学専攻は、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の第30条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 4 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻、医療薬学専攻、医学系研究科創薬科学専攻、法務研究科法務専攻及び合計欄の収容定員については、平成22年度及び平成23年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度		平成23年度
		修士課程及び博士前期課程	専門職学位課程	専門職学位課程
自然科学研究科	生命薬学専攻	48		
	医療薬学専攻	16		
医学系研究科	創薬科学専攻	38		
法務研究科	法務専攻		105	90
大学院合計		1206	105	90

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科博士前期課程、自然科学研究科物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻(博士前期課程に限る)、環境デザイン専攻、自然システム学専攻、電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻及び生物科学専攻、医薬保健学総合研究科並びに医学系研究科の収容定員については、平成24年度から平成26年度までは、次の表のとおりとする。

	専攻名	平成24年度	平成25年度	平成26年度

研究科名		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	
人間社会環境研究科 (博士前期課程)	人文学専攻	23		46		46		
	法学・政治学専攻	8		16		16		
	経済学専攻	8		16		16		
	地域創造学専攻	8		16		16		
	国際学専攻	8		16		16		
	従前の専攻	人間文化専攻	25					
		社会システム専攻	18					
		公共経営政策専攻	12					
自然科学研究科 (博士前期課程)	物質化学専攻	57		114		114		
	機械科学専攻	90		180		180		
	電子情報科学専攻	67		134		134		
	環境デザイン学専攻	40		80		80		
	自然システム学専攻	67		134		134		
	従前の専攻	電子情報工学専攻	67					
		機能機械科学専攻	51					
		人間・機械科学専攻	40					
物質化学専攻		26						

		物質工 学専攻	53					
		地球環 境学専 攻	19					
		社会基 盤工学 専攻	48					
		生物科 学専攻	17					
自然科 学研究 科 (博士後 期課程)		環境科学専 攻		65		64		63
		生命科学専 攻		76		62		48
医薬保 健学総 合研究 科		医科学専攻	15		30		30	
		脳医科学専 攻		16		32		48
		がん医科学 専攻		26		52		78
		循環医科学 専攻		20		40		60
		環境医科学 専攻		14		28		42
		薬学専攻		4		8		12
		創薬科学専 攻	38	11	76	22	76	33
		保健学専攻	70	25	140	50	140	75
従前 の研究 科	医学系 研究科	従前 の専攻	医科学 専攻	15				
			脳医科学専 攻		60	40		20
			がん医科学 専攻		78	52		26
			循環医科学 専攻		66	44		22

		環境医 科学専 攻		36		24		12
		創薬科 学専攻	38					
		保健学 専攻	70	50		25		
大学院合計								
			1, 180	781	1, 180	777	1, 180	773

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科(博士後期課程に限る。)の収容定員については、平成 26 年度から平成 28 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程
自然科学研究科 (博士後期課程)	数物科学専攻		41		43		45
	物質化学専攻		14		28		42
	機械科学専攻		25		50		75
	電子情報科学専攻		48		51		54
	環境デザイン学専攻		10		20		30
	自然システム学専攻		21		42		63
	従前	システム創成		42		21	

の専攻	科学専攻						
	物質科学専攻		34		17		
	環境科学専攻		42		21		
	生命科学専攻		32		16		

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、法務研究科の合計欄の収容定員については、平成27年度及び平成28年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成27年度	平成28年度
		専門職学位課程	専門職学位課程
法務研究科	法務専攻	65	55

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は平成28年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科、医薬保健学総合研究科（医学博士課程に限る。）、先進予防医学研究科及び教職実践研究科の収容定員については、平成28年度から平成30年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35								
医薬保健学総合	医学専攻		64			128			192	



合研究科	従前の専攻	脳医科学専攻	48			32			16	
	専攻	がん医科学専攻	78			52			26	
		循環医科学専攻	60			40			20	
		環境医科学専攻	42			28			14	
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	12			24			36		
教職実践研究科 (専門職学位課程)	教職実践高度化専攻			15			30		30	
合計		35	304	15	0	304	30	0	304	30

- 4 平成28年3月31日に在学する者については、第34条第1項を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年8月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科及び新学術創成研究科の収容定員については、平成30年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成30年度
------	-----	--------

		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	経済学専攻	14		
	地域創造学専攻	22		
	国際学専攻	18		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14		
大学院合計		1,130	773	75

附 則

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は，令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず，人間社会環境研究科法学・政治学専攻は，令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず，人間社会環境研究科法学・政治学専攻，新学術創成研究科及び法学研究科法学・政治学専攻の収容定員については，令和2年度及び令和3年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和2年度			令和3年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	従前の専攻 法学・政治学専攻	8					
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	28	14		28	28	
	ナノ生命科学専攻	6	6		12	12	
法学研究科	法学・政治学専攻	8			16		
合計		1,156	793	75	1,162	813	75

附 則

- この学則は，令和2年10月1日から施行する。

- 2 令和2年9月30日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。  
 2 令和3年3月31日に在学する者については、第38条第2項の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。  
 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士前期課程に限る。）電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。  
 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士前期課程に限る。）の収容定員については、令和4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和4年度			
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	
自然科学研究科	数物科学専攻	115			
	物質化学専攻	120			
	機械科学専攻	72			
	フロンティア工学専攻	83			
	電子情報通信学専攻	63			
	地球社会基盤学専攻	69			
	生命理工学専攻	41			
	従前の専攻	機械科学専攻	90		
		電子情報科学専攻	67		
		環境デザイン学専攻	40		
		自然システム学専攻	67		
大学院合計	1,235	833	75		

- 4 令和4年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士後期課程に限る。）電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士後期課程に限る。）及び新学術創成研究科の収容定員については、令和6年度及び令和7年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和6年度			令和7年度			
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	
自然科学研究科	数物科学専攻	118	47		118	49		
	物質化学専攻	126	44		126	46		
	機械科学専攻	144	19		144	38		
	フロンティア工学専攻	166	19		166	38		
	電子情報通信学専攻	126	17		126	34		
	地球社会基盤学専攻	138	19		138	38		
	生命理工学専攻	82	13		82	26		
	従前の専攻	機械科学専攻		50			25	
		電子情報科学専攻		36			18	
		環境デザイン学専攻		20			10	

		自然システム学専攻		42			21	
新学術創成研究科	融合科学共同専攻		28	28		42	42	
	ナノ生命科学専攻		18	16		24	26	
合計			1,314	854	75	1,320	875	75

4 令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

### 附 則

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、新学術創成研究科の収容定員については、令和7年度から令和9年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	35			40			40		
	医学専攻		256			256			256	
	薬学専攻		19			22			25	
	創薬科学専攻	55	33		34	33		34	33	
	保健学専攻	140	77		140	79		140	81	
新学術創成研究科	総合知創出科学専攻	10			20			20		
合計		1,314	880		1,308	906		1,308	911	

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	59	118	17	51		
	物質化学専攻	63	126	16	48		
	機械科学専攻	72	144	19	57		
	フロンティア工学専攻	83	166	19	57		
	電子情報通信学専攻	63	126	17	51		
	地球社会基盤学専攻	69	138	19	57		
	生命理工学専攻	41	82	13	39		
	計	450	900	120	360		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	20	40				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			7	28		
	創薬科学専攻	17	34	11	33		
	保健学専攻	70	140	27	81		
計	107	214	109	398			
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研究科	総合知創出科学専攻	10	20				

	融合科学共同 専攻	14	28	14	42		
	ナノ生命科学 専攻	12	24	10	30		
	計	36	72	24	72		
法学研究科	法学・政治学 専攻	8	16				
	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究 科	教職実践高度 化専攻					15	30
	計					15	30
合計		654	1,308	277	914	30	75

別表第二

検定料等の額

区分	検定料	入学料	授業料
大学院	30,000円	282,000円	年額 535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額 804,000円
研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位 14,800円
特別聴講学生			1単位 14,800円
特別研究学生			月額 29,700円

## 【金沢大学大学院学則（案）】

### (1) 変更事由

令和7年4月1日付けの新学術創成研究科総合知創出科学専攻の設置に伴う所要の改正。

### (2) 変更点

#### 第3条第1項表中

- ・新学術創成研究科に総合知創出科学専攻（修士課程）追加する。

#### 第3条第2項

- ・新学術創成研究科のうち、融合科学共同専攻及びナノ生命科学専攻が区分制博士課程であることを明確化する。

#### 附則

- ・施行日は、総合知創出科学専攻を設置する令和7年4月1日とする。

#### 別表第一

- ・新学術創成研究科の入学定員及び収容定員を、別表第一のとおり改める。

### (3) 施行日

令和7年4月1日



金沢大学大学院学則新旧対照表

新		旧	
<p>第1条～第2条 (略) (研究科の専攻及び課程) 第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条～第2条 (略) (研究科の専攻及び課程) 第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p>	
研究科名	専攻名	研究科名	専攻名
人間社会環境研究科	人文学専攻, 経済学専攻, 地域創造学専攻, 国際学専攻 人間社会環境学専攻	人間社会環境研究科	人文学専攻, 経済学専攻, 地域創造学専攻, 国際学専攻 人間社会環境学専攻
自然科学研究科	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, フロントイア工学専攻, 電子情報通信学専攻, 地球社会基盤学専攻, 生命理工学専攻	自然科学研究科	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報通信学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻
医薬保健学総合研究科	医科学専攻 医学専攻, 薬学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻	医薬保健学総合研究科	医科学専攻 医学専攻, 薬学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻 創薬科学専攻, 保健学専攻
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻
新学術創成研究科	総合知創出科学専攻	新学術創成研究科	
	課程の別		課程の別
	博士課程(前期2年) 博士課程(後期3年)		博士課程(前期2年) 博士課程(後期3年)
	博士課程(前期2年)		博士課程(前期2年)
	博士課程(後期3年)		博士課程(後期3年)
	修士課程		修士課程
	博士課程		博士課程
	博士課程(前期2年)		博士課程(前期2年)
	博士課程(後期3年)		博士課程(後期3年)
	博士課程		博士課程
	修士課程		修士課程

	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(前期2年)
	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(後期3年)
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)、医薬保健学総合研究科薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。 )とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科、自然科学研究科並びに新学術創成研究科融合科学共同専攻及びナノ生命科学専攻は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。 )及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。 )に区分する。

3・4 (略)  
第4条～第50条 (略)

附 則 (略)  
附 則

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、新学術創成研究科の収容定員については、令和7年度から令和9年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	修士課程及び博士課程	専門職学位課程	修士課程及び博士課程	専門職学位課程	修士課程及び博士課程	専門職学位課程
融合科学共同専攻	1	1	1	1	1	1
融合科学共同専攻	1	1	1	1	1	1
法学研究科	1	1	1	1	1	1
法学研究科	1	1	1	1	1	1
教職実践研究科	1	1	1	1	1	1

	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(前期2年)
	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(後期3年)
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)、医薬保健学総合研究科薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。 )とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科、自然科学研究科並びに新学術創成研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。 )及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。 )に区分する。

3・4 (略)  
第4条～第50条 (略)

附 則 (略)

	前期課程	博士課程 及博士後課程	前期課程	博士課程 及博士後課程	前期課程	博士課程 及博士後課程	前期課程	博士課程 及博士後課程	前期課程	博士課程 及博士後課程
医薬保健学総合研究科	35	256	40	256	40	256	40	256	40	256
薬学専攻	19	22		22		22		22		22
創薬科学専攻	55	33	34	33	34	33	34	33	34	33
保健学専攻	140	77	140	79	140	79	140	81	140	81
新学術創成研究科	10		20		20		20		20	
合計	1,314	880	1,308	906	1,308	906	1,308	911	1,308	911

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				



	融合科学共同 専攻	14	28	14	42			
	ナノ生命科学 専攻	12	24	10	30			
	計	<u>36</u>	<u>72</u>	24	72			
法学研究科	法学・政治学 専攻	8	16					
	法務専攻				15	45		
	計	8	16		15	45		
教職実践研究 科	教職実践高度 化専攻				15	30		
	計				15	30		
合計		<u>654</u>	<u>1,308</u>	<u>277</u>	<u>914</u>			

別表第二 (略)

	融合科学共同 専攻	14	28	14	42			
	ナノ生命科学 専攻	12	24	10	30			
	計	26	52	24	72			
法学研究科	法学・政治学 専攻	8	16					
	法務専攻					15	45	
	計	8	16			15	45	
教職実践研究 科	教職実践高度 化専攻					15	30	
	計					15	30	
合計		660	1,320	272	896	30	75	

別表第二 (略)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則(以下「学則」という。)第 34 条の規定に基づき、教育研究会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 会議は、別表に掲げる各研究域に所属する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究域に所属する准教授、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)、附属病院に所属する教授、准教授、講師及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 会議は、学則第 30 条第 1 項に基づき、次の事項について審議し、学長又は研究域長に意見を述べるものとする。

(1) 研究域長の候補者の選考に関する事項

(2) 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の人事及び選考に関する事項

(3) 中期目標・中期計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項

(4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項

(11) その他学域、研究科及び研究域の教育及び研究に関する重要事項

(議長)

第4条 会議に議長を置き、研究域長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第5条 会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 会議に、第3条第2号から第11号に掲げる事項を審議するため、教育研究会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。

2 代議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究域長

(2) 各学類長

(3) 各研究科長

(4) 各系長

(5) その他会議が必要と認めた者

3 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

4 第4条、第5条及び第6条の規定は、代議員会に準用する。

(学類会議)

第8条 会議の下に、会議が付託した事項その他学類に関する事項について審議するため、別表に掲げる学類にそれぞれ学類会議を置く。

2 学類会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第9条 会議の下に、会議が付託した事項その他研究科に関する事項について審議するため、別表に掲げる研究科にそれぞれ研究科会議を置く。

2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(系会議)

第10条 会議の下に、会議が付託した事項その他系に関する事項について審議するため、別表に掲げる系にそれぞれ系会議を置く。

2 系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学類会議，研究科会議及び系会議の議決)

第 11 条 会議は、次に掲げる事項を除き、学類会議，研究科会議及び系会議の議決をもつて、会議の議決とすることができる。

(1) 学士課程の入学者選抜に関する事項

(2) 学生の懲戒に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) その他会議が必要と認めた事項

2 議決は、電子的書面によりできるものとする。

3 学類会議，研究科会議及び系会議は、会議から付託された事項，その他当該学類，研究科及び系に関する重要事項についての議決結果を，会議に報告するものとする。

(委員会)

第 12 条 会議の下に，専門的事項を審議するため，委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第 13 条 会議に関する事務は，融合系教育研究会議は融合系事務部，人間社会系教育研究会議は人間社会系事務部，理工系教育研究会議は理工系事務部，医薬保健系教育研究会議は医薬保健系事務部において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか，会議に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則



この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表

会議名	学域・学類名	研究科名	研究域・系名
融合系教育研究会議	融合学域 先導学類 観光デザイン学類 スマート創成科学 類		融合研究域 融合科学系
人間社会系教育研究会議	人間社会学域 人文学類 法学類 経済学類 学校教育学類 地域創造学類 国際学類	人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会研究域 人文学系 法学系 経済学経営学系 学校教育系 地域創造学系 国際学系

理工系教育研究会議	理工学域 数物科学類 物質化学類 機械工学類 フロンティア工学類 電子情報通信学類 地球社会基盤学類 生命理工学類	自然科学研究科	理工研究域 数物科学系 物質化学系 機械工学系 フロンティア工学系 電子情報通信学系 地球社会基盤学系 生命理工学系
医薬保健系教育研究会議	医薬保健学域 医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科	医薬保健研究域 医学系 薬学系 保健学系

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第34条及び金沢大学教育研究会議規程第9条第2項の規定に基づき、研究科会議(新学術創成研究科会議を含む。以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会議は、当該研究科を担当する教授をもって組織する。

- 2 会議には、当該研究科を担当する准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。
- 3 医薬保健学総合研究科会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。)を加えることができる。

(審議事項)

第3条 会議は、教育研究会議から付託された(新学術創成研究科においては、教育研究会議の付託によらないものとする。)当該研究科に係る次の事項について審議する。

- (1) 中期目標・中期計画に関する事項
  - (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
  - (4) 教育課程の編成に関する事項
  - (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
  - (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
  - (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
  - (9) その他教育に関する重要事項
- 2 会議は、前項に定めるほか、次の事項について審議する。
- (1) 研究科長の候補者の選考に関する事項
  - (2) その他当該研究科に関する重要事項

(議長)

第4条 会議に議長を置き、当該研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第5条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

3 構成員に関し必要な事項は、別に定める。

(付託及び専決)

第6条 会議は、第3条に定める審議事項のうち、別に定める事項を除き、その議長に付託することができる。

2 議長は、会議から付託された事項については、専決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 会議に、特定の事項を審議するため、研究科会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置くことができる。

2 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等)

第9条 会議の下に、特定の事項を審議するため、博士前期(後期)課程(修士課程及び博士課程を含む。)会議等(以下「博士前期(後期)課程会議等」という。)を置くことができる。

2 博士前期(後期)課程会議等に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第10条 会議の下に、特定の事項を審議するため、研究科専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置くことができる。

2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議の議決)

第11条 会議は、別に定める事項を除き、博士前期(後期)課程会議等又は専攻会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

2 前項の議決は、電子的書面によりできるものとする。

- 3 博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議は、会議から付託された事項、その他当該博士前期(後期)課程及び専攻の管理運営に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 金沢大学大学院新学術創成研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、金沢大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び金沢大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(研究科の課程及び専攻)

第 2 条 研究科の課程は、修士課程及び博士課程とし、博士課程は前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 前項の修士課程に置く専攻は、総合知創出科学専攻、博士課程に置く専攻は、融合科学共同専攻及びナノ生命科学専攻とする。

3 融合科学共同専攻は、金沢大学（以下「本学」という。）及び北陸先端科学技術大学院大学（以下「構成大学」という。）による共同教育課程とする。

(研究科の教育研究上の目的)

第 3 条 研究科においては、革新的かつ新しい学問・産業の分野・領域の創成につながる異分野融合的な研究による成果や社会との往還を基盤に大学院教育を展開することで新たな学術の創成に寄与し、学際性・総合性・国際性を有する研究者や産業人等の養成を目的とする。

2 研究科の専攻における人材の養成に関する目的は別表 1 のとおりとする。

3 研究科は、融合科学共同専攻の人材の養成に関する目的を達成するため、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 31 条第 2 項に基づき設置する融合科学共同専攻連絡協議会の協議を踏まえ、構成大学と協力し、共同教育課程を実施するものとする。

(研究科長)

第 4 条 研究科長は、研究科を担当する専任の教授（常勤の特任教授を含む。第 6 条の 2 において同じ。）をもって充てる。

2 研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 研究科長が欠けたときの補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第 5 条 研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

3 副研究科長は、研究科長が選考する。

4 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第 6 条 研究科会議は、金沢大学研究科会議規程第 3 条に係る事項について審議する。

(専攻長)

第 6 条の 2 研究科の各専攻に専攻長を置き、当該専攻を担当する教授をもって充てる。

2 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、研究科が別に定める試験の成績及び入学志願者から提出される書類等を審査して合格又は不合格を判定する。

2 前項の選考に関する事項は、別に定める。

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(教育方法)

第9条 研究科の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(指導教員)

第10条 研究科長は、研究科会議の議を経て、学生ごとに研究指導の内容を定め、研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）を指定する。

2 総合知創出科学専攻修士課程の指導教員は、学生1人に対し、2人以上置くものとする。

3 融合科学共同専攻博士前期課程の指導教員は、学生1人に対し、本学及び構成大学から各1人以上置くものとする。

4 ナノ生命科学専攻博士前期課程の指導教員は、学生1人に対し、3人以上置くものとする。

5 融合科学共同専攻博士後期課程の指導教員は、学生1人に対し、3人以上置くものとする。ただし、1人以上は構成大学の教員とする。

6 ナノ生命科学専攻博士後期課程の指導教員は、学生1人に対し、3人以上置くものとする。

7 指導教員のうち1人は主任研究指導教員（総合知創出科学専攻においては「主指導教員」と読み替える。）とする。

8 指導教員のうち1人以上は副主任研究指導教員（総合知創出科学専攻においては「副指導教員」と読み替える。）とする。ただし、融合科学共同専攻においては、構成大学の教員1人以上を含むものとする。

(授業科目及び単位数)

第11条 授業科目及び単位数は、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6のとおりとする。

(ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム)

第11条の2 博士前期課程及び博士後期課程に卓越大学院プログラムとしてナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムを置く。ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムに関する授業科目及び単位数は、別表7-1及び別表7-2のとおりとする。

2 ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(地産地消の再生可能エネルギー創出・蓄電人材養成コース)

第11条の3 博士前期課程及び博士後期課程に地産地消の再生可能エネルギー創出・蓄電人材養成コース（以下「エネルギー創出・蓄電人材養成コース」という。）を置く。エネルギー創出・

蓄電人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表 3、別表 4、別表 5 及び別表 6 のほか、別に定めるカリキュラム表のとおりとする。

- 2 前項に定めるコースを履修することができる学生（以下「エネルギー創出・蓄電人材養成コース学生」という。）は別に選考する。
- 3 エネルギー創出・蓄電人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。
- 4 エネルギー創出・蓄電人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。

（地産地消のゼロエミッションエネルギー創出人材養成コース）

第 11 条の 4 博士前期課程及び博士後期課程に地産地消のゼロエミッションエネルギー創出人材養成コース（以下「ゼロエミッションエネルギー人材養成コース」という。）を置く。エネルギー創出人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表 2、別表 3、別表 4 及び別表 5 のほか、別に定めるカリキュラム表のとおりとする。

- 2 前項に定めるコースを履修することができる学生（以下「ゼロエミッションエネルギー人材養成コース学生」という。）は別に選考する。
- 3 ゼロエミッションエネルギー人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。
- 4 ゼロエミッションエネルギー人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。

（高度情報専門特別プログラム）

第 11 条の 5 総合知創出科学専攻修士課程に、高度情報専門基盤特別プログラムを置く。高度情報専門基盤特別プログラムに関する指定授業科目及び単位数は別表 8 のとおりとする。

- 2 高度情報専門基盤特別プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

（単位）

第 12 条 授業科目の単位は、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容とし、原則として次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して 15 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

（授業科目の履修）

第 13 条 学生は、学年、学期又はクォーターの始めに、履修しようとする授業科目を研究科長に届け出て、その許可を得なければならない。

- 2 学生は、研究科長の許可を得て、本学の他の研究科又は学域の授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により修得した単位は、研究科会議の議を経て、15 単位を超えない範囲において研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、融合科学共同専攻においては、共同教育課程において本学が担当する単位の範囲内に限り、博士前期課程においては 6 単位、博士後期課程においては 2 単位を超えない範囲において共同教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 学生は、研究科長の許可を得て、本学の他の研究科において研究指導を受けることができる。
- 5 前項の規定により受けた研究指導は、研究科会議の議を経て、本学の研究指導の一部として認



定することができる。ただし、融合科学共同専攻においては、共同教育課程において本学が担当する研究指導の範囲内に限る。

(単位修得の認定及び試験の成績)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 授業科目の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第15条 学生は、研究科長の許可を得て、研究科が定める他の大学の大学院（融合科学共同専攻においては、構成大学が開講する共同教育課程に係る授業科目を除く。次条において同じ。）において、当該大学院の所定の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、研究科会議の議を経て、第13条第3項により研究科の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、融合科学共同専攻においては、共同教育課程において本学が担当する単位の範囲内に限り、第13条第3項により共同教育課程の単位として認定する単位数と合わせて博士前期課程は6単位、博士後期課程は2単位を超えない範囲で共同教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第16条 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、融合科学共同専攻においては、共同教育課程において本学が担当する学修の範囲内で、共同教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位は、第13条第3項及び前条第2項により研究科の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えないものとする。ただし、融合科学共同専攻においては、第13条第3項及び前条第2項により共同教育課程の単位として認定する単位数と合わせて博士前期課程は6単位、博士後期課程は2単位を超えないものとする。

(他大学の大学院等における研究指導)

第17条 学生は、研究科長の許可を得て、研究科が定める他大学の大学院（共同教育課程に係る研究指導を除く。）又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程においては、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、研究科会議の議を経て、研究科の研究指導の一部として認定することができる。ただし、融合科学共同専攻においては、共同教育課程において本学が担当する研究指導の範囲内で、共同教育課程の研究指導の一部として認定することができる。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第 18 条 融合科学共同専攻の学生が構成大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項の規定により修得したとみなした単位の成績は、第 14 条第 2 項に規定する評語とする。

3 融合科学共同専攻の学生が構成大学において受けた共同教育課程に係る研究指導は、研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなす。

(入学前の既修得単位の認定)

第 19 条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本学の大学院又は他大学の大学院において修得した授業科目の単位を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、融合科学共同専攻においては、共同教育課程において本学が担当する単位の範囲内で、共同教育課程の所定の授業科目を修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなされる単位数は、転入学等の場合を除き、研究科会議の議を経て、15 単位を超えない範囲で、また、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条並びに第 16 条により修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えない範囲で研究科又は共同教育課程の単位として認定することができる。

(在学期間の短縮)

第 19 条の 2 研究科は、前条の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位を研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で、研究科会議の議を経て、研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(単位修得の証明)

第 20 条 単位を修得した者については、申請により単位修得証明書を交付する。

(修了要件)

第 21 条 総合知創出科学専攻修士課程の修了要件は、標準修業年限である 2 年以上在学し、別表 2 に定める授業科目の中から、30 単位（別表 8 に定める高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から 17 単位以上を含む）（ただし、「総合知基盤研究発展」を選択した者は、32 単位（別表 8 に定める高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から 17 単位以上を含む））以上を修得し、加えて、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 融合科学共同専攻博士前期課程(この項においてエネルギー創出・蓄電人材養成コース及びゼロエミッションエネルギー人材養成コースを除く。)の修了要件は、標準修業年限である 2 年以上在学し、別表 3 に定める授業科目の中から、本学の開設科目及び構成大学の開設科目各 10 単位以上を含む 32 単位（ただし、研究とりまとめの方法として「博士研究計画調査」を選択した

者は、34単位)以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 ナノ生命科学専攻博士前期課程(この項においてエネルギー創出・蓄電人材養成コース及びゼロエミッションエネルギー人材養成コースを除く。)の修了要件は、標準修業年限である2年以上在学し、別表4に定める授業科目の中から、30単位(ただし、研究とりまとめの方法として「博士研究計画調査」を選択した者は、32単位)以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 融合科学共同専攻博士後期課程(この項においてエネルギー創出・蓄電人材養成コース及びゼロエミッションエネルギー人材養成コースを除く。)の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第5に定める授業科目のうちから23単位以上(博士後期課程から融合科学共同専攻に入学した者は本学の開設科目及び構成大学の開設科目各10単位以上を含むこと。)を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 5 ナノ生命科学専攻博士後期課程(この項においてエネルギー創出・蓄電人材養成コース及びゼロエミッションエネルギー人材養成コースを除く。)の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第6に定める授業科目のうちから20単位以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 6 エネルギー創出・蓄電人材養成コース学生及びゼロエミッションエネルギー人材養成コース学生の博士前期課程修了要件は、標準修業年限である2年以上在学し、融合科学共同専攻の学生にあつては、別表3に定める授業科目の中から、本学の開設科目及び構成大学の開設科目各10単位以上を含む32単位(ただし、研究とりまとめの方法として「博士研究計画調査」を選択した者は、34単位)以上を、また、ナノ生命科学専攻の学生にあつては、別表4に定める授業科目の中から、30単位(ただし、研究とりまとめの方法として「博士研究計画調査」を選択した者は、32単位)以上をそれぞれ修得した上で、別に定めるカリキュラム表の修得要件及び英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 エネルギー創出・蓄電人材養成コース学生及びゼロエミッションエネルギー人材養成コース学生の博士後期課程修了要件は、当該課程に3年以上在学し、融合科学共同専攻の学生にあつては、別表第5に定める授業科目のうちから23単位以上(博士後期課程から融合科学共同専攻に

入学した者は本学の開設科目及び構成大学の開設科目各 10 単位以上を含むこと。)を、また、ナノ生命科学専攻の学生にあっては、別表第 6 に定める授業科目のうちから 20 単位以上をそれぞれ修得した上で、別に定めるカリキュラム表の修得要件及び英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

8 第 2 項、第 3 項及び第 6 項の規定にかかわらず、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院学則第 28 条第 2 項に規定する試験及び審査に合格することとすることができる。

9 第 1 項から第 7 項までのただし書の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 金沢大学学生懲戒規程第 4 条に規定する懲戒処分を受けた者

(2) 休学期間を有する者

(修了に係る審査及び試験)

第 22 条 前条に規定する修了に係る審査及び試験に関することは、別に定める。

(学位の授与)

第 23 条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 第 1 項の学位に付記する専攻分野の名称は、学術、融合科学又はナノ科学とする。

4 第 2 項の学位に付記する専攻分野の名称は、融合科学、理学、工学又はナノ科学とする。

(研究生及び科目等履修生)

第 24 条 研究生及び科目等履修生として入学を願い出た者については、研究科会議の選考を経て、学生の学修に妨げのない限り、入学を許可することがある。

2 研究生及び科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科会議の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

2 令和2年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在学する者については、第14条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行し、第11条の4及び第21条の改正規定は、令和5年10月1日から適用する。

2 令和6年3月31日に在学する者については、第3条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則

1 この規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

別表 1(第 3 条関係)

専攻	課程	人材の養成に関する目的
総合知創出 科学専攻	修士課程	広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の展開に貢献できる人材を養成する
融合科学 共同専攻	博士前期課程	グローバル社会のニーズや動向を察知し、様々な科学的知見と先端科学技術を基に、科学技術イノベーションに協奏的・共創的に貢献できる人材を養成する
	博士後期課程	グローバル社会のニーズや動向に応じて、独創的な発想と卓越した研究力を基に、科学技術イノベーションの基盤を生み出し、社会実装できる博士人材を養成する
ナノ生命 科学専攻	博士前期課程	あくなき探求心と人・科学・社会に貢献する高い志を持ち、世界最先端のナノ動態計測・制御の知識と生命・物質科学分野の知見や感性を併せ持ち、未踏ナノ領域に向かう研究の素養を身につけた人材を養成する
	博士後期課程	あくなき探求心と人・科学・社会に貢献する高い志を持ち、世界最先端のナノ動態計測・制御を生命・物質科学分野に展開し、未踏ナノ領域を切り拓く研究人材を養成する

別表2 (第11条関係)

## 総合知創出科学専攻修士課程の授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
GS 基盤 科目	異分野研究探査Ⅰ	0.5		<ul style="list-style-type: none"> <li>GS基盤科目から、必修科目を含む4単位以上修得すること。</li> <li>※1から1単位以上修得すること。</li> <li>※2から1単位以上修得すること。</li> </ul>	
	異分野研究探査Ⅱ	0.5			
	研究者倫理	1			
	知識集約型社会とデータサイエンス ※1		1		
	次世代の先端科学技術 ※1		1		
	スマート創成科学とデジタル ※1		1		
	イノベーション方法論 ※1		1		
	数理・データサイエンス・AI基盤 ※1		1		
	人間と社会の課題 ※2		1		
	ビジネス・技術マネジメント戦略論 ※2		1		
ヘルスケア・イノベーション ※2		1			
破壊的イノベーションに向けた経営 ※2		1			
専 門 基 盤 科 目	変 革 先 導 学 修 コ ア	ソーシャルイノベーション基盤		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門基盤科目から、10単位以上修得すること。</li> <li>いずれか1学修コアから8単位以上と、他の2学修コアから各1単位以上修得すること。</li> </ul>
		消費生活と生活創造論		1	
		STEAM教育と創造性		1	
		時系列データ分析とファイナンス		1	
		予防医学と社会データ分析		1	
		自律学習と第二言語習得論基盤		1	
		人工知能と心		1	
		商品開発特論		1	
		ライフサイエンス社会実装基盤特論		1	
	イノベーション特論		1		
	グローバルアントレプレナー特論		1		
	社会研究とフィールドワーク技法		1		
	人的資源と経営戦略情報基盤		1		
	価 値 デ ザ イ ン 学 修 コ ア	地域と都市の社会学		1	
		ビジタースタディズ		1	
		国際保健学基礎論		1	
		観光地経営特論		1	
公共空間デザイン基礎論			1		
融合科学と応用数理行動モデル			1		
グローバルブランディング基盤論			1		
ビッグデータとデジタルツイン解析			1		
観光防災DX学			1		
地域経済とケーススタディ方法論			1		
未来型健康増進医学		1			
現代社会基礎論		1			
観光資源とマネジメント		1			
情 報 創 成	AIアプリケーション構築基盤論		1		
	フィードバックシステム実践論		1		
	自動運転と移動ロボット		1		
	身体活動情報特論		1		
	医療ビッグデータ解析学		1		
	マルチエージェントと最適化		1		

学 修 コ ア	コンピュータビジョン特論		1	
	デジタル技術トレンド論		1	
	バイオメカニクス特論		1	
	光センシング実践		1	
	生命情報解析論		1	
	クロスリアリティ情報デザイン		1	
	フィンテックとデジタルエコノミー		1	
	地方創生とエビデンスベース政策		1	
総合知積層 科目	社会ニーズと共同研究		2	・総合知積層科目から、4 単位以上修得すること。
	観光科学と価値デザイン		2	
	デジタル活用とDX実践		2	
	事業経営のリスクマネジメント		2	
	情報社会の地方創生		2	
	AIと産業協働		2	
総合知展開 科目	国際ディベートとプレゼン実践	1		・総合知展開科目から、必修科目を含む8 単位以上を修得すること。 ・※3 から1 単位以上修得すること。 ・※4 から1 単位以上修得すること。 ・※5 から5 単位修得すること。
	マネジメントとイノベーション※3		1	
	ツーリズムとソリューション※3		1	
	プログラミングと技術基盤※3		1	
	海外留学・研修派遣※4		1	
	社会高度化インターンシップ※4		1	
	技術高度化インターンシップ※4		1	
	総合知基盤論文研究※5		5	
	総合知基盤課題研究※5		5	
	総合知基盤研究発展※5		5	



別表3 (第11条関係)  
融合科学共同専攻博士前期課程の授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	開設大学	単位数		備考
			必修	選択	
基幹教育科目	研究者倫理*1	金沢大学		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹教育科目から4単位以上修得すること。</li> <li>・金沢大学大学院新学術創成研究科融合科学共同専攻に入学を許可された者（以下「金沢大学本籍の者」という。）は、*1を履修すること。</li> <li>・*2から2単位以上修得すること。</li> <li>・金沢大学本籍の者は*3から2単位以上、及び*4から1単位以上履修すること。</li> </ul>
	人間カイノベーション論	北陸先端科学技術大学院大学		1	
	創出カイノベーション論	北陸先端科学技術大学院大学		1	
	実践的データ分析・統計概論*2	金沢大学		1	
	知識集約型社会とデータサイエンス*2*3	金沢大学		1	
	データ分析のための情報統計学*2	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	次世代の先端科学技術*3	金沢大学		1	
	スマート創成科学*3	金沢大学		1	
	イノベーション方法論*3	金沢大学		1	
	数理・データサイエンス・AI基盤*2*3	金沢大学		1	
	ビジネス・技術マネジメント戦略論*4	金沢大学		1	
	破壊的イノベーションに向けた技術経営論*4	金沢大学		1	
ヘルスケア・イノベーション*4	金沢大学		1		
人間と社会の課題*4	金沢大学		1		
異分野「超」体験科目	異分野「超」体験セッションⅠ*5	共同開講	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・異分野「超」体験科目及び社会実装科目から4単位以上修得すること。</li> <li>・*5は、金沢大学開講1単位、北陸先端科学技術大学院大学開講1単位の合計2単位とする。</li> <li>・金沢大学本籍の者は、*6から1単位以上を修得すること。</li> <li>・金沢大学本籍の者は、*7の科目から1科目以上を履修し、単位修得すること。</li> </ul>
	異分野「超」体験実践Ⅰa（金沢）	金沢大学		1	
	異分野「超」体験実践Ⅰb（金沢）	金沢大学		1	
	異分野「超」体験実践Ⅰa（JAIST）*6	北陸先端科学技術大学院大学		1	
	異分野「超」体験実践Ⅰb（JAIST）*6	北陸先端科学技術大学院大学		1	
社会実装科目	インターンシップa（金沢）*7	金沢大学		1	
	インターンシップb（金沢）*7	金沢大学		2	
	インターンシップa（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		1	
	インターンシップb（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	学外研究実習a（金沢）*7	金沢大学		1	
	学外研究実習b（金沢）*7	金沢大学		2	
	学外研究実習a（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		1	
	学外研究実習b（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		2	
専門科目	データマイニング論a	金沢大学		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「共通科目」、「生命科学系科目」、「材料科学系科目」及び「社会システム科学系科目」から2つ以上の科目区分から履修すること。</li> <li>・*9又は*10を履修する者は、専門科目から10単位以上修得すること。</li> <li>・*11を履修する者は、専門科目から12単位以上修得すること。</li> </ul>
	データマイニング論b	金沢大学		1	
	映像情報処理学a	金沢大学		1	
	映像情報処理学b	金沢大学		1	
	通信工学特論a	金沢大学		1	
	通信工学特論b	金沢大学		1	
	ナノ計測制御基礎論A	金沢大学		1	
	ナノ計測制御基礎論B	金沢大学		1	
	実験哲学概論	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	認知科学概論	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	データ分析学基礎	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	データ分析学	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	デザイン創造過程論	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	アルゴリズムとデータ構造	北陸先端科学技術大学院大学		2	
	プログラミング基礎	北陸先端科学技術大学院大学		2	
数理論理学	北陸先端科学技術大学院大学		2		
情報解析学特論	北陸先端科学技術大学院大学		2		
形式言語とオートマトン	北陸先端科学技術大学院大学		2		

		計算論	北陸先端科学技術 大学院大学	2	
		画像情報処理特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2	
		ダイナミクスのモデリング	北陸先端科学技術 大学院大学	2	
専 門 科 目	生 命 科 学 系 科 目	がんの生命科学 I a	金沢大学	1	
		がんの生命科学 I b	金沢大学	1	
		がんの生命科学 II a	金沢大学	1	
		がんの生命科学 II b	金沢大学	1	
		生体分子ダイナミクスa	金沢大学	1	
		生体分子ダイナミクスb	金沢大学	1	
		生物・分子物理学a	金沢大学	1	
		生物・分子物理学b	金沢大学	1	
		創薬分子プローブ概論a	金沢大学	1	
		創薬分子プローブ概論b	金沢大学	1	
		ヒューマンボディー：構造a	金沢大学	1	
		ヒューマンボディー：構造b	金沢大学	1	
		ヒューマンボディー：機能	金沢大学	2	
		ヒューマンボディー：疾患	金沢大学	2	
		生物機能概論	北陸先端科学技術 大学院大学	2	
		生物有機化学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2	
		生物物理化学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2	
	生体分子機能特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
	生体材料分析特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
	医用生体材料特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
	材 料 科 学 系 科 目	光工学a	金沢大学	1	
		光工学b	金沢大学	1	
		エネルギー・環境プログラム序論	金沢大学	1	
		マテリアルプログラム序論	金沢大学	1	
		太陽電池工学特論 I	金沢大学	2	
		物性物理化学特論 I a	金沢大学	1	
		物性物理化学特論 I b	金沢大学	1	
		高分子材料合成化学	金沢大学	2	
		機能性高分子材料化学	金沢大学	2	
		バイオリファイナリー工学特論 I a	金沢大学	1	
		バイオリファイナリー工学特論 I b	金沢大学	1	
		表面・界面工学特論 I a	金沢大学	1	
		表面・界面工学特論 I b	金沢大学	1	
デバイスプロセス工学a		金沢大学	1		
デバイスプロセス工学b		金沢大学	1		
固体物性評価基礎論		金沢大学	1		
分離工学特論A	金沢大学	1			
分離工学特論B	金沢大学	1			
材料物理概論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
材料化学概論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
量子力学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
統計力学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
応用電磁気学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
有機分子化学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
物質計算科学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
有機材料物性特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			
無機材料化学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2			

専 門 科 目	材料科学系科	機器分析化学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
		固体物理学特論 I	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
		応用物性数学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
		触媒化学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
		高分子化学特論 I	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
		メカトロニクス	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
		デバイス物理特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
		固体物理学特論 II	北陸先端科学技術 大学院大学	2		
	専 門 科 目	社会システム科学系科目	考古学と自然科学a	金沢大学	1	
			考古学と自然科学b	金沢大学	1	
			認知行動融合科学基礎論a	金沢大学	1	
			認知行動融合科学基礎論b	金沢大学	1	
			比較認知概論a	金沢大学	1	
			比較認知概論b	金沢大学	1	
			運動生理学概論a	金沢大学	1	
運動生理学概論b			金沢大学	1		
臨床神経心理学 I a			金沢大学	1		
臨床神経心理学 I b			金沢大学	1		
文化資源学概論a			金沢大学	1		
文化資源学概論b			金沢大学	1		
知的自律移動ロボット工学特論 I a			金沢大学	1		
知的自律移動ロボット工学特論 I b			金沢大学	1		
バイオメカニクス工学特論 I a			金沢大学	1		
バイオメカニクス工学特論 I b			金沢大学	1		
技術と歴史社会論			金沢大学	1		
コンピュータビジョン特論A			金沢大学	1		
コンピュータビジョン特論B			金沢大学	1		
応用数理行動モデル			金沢大学	2		
社会科学方法論			北陸先端科学技術 大学院大学	2		
知識メディア方法論			北陸先端科学技術 大学院大学	2		
ネットワーク科学論			北陸先端科学技術 大学院大学	2		
メディア創造論			北陸先端科学技術 大学院大学	2		
イノベーション・マネジメント論			北陸先端科学技術 大学院大学	2		
サービス経営論			北陸先端科学技術 大学院大学	2		
離散信号処理特論			北陸先端科学技術 大学院大学	2		
システム最適化	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
計算機アーキテクチャ特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
ソフトウェア設計論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
自然言語処理論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
統計的信号処理特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
オペレーティングシステム特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
ゲーム情報学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
認識処理工学特論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				
ソフトウェア検証論	北陸先端科学技術 大学院大学	2				

研究支援科目	ゼミナール・演習 I (金沢)	金沢大学	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢大学本籍の者は、*8を履修すること。</li> <li>・金沢大学本籍の者が、研究の取りまとめを修士論文により行う場合は、*9を履修し、研究支援科目から8単位を修得すること。</li> <li>・金沢大学本籍の者が、研究の取りまとめを課題研究により行う場合は、*10を履修し、研究支援科目から4単位を修得すること。また、「異分野『超』体験科目」、「社会実装科目」及び「専門科目」から合計20単位以上修得すること。</li> <li>・金沢大学本籍の者が、研究の取りまとめを博士研究計画調査により行う場合は、*11を履修し、研究支援科目から4単位を修得すること。また、「異分野『超』体験科目」、「社会実装科目」及び「専門科目」から合計22単位以上修得すること。</li> </ul>
	ゼミナール・演習 I (JAIST) *8	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	融合科学研究論文 I (金沢) *9	金沢大学	6	
	融合科学研究論文 I (JAIST)	北陸先端科学技術大学院大学	6	
	融合科学課題研究 (金沢) *10	金沢大学	2	
	融合科学課題研究 (JAIST)	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	融合科学博士研究計画調査 (金沢) *11	金沢大学	2	
	融合科学博士研究計画調査 (JAIST)	北陸先端科学技術大学院大学	2	

別表4 (第11条関係)

## ナノ生命科学専攻博士前期課程の授業科目及び単位数

科目区分		授業科目の名称	単位数		備考	
			必修	選択		
基幹教育科目		異分野研究探査Ⅰ	0.5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹教育科目から、必修科目を含む4単位以上修得すること。</li> <li>・※1から2単位を修得すること。</li> <li>・※2から1単位以上修得すること。</li> </ul>	
		異分野研究探査Ⅱ	0.5			
		研究者倫理	1			
		知識集約型社会とデータサイエンス※1		1		
		次世代の先端科学技術※1		1		
		スマート創成科学※1		1		
		イノベーション方法論※1		1		
		数理・データサイエンス・AI 基盤※1		1		
		ビジネス・技術マネジメント戦略論※2		1		
		破壊的イノベーションに向けた技術経営論※2		1		
		ヘルスケア・イノベーション※2		1		
人間と社会の課題※2		1				
ナノ生命科学 基盤科目	基礎	ナノ生命科学基礎	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナノ生命科学基盤科目(専門)から、ナノ計測学分野の科目を2単位以上含む、6単位以上修得すること。</li> </ul>	
		ナノ計測工学基礎	1			
		超分子化学探求	1			
		生命科学探求	1			
		数理計算科学探求	1			
	専門	ナノ計測学	ナノ計測制御基礎論A			1
			ナノ計測制御基礎論B			1
			ナノ生物物理学A			1
			ナノ生物物理学B			1
		超分子化学	物質創成化学探求			1
			錯体合成化学探求			2
			高分子材料合成化学			2
		生命科学	ヒューマン分子生物学1			1
			ヒューマン分子生物学2			1
			ヒューマン分子生物学3			1
ヒューマン分子生物学4			1			
数理計算科学	計算バイオ科学A		1			
	計算バイオ科学B		1			
スキル科目		博士研究スキル養成	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキル科目から必修科目を含む1単位以上を修得すること。</li> </ul>	
		博士論文スキル養成		1		
プロジェクト科目		融合研究プロジェクト実習	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト科目から必修科目を含む5単位以上修得すること。</li> </ul>	
		萌芽的融合研究実習	1			
		学外実務プロジェクト実習		1		
		学外研究プロジェクト実習		2		
研究推進科目		創造的学際演習Ⅰ	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究取りまとめに修士論文を選択する者は、研究推進科目から「ナノ生命科学修士研究」を履修し、必修科目を含む8単位以上修得すること。</li> <li>・研究取りまとめに博士研究基礎力審査を選択する者は、研究推進科目から「ナノ生命科学博士研究調査」を履修し、必修科目を含む4単位以上修得すること。</li> </ul>	
		創造的学際演習Ⅱ	1			
		創造的学際演習Ⅲ		1		
		ナノ生命科学修士研究		6		
		ナノ生命科学博士研究調査		2		

別表5 (第11条関係)

## 融合科学共同専攻博士後期課程の授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	開設大学	単位数		備考	
			必修	選択		
異分野「超」体験科目	異分野「超」体験セッションⅡ* <sup>1</sup>	共同開講	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・異分野「超」体験科目 3 単位以上（必修 2 単位、選択必修 1 単位以上）を修得すること。</li> <li>・*1 は、金沢大学開講 1 単位、北陸先端科学技術大学院大学開講 1 単位の合計 2 単位とする。</li> <li>・金沢大学本籍の者は、*2 を履修すること。</li> </ul>	
	異分野「超」体験実践Ⅱ（金沢）	金沢大学		1		
	異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）* <sup>2</sup>	北陸先端科学技術大学院大学		1		
社会実装科目	海外武者修行 A（金沢）* <sup>3</sup>	金沢大学		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装科目 1 単位以上を修得すること。</li> <li>・金沢大学本籍の者は、*3 を履修すること。</li> </ul>	
	海外武者修行 A（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		1		
	海外武者修行 B（金沢）* <sup>3</sup>	金沢大学		2		
	海外武者修行 B（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		2		
	海外武者修行 C（金沢）* <sup>3</sup>	金沢大学		4		
	海外武者修行 C（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		4		
	国際インターンシップ（金沢）* <sup>3</sup>	金沢大学		1		
	国際インターンシップ（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学		1		
専門科目	共通科目	次世代研究者倫理* <sup>4</sup>	金沢大学		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「共通科目」、「生命科学系科目」、「材料科学系科目」及び「社会システム系科目」から 2 つ以上の科目区分から履修すること。</li> <li>・専門科目から、9 単位以上を修得すること。</li> <li>・*4 から 1 単位以上を修得すること。ただし、金沢大学本籍の者は、「次世代研究者倫理」を履修すること。</li> <li>・金沢大学本籍の者は、*5 から 1 単位以上を修得すること。</li> <li>・*6 は修了要件に含めない。</li> </ul>
		次世代イノベーション開拓* <sup>5</sup>	金沢大学		1	
		数理・データサイエンス・AI 発展* <sup>5</sup>	金沢大学		1	
		実践的データ処理・統計 a* <sup>6</sup>	金沢大学		1	
		実践的データ処理・統計 b* <sup>6</sup>	金沢大学		1	
		データマイニング特論	金沢大学		2	
		生命情報特論	金沢大学		2	
		経営科学	金沢大学		2	
		人間力・創出カイノベーション論* <sup>4</sup>	北陸先端科学技術大学院大学		1	
	生命科学系科目	データ分析学特論	北陸先端科学技術大学院大学		2	
		データ分析のための情報統計学Ⅱ* <sup>6</sup>	北陸先端科学技術大学院大学		2	
		統合生命科学特論	金沢大学		2	
		生体分子構造動態論	金沢大学		1	
		生体分子の機能ダイナミクス論	金沢大学		1	
		ナノバイオ材料学	金沢大学		1	
ナノバイオ計測学	金沢大学		1			
分子細胞生物学	金沢大学		1			
分子微生物学	金沢大学		1			
放射線生物学	金沢大学		1			

	機能性蛋白質特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	先端生体機能特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	先端生体材料特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	先端生体分子科学特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
専 門 科 目	太陽電池工学特論Ⅱ	金沢大学	2	
	物性物理化学特論Ⅱ	金沢大学	2	
	高分子材料化学概論	金沢大学	2	
	バイオプロセス工学	金沢大学	1	
	表面制御工学	金沢大学	1	
	酸化物デバイスプロセス論	金沢大学	1	
	薄膜電子工学	金沢大学	1	
	環境負荷低減工学特論	金沢大学	1	
	機能性ナノ材料特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	エレクトロニクス特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	高分子化学特論Ⅱ	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	解析力学特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	光物性特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	先端デバイス特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	分子設計特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	材料設計特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	材料形態特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	電子機能特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
	社 会 シ ス テ ム 科 学 系 科 目	知的自律移動ロボット工学特論Ⅱ	金沢大学	2
		バイオメカニクス工学特論Ⅱ	金沢大学	2
計測システム論		金沢大学	2	
光センシング論		金沢大学	1	
デジタル映像処理論		金沢大学	1	
認知行動融合科学論Ⅰ		金沢大学	2	
認知行動融合科学論Ⅱ		金沢大学	2	
運動生理学特論		金沢大学	1	
学習行動論		金沢大学	2	
考古学・文化遺産学学際研究Ⅰ		金沢大学	2	
考古学・文化遺産学学際研究Ⅱ		金沢大学	2	

専門科目	社会システム科学系科目	現代脳計算論	金沢大学	2	
		未来社会デザイン特論	金沢大学	2	
		知識人類学	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		知識創造支援メディア論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		複合システム特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		高機能コンピュータネットワーク	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		遠隔教育システム工学	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		実践的アルゴリズム理論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		ロボティクス	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		知覚情報処理特論	北陸先端科学技術大学院大学	2	
		先進無線ネットワーク	北陸先端科学技術大学院大学	2	
研究支援科目		ゼミナール・演習Ⅱ（金沢）	金沢大学	4	・金沢大学本籍の者は、*7 及び*8 を履修すること。
		ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）*7	北陸先端科学技術大学院大学	4	
		融合科学研究論文Ⅱ（金沢）*8	金沢大学	6	
		融合科学研究論文Ⅱ（JAIST）	北陸先端科学技術大学院大学	6	



別表6 (第11条関係)

## ナノ生命科学専攻博士後期課程の授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
基幹展開科目	学際ナノ生命科学概論	1	1	・基幹展開科目から必修科目を含む3単位以上修得すること。 ・※1から1単位以上修得すること。
	ナノ生命科学特論		2	
	次世代研究者倫理			
	次世代イノベーション開拓※1		1	
	数理・データサイエンス・AI 発展※1		1	
ナノ生命科学革新科目	ナノ計測学		1	・ナノ生命科学革新科目から、4単位以上修得すること。
			1	
			1	
			1	
			1	
			2	
			1	
	超分子化学		2	
			2	
	生命科学		1	
			1	
			2	
	数理計算科学		2	
			2	
高度スキル科目	博士実践スキル養成	1		
高度プロジェクト科目	萌芽的先鋭研究実習	1		・高度プロジェクト科目から必修科目を含む2単位以上修得すること。 ・※2から必ず1科目修得すること。
	研究留学A※2		1	
	研究留学B※2		2	
	研究留学C※2		4	
	学外高度実務プロジェクト実習※2		1	
	学外高度研究プロジェクト実習※2		2	
	ジョブ型研究インターンシップ		2	
高度研究推進科目	先鋭的学際演習Ⅰ	2	1	・高度研究推進科目から、必修科目を含む10単位以上修得すること。
	先鋭的学際演習Ⅱ			
	先鋭的学際演習Ⅲ	6		
	ナノ生命科学博士研究論文			

別表 7 - 1 (第11条の2関係)

ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム(博士前期課程)に関する授業科目

及び単位数	単位数		備考
	必修	選択	
ナノ精密医学・理工学概説	1		
ナノ科学概論	2		
環境・エネルギー技術英語		1	

注：各授業科目の科目区分は別に定める。

別表7-2 (第11条の2関係)

ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム（博士後期課程）に関する授業科目及び単位数

授業科目の名称	単位数		備考
	必修	選択	
ナノ科学融合実践演習	1		2 単位修得
未来型ナノ先制医学論		2	
統合ナノ神経科学論		2	
環境ナノ物質制御論		2	
先進ナノ診断開発論		2	
レギュラトリー・サイエンス		2	
メディカル・イノベーション		2	
実践英語		2	
メディカル・イノベーション演習		2	
国際コミュニケーション演習		1	
ビジネス・技術マネジメント戦略論		1	
イノベーション方法論 A		1	
イノベーション方法論 B		1	

注：各授業科目の科目区分は別に定める。

別表8 (第11条の5関係)

総合知創成科学専攻修士課程高度情報専門基盤特別プログラムに関する指定授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数	備考
G S 基 盤 科 目	研究者倫理	1	・左記科目から、17単位以上を修得すること。
	知識集約型社会とデータサイエンス	1	
	次世代の先端科学技術	1	
	スマート創成科学とデジタル	1	
	イノベーション方法論	1	
	数理・データサイエンス・AI基盤	1	
	人間と社会の課題	1	
	ビジネス・技術マネジメント戦略論	1	
	ヘルスケア・イノベーション	1	
破壊的イノベーションに向けた経営	1		
専 門 基 盤 科 目	変 革 先 導 学 修 コ ア	消費生活と生活創造論	1
		STEAM教育と創造性	1
		時系列データ分析とファイナンス	1
		予防医学と社会データ分析	1
		人工知能と心	1
		商品開発特論	1
		イノベーション特論	1
		社会研究とフィールドワーク技法	1
		人的資源と経営戦略情報基盤	1
	価 値 デ ザ イ ン 学 修 コ ア	国際保健学基礎論	1
		観光地経営特論	1
		公共空間デザイン基礎論	1
		融合科学と応用数理行動モデル	1
		グローバルブランディング基盤論	1
		ビッグデータとデジタルツイン解析	1
		観光防災DX学	1
		地域経済とケーススタディ方法論	1
		未来型健康増進医学	1
情 報 創 成 学 修 コ ア	現代社会基礎論	1	
	観光資源開発とマネジメント	1	
	AIアプリケーション構築基盤論	1	
	フィードバックシステム実践論	1	
	自動運転と移動ロボット	1	
	身体活動情報特論	1	
	医療ビッグデータ解析学	1	
	マルチエージェントと最適化	1	
	コンピュータビジョン特論	1	
デジタル技術トレンド論	1		
バイオメカニクス特論	1		
フィンテックとデジタルエコノミー	1		
光センシング実践	1		
生命情報解析論	1		
クロスリアリティ情報デザイン	1		
地方創生とエビデンスベース政策	1		

総合知積層科目	社会ニーズと共同研究	1
	観光科学と価値デザイン	1
	デジタル活用とDX実践	1
	事業経営のリスクマネジメント	1
	情報社会の地方創生	1
	AIと産業協働	1
総合知展開科目	マネジメントとイノベーション	1
	ツーリズムとソリューション	1
	プログラミングと技術基盤	1
	社会高度化インターンシップ	1
	技術高度化インターンシップ	1
	総合知基盤論文研究	5
	総合知基盤課題研究	5
	総合知基盤研究発展	5

※ 分野不問で学士レベルの専門知識を有し、数理・DS・AI教育プログラムリテラシーレベル認定を有する者等の履修を基本とするが、リテラシーレベルの認定を有しない者には追加でリメディアル教育を課す。

金沢大学大学院新学術創成研究科  
総合知創出科学専攻（修士課程）

設置の趣旨等を記載した書類（本文）

目次

1 設置の趣旨及び必要性.....	2
2 修士課程までの構想か，又は，博士課程の設置を目指した構想か .....	7
3 研究科・専攻等の名称及び学位の名称 .....	8
4 教育課程の編成の考え方及び特色 .....	10
5 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 .....	18
6 特定の課題についての研究成果の審査 .....	26
7 基礎となる学域との関係 .....	27
8 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合 .....	28
9 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施.....	29
10 入学者選抜の概要 .....	31
11 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色.....	33
12 研究の実施についての考え方，体制，取組.....	35
13 施設，設備等の整備計画 .....	36
14 管理運営.....	38
15 自己点検・評価.....	39
16 情報の公表.....	40
17 教育内容等の改善のための組織的な研修等 .....	41

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 社会的背景と課題

我が国は高度成長期を経て、世界を先導する科学技術立国としての立場を長年維持してきたが、超高齢社会の到来と、それに伴う労働生産人口の減少に伴い、その世界的な立場が脅かされている。例えばIMD<sup>1</sup>が作成する「世界競争力年鑑」において、平成元年度に世界1位であった国際競争力が、令和5年度には世界35位まで下落し、国際競争力は衰退の一途をたどってきた。また、国内でも少子高齢化による子供や生産人口の減少、生成AIなどに代表される急激なICT技術のあらゆる場面への浸透は、加速度的に進んでいる。科学技術の世界においても、生命倫理や新たなサイバー空間などこれまでにない科学技術の革新が社会構造の変革、時には人間としての倫理観を揺さぶるような事案は枚挙に暇がない。

政府においても、令和2年6月にこれまでの科学技術基本法を改正し、法律の名称も「科学技術・イノベーション基本法」に変更した。この改正における重要な趣旨は、科学技術の範囲に「人文・社会科学」を位置づけるとともに、「イノベーションの創出」を柱に据えたことである。その背景には、国の科学技術・イノベーション政策が、研究開発だけではなく、社会的価値を生み出す政策へと質的に変化しているということがある。科学技術は、その進展のみが問われるのではなく、その先の社会課題の解決、社会変革、人々の生活の豊かさへの貢献が問われているのである。

科学技術・イノベーション政策において、新たに提唱されているのが「総合知」の考え方である。令和3年3月に定められた「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、総合知は、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資するものとされている。我が国が目指すべきSociety 5.0の未来社会像を、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(Well-being)を実現できる社会」と定義し、その実現に向けた『「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環』という科学技術・イノベーション政策の方向性が示され、自然科学のみならず人文・社会科学も含めた多様な「知」の創造と、「総合知」による現存の社会全体の再設計、さらには、これらを担う人材養成が避けては通れないものと指摘されている。

令和4年4月にまとめられた『「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策中間とりまとめ』では、多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むことこそが、「総合知」であり、「総合知」を推し進めることが、科学技術・イノベーションの力を高めることにつながると述べている。世界の研究や技術開発の目的の軸足が、Well-beingに移りつつある中で、我が国の科学技術やイノベーションが、世界と伍していくためには、「あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して社会の諸課題への的確な対応を図る」こと、すなわち、「総合知」の活用を推進することが不可欠とされている。

このような状況を受け、令和4年5月の教育未来創造会議で取りまとめられた「我が国の未

---

<sup>1</sup> 国際経営開発研究所。International Institute for Management Development

来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」では、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などにより、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、STEAM教育を強化し、文理横断教育を推進することを求めている。さらに令和5年6月に閣議決定された「教育振興基本計画」では、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などによる、「総合知」の創出の重要性が指摘されている。同基本計画では、大学においてこれまで培われてきた専門知の深化や横断性・学際性の向上に加え、従来の学部等の組織の枠を超えた文理横断・文理融合教育を推進すること、また、文理を問わず数理・データサイエンス・AIを自らの専門分野へ応用する基礎力を持った人材養成の推進がこれからの社会における価値創造に不可欠とされている。

## (2) 新専攻設置の必要性

本学は、以前から「あらゆる意味で社会が変容し、従来の知識、制度、方法等が国力の維持や強化に耐えられなくなりつつあることから、多様な脅威にさらされるこれからの社会では、人文・社会・自然等の科学分野を往還し、融合的な学知と他者との共創を通じて、社会の各界で『未踏のイノベーションの創成をリードする中核的リーダー』となる人材が不可欠である」という強い危機感を抱いてきた。これを打開すべく令和3年4月に融合学域（学士課程）を設置し、「広範な分野にわたる教養と文理融合の知見を醸成し、課題発見・解決の知を展開することで、地域と世界に貢献すること」を理念とし、「知識集約型社会で中核的リーダーシップを発揮できるイノベーション人材を養成すること」を目的とした。

融合学域は社会変革を先導するための先導学類からスタートし、令和4年度には観光価値をデザインするための観光デザイン学類を、令和5年度には未来の科学を創成するためのスマート創成科学類をそれぞれ増設し3学類体制を完成させた。融合学域3学類は、本学初である学士（学術）の学位を授与する、文理融合の教育課程を置く。

融合学域の設置を見据えて、令和2年度に「知識集約型社会を支える人材育成事業」の幹事校として採択を受け、また、同年度には、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」リテラシーレベルの、令和4年度には同制度応用基礎レベルの選定を受けた「データサイエンス特別プログラム」を全学的に実施するとともに、「数理・データサイエンス・AI教育の全国展開推進」事業では、特定分野校に観光科学で申請し、社会科学で全国初の採択を受けた。本学では、「数理・データサイエンス・AI教育の全国展開推進」事業の採択に伴い、令和4年7月に数理・データサイエンス・AI教育センターを創設した<sup>2</sup>。また、令和5年4月に文理医融合の観光科学による総合知を基に、全ての人々がいつでも安心して観光を楽しむ共存社会の実現に貢献することを目的に、先端観光科学研究所を設置した。

これらに加えて、18歳人口急減期を目前に控えながらも、融合学域では、令和6年度から

---

<sup>2</sup> 同センターは、本学の数理・データサイエンス・AI教育に関する企画運営等の業務を統括し、各学域及び研究科で実施される数理・データサイエンス・AI教育を支援しており、融合学域に対しても社会科学分野（観光科学）やデジタルコンピテンシーの強化を中心に連携、支援を行っている。



観光デザイン学類が「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」事業、スマート創成科学類が「高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援」事業の採択を受け、両学類とも入学定員 35 名増を認められるという高い評価を受けた。現在、最先端の学知を連携・融合する文理医融合教育に 3 学類の 3 方向から挑戦し続けている。

本学は各種の国の法改正や提言等も踏まえ、時代に先駆けて大学に求められる高等教育を推進するために、常に未来を見据えた教育改革を推進してきたところであり、世界中が急激に変化する中、希望ある社会の創造に向けて、人類の英知を融合した「総合知」により現代の課題解決を先導するとともに、未来の課題を探索し克服する知恵で国際社会の中核的リーダー人材の養成により社会貢献を目指している。

国の科学技術・イノベーション政策の変遷を捉え、今、社会から要請されているのは、先導学類設置から一貫してきた融合学域の養成する人材を高度化すること、すなわち、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などにより、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」を創出し、社会展開を目指す人材の養成である。つまり、「本当の知は実践を伴わなければならない」とする「知行合一」にあるように、総合知は創出を行うだけではなく、その後の学問や産業での展開に貢献できる人材を養成するという視点も重要である。融合学域の文理融合の学士課程教育を大学院へ接続させて、多様な「知」が集い新たな価値を創出する「知の活力」を生むことで「総合知」を創出して、社会に展開、確立させる人材養成が必要であり、この人材を養成するため、総合知の創出を科学的に探究する大学院課程の設置が不可欠である。また、その大学院課程は、既存の学問分野に特化するのではなく、主となる研究分野に他分野の多様な知を取り入れ、主となる研究分野に活かしうる中枢人材を育てることが必要である。

融合学域は、3 年度にわたり順次設置した 3 学類で構成しているが、先導学類の完成年度を踏まえ、本専攻は令和 7 年度設置とする。他の 2 学類は学年進行途中となるが、融合学域では、先導学類で「ヒトの未来」、観光デザイン学類で「コトの未来」、スマート創成科学類で「モノの未来」を柱に文理融合教育を展開しており、コトの未来に資する観光価値の創出やモノの未来に資する未来科学の創成は産業界で高いニーズがあり、社会人や他学域・他大学出身者の入学にも全分野で対応する。学士課程において、課題発見・解決の知を展開できるイノベーション人材を養成してきたが、複雑化、難化するより高度な社会課題に対応できる人材を養成するために、様々な社会課題に対し、多様な知を集めて、高度かつ広範な知識を結集させることが必要である。その人材養成を行うために大学院では、3 つの学類がカバーする教育研究を 1 つの専攻に収束させ、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積と自然科学の「知」の融合により、人間や社会の総合的理解やデジタルコンピテンス<sup>3</sup>も活かして課題解決に資する「総合知の創出」を科学する教育を行う。

本専攻を設置する新学術創成研究科は、本専攻の増設により研究科の目的である「革新的かつ新しい学問・産業の分野・領域の創成につながる異分野融合研究による成果や社会との往還

---

<sup>3</sup> 学習、仕事、社会参加のため、自信を持ち、批判的に責任を負いデジタル技術を使用・関与できる能力のこと。情報リテラシー、データリテラシーを始め、プログラミング能力等も含む。(生涯学習の主要能力に関する欧州評議会勧告 2018)

を基盤に大学院教育を展開することで新たな学術の創成に寄与し、学際性・総合性・国際性を有する研究者や産業人等の養成」をより高次、多分野で達成することができる。本専攻を設置する新学術創成研究科は、既に博士前期課程・博士後期課程を持つ2専攻を設置している。融合科学共同専攻は北陸先端科学技術大学院大学との共同教育課程であり、理学及び工学分野の分野融合型の教育を展開し、融合科学等の名称を付す理学、工学に関する学位を授与する専攻である。ナノ生命科学専攻は、ナノ生命科学研究所（WPI）の研究成果を教育に還元し、ナノ計測、超分子化学、生命科学及びシミュレーション科学を融合させる、理学、工学分野の研究を重視した教育を展開し、ナノ科学の名称を付す理学、工学に関する学位を授与する専攻である。本専攻は、両専攻とは異なり、理学、工学の両分野にとどまることなく、社会学や工学の学問分野を軸とし、人文・社会・自然科学を体系的に取り扱い、文理融合教育を展開するものである。この点において、本専攻が目的とする総合知の創出に貢献できる人材養成と、両専攻が行う人材養成は異なるため、新たな専攻として設置する。

### (3) 教育上の理念・目的及び養成する人材像

本学は、金沢大学憲章において「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」を基本理念に掲げ「自ら学び、自ら育む」という自発的な学びが深められる教育環境のもと、希望ある社会に向けて、医学の要素も含めた文理融合の「総合知」により現代の課題解決の先導を目指し、国際社会の中核的リーダーとなる「金沢大学ブランド」人材の養成に取り組んでいる。新学術創成研究科では、前述のとおり「革新的かつ新しい学問・産業の分野・領域の創成につながる異分野融合研究による成果や社会との往還を基盤に大学院教育を展開することで新たな学術の創成に寄与し、学際性・総合性・国際性を有する研究者や産業人等の養成」を教育研究上の目的と定めており、本専攻設置により、より高次、多分野で達成することを目指す。

本専攻では、広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材を養成することを目的とする。この専攻は、既存の学問分野のみに拠ることなく、他の研究分野を取り込み、収斂し、多様な知を活かすうる中枢となる人材を養成する。そのため、以下のとおりディプロマ・ポリシーを定める。

#### 《ディプロマ・ポリシー》

総合知の社会展開に貢献できる人材となるために、所定の期間在学し、かつ所定の単位を修得した上で、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することを課す。

その成果として、本専攻が掲げる人材養成目的及び金沢大学大学院〈グローバル〉スタンダード（KUGS）を踏まえ、以下に掲げる学修成果を達成した学生に「修士（学術）」の学位を授与する。

1. 未来課題の探索や多様な知の集積によりソリューションを発想できる能力
2. 持続可能な未来を描き、デジタル社会の形成に向けて柔軟性・実効性あるプランを提案できる能力
3. 文理融合やデジタルコンピテンスの動向を知り、総合知で着実にイノベーションを進展

できる能力

4. 国や組織を超えて多様な背景や知識を持つ他者と協働し、総合知を構想や計画の推進に展開できる能力

本専攻は、本学融合学域卒業者、人文・社会・自然科学系学士等の一般的なバックボーンを持つ者は元より、社会人学生、外国人留学生、高等専門学校・短期大学の専攻科修了者等、ダイバーシティ環境下で入学者を受け入れ、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の創出に貢献できる人材を養成し、修了後の主な進路は幅広い業種、職種を想定している。なお、多様な知の集積で、総合知を創出してその社会展開に貢献できる能力を身に付けた上で、伝統的な工学や社会学等を学びたい者は、他研究科博士後期課程への進学もあり得る。併せて、人材不足が深刻な成長分野であるデジタル分野をけん引する高度人材の育成、輩出を担う大学の機能強化事業である、令和5年度高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援事業に採択され、融合学域スマート創成科学類及び本専攻では、単なる情報工学に特化した人材育成ではなく、融合的な高度情報専門人材の養成を目的とした、高度情報専門基盤特別プログラムを設置し、基礎となる融合学域スマート創成科学類からの進学者は元より、様々なバックボーンを持つ者に対してもプログラム履修によりデジタル人材育成を推進する。本プログラムでは、「デジタル技術を使いこなす視点とデジタルだからこそその視点から、総合知を多様な業界で展開する高度情報専門人材」を養成する。本プログラムを修了要件に組込むことで本専攻の全修了者に高度情報専門人材を養成するための教育を行う（教育の詳細は後述する）。なお、プログラム名の「基盤」は、本学大学院において全研究科共通としているGS<sup>4</sup>基盤科目と同様に修士レベルの教育を行うことを意味している。

#### (4) 研究対象とする中心的な学問分野

本専攻は、広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材を養成するため、社会学及び工学の学問分野を軸に置きつつも、既存の学問分野のみに拠ることなく、他の研究分野の知を取り入れ、収斂し、活かす教育研究を行う。そのため、デジタルコンピテンス、医学や生命科学系の周辺領域等も含む設計とする。

---

<sup>4</sup> Global Standard の略。グローバル人材を養成するための本学が定めるスタンダード。

## 2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本専攻修士課程の設置は、令和3年度に設置した、「広範な分野にわたる教養と文理融合の知見を醸成し、課題発見・解決の知を展開することで、地域と世界に貢献すること」を理念とし、「知識集約型社会で中核的リーダーシップを発揮できるイノベーション人材の養成」を目的とした融合学域の学士教育から、高度化させた総合知創出の大学院教育研究へ進化を図る。

修士課程では、「広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材の養成」を目的とする。

一方で、社会課題の複雑化、難化は厳しさを増すばかりであり、Society 5.0の未来社会を創造するには博士レベルのイノベーション人材が不可欠である。修士課程での学修を更に発展させ、「高度な研究能力と豊かな学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を発揮して総合知の創出を進展させ、人間や社会の総合的理解及び複雑な課題解決に資する総合知の確立に貢献できる人材の養成」のため、令和9年4月に博士後期課程を設置し、修士課程を博士前期課程に変更し、博士論文研究基礎力審査(QE)を導入することを構想している。

### 3 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

#### (1) 研究科・専攻の名称及び理由

研究科及び専攻の名称並びにそれぞれの英語名称は、次のとおりとする。

研究科の名称：大学院新学術創成研究科

(英語名：Graduate School of Frontier Science Initiative)

専攻の名称：総合知創出科学専攻

(英語名：Division of Convergence Science)

第6期科学技術・イノベーション計画において、「総合知」は、「多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと」と述べている。また、人文・社会科学の厚みのある知の蓄積と自然科学の知の融合による「総合知の創出」について言及している。本専攻の人材養成の目的は、人文・社会科学や自然科学を境なく文理融合で教育研究し、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資することである。

また、本専攻は、その「総合知の創出」を「科学」的に教育・研究する大学院組織である。探求の道程として、人文科学、社会科学や自然科学を融合させることにより、多様な「知」を集積し、多様な知の間に客観的なきまりや原理を発見し、それらを体系化し、解明する。つまり、「総合知の創出」を「科学」するのである。融合学域3学類で養成した人材をさらに先鋭化させ、総合知の創出を科学的に探究すべく「総合知創出科学専攻」とする。

我が国の教育組織名称では、「教育対象」＋「創成」に「科学」を合わせた例は、自然科学系を中心に複数見受けられる。研究科の名称にも使われている「創成」にも新しいものを生み出す意があるが、広辞苑(第7版 岩波書店)によると、それぞれ次のように説明されている。

創出：物事を新しく作り出すこと。

創成：はじめてできあがること。

しかし、「総合知」あるいは「知」を新たに生み出すときに使用される用語は、「創出」が一般的である。例えば、以下のような用例がある。「創成」という用語には、「領域」や「分野」など組織的に新たに創るニュアンスを含むケースがみられる<sup>5</sup>が、本専攻が目指す「総合知」を新たに生み出すことを指す言葉は、同計画でも用いられている「創出」が最もふさわしいと考える。なお、日本国内には、「総合知」あるいは「創出」を使用した学科・専攻名称はないが、東北大学が令和2年に「研究推進・支援機構 知の創出センター」を設置しているなど、高等教育機関の組織名称で使用例もある。

<sup>5</sup> 小学館 類語例解辞典では、『「創成」は、組織などを初めて作る、あるいは組織などが出来上がる場合に用いられる。』とされている。

- 「今後は、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する「総合知」の創出・活用がますます重要」（第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- 「人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などによる、「総合知」の創出の重要性が指摘されている。」（教育振興基本計画）

英語名称については、「Convergence Science」を用いる。これは、複数の学問領域が融合し、収斂することで未知の課題を発見し、解決していくアプローチを指す分野として用いられ、本専攻の理念とも合致している。世界的に見た場合、学部や研究科名として用いられてはいないが、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）には、複雑な科学的、社会的、経済的問題に対して、様々な学問分野の研究者がチームを組み、基礎研究から応用研究について、社会実装までを目指す研究所として「Institute for Convergent Science」を設置している。また、令和6年度に東京工業大学と東京医科歯科大学が統合して設置する東京科学大学の統合の目指す姿について、「多様な社会課題に立ち向かうために、理工学、医歯学、さらには情報学、リベラルアーツ・人文社会科学などを収斂させて獲得できる総合知に基づく『コンバージェンス・サイエンス』を展開する」と表明している<sup>6</sup>。これらの用例から考えても、「総合知創出」の英訳については、「Convergence Science」がふさわしい。なお、内閣府では「総合知」の英訳に「Convergence (of) Knowledge」を用いているが、既存の知識科学（Knowledge Science）と明確に区別するため、「Convergence Science」とする。

## (2) 学位の名称及び理由

本専攻において授与する学位は次のとおりとする。

学位の名称：修士（学術）（英訳：Master of Philosophy）

本専攻での学修は、従来の学問分野の枠を超えた広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材養成を目的とした教育体系としている。その教育体系は、既存の学問分野を深く探究する専攻とは異なるため、学位に付記する専攻分野の名称を「学術」とする。

なお、本専攻の基礎を成す融合学域の授与学位は、3学類とも本学で初めてである学士（学術）であり、学士から修士の一貫性、連続性、体系性を重視する観点からも、修士（学術）の授与は適切と考えている。

---

<sup>6</sup> <https://www.titech.ac.jp/news/2022/065089>

## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程の編成の考え方

平成 17 年 9 月中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」において、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立で求められている、社会のニーズに対応した人材の養成を行うためには、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワーク<sup>7</sup>を充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要とされている。

本専攻では、「広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材」を養成するため、GS 基盤科目、専門基盤科目、総合知積層科目及び総合知展開科目の科目区分で体系的な学修を行い、4つの科目群で履修の中核と位置付ける専門基盤科目では、変革先導学修コア・価値デザイン学修コア・情報創成学修コアの3つの学修コアを設定し、柔軟なコースワークにより総合知の多様性を修得できる教育課程を編成する。

入学時期は、4月と10月とするが、どちらの場合も全ての授業科目を体系的に履修することができ、時間割は同一である。必修のGS基盤科目を年2回開講する等の配慮を行うことにより、入学時期による履修機会の差異はない。また、受講者からの希望があれば、英語による授業を行う。

併せて、ディプロマ・ポリシーに掲げるデジタルコンピテンスをはじめとする専門的なデジタルの知識・能力を有し、デジタル実装等で地域の課題解決をけん引するデジタル推進人材を養成するため、高度情報専門基盤特別プログラムを開設する。このプログラムの修了を、修士課程の修了要件に組み入れることで、全学生に高度情報専門人材養成の教育を行う。

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を涵養する教育課程を編成するためのカリキュラム・ポリシーを以下のとおり定める。また、本専攻のカリキュラムマップを【資料1】に示す。

#### 《カリキュラム・ポリシー》

修了時に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力を修得できるよう、文理融合から総合知を広域的に見据えて体系的で網羅型の教育課程を編成する。「広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材」を養成するため、以下の授業科目群を配置するとともに、志向に応じた単位修得に資する自主選択枠を設定する。

1. 金沢大学大学院〈グローバル〉スタンダードを踏まえ、知見の深化により課題解決力を培うGS基盤科目
2. 3つの学修コアで、基盤的な学際性を涵養して多様な知の理解や融合を進展させる専門

---

<sup>7</sup> 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。（「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」平成 17 年 9 月 5 日 中央教育審議会）

## 基盤科目

3. 社会との往還を注視し、総合知の創出に資する実践や知見を積層化させる総合知積層科目
4. 幅広い総合性の上に基盤的な国際性を備え、知を解析して学問や産業に展開する総合知展開科目

カリキュラム・ポリシーに基づき、次の科目群を置く。

### 1)GS 基盤科目群

本学では、自文化に対する自覚と異文化への理解だけでなく国際社会で活躍しようとする気概すなわちグローバルマインドと、明確な倫理的思考の二つの観点で、学士課程<グローバル>スタンダードを高度先鋭化した大学院課程<グローバル>スタンダードを踏まえ、令和4年度からは、大学院学生のトランスファラブルスキルの修得等を目的として、博士前期課程・修士課程ではGS基盤科目、博士後期課程・4年制博士課程ではGS発展科目を全研究科の大学院学生を対象に開設している。

GS基盤科目では、主に、研究者あるいは高度専門職業人に求められる倫理観、異分野に対する科学的知見や洞察する意欲や能力の涵養に関する科目を必修科目として入学直後の1年第3クォーターまでに配置する。データサイエンスの基礎知識、学際的な課題や国際社会の変化に対応できる俯瞰力を養うとともに、科学技術イノベーションにかかる最新知識や技法について幅広く理解させ、学際的あるいは複合的な課題についても、総合的・多面的な視点で捉えることのできる能力を獲得させる。

また、第1、第2クォーターには、ラボローテーションを行う授業科目である「異分野研究探査Ⅰ」「異分野研究探査Ⅱ」を設ける。ラボローテーションは、自身の専門とは異なる研究室の2か所で実習を行う。この科目により、自身の専門と異なる分野での研究活動による実体験を通し、異分野に対する科学的知見や洞察を身に付けること、その分野に対して積極的に関与する意欲や能力を醸成すること、及び、今後の自身の研究に異分野の知見を活かすきっかけとすることを目的とする。

このように、GS基盤科目では、創造的な視点と粘り強い交渉力、強い統率力と確かな実践力をもって、人類の未来を切り拓く使命に果敢に挑戦する高度専門人材を養成する。

### 2)専門基盤科目群

基盤的な学際性を涵養して多様な知の理解や融合を総合知として進展させる専門基盤科目を設ける。専門基盤科目を後述する目的により3つの学修コアに区分し、その学修コアに関連する科目を配置する。学修コアを、「学生が学修の軸足を置く領域」すなわち「学生が自己の教育研究の中心を置く領域」と位置付ける。学修コアは、基礎を成す学士教育の継続、かつ発展的領域として位置づけ、変革先導学修コア、価値デザイン学修コア及び情報創成学修コアの3つの区分で構成する。なお、専門基盤科目群以外では学修コアを設けない。

学修コアにより科目群を設ける目的は、第1に学生に体系的な科目履修を促すこと、第



2に学類との接続の連続性を確保することである。

第1の体系的な科目履修を促すことについては、各学修コアは、総合知が目指すものを意識して設定する。3つの学修コアは、社会の構築へ変革を先導する〈変革先導学修コア〉、知識の集約へ価値をデザインする〈価値デザイン学修コア〉、デジタルの拡張へ情報を科学する〈情報創成学修コア〉により構成する。それぞれのコアが目指すものは、次のとおりである。

- 変革先導学修コア:未来の社会構築に資する社会変革の先導を学修し心ゆたかな暮らしを創るべく Well-being を探究
- 価値デザイン学修コア:未来の知識集約に資する価値のデザインを学修し持続可能な環境・社会・経済を創るべく Sustainability を探究
- 情報創成学修コア:未来のデジタル拡張に資する情報の科学的創成を学修し地域発の産業革新を創るべく Innovation を探究

この3つの学修コアが目指す、Well-being, Sustainability, Innovation は、総合知が目指すアウトカムとして、科学技術・イノベーション会議の有識者の間でも議論されていたものと一致する<sup>8</sup>。併せて、同会合では、総合的な知を必要とするテーマである Well-being, Sustainability, Innovation の論文数が、世界で20位、10位、12位であったことも指摘されている。このことから、この3つの概念が総合知を体系化する際の区分として適切であることを示唆している。

第2に学類との接続の連続性を確保することであるが、変革先導学修コアは先導学類、価値デザイン学修コアは観光デザイン学類、情報創成学修コアはスマート創成科学類の学修との一貫性、連続性、体系性を基本としている。ただし、学生が各自の未来課題の発見・解決を見据えて中心学修コアを選択することとし、出身学類等により限定するものではない。

変革先導学修コアは未来の社会構築や Well-being を、価値デザイン学修コアは未来の知識集約や Sustainability を、情報創成学修コアは未来のデジタル拡張や Innovation を、それぞれ視野に入れて授業科目配置を設計した上で、いずれの学修コアも、社会学及び工学の学問分野の科目をデジタルコンピテンスのバランスも考慮して配置し、多様な知を理解し、融合を進展させることで、今後の研究や産業での展開の基盤を醸成する科目群である。

学生に単位修得の中心となる学修コアを1つ選択させ、他の2つの学修コアからも単位修得を課す。総合知を実践的に発揮できるよう多様性・実効性を学修し、暮らし・社会・産業の高度で多様な「知」を修得し、基盤的な学際性を涵養して多様な知の理解や融合の進展を図る。

---

<sup>8</sup> 科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合（令和3年11月11日開催 資料4）。

### 3)総合知積層科目群

専門基盤科目で修得した知識を基に、社会との往還を踏まえ、文献講読にとどまらず、新しい知見の紹介やディスカッション等、アクティブラーニング型の学修により、総合知の創出に資する実践や知見を積層化する科目を配置する。カリキュラム・ポリシーに掲げる能力を涵養するため、他者との協働を念頭に置き、実践する演習を軸に据えた科目を配置する。この科目群は、1年次の第3クォーターから2年次の第2クォーターにかけ、各科目2クォーターの期間を使い、企業や地域との連携等により、自らの研究課題に外部の知見等も取り入れ、総合知の創出に資する能力を涵養する演習を中心とした授業を行う。配置する科目は、3学修コアとの親和性を考慮し、対応するよう2科目ずつ配置するが、各自の学士課程からの知見、問題意識の志向性及び研究内容等を考慮した最適な科目履修を可能とするため、学修コアの区分は行わない。

### 4)総合知展開科目群

幅広い総合性の上に基盤的な国際性を備え、知を解析して学問や産業に展開する科目を配置する。学生に対するプレゼンテーションの実践や共通する知識基盤の獲得、個別の研究指導等を主な内容とする科目群である。そのため、専門基盤科目とは違い、学修コアの区分はない。

1年次の第1クォーターに研究指導科目を履修する前段階として、「マネジメントとイノベーション」「ツーリズムとソリューション」「プログラミングと技術基盤」を設け、1科目1単位を選択必修科目とする。3学修コアとの親和性を考慮した科目開発と並行配置をしているが、学生の研究課題により選択できるように学修コアは設けない。この授業科目では、本人が取り組む研究の志向性を明確化するほか、総合知の創出に向け、修士課程の学生として、共通に必要な知識基盤を涵養する。

また、様々なテーマで英語によるディベートを行うことにより、討論に必要な技術・能力を習得する「国際ディベートとプレゼン実践」を設ける。研究成果のまとめ方や専門分野を問わず、英語での文献講読、発表、討論のスキルは、大学院学生にとって不可欠なものであり、この科目により、そのスキルや国際性、発信力を身に付ける。この科目は、研究を本格的に開始する1年次第2クォーターに設ける。なお、この科目には、学生が国際的に活動するために必要不可欠となる英語能力を修了者全員に担保するため、英語の外部検定試験(TOEIC や TOEFL 等)の指定スコア到達を単位修得要件とする。具体的なスコア等は、TOEIC 550 点以上、TOEFL-iBT 53 点以上、TOEFL-ITP 477 点以上、IELTS 5.0 以上又は実用英語技能検定(英検)2級以上とする。

研究指導科目として、「総合知基盤論文研究」、「総合知基盤課題研究」、「総合知基盤研究発展」を配置し、いずれか1科目を選択必修とする。選択する科目は、学生自身の将来構想や学位へのアプローチ方法により異なり、いずれも着手前に十分な履修ガイダンスを行う。

#### 「総合知基盤論文研究」

学生自身が設定した課題に対する解決策について、総合知の知見を基盤とし、デ

デジタルコンピテンスを学修するとともに、指導教員等の下で実証実験的な研究を進め、将来の社会展開や次の段階の研究を見据えた形で修士論文としてまとめる。

#### 「総合知基盤課題研究」

学生自身が設定した課題に対する成果について、総合知の知見を基盤に、デジタルコンピテンスを学修するとともに、産業界等での取組みを通じ、実際の社会や学会等への展開法を立案し、課題研究報告書としてとりまとめる。例えば、ビジネス展開、インターンシップ先を始めとする企業等において、知的財産、プログラム・システム設計や事業展開に関与する実践的社会実装、自ら起業する際の設計や実践的な課題である。

#### 「総合知基盤研究発展」

本専攻修了後、産業界での研究継続や博士後期・博士課程への進学を志向している学生に対し、総合知の知見を基盤に、デジタルコンピテンスを学修するとともに、指導教員の指導の下、修士課程修了後の研究を見据え、自らの研究基礎力強化と並行して研究計画を立案するとともに、基礎的研究の調査や文献講読、基礎実験、社会調査等を行う。その成果及び長期的視点に立った研究計画等を報告書としてまとめる。

なお、総合知基盤研究発展履修者には、長期的視点に立った独創的な研究を計画し遂行させる指導が不可欠であり、体系的な教育課程を充実させる観点から、バックカスティング学修等による補完的な授業科目 2 単位以上の計画的な履修を課す。補完的な履修に当たっては、個別にガイダンスを行う。

### ○高度情報専門基盤特別プログラム【資料 2】

融合学域スマート創成科学類及び本専攻では、情報工学に特化した人材養成ではなく、社会の仕組みの中でデジタル技術をはじめとするデジタルコンピテンスを理解し、実装できる人材、すなわち、「融合分野の高度情報専門人材」の養成を提案し、令和 5 年度高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援事業に採択された。情報人材に求められる人材養成を進めるため、統合イノベーション戦略推進会議が策定した数次の AI 戦略では、情報人材養成の教育改革がテーマに挙がっている。その中では、「数理・データサイエンス・AI に関する知識・技能と、人文社会芸術系の教養をもとに、新しい社会の在り方や製品・サービスをデザインする能力が重要」であるとしている<sup>9</sup>。また、AI 戦略では、高度情報人材養成をリテラシー教育、応用基礎教育、エキスパート教育の 3 階層に分け、教育改革を進めることとしているが、応用基礎の育成目標人数が年間 25 万人であるのに

---

<sup>9</sup> AI 戦略は、これまでに、「AI 戦略 2019～人・産業・地域・政府全てに AI～」(令和元年 6 月 11 日、統合イノベーション戦略推進会議決定)、「AI 戦略 2021～人・産業・地域・政府全てに AI～」(令和 3 年 6 月 11 日、統合イノベーション戦略推進会議決定)、「AI 戦略 2022」(令和 4 年 4 月 22 日、統合イノベーション戦略推進会議決定)の 3 回にわたり公表されている。そのすべてで教育改革について述べられており、リテラシー教育、応用基礎教育、エキスパート教育に関する政策が取りまとめられている。なお、育成する人数の目標は 3 回とも同一である。

対し、エキスパートは年間 2 千人と大きな差がある。特に AI 戦略 2021 では、高等教育において、リテラシー・応用基礎レベルの素養を持つ人材から、エキスパート人材に至るまでの間のレベルである人材の育成が重要とも指摘している。本専攻が行う高度情報専門基盤特別プログラムはまさにその間をつなぐ教育層を担い、総合知を多様な業界で展開する高度情報専門人材の養成を目指す。

また、経済産業省が設置したデジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会が公表した DX レポート 2 (中間まとめ) によると、「戦略を実現するための DX 成功パターンは、IT システム、デジタル技術を「使いこなす」視点と、デジタル「だからこそ」の視点の二つの策定がカギ」と指摘している<sup>10</sup>。

これらのことを踏まえ、本専攻で養成する高度情報専門人材は、修士(学術)レベルで「デジタル社会で、『使いこなせる』技術と人材を熟知し、エンゲージメントを高められる視点をもって結束点において中核的リーダーシップを発揮できる人材」で、かつ、「デジタル産業で、デジタルの機能と限界を熟知し、デジタル『だからこそ』のビジネスを生む視点をもって加速点において新たな価値を創りうるイノベーション人材」を養成する。いわば、デジタル技術を使いこなす視点とデジタルだからこそ視点から総合知を多様な業界で展開する高度情報専門人材である。そのために、本専攻に高度情報専門基盤特別プログラムを設置し、基礎となる融合学域スマート創成科学類からの進学者は元より、様々なバックボーンを持つ者に対してもプログラム履修によりデジタル人材養成を推進する。これは、AI 戦略の大目標で挙げられている、「留学生が AI などを学ぶ機会を促進」することにもつながる。なお、プログラム名の「基盤」は、本学大学院において全研究科共通としている GS 基盤科目と同様に修士レベルの教育を行うことを意味している。

学生が選択した学修コアや指導教員等を問わず、プログラム該当科目の履修を修了要件に組み込むことにより全学生を修士レベルの高度情報専門(デジタル)人材として養成し、多様な分野の産業界や博士後期課程等に輩出する。なお、融合学域スマート創成科学類では、令和 6 年度入学者から、応用基礎レベルの必修化を行うこととしており、融合的なデジタル人材の養成を急いでいる。

分野不問で学士レベルの専門知識を有し、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム応用基礎レベル認定を有する者等の履修を基本とするが、入学時に応用基礎レベルに未到達の者には追加でリメディアル教育を課す。これにより、所定の単位を修得し、修士課程修了と併せて、高度情報専門基盤特別プログラム修了を認定する。

また、本プログラムの運営に当たり、教育方法、教育システム、教材コンテンツ等に関し、数理・データサイエンス・AI 教育センターの支援を受ける。

## (2) 教育課程の特色

本専攻の教育課程の特色は、次の 5 点である。

### ①学修コアの導入

---

<sup>10</sup> DX レポート 2 (中間まとめ) (令和 2 年 12 月 デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会)、DX 白書 2023 (令和 5 年 3 月 16 日 独立行政法人情報処理推進機構)

広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材を養成するため、本専攻は、融合学域先導学類、観光デザイン学類及びスマート創成科学類の3学類を基礎とする混成専攻に一元化した教育課程とする。本専攻の基礎を成す融合学域（学士課程）では、先導学類での社会変革を先導する〈ヒトの未来〉、観光デザイン学類での観光価値を創出する〈コトの未来〉、スマート創成科学類での未来科学を創成する〈モノの未来〉を見据えた学修設計であったが、本専攻（修士課程）では、各学類を意識し、専門基盤科目を社会の構築へ変革を先導する〈変革先導学修コア〉、知識の集約へ価値をデザインする〈価値デザイン学修コア〉、デジタルの拡張へ情報を科学する〈情報創成学修コア〉の3方向から総合知の創出を探求するために、教育内容をより高度化させ、各々の学修コアでの履修を課す。この学修コアの導入により、広範な内容を体系的に履修させることができる。なお、専門基盤科目以外の科目は、各自の学士課程からの知見、問題意識の指向性及び研究内容等を考慮した最適な授業科目履修を可能とするため、学修コアの区分は行わない。

#### ②専攻の特性に沿った教育課程の編成

本専攻は、広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材を養成することを目的としていることから、自らの専門知識を深く掘り下げるだけでなく、多様な知を取り込み、自らの研究活動に収斂させていく必要がある。そのため、教育課程を編成するにあたり、学生が混在しコラボレーションをすること、分野不問の個別最適なスキルの涵養、様々な視点や方法による繰り返し学修を目的に科目区分を編成する。具体的には、主に専門知識を涵養する「専門基盤科目」、他者との協働を念頭に専門のテーマを学修する「総合知積層科目」、自らの研究課題に取り組むための「総合知展開科目」に区分している。

#### ③実践的な授業科目の必修化

教育課程の中核となる専門基盤科目以外に、実践や知見を積層化させるために、現代から未来にかけて難化が予想されている問題にチームで取り組む総合知積層科目、知を解析して学問や産業に展開する演習、研究指導等を行う総合知展開科目を編成し、座学のみではない演習や研究活動を着実に進展させる教育課程を編成している。

なお、実践的で社会からの要請が強い、高度情報専門人材の養成に関する高度情報専門基盤特別プログラムを全学生に対し必修とする。この点は、⑤で詳述する。

#### ④バックキャスト型による学修の多様化

教育手法としてバックキャスト型学修を取り入れる。これは、専門基盤科目における学修コアでの授業科目に、総合知積層科目や総合知展開科目等の科目を組み合わせた個別最適学修と、学生の研究室での文理融合型研究活動を並行して進め、研究の過程で不足する知見を、専門基盤科目等の履修や社会との往還に立ち戻り補完し、研究に活かす、

授業科目の履修と研究を往還し、その相互作用で研究の到達度を上げていくバックキャスト学修の手法を取り入れる。

#### ⑤高度情報専門基盤特別プログラムの必修化

前述のとおり、本専攻では、高度情報専門基盤特別プログラムを設け、デジタル技術を使いこなす視点と、デジタルだからこそその視点から総合知を多様な業界で展開する高度情報専門人材を養成する教育を行う。このプログラムを必修化することにより、高度情報専門人材を着実に輩出する。プログラムを実施するにあたり、大多数の授業科目が、分野を問わず、データサイエンスやデジタル技術に関する内容を盛り込んでいる。また、研究指導についても、データサイエンス、デジタル技術の活用を念頭に置いた指導を行う。

## 5 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法，履修指導の方法

全体設計としては，履修活動の中心領域である専門基盤科目を，変革先導学修コア，価値デザイン学修コア，情報創成学修コアの3つに区分することにより，学生の研究課題の進捗にあわせた体系的な授業科目の履修を促すとともに，ディプロマ・ポリシーに定める能力を身に付けさせることを担保する。学生は自ら選択した軸足を置く1つの学修コアを中心に授業を履修し，他の2つのコアからも単位を修得することで，柔軟なコースワーク，多様性のある個別最適型で共同的な学びにより総合知の多様性を学び，柔軟で高度な学修活動を推進する。研究活動は，教員と研究のフィールドである研究室を教員分離の融合研究域に配置し，学生は本専攻のすべての専任教員から主指導教員1名を選択し，高度な研究活動で総合知の創出を学び，全体最適な環境・社会の構造発展，持続可能な人間・自然の基礎進化を基に，学際性・総合性・国際性を踏まえた研究を推進する。入学後，学生は自らの研究課題を決定し，1年次第1クォーター中（5月末まで）に指導教員等を決定し，課程修了に向け，学生が設定した課題，産業界での研究継続や博士後期・博士課程への進学を志向等も考慮し，修士論文作成，特定の課題についての研究のいずれにより研究成果を示すべきか，研究活動の指向性について指導する。その後，授業科目の履修と並行し，研究を進める。研究過程で不足する知識があると思われた場合は，専門基盤科目を中心とした授業科目での知識補完後に研究に立ち戻ることができる，課題重視のバックキャスト学修により履修活動と研究活動を往還し相互作用させながら，研究を達成する。

履修指導については，入学ガイダンスで入学から修了までの主なスケジュール，教育研究方針等について説明し，学生は単位修得の中心コア及び主指導教員1名を選択する。主指導教員は，履修ガイダンスを各学期開始時に実施し，研究の進捗状況に合わせて研究ガイダンスを随時実施する。学生の学士課程学修状況等のバックボーンも考慮し，学生の希望する研究課題・研究方針，異分野研究探査で必修としている2か所でのラボローテーション，学修コアの選択，海外留学・研修派遣，インターンシップ先等について助言・指導する。2年次7月には，研究活動の中間発表会を行う。発表会で出された意見や気づきを踏まえ，研究の内容や授業科目の追加の履修につなげる。2年次2月には最終発表会を行うこととする。中間発表会においては，主指導教員，副指導教員のほか，本専攻専任教員等が参加することとし，研究経過，今後の研究遂行に当たって広く助言する。また，最終発表会は，他専攻の専任教員や学生等にも公開する。

入学から修了までの研究指導及び授業科目履修のスケジュールは，【資料3】に示す。

履修・研究の進捗状況等については，ポートフォリオも活用し，主・副指導教員等が共有し，学生への指導を行う。また，複数指導教員体制により学修及び研究活動から，正課内外での学外派遣，キャリア形成・進路指導，奨学を含む学生生活全般を確実に支援・指導する体制とする。さらに，就業経験や学業ブランクを有する者，現職のまま大学院派遣を受けた

者、育児・介護・治療・合理的配慮等を要する者、帰国又は日本就職の義務がある者等にも必要十分な指導・助言を行うとともにサンドボックス環境を多様性・人間性の涵養に活かす。

加えて、UEA<sup>11</sup>により、学生に対し、授業科目の履修、研究活動、インターンシップや地域との連携活動、高大院接続<sup>12</sup>等に関するフォローを行う。

GS 基盤科目「研究者倫理」「異分野研究探査 I」「異分野研究探査 II」（いずれも必修）は、入学直後の 1 年次第 1 クォーターや第 2 クォーターといった早い段階で履修を課し、その他の GS 基盤科目は 1 年次に履修を課す。専門基盤科目は 1 年次を主として 1 年間を通じ偏りなく配置し、総合知積層科目については 1 年次第 3 クォーターから 2 年次第 2 クォーターまでに取り組む。2 年次には論文作成、課題研究等に十分な学修時間を確保できるようにする。さらに、主指導教員が、入学時及び 2 年進級時に学生が希望する課題に即した履修ガイダンスを行う。

なお、前述のとおり、総合知展開科目「国際ディベートとプレゼン実践」（必修）では英語能力の担保のため、在学期間中に英語外部検定試験（TOEIC や TOEFL 等）の指定スコア到達を義務付け単位認定の要件とする。「マネジメントとイノベーション」「ツーリズムとソリューション」「プログラミングと技術基礎」（選択必修）は、学生の研究課題設定及び各分野の研究を遂行するための分析力・計画力・表現力・創造力・遂行能力を養成し、段階的な学修により研究の到達度保証に必要な学問的、技術的基盤を構築させることを目的として、1 年次第 1 クォーターに配置する。

また、「総合知基盤論文研究」「総合知基盤課題研究」「総合知基盤研究発展」（選択必修）については、学生の研究課題、研究職への志向や博士後期課程への進学意欲、進路の意向、適性等を見据え、修士論文又は課題研究に必要な研究遂行能力を段階的に修得させる。

## (2) 研究指導の方法

学生は、本専攻のすべての専任教員から主指導教員 1 名を選択し、高度な研究活動で総合知の創出を学ぶ。研究指導は複数指導教員体制とし、研究科会議の議を経て選任する。その際、学生が設定する研究テーマに基づき、社会学や工学の学問分野を意識した指導を行えるよう配慮して指導教員等を配置する。学修及び学生生活全般に責任を負う主指導教員、学修及び研究の側面から指導助言を行う副指導教員、主・副指導教員とは異なる視点から助言等を行う研究連携協力教員を配置する。指導教員の選任に当たっては、主指導教員に学生の研究テーマに近い教員を選任するが、工学や社会学の面からの指導体制を担保するため、副指導教員において社会学又は工学の教員を副指導教員として選任することもある。また、他の研究域又は学外からの刺激等を与えるため、研究アドバイザーを置くことも可能とする。

学生が履修してきた授業や、涵養してきた素養と有機的に関連しながら、より高いレベルの研究及び知見の高度化が行えるよう、主指導教員が中心となって学生と指導教員等が定期

---

<sup>11</sup> ユニバーシティ・エデュケーション・アドミニストレーター（University Education Administrator）の略。教育に関するマネジメント業務を行う専門職のこと。

<sup>12</sup> 高校、大学、大学院まで一貫的に教育を行うこと。



的な研究打ち合わせを行い、すべての指導教員が履修・研究活動の進捗状況を共有し指導・助言を適宜行い、学生は自らが立てた研究計画に従って研究を遂行する。また、Web コミュニケーションツールなどを活用した遠隔研究指導を行うほか、指導教員等の間では、学修ポートフォリオにおいて指導内容を共有する。さらに、2年次前半に行う研究活動中間発表会においては、主指導教員、副指導教員のほか、本専攻専任教員が参加し今後の研究遂行に当たって広く助言し、2年次後半に行う最終発表会は、他専攻の専任教員や学生は元より、学外にも公開する。

なお、指導教員等はチームを組み、定期的に専攻長や教務・学生生活委員長に報告することで、学生の授業科目の履修、研究の進捗やその他課題を確実に捕捉し、必要な指導を組織的に行う。学修及び研究活動から、正課内外での学外派遣、キャリア形成・進路指導、奨学を含む学生生活全般を指導する。

加えて、授業科目や研究活動のデジタル化を推進するため、数理・データサイエンス・AI教育センターと連携するほか、情報アドバイザーを配置し、高度情報専門人材養成のために教育研究に関し、様々な面からアドバイスを受けることができるようにする。

### (3) 修了要件

2年以上在学し、必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上（前述の理由により、総合知基盤研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上）を修得すること。修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。なお、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に対して在学期間の短縮を認めることがある。

修了要件のうち、在学期間の短縮については、大学院設置基準第16条の規定に基づき、本学の全研究科で導入している。本研究科が定める基準を満たす優れた研究業績を上げた者のうち、希望するものに在学期間短縮による学位申請を認め、単位修得、研究指導等の修了要件を満たした場合に学位を授与する。

#### ・単位修得要件

科目区分	授業科目名	単位数	修得要件
GS 基盤 科目	「異分野研究探査Ⅰ」「異分野研究探査Ⅱ」	各0.5	必修 2単位
	「研究者倫理」	1	
	「知識集約型社会とデータサイエンス」 「次世代の先端科学技術」「スマート創成科学とデジタル」 「イノベーション方法論」 「数理・データサイエンス・AI基盤」	各1	選択必修 1単位
	「人間と社会の課題」「ビジネス・技術マネジメント戦略論」 「ヘルスケア・イノベーション」 「破壊的イノベーションに向けた経営」	各1	選択必修 1単位

専門基盤科目	変革先導学修コア	「ソーシャルイノベーション基盤」「消費生活と生活創造論」 「STEAM教育と創造性」 「時系列データ分析とファイナンス」 「予防医学と社会データ分析」 「自律学習と第二言語習得論基盤」「人工知能と心」 「商品開発特論」「ライフサイエンス社会実装基盤特論」 「イノベーション特論」「グローバルアントレプレナー特論」 「社会研究とフィールドワーク技法」 「人的資源と経営戦略情報基盤」	各1	いずれか1学修コアから選択必修8単位と、他の2学修コアから選択必修各1単位
	価値デザイン学修コア	「地域と都市の社会学」「ビジュアルデザイン」 「国際保健学基礎論」「観光地経営特論」 「公共空間デザイン基礎論」 「融合科学と応用数理行動モデル」 「グローバルブランディング基盤論」 「ビッグデータとデジタルツイン解析」 「観光防災DX学」「地域経済とケーススタディ方法論」 「未来型健康増進医学」「現代社会基礎論」 「観光資源とマネジメント」	各1	
	情報創成学修コア	「AIアプリケーション構築基盤論」 「フィードバックシステム実践論」 「自動運転と移動ロボット」「身体活動情報特論」 「医療ビッグデータ解析学」「マルチエージェントと最適化」 「コンピュータビジョン特論」「デジタル技術トレンド論」 「バイオメカニクス特論」「光センシング実践」 「生命情報解析論」「クロスリアリティ情報デザイン」 「フィンテックとデジタルエコノミー」 「地方創生とエビデンスベース政策」	各1	
総合知積層科目	「社会ニーズと共同研究」「観光科学と価値デザイン」 「デジタル活用とDX実践」「事業経営のリスクマネジメント」 「情報社会の地方創生」「AIと産業協働」	各2	選択必修4単位	
総合知展開科目	「国際ディベートとプレゼン実践」	1	必修1単位	
	「マネジメントとイノベーション」 「ツーリズムとソリューション」「プログラミングと技術基盤」	各1	選択必修1単位	
	「海外留学・研修派遣」「社会高度化インターンシップ」 「技術高度化インターンシップ」	各1	選択必修1単位	
	「総合知基盤論文研究」「総合知基盤課題研究」 「総合知基盤研究発展」	各5	選択必修5単位	

科目区分	修得すべき単位数及び要件
GS 基盤科目	必修2単位， 選択必修2単位を含む計4単位以上
専門基盤科目	いずれか1学修コアから選択必修8単位と， 他の2学修コアから選択必修各1単位を含む計10単位以上
総合知積層科目	選択必修4単位以上
総合知展開科目	必修1単位， 選択必修7単位を含む計8単位以上
自主選択枠	選択4単位以上（総合知基盤研究発展履修者は6単位以上）
修了必要単位数計	必修3単位， 選択必修23単位， 選択4単位の合計30単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上（総合知基盤研究発展履修者は必修3単位， 選択必修23単位， 選択6単位の合計32単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上）を修得すること。

・自主選択枠：GS 基盤科目， 専門基盤科目， 総合知積層科目及び総合知展開科目の科

目群から修了に必要な修得要件単位数の他、4 単位（総合知基盤研究発展履修者は 6 単位。以下同じ。）の修得を必要とするように教育課程を編成する。この 4 単位は、全授業科目から自由に選択できる。また、指導教員等の履修指導の下、専攻外や他研究科、他大学の大学院の単位も含めることができるとし、各自の研究課題解決に向け広い視野と精深な学識を身に付けることを可能とする。なお、他大学の大学院での履修については、本学他研究科と同様、その内容や修士課程にふさわしい科目であるかを確認するため、履修する前に、研究科長が許可する。

本専攻でも、本学履修規程を準用し、60%以上の学修達成度を満たした場合に授業科目の単位を付与する。

■金沢大学履修規程【抄】

(成績の評価)

第 14 条 授業科目の成績は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

	評語	英訳(証明書)評語	判定	学修達成度
(1)	S	AA	合格	90%以上
(2)	A	A	合格	80%以上 90%未満
(3)	B	B	合格	70%以上 80%未満
(4)	C	C	合格	60%以上 70%未満
(5)	合	P : Pass	合格	60%以上
(6)	認定	CF : Certify	合格	60%以上
(7)	不可		不合格	60%未満
(8)	否		不合格	60%未満
(9)	放棄		不合格	

○高度情報専門基盤特別プログラム

修士(学術)レベルでのデジタル技術を使いこなす視点とデジタルだからこその視点から総合知を多様な業界で展開する高度情報専門人材を養成するため、高度情報専門基盤特別プログラムを設ける。このプログラムでは、学生が選択した学修コアや指導教員等を問わず、プログラム該当科目の履修を修了要件に組み込むことにより全学生を修士レベルの高度情報専門(デジタル)人材として養成し、多様な分野の産業界や博士後期課程等に輩出する。

分野不問で学士レベルの専門知識を有し、数理・データサイエンス・AI教育プログラム応用基礎レベル認定を有する者等の履修を基本とするが、応用基礎レベルに未到達の者には追加でリメディアル教育を課す。これにより、以下の指定科目から 17 単位以上修得した者に、高度情報専門基盤特別プログラム修了を認定する。なお、各授業科目で修士(学術)レベルに高度化を図る教育項目は【資料 2】に示している。

科目区分	授業科目名	単位数
GS 基盤科目	「研究者倫理」「知識集約型社会とデータサイエンス」 「次世代の先端科学技術」「スマート創成科学とデジタル」 「イノベーション方法論」「数理・データサイエンス・AI 基盤」 「人間と社会の課題」「ビジネス・技術マネジメント戦略論」 「ヘルスケア・イノベーション」「破壊的イノベーションに向けた経営」	各 1
専門基盤科目	変革先導学修コア 「消費生活と生活創造論」「STEAM 教育と創造性」 「時系列データ分析とファイナンス」「予防医学と社会データ分析」 「人工知能と心」「商品開発特論」「イノベーション特論」 「社会研究とフィールドワーク技法」 「人的資源と経営戦略情報基盤」	各 1
	価値デザイン学修コア 「国際保健学基礎論」「観光地経営論」「公共空間デザイン基礎論」 「融合科学と応用数理行動モデル」 「グローバルブランディング基盤論」 「ビッグデータとデジタルツイン解析」「観光防災DX学」 「地域経済とケーススタディ方法論」「未来型健康増進医学」 「現代社会基礎論」「観光資源とマネジメント」	各 1
	情報創成学修コア 「AI アプリケーション構築基盤論」 「フィードバックシステム実践論」 「自動運転と移動ロボット」「身体活動情報特論」 「医療ビッグデータ解析学」「マルチエージェントと最適化」 「コンピュータビジョン特論」「デジタル技術トレンド論」 「バイオメカニクス特論」「光センシング実践」 「生命情報解析論」「クロスリアリティ情報デザイン」 「フィンテックとデジタルエコノミー」 「地方創生とエビデンスベース政策」	各 1
総合知積層科目	「社会ニーズと共同研究」「観光科学と価値デザイン」 「デジタル活用とDX実践」「事業経営のリスクマネジメント」 「情報社会の地方創生」「AI と産業協働」	各 2
総合知展開科目	「マネジメントとイノベーション」「ツーリズムとソリューション」 「プログラミングと技術基盤」 「社会高度化インターンシップ」 「技術高度化インターンシップ」	各 1
	「総合知基盤論文研究」「総合知基盤課題研究」 「総合知基盤研究発展」	各 5

#### (4) 履修モデル

授業科目の履修例を示した履修モデルを【資料4】に示す。

#### (5) 他大学における授業科目の履修等に対する考え方

学生は、研究科長の許可を受けて、研究科が定める他大学の大学院において、当該大学院の所定の授業科目を履修することができ、当該履修科目の修得単位は、一定の範囲内で研究科の単位として認定する。これらの規定は、外国の大学院への留学による当該大学院の授業科目の履修等においても準用する。また、研究科が教育研究上有益と認めた場合は、休学期間中に他大学の大学院等で学修した成果についても、研究科会議の議を経るなどの所定の手続きを経て一定の範囲内で研究科の単位として認定する。

#### (6) 留学生に対する履修指導や生活指導等の配慮

本学は恒常的に多くの外国人留学生を受け入れており、留学生に対する在留資格制度、研究課題の設定、履修指導、生活指導等については指導教員等のレベルでも十分習熟している。授業は、希望者に**応じて英語で開講するなど柔軟に実施する**ほか、履修指導及び生活指導の面も、本専攻の専任教員**全員が英語による授業（及び生活指導）を行い得る必要十分な英語能力を有しており、かつ**、17名が海外での長期在外経験を持ち、英語に加え、タイ語、ベトナム語、スペイン語が堪能な者も複数名配置している。加えて、大学として留学生教育教員・相談教員を配置している。ほかにも、通知メールや諸証明書は和英併記であり、チューター制度や、附属図書館におけるライブラリー・ラーニング・アドバイザー(LiLA)<sup>13</sup>による学修相談、混住型学生留学生宿舍（定員304名）設置、災害傷害・賠償責任保険加入の義務付け、保健管理センター、学生相談室、障がい学生支援室等、多面的な留学生支援体制を構築している。特に、混住型学生留学生宿舍は、国際交流活動の計画がある日本人学生をチューターとして選考し、留学生数名と日本人学生のユニット<sup>14</sup>を形成し、混住している。これにより、国際交流活動を積極的に行う日本人学生との交流の機会を確保している。なお、前述のとおり、本専攻の基礎となる融合学域では、**全学類で英語のみで受験できる入学者選抜区分を有し**、令和3年度、4年度に「国費外国人留学生の優先配置を行うプログラム」に採択されており<sup>15</sup>、**全ての授業科目が希望者に応じて、英語で開講するなど柔軟に実施している**ほか、履修指導、生活指導面においても外国人留学生の受け入れ体制は整えている。

#### (7) 学位論文審査体制

学位論文審査及び最終試験を行うため、2名以上で構成する審査委員会を新学術創成研究科会議の審議を経て設置する。審査委員会は、学位論文の審査に当たり、最終審査として、発表会を行う。発表会は、学位論文の内容について発表し、他専攻の専任教員や学生は元より学外にも公開することにより審査の厳格性及び透明性を確保する。最終試験は、修士論文の内容を中心に、修士としての知識を十分に修得し、問題を的確に把握、これを解決する能力を有しているかという観点から、口頭あるいは筆記での試問で実施する。修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、ディプロマ・ポリシーに照らし合わせ、その水準に達していると認められる者を合格とする。

新学術創成研究科長は、課程修了の認定について、修得単位並びに審査委員会から報告の

---

<sup>13</sup> 自学自習の充実及び学修の質の高度化を図ることを目的に、本学に在籍する優秀な学生をライブラリー・ラーニング・アドバイザーとして、附属図書館を利用した学修支援及び附属図書館業務の補助を行わせている。

<sup>14</sup> 本学の混住型留学生宿舍には、「先魁（SAKIGAKE）」と「北溟（HOKUMEI）」の2つがある。先魁は外国人留学生6名と日本人学生2名の合計8名で1ユニットを形成し、104名を収容できる。北溟は外国人留学生3名と日本人学生2名の合計5名で1ユニットを形成し、200名を収容できる。

<sup>15</sup> 令和3年度には先導学類及び観光デザイン学類を対象に「文理融合の地方創生イノベーションを共修するブリッジングプログラム」が、令和4年度にはスマート創成科学類を対象に「文理融合の知と最先端の科学技術を共修するグローバル人材育成プログラム」が採択された。

学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、新学術創成研究科会議の議を経て、学長に報告し、学長は当該報告に基づき、課程修了の認定を行い修士（学術）の学位を授与する。

(8) 研究の倫理審査体制の具体的内容

本学では研究活動の不正行為等を防止する規程を整備しており、本専攻の学生にも当該規程を適用する。（【資料5】参照）

また、GS 基盤科目「研究者倫理」を必修科目とし、日常の研究指導においても、ねつ造、改ざん、盗用等の研究不正、機微情報の学外流出防止、外為法等について教授し、未然防止を図る。

人を対象とする研究を行う際は、指導教員が、「金沢大学融合研究域『人を対象とする研究』倫理指針」（【資料6】）に基づく倫理審査を受け、承認を受ける。

なお、倫理違反やその恐れが判明した場合は、直ちに研究を中止させるとともに、事実関係を調査し適切に対処する。

## 6 特定の課題についての研究成果の審査

特定の課題は、指導教員の指導のもと、学生自身が設定した産業界等での取組みを通じ、総合知の実社会への展開法等に関する課題とし、その形態は、企業等での業務の改善や事業展開に関与する社会実装のほか、自ら起業する際の設計や実践的な課題研究等を含むものとする。インターンシップから共同研究への発展、企業等と協働したデータ解析による企業・社会改革、特許取得、起業の構想から設立等、社会システムの変革等の研究成果を求める。また、本学では、博士後期課程への進学や産業界等での研究継続を強く推奨している。そのため、研究基礎力の強化と並行して、学生の進学意欲を促し、長期的な視点に立った研究能力を涵養することができるように、他研究科、他専攻も含め、本学の博士後期課程への進学を強く希望する者に対しては、博士後期課程修了までの研究計画や予備調査、それまでの研究内容を成果としてまとめて審査を受ける選択も認め、この場合も同様に扱う。

特定の課題についての研究成果及び最終試験の審査を行うため、2名以上で構成する審査委員会を新学術創成研究科会議の審議を経て設置する。審査委員会は、特定の課題についての研究成果の審査に当たり、最終審査として発表会を行う。発表会は、特定の課題についての研究成果の内容について発表し、他専攻の専任教員や学生は元より学外にも公開することにより審査の厳格性及び透明性を確保する。最終試験は、特定の課題の研究成果の内容を中心に、社会システム等に及ぼす効果と、修士としての知識を十分に修得し、問題を的確に把握、これを解決する能力を有しているかという観点から、口頭あるいは筆記での試問で実施する。

新学術創成研究科長は、課程修了の認定について、修得単位並びに審査委員会による特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の結果報告に基づき、新学術創成研究科の議を経て、学長に報告し、学長は当該報告に基づき、課程修了の認定を行い修士（学術）の学位を授与する。

## 7 基礎となる学域との関係

### (1) 融合学域 3 学類に接続する 1 専攻

本専攻は、学士課程である融合学域先導学類、観光デザイン学類及びスマート創成科学類を基礎とし、3 学類の特徴、教育課程の編成方針等を踏まえ、1 専攻での教育課程とする（【資料 7】参照）。なお、観光価値の創出や未来科学の創成も産業界で高いニーズがあり、社会人や他学域・他大学出身者も入学にも全分野で対応する。

融合学域 3 学類の特徴を以下に示す。

- 1) 融合学域は文理融合の下で知識集約型社会のイノベーション人材を養成し、3 学類とも「学位は学士（学術）」のみを授与する。
- 2) 融合学域の全専任教員が融合研究域融合科学系に所属しており、その教員陣の厚みを活かし、「様々な知見により研究指導できる体制を構築することが全学年一貫型の研究指導に最適」である。
- 3) 融合学域の研究分野は 3 学類とも共通の融合研究域に展開しており、「同一構造とすることでより確実な基盤・発展が期待」できる。
- 4) 人文・社会科学の厚みのある知の蓄積と自然科学の知の融合により、人間や社会の総合的理解やデジタルも活かして課題解決に資する「総合知の創出」こそが研究科の目指す「新学術の創成」と合致する。
- 5) 融合研究域の教員を 1 つの専攻の専任教員として配置することにより、融合学域の 3 学類が授与する学士（学術）の学位で概ね共通する「社会学」「工学」分野において体系的な教育課程を編成できるとともに、その 2 分野における十分な専任教員を配置することができる。
- 6) 融合学域は 3 学類とも、数理・データサイエンス・AI 教育の応用基礎レベルと、国費外国人留学生の優先配置枠の採択を受けている上、本学で唯一、在外留学生推薦入試と社会人選抜を整備済で、3 年次編入学も備える等、ダイバーシティ環境でも先進的である。

### (2) 学類と学修コア

本専攻は、学生が学修の軸足を置く領域として、3 つの学修エリアを設ける。これは融合学域 3 学類に置いている計 9 つのコアエリアを発展的に収束させた設計であり、各学修エリアは、学士課程における先導学類での新たな「知」を社会へ展開する社会変革を先導する〈ヒトの未来〉、観光デザイン学類での Society 5.0 や新たな日常に対応し、多核連携型の国際観光立国を見据えた観光価値を創出する〈コトの未来〉、スマート創成科学類での仮想と現実の高度な融合を活用して持続可能なスマートシティを見据えた未来科学を創成する〈モノの未来〉のための課題発見・解決の知を基礎に、総合知の創出で〈社会の未来〉への発展を図る。



## 8 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学においては、金沢大学大学院学則 21 条が準用する金沢大学学則第 51 条第 2 項において、多様なメディアを高度に利用した授業の方法について規定し、授業に取り入れている。

具体的には、学生の学修環境等を考慮し、授業担当教員の判断により、授業を教室以外の場所で履修させることがある。学生は自宅や研究室、学内の施設等において、メディアを活用した同時双方向型やオンデマンド型の授業を履修することができる。メディアを活用した授業を行う教員は、同時性、即応性を担保した形で、適切に教材の準備、授業の実施、履修の補助等を行う。併せて、本学では Web 会議ツールやテレビ会議システム等の同時双方向型の授業の実施や、本学の動画ストリーミング配信サービスに本学が運用するポータルサイトと学修管理システム (LMS<sup>16</sup>) の両者を連動させ、即応性を担保したオンデマンド授業を行っている。学術メディア創成センターにおいて、各種サービスの提供や運用サポートを行い、メディアを活用した授業の実施をサポートしている。

これらの方法は、インターンシップ期間中はもとより、学生が外国にいる場合も適用することとしており、メディアを高度に利用することにより、留学中も本学の授業を同時双方向、即応性を保ちつつ、受けることができる。このことにより、長期間留学した場合でも、標準修業年限内に修了することが可能である。

なお、研究指導においても、Web 会議ツールやテレビ会議システム等を用いて行うことが可能である。

### ■金沢大学大学院学則【抄】

(授業の方法等)

第 21 条 授業の方法については、学則第 51 条の規定を準用する。

(以下略)

### ■金沢大学学則【抄】

(授業の方法)

第 51 条 (略)

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(以下略)

<sup>16</sup> Learning Management System の略。本学は Web Class を導入し、科目毎の履修者に教材のダウンロード、e-ラーニング、レポート提出等学習支援システムとして活用している。

## 9 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

学士課程卒業後に、実社会での経験を有する者に対し、本研究科で学修し、最新かつ高度な知識・技術を継続的に修得する機会を提供するため、大学院設置基準第14条に基づき、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。なお、修学環境等に関して特段の配慮が必要な者に対して、研究科長は、同条を適用した教育を行うことがある。

### (1) 修業年限

標準修業年限は2年とするが、社会人学生の就業や育児・介護・治療等の日常生活等による時間的制約、負担に配慮し最長4年の期間を限度として、長期に渡り計画的に学修して修了できる長期履修制度を設ける。

### (2) 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生への履修指導も、主指導教員が中心となり、副指導教員等と連携し、学生の学修環境を考慮しながら実施する。研究指導については、主指導教員が学生とともに研究計画を策定し、学生の都合によっては土曜、日曜等も利用した指導を行う。また、オンラインシステムなども有効に活用し、効率的に研究遂行できるように配慮する。

本学では、履修ガイダンスに加え、全学生に対し年2回の個別面談を義務付けており、社会人学生に対しても、履修・研究の進捗状況、就業状況、及び相互の影響等を確認し、履修・研究計画を指導する。

### (3) 授業の実施方法

本学は早くからパソコン必携、LMSを活用した学修環境を構築し、教材のダウンロード、レポート提出やポートフォリオを活用した履修進捗管理、キャリア支援を行い、コロナ禍でのリモート授業等への迅速な対応が可能となった学修環境を有している。アフターコロナにおいても、学修に支障がない範囲において対面授業が困難な場合にオンラインシステムによる授業で対応できる。社会人学生が就業環境等により登学が困難な場合にもオンラインシステム等を有効に利用し、遠隔地においても授業を受講できるようにする。さらに、教育上必要と認められる場合には長期休業期間中に集中講義での授業開講を行い、社会人学生の履修上の問題を低減するよう努める。

### (4) 教員の負担の程度

社会人学生の受入れによって、研究指導及び授業実施の教員負担はある程度増加すると予想される。これに対応するため、研究指導においては主指導教員と副指導教員が緊密に連携することによって教員一人当たりの負担を軽減する。一方、授業に関しては、本学は全授業科目の教員に対し、自然災害による公共交通機関の運休、遅延等対面授業が実施できなくなる場

合等も考慮し、常に対面と遠隔の同時対応の準備を義務付けており、社会人学生に対する独自の教材作成等の負担は生じない。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学は4つの図書館を有するが、そのうち本専攻の学生が主として利用する図書館は中央図書館と自然科学系図書館である。両図書館とも平日は8時45分から22時までの利用が可能であり、土曜は中央図書館は9時から17時、自然科学系図書館は10時から17時までの利用が可能である。また、学外からでも本学で契約している電子ジャーナルや電子ブックにアクセスでき、遠隔地においても図書館のサービスを受けることができる。

また、本学は学術メディア創成センターを設置しており、情報処理教育やメディア関連のサービスを提供している。ネットワークについては、本学のキャンパス全域に設置してある無線LANを利用することができる。

学内の食堂等福利厚生施設は平日19時まで営業されており、食品を含む自動販売機も設置している。

(6) 入学者選抜の概要

社会人には特別選抜方式の入試を実施する。選抜は、小論文、学力検査（出願時に提出を課す書類、発表及び口述試問）、英語外部試験スコア、学業成績証明書等に基づき行う。その際、それまでの実務経験等を加味する。

## 10 入学者選抜の概要

### (1) 入学者選抜の種類及び募集人員

入学者選抜は、一般選抜及び多様な人材を受け入れるための特別選抜を実施する。特別選抜では、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜を実施する。各選抜における募集人員は、次のとおりとする。なお、入学時期は4月及び10月とする。

一般選抜 10名、 社会人特別選抜 若干名、 外国人留学生特別選抜 若干名

### (2) 入学者選抜方法の概要

入学者選抜の方法として、次の3種類を設ける。なお、英語外部試験スコアについては、真にやむをえない理由により、スコアが提出できない者、本学で入学者選抜を受験できない者に対しては、公平性、公正性が担保できる範囲内において代替措置を指示することがある。

#### ① 一般選抜

小論文、学力検査（出願時に提出を課す書類、発表及び口述試問）、英語外部試験スコア、学業成績証明書等に基づき行う。

#### ② 社会人特別選抜

学士課程卒業後、企業や官公庁及び起業等での実務経験の、新たな展開を見据えて必要とするスキル、あるいは現在の職場での大幅な変化に適応するためのスキルアップを目指す社会人経験者に対し、一般の志願者とは異なる選抜により社会人特別選抜を実施する。本選抜に出願できる社会人は、「教育研究機関、官公庁、企業等に出願時に在職している者、又は、入学時に教育研究機関、官公庁、企業等に3年以上の在職経験がある者で、出願資格を満たすもの」とする。選抜は、小論文、学力検査（出願時に提出を課す書類、発表及び口述試問）、英語外部試験スコア、学業成績証明書等に基づき行う。その際、それまでの実務経験等を加味する。

#### ③ 外国人留学生特別選抜

日本の国籍を有しない者のうち、我が国で学士の学位を授与されていないものに対し、一般の志願者とは異なる選抜により外国人留学生特別選抜を実施する。選抜は、小論文、学力検査（出願時に提出を課す書類、発表及び口述試問）、英語外部試験スコア、学業成績証明書等に基づき行う。なお、日本語の能力は問わない。

### (3) 出願資格

出願資格については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、その他関係する法令等及び告示等に基づき、入学時に次のいずれかを満たす者とする。なお、関係法令等が改正された場合には、速やかに改正を行う。

① 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

- ④我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- ⑤外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑥外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦文部科学大臣の指定した者
- ⑧専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑨学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- ⑩外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における 15 年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの
- ⑪本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

#### (4) アドミッション・ポリシー

本専攻のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。なお、入学者選抜試験合格者は、入学時に必要な、知的、道徳的、応用的能力の展開が可能であることを前提として、専攻分野は元より、英語やデータサイエンス等に関する知見や理解を深め、到達度をより高めおくことが重要であり、入学までに必要に応じて指導・助言を行う。

##### 《アドミッション・ポリシー》

学士課程等で修得してきた分野の基盤的な専門知識に加え、あらゆる分野の知見の総合的な活用に関心を有し、多様な知を理解・融合して総合知の社会展開に貢献したい者を受け入れる。

## 11 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員研究実施組織の編成の基本方針

本専攻は、広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材の養成を目的とし、社会学及び工学の学問分野を軸とし、デジタルコンピデンス、医学や生命科学系の周辺領域等も含む設計としている。

本専攻の専門性を踏まえ、教員研究実施組織の編成にあたっては、本学の養成する人材像を踏まえ、社会問題の発見、新しいまちづくりや観光資源の創成やビジネススキルの向上等の社会科学系を専門とする教員、スマート技術、Society 5.0時代のデータスキル、ビッグデータの活用に向けた工学・情報学を専門とする教員を中心に、国際性や倫理観の涵養に向けた人文科学系を専門とする教員、わが国喫緊の課題である健康・福祉政策に係る知見の醸成に向けた自然科学を専門とする教員など、多様な分野に渡る教員を配置し編成する。専任教員 35 名のうち、32 名が博士の学位を取得済みである。

学生が学修の軸足を置く学修コアは、変革先導学修コアは先導学類、価値デザイン学修コアは観光デザイン学類、情報創成学修コアはスマート創成科学類の学修との継続、連携、高度化を基本とし、専門基盤科目の各学修コアの授業科目は、原則基礎を成す学類を担当する教員が担当する。総合知積層科目及び総合知展開科目は、各学修コアとの連携も考慮して担当教員を配置する。

具体的には、専任教員 35 名（うち教授 17 名、准教授 12 名、講師 4 名、助教 2 名）が、それぞれの専門分野と関連した授業科目を担当する。

科目区分		対象とする主な専門分野等
専門 基盤 科目	変革先導 学修コア	生活デザイン、イノベーション、予防医科学、サステナビリティ、コミュニケーション学、バイオマス融合、アントレプレナー実践、ファイナンス、経営創業戦略、芸術思考、哲学倫理学、異文化協働・共創、バイオエンジニアリング 等
	価値デザイン 学修コア	地域経済学、未来社会デザイン、IoT 技術、地域社会学、コミュニティ・デザイン、観光 DX 学、インタープリテーション、観光地域ビジネス、観光まちづくり、国際保健・防災学、社会学、未来医科学、グローバルブランディング 等
	情報創成 学修コア	計測工学、交通工学、自動運転システム、ロボットビジョン、インタフェースデバイス、スマートヘルスケア、デジタル生産工学、バイオインフォマティクス、人工知能、スマートウエルネス、地方創生政策、スマートシステム制御、情報経済、システムデザイン 等

科目区分・科目名等		担当教員
総合知積層科目	「社会ニーズと共同研究」 「事業経営のリスクマネジメント」	変革先導学修コア担当専任教員
	「観光科学と価値デザイン」 「情報社会の地方創生」	価値デザイン学修コア担当専任教員
	「デジタル活用とDX実践」 「AIと産業協働」	情報創成学修コア担当専任教員
総合知展開科目	「マネジメントとイノベーション」	変革先導学修コア担当専任教員
	「ツーリズムとソリューション」	価値デザイン学修コア担当専任教員
	「プログラミングと技術基盤」	情報創成学修コア担当専任教員
	「総合知基盤論文研究」 「総合知基盤課題研究」 「総合知基盤研究発展」	主指導教員

※GS 基盤科目、総合知展開科目の国際ディベートとプレゼン実践、海外留学・研修派遣、社会高度化インターンシップ及び技術高度化インターンシップについても、原則専任教員が担当する。

本学では毎年すべての教員に対して教員評価を実施している。この評価では、研究・教育・社会貢献、管理運営等のそれぞれの領域について、各教員がエフォート管理を行い、それぞれの業績について、所属長、部局長が活動状況を確認、評価している。本専攻設置後もこの評価システムは引き続き実施され、各教員について、それぞれの活動領域のエフォート管理を適切に行うことで、本専攻の教育、研究に適切な業務担当が行われるように進める。

## (2) 教員の年齢構成、定年に関する規定

本専攻の教育課程を担当する専任教員の内訳は、学年進行完成時点で、教授 17 名、准教授 12 名、講師 4 名、助教 2 名であり、その年齢構成は、30 歳代 3 名、40 歳代 8 名、50 歳代 17 名、60 歳代 7 名となっている。このとおり、教育研究水準の維持向上及び活性化に相応しく、バランスの取れた構成となっている。なお、本学における教員の定年は、就業規則において 65 歳と規定している（【資料 8】参照）が、学長が必要と認める場合は、特任教員として 70 歳まで雇用することがある。（【資料 9】参照）

## 12 研究の実施についての考え方、体制、取組

金沢大学では、平成16年4月の法人化を機に、本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、大学の拠って立つ理念と目標を「金沢大学憲章」として定めた。金沢大学憲章において、教育については、次のとおり定めている。

- 金沢大学は、各種教育機関との接続、社会人のリカレント教育、海外からの留学、生涯学習等に配慮して、多様な資質と能力を持った意欲的な学生を受け入れ、学部とそれに接続する大学院において、明確な目標をもった実質的な教育を実施する。
- 金沢大学は、学生の個性と学ぶ権利を尊重し、自学自習を基本とする。また、教育改善のために教員が組織的に取り組むFD活動を推進して、専門知識と課題探求能力、さらには国際感覚と倫理観を有する人間性豊かな人材を育成する。

本学は、大学憲章の下、真理の探究に関わる基礎研究から実践研究までの知の創造や新たな学術分野の開拓、技術移転や産業の創出等による研究成果の社会への還元を意図した編成を行っている。教教分離の組織体制を採用しており、教育研究組織を、平成20年度における学域学類制の導入に伴い、教育（学生）組織と研究（教員）組織に分離しており、研究組織として融合研究域、人間社会研究域、理工研究域、医薬保健研究域の4つの研究域を設置し、さらにその下に17の「系」を構成している。この仕組みを最大限活用し、学長のリーダーシップの下、研究の進展に向けて計画的に教員を配置することにより、柔軟な研究展開を実現している。併せて、研究域の下に、系と並び、研究域の優位性・特色のある分野を核として、10年間の時限付で附属研究センターを設置している。また、本学に優位性のある研究の更なる強化、学問分野融合型研究の一層の進展及び国際頭脳循環の一層の拡充を一体となって推進することにより、革新的な研究成果を生み出し、もって新しい学問分野・学問領域の創成につなげるとともに、その研究成果を基盤に教育を支援し、若手研究者の育成を促進することを目的とし、平成27年度に新学術創成研究機構を設置している。そのほか、がん進展制御研究所や、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）に採択されたナノ生命科学研究所をはじめとする7つの附置研究所、7つの学内共同教育研究施設を設置している。

研究支援人材として、URA（University Research Administrator）と技術職員を置いている。URAは、研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する専門人材である。本学では、先端科学・社会共創推進機構にスタッフ26名を配置し、研究サポートを全学に展開している。具体的な業務は、研究プロジェクトの戦略立案・資金申請に関わる初期の段階から、成果の公表・産学連携・知的財産管理などのプロジェクト後期の段階に至るまで、すべてのプロセスをシームレスに支援している。また、本学では、平成29年度に全国に先駆けて総合技術部を設立し、全学の技術職員を集約・組織化した。技術職員が活動する分野ごとに、機器分析、情報・IT、ものづくり、ライフサイエンス、環境安全の部門を設け、58名の技術職員が、全学横断的に教育・研究活動を支援している。



## 13 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

本専攻の教育・研究については、金沢大学角間キャンパスにおいて実施する。新学術創成研究科融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻のほか，共通教育科目を所掌する国際基幹教育院，学士課程融合学域，人間社会学域，理工学域，医薬保健学域（薬学系）及び既存の学類に接続する大学院各研究科が教育研究を実施しており，教養教育から学士課程，大学院課程までの一貫した教育を可能としている。

角間キャンパス内には，学生が休息するためのスペースとして，食堂，購買等の福利厚生施設や課外活動共用施設（サークル棟）が設置されているとともに，各棟にはラウンジ等の休憩スペースが整備されている。

スポーツ施設は，運動場，体育館のほか，陸上競技場，サッカー場，テニスコート，ソフトボール場，プール等，十分な施設や設備を整備している。

### (2) 校舎等施設の整備計画

本専攻の教育を行うにあたり必要となる教室，演習室，実験室等については，既存の自然科学棟及び総合教育棟講義室，インキュベーション施設等を活用することで対応可能である。学生の研究室（自習室）については，専任教員の研究室付近に学生居室スペースを備えており，十分に対応可能である。また，建物内には有線，無線の LAN 環境を整備しており，常時 Wi-Fi に接続することができる。具体的には，以下のとおり教室等を備えている。

#### ア 講義室・演習室

自然科学本館 36 室，総合教育棟 34 室，多数の既設の施設設備を整備しており，十分に対応可能である。加えて，インキュベーション施設，自然科学系図書館棟の会議室や学術メディア創成センターの演習室等も利用することが可能としている。

#### イ 実験室

実験系教員の研究室の傍には実験室を備えている。

#### ウ 学生研究室（自習室）

専任教員の研究室の傍には，学生研究室（1 区画：面積 32 m<sup>2</sup>～77 m<sup>2</sup>）を備えており，個々の大学院学生に対して占有のデスクを貸与し，学生が学修・研究に専念できる環境を整える。（【資料 10】参照）

#### エ 教員研究室

専任教員は自らの研究室（約 20 m<sup>2</sup>～）を有し，学生の研究指導を行うには十分なスペースを確保している。

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### ア 図書等の資料

金沢大学の全蔵書数については，図書約 193 万冊，雑誌等約 43,000 種，視聴覚資料約 8,200 点を数え，その内，図書については，角間キャンパスにある，中央図書館に約

120万冊、自然科学系図書館に約42万冊、宝町キャンパスにある、医学図書館に約24万冊、保健学類図書館に約4万冊を所蔵している。そのほかにも、ネットワーク対応のデータベース20種や約10,000タイトルの電子ジャーナルを提供しており、これらの電子媒体を含めた所有の蔵書を一括で検索できるよう、検索システムについても整備している（附属図書館蔵書検索 OPAC plus）。

なお、附属図書館では、金沢大学の教職員が教育・研究活動の結果として生み出した学術的な情報（コンテンツ）を電子的な形態で保存し、インターネット上で公開するシステムである金沢大学学術情報リポジトリ（KURA: Kanazawa University Repository for Academic Resources）を構築し、教育・研究成果の公開や学術情報の発信に努めている。

また、融合研究域における日々の研究活動の一端を成果としてまとめた論文や報告書をWeb上で発表できるITS Discussion Paper Seriesも開設している。

#### イ 図書館の整備

金沢大学には、角間キャンパスに中央図書館、自然科学系図書館、宝町キャンパスに医学図書館、保健学類図書館と合計4つの附属図書館を設置している。

各図書館の総建物面積は19,794㎡、総閲覧席数は2,185席を有しており、加えて中央図書館には、利用者へ知識を「伝達」することはもとより、利用者の自律的な学習によって知識の「創造」を目指すラーニングコモンスのコンセプトを導入し、ブックラウンジ（飲食も可能なコミュニケーションスペース）、インフォスクエア（PCを設置し、図書館の各種情報へのアクセスポイントとなるスペース）、コラボスタジオ（グループ討議、学習のためのスペース）をゾーニングすることにより、多様な学修形態を支援している。

## 14 管理運営

### (1) 管理運営組織

新学術創成研究科の担当教員を構成員とする新学術創成研究科会議を組織し、特定の事項を審議するために、研究科長、各専攻長等から構成する新学術創成研究科会議代議員会を組織し、月1回定例で開催している。

また、本専攻に係る事項を審議するために、本専攻担当教員を構成員とする総合知創出科学専攻会議を組織し、月1回定例で開催する。審議事項は、金沢大学研究科会議規程、新学術創成研究科会議代議員会規程及び新学術創成研究科専攻会議細則に基づき、以下のとおりとする。

- ①中期目標及び中期計画に関する事項
- ②規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ③教育に係る予算の執行に関する事項
- ④教育課程の編成に関する事項
- ⑤学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑥学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- ⑦教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑧授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- ⑨その他教育に関する重要事項
- ⑩研究科長の候補者の選考に関する事項
- ⑪その他当該研究科に関する重要事項

なお、教育課程の編成や学生の円滑な修学等の支援に関する事項等に関し、専門的に調査・企画・立案・審議するため、教務・学生生活委員会を組織し、月1回定例で開催する。

### (2) 事務組織

事務組織は、研究科の管理運営及び教育研究に関するあらゆる事務を処理しなければならないことから、学生や教職員を身近に支援できる体制が求められるところである。基礎となる融合学域との連携を踏まえ、融合学域の事務を司る融合系事務部が担当することとする。

## 15 自己点検・評価

### (1)全学的実施体制

本学では、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づく自己点検・評価について、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」及び「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」を定めている。

なお、この自己点検評価及び認証評価並びに中期目標・中期計画等の企画立案及びそれらの目標・計画に係る評価を、全ての理事及び研究域長並びに各研究所長の代表者等から構成する大学改革推進委員会で行っている。

### (2)実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

本学では、「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」に基づき、「基本データ分析による自己点検評価」を毎年実施するとともに、令和 2 年度においては、「機関別認証評価基準による自己点検評価」を実施し、適合の評価を受けた。

これらの自己点検評価については、大学改革推進委員会において、自己点検評価書を作成し、教育研究評議会の議を経て、Web サイトで公表している。

また、自己点検評価の結果、改善すべき事項が認められる場合、学長から当該事項を所掌する理事、部局長に改善計画の提出を求めるとともに、大学改革推進委員会において、次年度にその進捗状況を確認している。

評価の結果、改善すべき事項が認められる場合は、学長から当該事項を所掌する理事、副学長又は部局長に対し改善点等を指示するとともに、改善報告を求めることにより教育研究の水準及び質の向上に努めている。

また、平成 27 年度から、地域、産業界、在学者、父母等・家族、卒業・修了者等のステークホルダーと本学教職員が一堂に会し、本学の教育活動等に対する意見を聴取する場として「金沢大学ステークホルダー協議会」を毎年開催し、そこで得られた意見を踏まえ、自己改善を行い、教育水準及び質の向上に努めている。

本専攻における自己点検・評価については、大学に設置する自己点検・評価に係る組織とも連携して実施するとともに、修了者の社会における諸課題の解決に向けた取組等の状況について、アンケート等により、修了者への追跡評価や、就職先からの外部評価を行うとともに、博士後期課程進学者に対するアンケートなど、組織活動や教育研究活動の点検と改善に取り組むこととしている。

## 16 情報の公表

金沢大学公式 Web サイトにおいて、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。
- ③ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。  
(①～⑨に関する Web サイト)

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukoukai/kyoiku>

### ⑩ その他

教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

(<https://note.w3.kanazawa-u.ac.jp/contents/1775>)

金沢大学学則等

(<https://www.kanazawa-u.ac.jp/kiteishu/aggregate/catalog/index.htm>)

設置計画書・設置計画履行状況報告書等

(<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukoukai/disclosure/secchi>)

自己点検・評価等

(<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/management/evaluation>)

## 17 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### (1) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修

本学では、教育企画会議（議長：教育担当理事）の下に、全学のFD委員会を置き、授業の内容、方法の改善等による教育の質の向上並びに学生の心身の保護とキャリア形成を促進する等の学生支援を組織的に行えるよう体制を整備している。このFD委員会の下、全学におけるFD活動について、年度ごとに報告書を作成・公開し情報の共有にも取り組んでいる。また、令和4年7月に設置した数理・データサイエンス・AI教育センターでは、教育スキルの向上に資する支援を業務の一つと位置付け、講演会等を開催し、全学的なスキル向上を図っている。

加えて、令和3年度に教学マネジメントを一元管理する「教学マネジメントセンター」を設置し、大学全体、学域・研究科等における学位プログラム及び授業科目レベルでの内部質保証システムをより強化し、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善を推進している。さらに、同センターは、令和4年度に、学生自身が「自ら学び、自ら育む」教育環境の構築を目的として設置した「未来創成教育環」と協働して業務を行っている。このほか、教員評価委員会において教員評価大綱を策定し、毎年、教員の業績評価を実施し、教員が自ら点検・評価を行うとともに、ピアレビュー形式での評価や、部局長・学長等による階層化された評価も行い、教員資質の維持向上を図っている。

本専攻独自の取組みとしては、本専攻の基礎となる融合学域では担当教職員を対象とした融合学域FD研修会を定期的実施している。本専攻は融合学域の文理融合の学士課程教育を大学院へ接続させて、多様な「知」が集い新たな価値を創出する「知の活力」を生むことで「総合知」を創出し、社会に展開、確立させる教育研究を行うこととしており、融合学域教育との連携、強化を見据え、融合学域と合同によるFD研修会を開催する。

### (2) 大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等

職員研修においては、コンプライアンス研修（個人情報管理、情報セキュリティ、法人文書管理、研究費等の不正防止）を必修としているほか、職員ビジネス英語研修、DX人材育成研修、ハラスメント防止研修、実地研修等のほか、役職に応じて必要な識見を得るための階層別職員研修や、担当職務を円滑に遂行するための実務研修を実施している。また、東海・北陸・近畿地区学生指導研修会や、国立六大学事務職員研修会等に職員が参加する機会を設け、積極的な参加を奨励している。

# 金沢大学大学院新学術創成研究科

## 総合知創出科学専攻（修士課程）

### 設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）

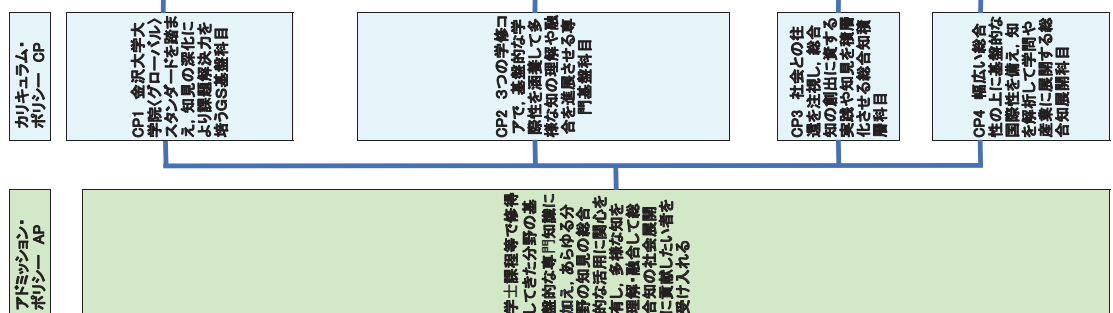
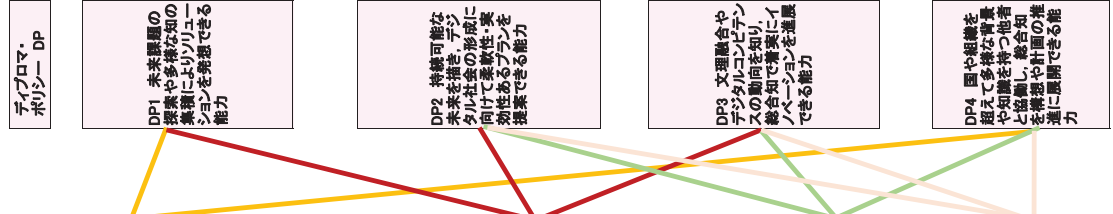
#### 目 次

資料 1	カリキュラムマップ	2
資料 2	高度情報専門基盤特別プログラム	3
資料 3	入学から修了までの研究指導及び授業科目履修のスケジュール	6
資料 4	履修モデル	7
資料 5	金沢大学研究活動不正行為等防止規程	10
資料 6	金沢大学融合研究域「人を対象とする研究」倫理指針	16
資料 7	基礎となる学類との関係	18
資料 8	国立大学法人金沢大学職員就業規則	19
資料 9	国立大学法人金沢大学特任教員の就業に関する規則	34
資料 10	総合知創出科学専攻 学生研究室（自習室）見取図	40

大学院新学術創成研究科 総合知創出科学専攻(修士課程) カリキュラムマップ

開講時期 科目区分	1年次					2年次			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	
総合知履修科目	風分野研究課Ⅰ (0.5) 研究者倫理 次世代の先端科学技術 イノベーション方法論 ビジネス・ 技術マネジメント戦略論	風分野研究課Ⅱ (0.5) 1単位必修 新理・データサイエンス・AI基礎 人間と社会の課題	2科目1単位必修 知識情報社会とデータサイエンス スマート創成科学とデジタル ヘルスケア・イノベーション 激変的イノベーションに向けた経営						
専攻先導学修コア	ソーシャルイノベーション基礎 地域と都市の社会学 ビジネスライズ 国際社会学基礎論	消費生活と生活動線論 STEAM教育と創造性 時系列データ分析とファイナンス 予防医学と社会データ分析	自律学習と第二言語習得基礎 人工知能と心 商品開発特論 ライフサイエンス 社会実装基礎特論	イノベーション特論 グローバル アントレプレナー特論 社会開発とフィールドワーク技法	人的資源と経営戦略情報基礎				
専門基礎科目	AIアプリケーション 情報基礎論 フィードバックシステム 実践論	自動運転と移動ロボット 身体活動情報特論 医療ビッグデータ解析学	観光地経営特論 公共空間デザイン基礎論 融合科学と応用数行動モデル	地域経済とケーススタディ方法論 未来型健康推進医学	現代社会学基礎論 観光資源とマネジメント	いずれか1科目コアから8単位、他の2科目コアから各1単位、合計10単位選択必修			
情報創成学修コア	マルチエージェントと通信化 コンピュータビジョン特論 デジタル技術トレンド論 ハイオメガニクス特論	光センシング実践 生命情報解析論 クロスリアリティ 情報デザイン			フィンテックとデジタルエコノミー 地方創生とエビデンスベース政策				
総合知履修科目	社会ニーズと共同研究 (0.2) 観光科学と観光デザイン (0.2) デジタル活用とDX実践 (0.2)	1単位必修			事業経営のリスクマネジメント (0.2) 情報社会の地方創生 (0.2) AIと産業協働 (0.2)	2科目4単位選択必修			
総合知履修科目	国際ディベートとプレゼン実践 マネジメントとイノベーション ツーリズムとリジェネレーション プログラミングと技術基礎 1科目1単位選択必修	海外留学・研修派遣 社会高度化・インターンシップ 技術高度化・インターンシップ				1科目1単位選択必修			
総合知履修科目									

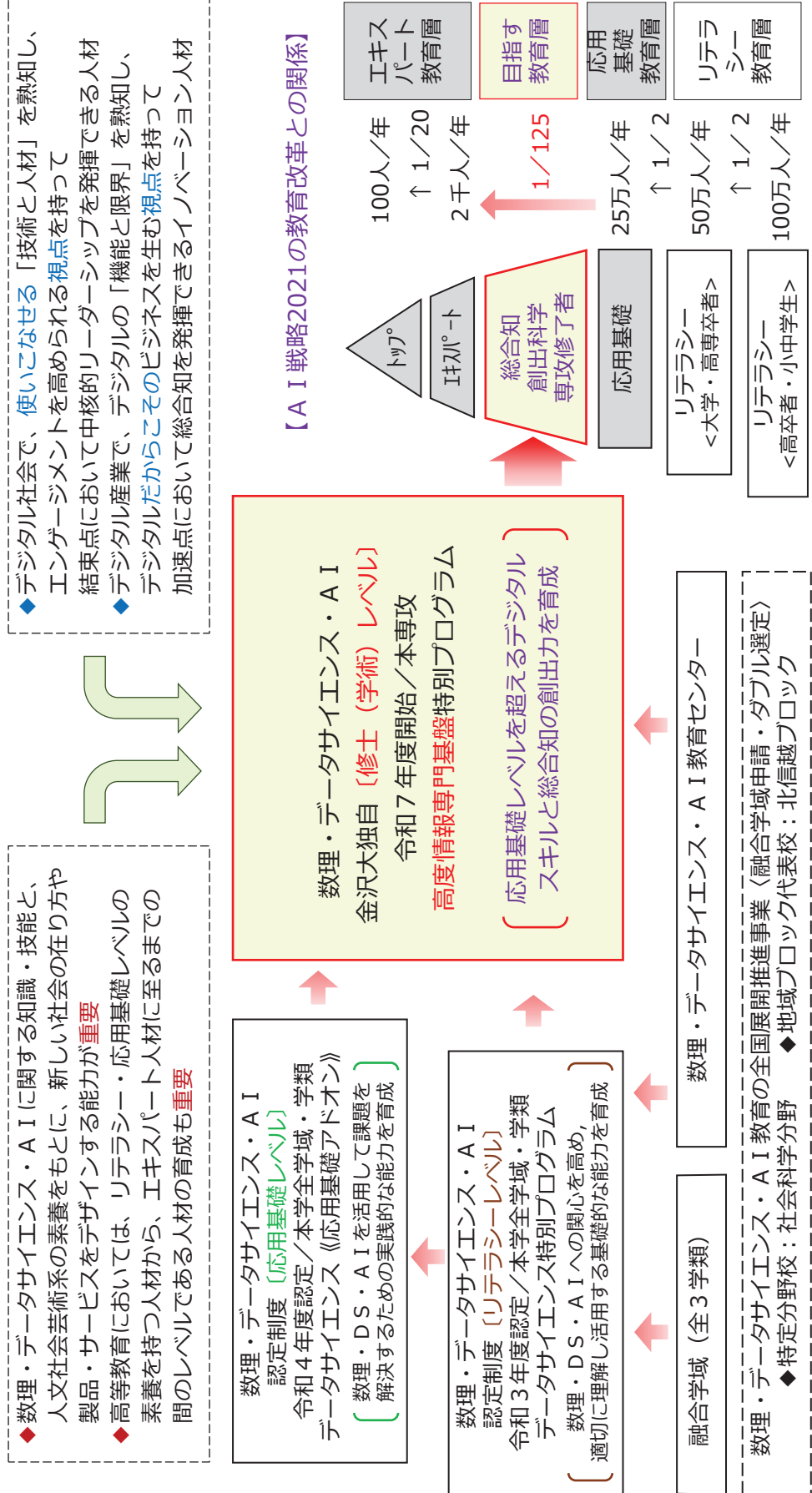
※< >内は単位数を示す。記載がないものは1単位科目である。





# 高度情報専門基盤特別プログラム

- 本専攻におけるデジタル推進人材の養成体制は「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度」下でのリテラシーレベル及び応用基礎レベルの上位層に、本学独自の【**修士（学術）レベルの特別プログラム**】を構築する設計
- A I 戦略2021の教育改革では「リテラシー・応用基礎・エキスパート教育」の3層構造とされ、2025年には応用基礎25万人/年に対してエキスパート2千人/年と125倍の開きがあり、本専攻ではデジタルスキルと総合知を多様な業界で展開する【**高度情報専門人材**】を養成



## 高度情報専門基盤特別プログラムで扱う教育内容

高度情報専門基盤特別プログラムでは、修士（学術）レベルで「デジタル技術を使いこなす視点とデジタルだからこそその視点から多様な業界で総合知を展開する高度情報専門人材」を養成するため、数理・データサイエンス・AI特別プログラムモデルカリキュラムの応用基礎レベルで扱う学修項目を、各授業科目で修士（学術）レベルに高度化を図る教育項目とする。

なお、学修項目は、令和3年3月策定のものに従って整理したものである。

科目区分	学修コア	科目名	本専攻での学修項目										
			データ駆動型社会とデータサイエンス	分析設計	数学基礎	アルゴリズム	ビッグデータとデータエンジニアリング	データ表現	プログラミング基礎	AIの歴史と応用分野	AIと社会	機械学習の基礎と発展	深層学習の基礎と発展
GS基盤科目		研究者倫理									○		
GS基盤科目		知識集約型社会とデータサイエンス	○					○			○	○	
GS基盤科目		次世代の先端科学技術	○	○				○			○	○	○
GS基盤科目		スマート創成科学とデジタル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
GS基盤科目		イノベーション方法論	○					○		○	○	○	○
GS基盤科目		数理・データサイエンス・AI基盤	○	○		○	○		○	○	○	○	○
GS基盤科目		人間と社会の課題	○					○		○	○		
GS基盤科目		ビジネス・技術マネジメント戦略論	○	○				○					
GS基盤科目		ヘルスケア・イノベーション	○	○				○		○			○
GS基盤科目		破壊的イノベーションに向けた経営	○	○									
専門基盤科目	変革先導学修コア	消費生活と生活創造論	○										
専門基盤科目	変革先導学修コア	STEAM教育と創造性								○			
専門基盤科目	変革先導学修コア	時系列データ分析とファイナンス	○	○	○	○		○	○		○	○	○
専門基盤科目	変革先導学修コア	予防医学と社会データ分析	○			○	○			○	○		○
専門基盤科目	変革先導学修コア	人工知能と心								○	○		
専門基盤科目	変革先導学修コア	商品開発特論		○				○					
専門基盤科目	変革先導学修コア	イノベーション特論	○					○					
専門基盤科目	変革先導学修コア	社会研究とフィールドワーク技法		○				○					
専門基盤科目	変革先導学修コア	人的資源と経営戦略情報基盤	○							○			
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	国際保健学基礎論	○	○	○			○	○		○		
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	観光地経営特論	○	○									
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	公共空間デザイン基礎論	○										
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	融合科学と応用数理行動モデル		○	○						○		
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	グローバルブランディング基礎論	○	○									
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	ビッグデータとデジタルツイン解析	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	観光防災DX学	○			○	○			○	○		
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	地域経済とケーススタディ方法論						○			○		
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	未来型健康増進医学	○	○				○			○		○
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	現代社会基礎論									○		
専門基盤科目	価値デザイン学修コア	観光資源とマネジメント	○								○		
専門基盤科目	情報創成学修コア	AIアプリケーション構築基礎論						○	○			○	○
専門基盤科目	情報創成学修コア	フィードバックシステム実践論	○	○	○					○			
専門基盤科目	情報創成学修コア	自動運転と移動ロボット	○	○		○	○			○	○	○	○
専門基盤科目	情報創成学修コア	身体活動情報特論	○	○				○					
専門基盤科目	情報創成学修コア	医療ビッグデータ解析学	○					○				○	
専門基盤科目	情報創成学修コア	マルチエージェントと最適化			○								
専門基盤科目	情報創成学修コア	コンピュータビジョン特論			○	○				○	○	○	○
専門基盤科目	情報創成学修コア	デジタル技術トレンド論	○					○		○	○	○	○
専門基盤科目	情報創成学修コア	バイオメカニクス特論		○	○	○		○					
専門基盤科目	情報創成学修コア	光センシング実践		○	○			○	○				
専門基盤科目	情報創成学修コア	生命情報解析論	○					○					
専門基盤科目	情報創成学修コア	クロスリアリティ情報デザイン	○			○	○	○	○				

## 高度情報専門基盤特別プログラムで扱う教育内容

高度情報専門基盤特別プログラムでは、修士（学術）レベルで「デジタル技術を使いこなす視点とデジタルだからこそその視点から多様な業界で総合知を展開する高度情報専門人材」を養成するため、数理・データサイエンス・AI特別プログラムモデルカリキュラムの応用基礎レベルで扱う学修項目を、各授業科目で修士（学術）レベルに高度化を図る教育項目とする。

なお、学修項目は、令和3年3月策定のものに従って整理したものである。

科目区分	学修コア	科目名	本専攻での学修項目										
			データ駆動型社会とデータサイエンス	分析設計	数学基礎	アルゴリズム	ビッグデータとデータエンジニアリング	データ表現	プログラミング基礎	AIの歴史と応用分野	AIと社会	機械学習の基礎と発展	深層学習の基礎と発展
専門基盤科目	情報創成学修コア	フィンテックとデジタルエコノミー	○			○	○				○		
専門基盤科目	情報創成学修コア	地方創生とエビデンスベース政策					○				○		
総合知積層科目		社会ニーズと共同研究		○				○				○	
総合知積層科目		観光科学と価値デザイン	○	○	○	○	○	○	○		○		○
総合知積層科目		デジタル活用とDX実践	○	○			○	○				○	○
総合知積層科目		事業経営のリスクマネジメント	○	○	○								
総合知積層科目		情報社会の地方創生					○				○		
総合知積層科目		AIと産業協働									○		
総合知展開科目		マネジメントとイノベーション		○				○					
総合知展開科目		ツーリズムとソリューション										○	
総合知展開科目		プログラミングと技術基盤	○				○		○	○		○	○
総合知展開科目		社会高度化インターンシップ	○					○			○		
総合知展開科目		技術高度化インターンシップ	○					○			○		
総合知展開科目		総合知基盤論文研究	○								○		
総合知展開科目		総合知基盤課題研究	○								○		
総合知展開科目		総合知基盤研究発展	○								○		

総合知創出科学専攻（修士課程）入学者の修了までのスケジュール

学年	クォーター	月	研究指導，授業科目履修等
1年	Q1	4月	・入学ガイダンス ・指導教員・研究室配属希望調査
		5月	・主指導教員・研究室配属決定 ・研究課題決定
		6月	・主指導教員の指導のもと研究計画を策定し，研究とりまとめの方法を踏まえ総合知展開科目「総合知基盤論文研究」「総合知基盤課題研究」「総合知基盤研究発展」のいずれかを選択する。
	Q2	7月	・副指導教員，研究連携協力教員，研究アドバイザー決定
		8月	
		9月	
	Q3	10月	
		11月	
		12月	
	Q4	1月	
		2月	
		3月	
2年	Q1	4月	・履修ガイダンス
		5月	
		6月	
	Q2	7月	・「修士論文」「課題研究報告書」「研究計画調査報告書」中間発表会
		8月	
		9月	
	Q3	10月	
		11月	
		12月	
	Q4	1月	・学位申請書等提出 ・「修士論文」「課題研究報告書」「研究計画調査報告書」提出
		2月	・「修士論文」「課題研究報告書」「研究計画調査報告書」最終発表会 ・「修士論文」「課題研究報告書」「研究計画調査報告書」審査 ・最終試験
		3月	・学位記授与



- ・GS基盤科目「研究者倫理」（必修）は，1年次第1クォーターで履修させる。
- ・GS基盤科目「異分野研究探査Ⅰ」「異分野研究探査Ⅱ」（必修）は，1年次第1クォーター，第2クォーターで履修させる。
- ・総合知展開科目「マネジメントとイノベーション」「ツーリズムとソリューション」「プログラミングと技術基盤」は，第1クォーターで履修させる。
- ・総合知展開科目「総合知基盤論文研究」「総合知基盤課題研究」「総合知基盤研究発展」は，指導教員の指導のもと，研究内容及び進捗に応じて，学位へのアプローチ方法の変更が適切な場合は，履修授業科目を変更させることがある。
- ・総合知展開科目「海外留学・研修派遣」「社会高度化インターンシップ」「技術高度化インターンシップ」は，指導教員の指導のもと，実習先・内容，実施時期等を決定する。実施期間中はオンライン等による研究指導を継続することにより，標準修業年限での修了を可能とする。
- ・上記スケジュールは4月期入学者のスケジュールであり，10月期入学者は半年ずれたスケジュールで実施する。

履修モデル①

- ◆学修コア選択： 変革先導学修コア
- ◆修了後の進路等： 知的シーズの発掘で起業、新たな産業により豊かなライフスタイルの創出人材

※ <>内は単位数を示す。記載がないものは1単位科目である。  
 ※ □科目は、高度情報専門基礎特別プログラムの指定科目である。

開講 時期 科目 区分	1年次				2年次				修得 単位数	高度情報専 門基礎特別 プログラム		
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4				
GS基礎科目	異分野研究探査Ⅰ <0.5> (必修)	異分野研究探査Ⅱ <0.5> (必修)							1			
	研究者倫理 (必修)								1			
専門基礎科目	イノベーション方法論								1			
	人間と社会の課題								1			
	ソーシャルイノベーション 基礎	消費生活と生活創造論 時系列データ分析と ファイナンス	商品開発特論 ライフサイエンス 社会実証基礎特論	イノベーション特論 グローバル アントレプレナー特論 社会実証基礎特論 ファイナルワーク技法	人的資源と 経営戦略情報基礎				9			
	変革先導 学修コア				グローバル ブランドイノベーション 基礎論	地域経済と ケーススタディ方法論			3	24		
総合知 精読科目			デジタル技術トレンド論 バイオメカニクス特論						2			
			社会ニーズと共同研究 <2>		国際ダイバートと プレゼン実践 (必修)	社会ニーズと共同研究 <2>	事業経営のリスクマネジメント <2>		4			
総合知 展開科目									1			
									1			
									1			
									5			
										合計	30	24

科目区分	修得すべき単位数及び要件
GS基礎科目	必修2単位、選択必修2単位を含む計4単位以上
専門基礎科目	いずれか1学修コアから選択必修8単位と、他の2学修コアから選択必修各1単位を含む計10単位以上
総合知精読科目	選択必修4単位以上
総合知展開科目	必修1単位、選択必修7単位を含む計8単位以上
自主選択枠	選択4単位以上(総合知基礎研究発展履修者は6単位以上)
修了必要単位数計	必修2単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位(高度情報専門基礎特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む)以上(総合知基礎研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位(高度情報専門基礎特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む)以上)を修得すること。

履修モデル②

- ◆学修コア選択;
- ◆学修コア選択;
- ◆修了後の進路等;

※ <>内は単位数を示す。記載がないものは1単位科目である。  
科目は、高度情報専門基礎特別プログラムの指定科目である。

開講時期 科目区分	1年次				2年次				修得単位数	高度情報専門基礎特別プログラム
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
GS基礎科目	異分野研究探査Ⅰ <0.5> (必修)	異分野研究探査Ⅱ <0.5> (必修)							1	
	研究者倫理 (必修)	数値・データサイエンス・AI基礎	スマート創成科学とデジタル						1	
		人間と社会の課題							2	
変革先導学修コア				社会研究と フィールドワーク技法	人的資源と 経営戦略情報基礎				2	
専門基礎科目	地域と都市の社会学	観光地経営特論 公共空間デザイン基礎論	グローバル ブランディング基礎論 ビッグデータと デジタルツイン解析 観光防災DX学	地域経済と ケーススタディ方法論	現代社会基礎論 観光資源とマネジメント				9	13
	AIアプリケーション 構築基礎論				ファンテックと デジタルエコノミー			2		
			観光科学と価値デザイン <>		情報社会の地方創生 <>			4		
総合知 展開科目		国際ディベートと プレゼン実践 (必修)							1	
	ツーリズムとソリューション			社会高度化 インターシッピング					1	
				総合知基礎論文研究 <5>				5		
				修得すべき単位数及び要件				30	合計	26

科目区分	修得すべき単位数及び要件
GS基礎科目	必修2単位、選択必修2単位を含む計4単位以上
専門基礎科目	いずれか1学修コアから選択必修8単位と、他の2学修コアから選択必修各1単位を含む計10単位以上
総合知展開科目	選択必修4単位以上
総合知展開科目	必修1単位、選択必修7単位を含む計8単位以上
自主選択枠	選択4単位以上(総合知基礎研究発展履修者は6単位以上)
修了必要単位数計	必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位(高度情報専門基礎特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む)以上(総合知基礎研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位(高度情報専門基礎特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む)以上)を修得すること。

履修モデル③

- ◆ 学修コア選択： 情報創成学修コア
- ◆ 修了後の進路等： デジタルを使いこなす視点とデジタルだからこそその視点をもち、総合知で産業界のDXを推進できるスキルで(独法)情報処理推進機構へ就職

※ <>内は単位数を示す。記載がないものは1単位数目である。  
 ※ 科目は、高度情報専門基礎特別プログラムの指定科目である。

開講 科目 区分	1年次				2年次				修得 単位数	高度情報専門基礎特別 プログラム
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
GS基礎科目	真分野研究探索Ⅰ <0.5> (必修)	真分野研究探索Ⅱ <0.5> (必修)							1	
	研究者論理 (必修)								1	
		教員・データサイエンス・ AI基礎	知職業約型社会と データサイエンス						3	6
	ビジネス・ 技術マネジメント戦略論		スマート創成科学と デジタル						1	
変革先導 学修コア		時系列データ分析と ファイナンス		イノベーション特論					2	
		融合科学と 応用数理行動モデル	ビッグデータと デジタルツイン解析						2	
		医療ビッグデータ解析学 構築基礎論	マルチエージェントと 最適化	クロスリアリティ 情報デザイン	フィンテックと デジタルエコノミー				8	12
		フィードバックシステム 実践論	デジタル技術トレンド論						4	
総合知 積層科目			デジタル活用とDX実践 <2>						1	
		国際ディベートと プレゼン実践 (必修)							1	
	プログラミンと技術基礎			技術高度化 インターシッピング					1	8
									5	
		総合知基礎課題研究 <5>								
		合計							30	28

科目区分	修得すべき単位数及び要件
GS基礎科目	必修2単位、選択必修2単位を含む計4単位以上
専門基礎科目	いずれか1学修コアから選択必修8単位と、他の2学修コアから選択必修各1単位を含む計10単位以上
総合知積層科目	選択必修4単位以上
総合知展開科目	必修1単位、選択必修7単位を含む計8単位以上
自主選択枠	選択4単位以上(総合知基礎研究発展履修者は6単位以上)
修了必要単位数計	必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位(高度情報専門基礎特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む)以上(総合知基礎研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位(高度情報専門基礎特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む)以上)を修得すること。

## ○金沢大学研究活動不正行為等防止規程

(平成 27 年 4 月 1 日規程第 2274 号)

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)及び金沢大学研究者行動規範(平成 20 年 1 月 22 日制定)の趣旨を踏まえ、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第 12 条に基づき、金沢大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正防止に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 この規程は、研究活動が真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みであり、科学研究の実施が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることに鑑み、研究機関である本学が、組織として責任体制の確立による管理責任の明確化を図り、もって研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

## (定義)

第 3 条 この規程において対象とする研究活動における不正行為(以下「特定不正行為」という。)とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
  - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにする。
  - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 2 前項に定める特定不正行為のほか、次に掲げる行為については、研究活動における不適切な行為として、特定不正行為に準じて取り扱うものとする。
- (1) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
  - (2) 不適切なオーサiership 論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、金沢大学研究者行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

## (最高管理責任者)

第 4 条 本学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者は学長とする。

2 学長は、研究活動における行動指針を定めるとともに、次条に定める研究不正防止責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

## (研究不正防止責任者)

第 5 条 本学における研究活動上の不正行為の防止等について総括するとともに、次条第 2 項に定める研究倫理教育を推進するため、研究不正防止責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

## (研究倫理教育責任者)

第 6 条 各部局(金沢大学学則第 22 条第 1 項に規定する部局をいう。以下同じ。)に、研究倫理教育責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究活動に従事する者を対象に定期的に研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を実施するとともに、当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し統括する。
- 3 研究倫理教育責任者は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、大学院の学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。また、学域学生に対しても研究者倫理に関する基礎的素養の修得に必要な研究倫理教育を受けることができるよう配慮しなければならない。
- 4 前 2 項に定める研究倫理教育には、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成(作成方法等を含む)・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化、利益相反の考え方、守秘義務等、研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技術に関する項目を含めるものとする。
- 5 研究倫理教育責任者は、共同研究における当該部局の個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化すること並びに複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が当該部局に所属する場合は当該代表研究者が研究活動及び研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、当該部局に所属する若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるようメンターの配置等による適切な支援・助言等が行われる環境の整備に努めなければならない。

## (本学研究者の責務)

第 7 条 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者(以下「本学研究者」という。)は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 本学研究者は、研究倫理活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

## (研究データ等の保存・開示)

第 8 条 本学研究者は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは 10 年間、その他の研究データ等は 5 年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

## (不正行為の禁止)



第9条 本学研究者は、特定不正行為及び研究活動における不適切な行為を行ってはならない。

(研究不正調査責任者)

第10条 本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任者は、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第6条に定めるコンプライアンス総括責任者(以下「コンプライアンス総括責任者」という。)とする。ただし、コンプライアンス総括責任者が、告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する理事(以下「研究不正調査責任者」という。)とする。

(特定不正行為の受付窓口)

第11条 特定不正行為に関する告発(以下「告発」という。)又は告発の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)は、国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程第5条に定める窓口とする。

2 告発又は相談を受け付けた部署は、受付窓口当該事案を回付するものとする。

3 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちにコンプライアンス総括責任者に報告するものとする。

(告発の取扱い)

第12条 告発は、顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口直接行うものとする。

2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。

4 コンプライアンス総括責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知するものとする。ただし、匿名による告発については、この限りではない。

5 コンプライアンス総括責任者は、告発のあった事案が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知するものとする。

6 本学は、告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

(相談への対応)

第13条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、学長が特に必要と認めたときは、当該事案について調査を行うことがある。

(警告)

第14条 研究不正調査責任者は、特定不正行為が行われようとしている、若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付するものとする。

(秘密保持)

第15条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した役員、職員、学生等も同様とする。

(例外的公表)

第16条 本学は、調査事案が何らかの事由により漏えいした場合(告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く。)は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

(告発者の保護)

第17条 本学は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第18条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思(以下「悪意」という。)に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第19条 本学は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(調査関係者の保護)

第20条 学長は、告発者、被告発者、調査協力者若しくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不正疑惑報道等への対応)

第21条 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が揭示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

(事案の調査)

- 第22条 本学は、本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合(他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ。)は、原則として、告発された事案について調査を行う。
- 2 本学は、複数の機関に所属する本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合は、当該研究者が所属する関係機関と協議の上、合同で調査を行うものとする。ただし、協議の結果、特段の定めをした場合は、その定めによるものとする。
  - 3 本学は、本学研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。
  - 4 本学は、本学に以前に所属していた研究者が本学に所属していた期間における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該研究者が現に所属する研究機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし、当該研究者が現に所属する機関がないときは、本学が調査を行うものとする。
  - 5 本学は、前4項の規定に基づき誠実に調査を行ったにもかかわらず、調査の実施が極めて困難な状況にある場合は、告発された事案における研究活動に係る予算を配分し、又は措置した機関(以下「配分機関」という。)にその状況を報告するものとし、当該事案について、その配分機関が調査を行うときは、これに協力する。
  - 6 本学は、特に必要があると認めるときは、他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることがある。
- (予備調査)
- 第23条 本学は、告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。
- 2 予備調査は、研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)が行う。
  - 3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。
  - 4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査については、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為に係る事案として調査する必要性を調査する。
  - 5 予備調査委員会は、特に必要があると認めるときは、証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
  - 6 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本格的な調査(以下「本調査」という。)を行う。
  - 7 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。
  - 8 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関若しくは関係府省又は告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示するものとする。
  - 9 予備調査は、告発を受け付けた日(他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日)から概ね30日以内に終了するものとする。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。
  - 10 第6項及び第7項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、学長が行う。
- (本調査)
- 第24条 学長は、前条第6項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関及び関係府省にこの旨を報告する。
- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知するものとする。
  - 3 本学は、前条第6項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね30日以内に本調査を開始するものとする。
- (特定不正行為調査委員会)
- 第25条 学長は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置する。
- 2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取すること、再実験を要請すること等必要な権限を有する。
  - 3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 研究不正調査責任者
    - (2) 学長が指名する役職員 若干名
    - (3) 外部有識者 2名以上
  - 4 前項第3号の委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。
  - 5 本調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
  - 6 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
  - 7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告するものとする。
  - 8 本調査委員会は、第33条第1項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基づく審査等を行う場合は、当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了するものとする。
- (本調査委員会委員の通知)
- 第26条 学長は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- (異議申し立て)

第27条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から7日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとする。

3 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。  
(調査方法)

第28条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。

2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。

3 第1項の再実験を行う場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に関し、本調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、本調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。

4 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請するものとする。

5 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。

6 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

第29条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、本学は、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。

3 本学は、前2項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、学長が特に必要があると認めたときは、告発に関連する研究活動の停止を命じることがある。

(被告発者の説明責任)

第30条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第31条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。

2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね150日以内に行うものとする。

3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。

4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。

5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

6 本調査委員会は、第1項、第3項及び第4項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。  
(認定の判断基準)

第32条 前条第1項の認定に当たっては、本調査委員会は、第30条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討するものとする。

3 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定するものとする。

4 被告発者が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来、存在すべきであると本調査委員会が判断する基本的な要素の不足により特定不正行為であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき(被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事由によりその基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると本調査委員会が認める場合並びに生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。)も前項と同様とする。  
(調査結果等の通知等)

第33条 学長は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定したものを含む。以下同じ。)に通知する。

2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知するものとする。

3 学長は、前2項に定めるもののほか、当該事案に係る配分機関及び関係府省に当該調査結果を報告するものとする。

4 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。

- 5 学長は、告発に係る研究活動の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行うものとする。  
(不服申立て)
- 第34条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服を学長に申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。  
(不服申立ての審査)
- 第35条 前条第1項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたとときは、調査委員を交代若しくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者(以下「本調査委員会等」という。)は、特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断するものとする。
- 4 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに学長に報告するものとする。
- 5 本調査委員会等は、第3項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求めるものとする。
- 6 前項に規定する場合において、被告発者の協力を得られない場合は、本調査委員会等は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、審査を打ち切ったときは、その旨を直ちに学長に報告する。
- 7 本調査委員会等は、第5項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から概ね50日以内に審査結果を決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。
- 8 本調査委員会等は、悪意に基づく告発と認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね30日以内に調査し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。
- 9 本学は、不服の申立てが当該事案の引き伸ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けられないものとする。  
(不服申立てに係る関係者への通知等)
- 第36条 学長は、第34条第1項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る配分機関及び関係府省に報告するものとする。
- 2 学長は、前条第4項及び第5項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び関係府省に報告するものとする。
- 3 学長は、前条第7項の審査結果を被告発者、被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び関係府省に報告するものとする。  
(調査結果の公表)
- 第37条 学長は、本調査委員会の調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表するものとする。
- 2 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表するものとする。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
- (1) 第1項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- (2) 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- (3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
- 5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めたとときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。  
(特定不正行為認定後の措置)
- 第38条 学長は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学研究者の場合は、国立大学法人金沢大学就業規則等(以下「規則等」という。)に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。  
(研究費の使用中止)
- 第39条 学長は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。  
(悪意に基づく告発者への措置)
- 第40条 学長は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。  
(雑則)
- 第41条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月16日から施行する。

## ○金沢大学融合研究域「人を対象とする研究」倫理指針

令和3年4月22日融合系教育研究会議決定

## 第1 目的

この指針は、金沢大学融合研究域（以下「本研究域」という。）において、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を遂行する研究者に求められる行動、態度の倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思考、行動、環境、身体等に係る情報、データ及びヒト並びにヒト由来の試料及びデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。
- (2) 研究者とは、本研究域において、研究活動に携わる専任教員（本学退職前に本研究域において専任教員であった者で、本研究域において研究に従事する者を含む。）及び事務職員並びに研究員、学生等をいう。
- (3) 研究対象者とは、研究のために個人の情報、データ等を提供し、研究の対象となる者をいう。
- (4) 研究責任者とは、研究の実施に携わるとともに所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。

## 第3 研究の基本

研究者は、本指針を遵守し、以下の各号の趣旨を十分に理解した上で人を対象とする研究を行わなければならない。

- (1) 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、「金沢大学研究者行動規範」（平成20年1月22日制定）の趣旨に則って、生命の尊厳、個人の尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的及び社会的利益よりもこれを優先し、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。
- (2) を対象とする研究のうち、個人もしくは集団を対象にその行動や心身等に関する情報及び環境についての情報を収集する作業を含む臨床・臨地的、人文社会科学的、理学・工学的な調査並びに実験研究を行う者は、国立大学法人金沢大学個人情報管理規程（平成17年4月1日規程第367号）のほか、国等の関係法令に従うとともに、当該研究者が所属する学会・団体の倫理規準等を遵守しなければならない。
- (3) 研究者は、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、研究対象者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。
- (4) 研究者は、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

## 第4 指針の適用除外

- (1) 人を対象とする研究のうち、国が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に該当する研究及びその他の医学的研究や侵襲（穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等研究対象者の身体又は精神に障害又は多大な負担を与えること）を伴う研究は、本指針の対象外とし、該当する指針によるものとする。なお、侵襲を伴わない研究であっても、第10第2号に規定する委員会が必要と認めた場合は医学系倫理審査委員会と協議の上、その都度、その取扱いを定めるものとする。
- (2) 研究手法の特性によりこの指針によることができない場合は、当該研究に関係する学会等の指針等によるものとする。

## 第5 研究者の説明責任

- (1) 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取する場合は、研究対象者に対してあらかじめ研究目的、研究計画、研究成果の発表方法等について説明しなければならない。ただし、質問紙法による調査等においては、当該文書における説明をもって、これに代えることができる。
- (2) 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するに当たり、研究対象者に対して何らかの身体的、精神的負担もしくは苦痛や危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況を説明しなければならない。

## 第6 インフォームド・コンセント

- (1) 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取する場合には、研究対象者に対して、前記の説明に基づいて、あらかじめ研究対象者の同意を文書により得なければならない。ただし、質問紙法、郵送法などによる研究の場合は、質問紙への回答、返却をもって同意と見なすことができる。なお、その際には、当該回答、返却をもって同意と見なすこと及び回答を拒否することができることを質問紙等に明記するものとする。
- (2) 「研究対象者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱い、発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- (3) 研究者は、研究対象者から当該個人の情報、データ等の開示を求められた場合には、当該個人以外の第三者の個人情報の保護等に抵触しない限りこれを開示しなければならない。ただし、開示は当該個人の情報、データ等が特定される場合に限る。
- (4) 研究者は、研究対象者が18歳未満であるか、又は心身の障がい等により同意する能力がないと判断する場合には、その者に代わって適切な判断をすることができる者（例えば、提供者の親権者、配偶者、子、小中学校等の教員等）の同意を得なければならない。

## 第7 情報の管理

- (1) 研究者は、本学において保管する情報等を試験の終了について報告された日又はこの研究の結果の最終の公表について報告された日のいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年を経過した日、その他の研究データ等については5年を経過した日までの期間保管しなければならない。
- (2) 研究者は、研究遂行において知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏えいしてはならない。ただし、国等の関係法令及び国立大学法人金沢大学個人情報管理規程等に別段の定めがある場合を除く。

- (3) 研究者は、研究遂行において知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏えいしてはならない。ただし、国等の関係法令及び国立大学法人金沢大学個人情報管理規程等に別段の定めがある場合を除く。

#### 第8 教育活動等における収集・採取

- (1) 教員は、個人の情報、データ等の提供に対する同意の有無により、学生の成績評価において不利益を与えてはならない。  
(2) 学生が人を対象とする研究を行う場合は、指導教員の指導の下、本指針を遵守しなければならない。

#### 第9 第三者への委託

- (1) 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集・採取する場合は、第三者に対してこの指針の遵守を求めるよう努めなければならない。  
(2) 研究者は、必要があれば研究目的等を研究対象者に対して直接説明しなければならない。

#### 第10 研究計画等の審査

- (1) 本研究域は、本研究域において人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、研究の実施計画、公表計画等の審査を行うものとする。ただし、当該研究の審査が特に緊急を要する場合、無記名（匿名）による質問紙法調査で、研究対象者の意思に回答が委ねられており、その結果を専ら統計解析する研究の場合又は審査事例に基づいて審査の結果が明確に推定できる場合等、特別の事情がある場合には、別に定める簡易な手続に基づく審査（審査の除外を含む。）によることができる。  
(2) 前号の目的を達成するため、本研究域に「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会を設置する。  
(3) 審査の手続等に関する事項は、別に定める。

#### 第11 その他

研究者が研究対象者に、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上妥当な範囲で定めるものとし、研究者はその受払いについて適切な管理をしなければならない。

#### 第12 改廃

この指針の改廃は、金沢大学融合系教育研究会議の議を経て、融合研究域長が決定する。

#### 第13 事務の所掌

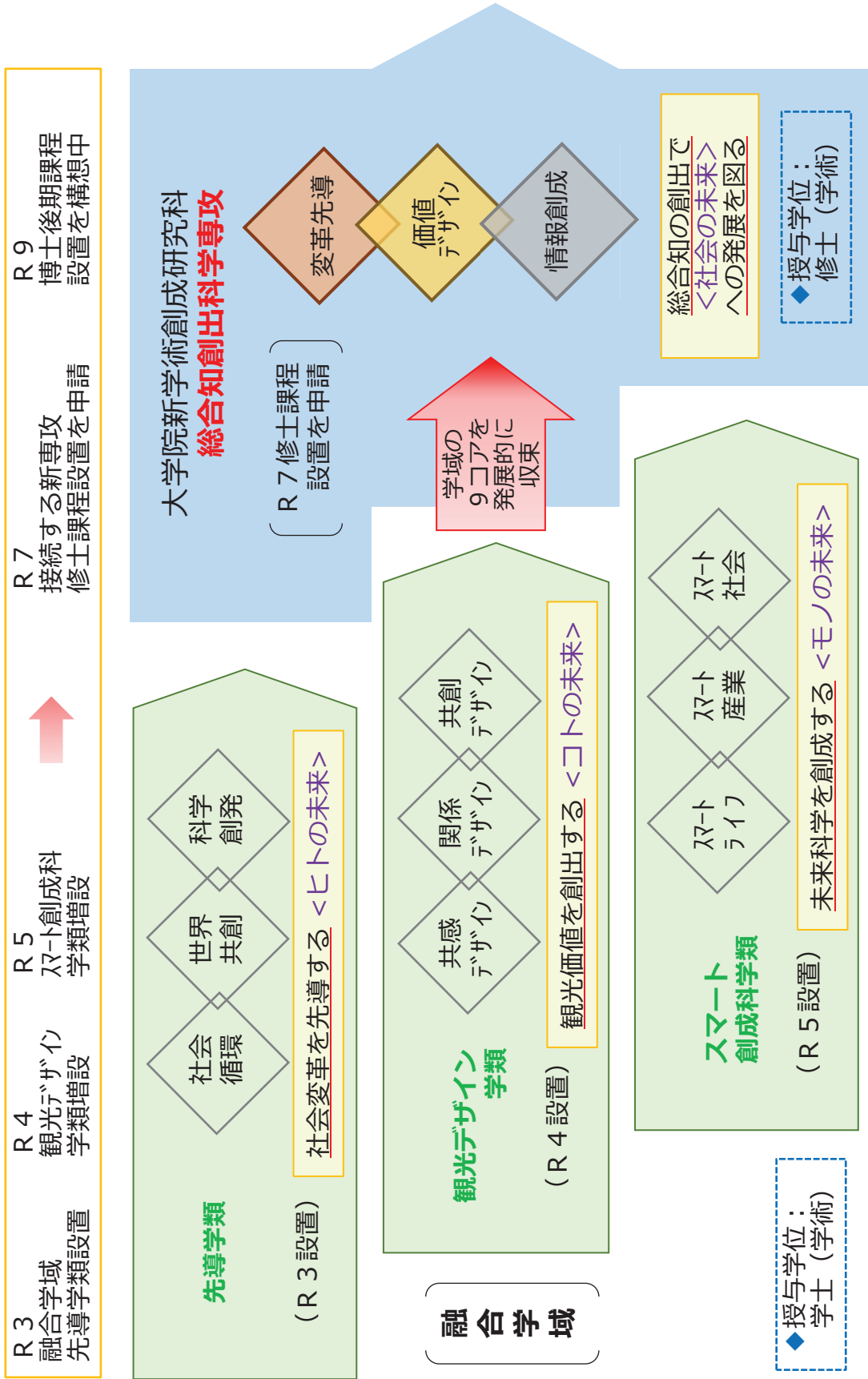
この指針に関する事務は、融合系事務部総務課が行う。

#### 附 則

この指針は、令和3年4月22日から施行する。

## 基礎となる学域との関係

■本専攻は、学士課程である融合学域全3学類を基礎とし、既存の新学術創成研究科に新設する1専攻での修士課程とする。



◆観光価値の創出や未来科学の創成も産業界で高いニーズがあり、社会人や他学域・他大学出身者の入学にも全分野で対応する。



## 目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章	人事
第 1 節	教育職員の人事(第 4 条)
第 2 節	採用(第 5 条—第 7 条)
第 3 節	昇任・降任(第 8 条・第 9 条)
第 4 節	人事異動等(第 10 条—第 11 条)
第 5 節	休職(第 12 条—第 15 条)
第 6 節	退職及び解雇(第 16 条—第 24 条)
第 3 章	服務
第 1 節	職員の責務・遵守事項(第 25 条—第 28 条)
第 2 節	兼業(第 29 条—第 32 条)
第 4 章	給与
第 1 節	給与(第 33 条—第 42 条)
第 2 節	退職手当(第 43 条—第 45 条)
第 5 章	勤務時間, 休日・休暇, 休業等
第 1 節	勤務時間(第 46 条—第 58 条)
第 2 節	休暇等(第 59 条—第 64 条)
第 3 節	休業(第 65 条—第 66 条の 2)
第 6 章	研修・出張, 知的財産権(第 67 条—第 70 条)
第 7 章	表彰及び懲戒(第 71 条—第 74 条)
第 8 章	安全衛生及び災害補償等(第 75 条—第 78 条)
第 9 章	雑則(第 79 条—第 81 条)
附則	

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この規則は、金沢大学(以下「本学」という。)の自主・自律的な運営を旨として職員の人事、労働条件、服務等について定め、もって本学における学術研究、教育、医療及び大学経営の諸活動が秩序をもって、関連に展開されることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは、試験又は選考により採用された者をいい、日給又は時間給で雇用された職員を除く。

2 この規則において「教育職員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び外国人研究員の職にある者をいう。

3 任期を付して雇用する職員について、別段の定めを置くときは、それによる。

## (適用範囲)

第 3 条 この規則は、前条の職員を適用対象とする。

## 第 2 章 人事

## 第 1 節 教育職員の人事

第 4 条 教育職員の人事に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、国立大学法人金沢大学教育職員人事規程による。

## 第 2 節 採用

## (職員の採用)

第 5 条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員採用規程に定める。

## (労働条件の通知)

第 6 条 学長は、職員の採用に際して、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ次の事項を記載した労働条件を通知する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻, 所定労働時間を超える労働の有無, 休憩時間, 休日及び休暇に関する事項
- (5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項
- (6) 退職及び解雇に関する事項

#### (試用期間)

- 第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月の試用期間(外国人研究員を除く。)を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。
- 2 試用期間中又は試用期間満了時に職員として不適格と学長が認めるときは、解雇する。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

#### 第3節 昇任・降任

##### (昇任)

- 第8条 職員の昇任は、選考による。
- 2 前項の選考は、職員の勤務成績等に基づいて行う。

##### (降任)

- 第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任することがある。
- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) その他必要な適格性を欠く場合

#### 第4節 人事異動等

##### (配置換)

- 第10条 職員は、業務上の都合により職場の異動又は職務の変更等の配置換を命ぜられることがある。
- 2 前項の配置換は、原則として発令日の7日前までに内示し、本人事情等を十分勘案して実施する。

##### (在宅勤務)

- 第10条の2 職員は、業務その他の都合上必要と認められる場合には、一定期間、通常の勤務場所を離れて当該職員の自宅又はこれに準ずる場所における勤務(以下「在宅勤務」という。)を命ぜられることがある。
- 2 在宅勤務により発生する水道光熱費、情報通信機器を利用することに伴う通信費その他の経費については、原則として在宅勤務を行う職員の負担とする。
- 3 在宅勤務の実施方法等については、必要に応じて学長が定める。

##### (出向)

- 第11条 学長は、業務上必要な場合、職員に対して他の国立大学法人等において、一定の期間、勤務させることができる。
- 2 出向する職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に出向先に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に出向先に赴任できないときは、出向先の承認を得なければならない。
- (1) 住居移転を伴わない赴任の場合 発令日
- (2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内
- 3 職員の出向について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員出向規程に定める。

#### 第5節 休職

##### (休職)

- 第12条 職員(試用期間中の職員を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とする。
- (1) 傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超える場合。ただし、安全衛生管理規程第28条第1項第2号に基づく指導区分の決定に応じた事後措置によるもので、復職予定日までに90日を超える場合は、その間、病気休暇を取得することができるものとする。
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 他の国立大学法人等に出向する場合
- (4) 学校、研究所、病院その他本学が指定する公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (5) 科学技術に関する、国(独立行政法人を含む。以下同じ。)と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (6) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができない場合
- (7) 日本が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (8) 労働組合業務に専従する場合
- (9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合
- 2 前項第4号から第10号の休職は、職員(第9号の場合はその家族)の申出により行うものとする。
- 3 国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受けた場合に、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のもの)の方法により勤務を軽減する期間が6か月を超える場合は、休職とすることができる。

##### (休職期間)

- 第13条 休職の期間は、休職事由に応じて別表第1に定める期間の範囲内とする。
- 2 前条第1項第1号の規定により休職となった職員が、第15条の規定により復職し、復職可能となった日から起算して1年に達するまでの間に、当該休職の原因となった傷病と同一若しくは類似の傷病(産業医が同一又は類似の傷病と認めるものに限

る。)又は同一若しくは類似の傷病に起因すると認められる傷病(産業医が同一又は類似の傷病に起因すると認めるものに限る。)(以下「同一傷病」という。)により再度休職するときは、当該傷病に係る休職の期間は通算するものとする。

3 前項に規定する「1年」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。

(1) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてAの指導区分の決定を受けた期間及びBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間

(2) 第59条による休暇及び第50条から第52条による休日等により、連続30日以上勤務実績がない期間

(3) 前条第1項第1号(同一傷病によるものを除く。)から第10号までの規定による休職期間(休職中の給与等)

第14条 休職中の給与、在職期間調整等については、第12条第1項各号の事由に応じて別表第1及び国立大学法人金沢大学職員給与規程の定めるところによる。

2 休職者は、職員としての身分を保有し、職員として遵守すべき事項を守らなければならない。  
(復職)

第15条 学長は、休職期間が満了するまでの間に休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命じる。この場合において、病気を理由とした休職については、職員が復職を申し出て、産業医が休職事由の消滅を認めた場合に限るものとする。

2 前項の場合において、学長は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

#### 第6節 退職及び解雇

(退職)

第16条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職となり、職員としての身分を失う。

(1) 自己都合により期日を定めて退職を申し出た場合

(2) 定年に達した場合

(3) 期間を定めて雇用されている場合は、その期間が満了したとき。

(4) 休職期間が満了した後も、休職事由がなお消滅しない場合

(5) 死亡した場合

2 職員は、自己都合により退職する場合は、退職予定日の30日前までに、学長に退職届を提出しなければならない。やむを得ない事由により30日前までに退職届を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

3 職員は、退職届を提出しても、退職するまでは、職務に従事しなければならない。  
(定年)

第17条 職員は、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

2 定年は、年齢65年とする。

3 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した職員については、前2項の規定を適用する。

(特例による定年の延長)

第18条 学長は、定年に達した職員(教育職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)、助教及び助手を除く。)の職務の遂行上の特別の事情がある場合で、かつ、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、当該職員の意向を尊重の上、1年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、当初の定年退職日から3年を超えない範囲で更新することができる。

(再雇用)

第19条 定年退職者又は定年延長後退職した者が再雇用を希望するときは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条の規定に基づき、選考により雇用期間を定め採用することができる。

2 前項の規定による雇用期間の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

3 非常勤職員としての再雇用を希望する者は、国立大学法人金沢大学非常勤職員採用規程の定めるところによる。  
(解雇)

第20条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障がある場合、又はこれに堪えられない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 試用期間中の者について、職員として不適格と認めた場合

(5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(6) 業務上の災害により、職場復帰できない場合で、傷病補償年金の給付を受けるに至り、療養開始3年以上を経過した場合

(7) その他前各号に準ずる事由が生じた場合

2 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が困難となった場合には、解雇する。  
(解雇制限)

第21条 次の各号のいずれかに該当する期間及び事由では解雇しない。ただし、労働基準法(以下「労基法」という。)第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の女性職員が、その特別休暇の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第22条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄労働基準監督署の認定を受けて第72条第2項第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

2 予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。

3 次に該当する者は、前二項の規定は適用しない。

(1) 2か月以内の期間を定めて雇用する者

(2) 試用期間中の者で14日以内の者

(退職後の守秘義務)

第23条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第24条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

### 第3章 服務

#### 第1節 職員の責務・遵守事項

(職員の責務)

第25条 職員は、職務上の責任を自覚して、勤務中は職務に専念し、本学がなすべき責を有する職務を誠実に遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

2 役職者は、職員がその能力を十分に発揮して本学の教育・研究・医療等に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めなければならない。

(遵守事項)

第26条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。

(2) 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。

(4) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集しないこと。

(5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。

(6) 本学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒その他の秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。

(7) 学長の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品等の売買を行わないこと。

(倫理)

第27条 職員の倫理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメント防止)

第28条 ハラスメントの防止等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程及び国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針に定める。

#### 第2節 兼業

(兼業の許可)

第29条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、報酬を得て本学以外の法人又は団体の役職員の職を兼ねること、及び営利事業を営むことはできない。

2 無報酬であっても営利事業の役員を兼ねる場合は、同様とする。

(時間内兼業)

第30条 学長は、職員の本務と密接な関係があり、社会貢献上有益と判断される場合は、本学が委託された業務を遂行するため、職員をその勤務時間中に他の事業主の下で委託業務に従事させることがある。

2 職員が当該業務に従事したことに対する報酬は、本学に帰属するものとし、従事した職員に対してはその一定割合を手当、研究費等として還元する。

(時間外兼業)

第31条 学長は、本学の事業と競合することなく、かつ本務に支障がない場合は、職員が勤務時間外に本学以外の法人又は団体の役職員として業務に従事することを認める。

2 前項の業務に従事する場合における勤務時間の割振り変更の手続等は、申請者自らの負担において行うものとする。

(規程への委任)

第32条 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員兼業規程に定める。

### 第4章 給与

#### 第1節 給与

(給与の種類)

第33条 職員の給与については、国立大学法人金沢大学職員給与規程に定める。

第34条から第42条まで 削除

第2節 退職手当

(退職手当の支給)

第43条 職員が退職し、又は解雇された場合は、職員の勤続年数、退職事由及び解雇事由に応じて、退職手当を支給する。

2 勤続年数が6か月未満の職員及び第19条に基づき再雇用された職員には退職手当は支給しない。

(退職手当の減額・不支給)

第44条 職員が懲戒解雇された場合は、退職手当は支給しない。ただし、勤続年数が長期に及ぶ職員については、その懲戒事由によっては減額支給する場合がある。

(規程への委任)

第45条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員退職手当規程に定める。

第5章 勤務時間、休日・休暇、休業等

第1節 勤務時間

(1週間の勤務時間)

第46条 勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

(勤務時間の割振り)

第47条 勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。

(始業、終業)

第48条 始業時刻及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分 終業時刻 午後5時00分

(2) 始業時刻 午前9時30分 終業時刻 午後6時00分

2 前項に定める始業時刻及び終業時刻は、勤務条件の特殊性、季節的事情等により変更することがある。

3 職員は、育児・介護等の家族的事情により第1項に定める始業時刻及び終業時刻の変更を請求することができる。

4 勤務を要する日に、通常の勤務場所を離れて勤務する場合で、勤務時間を算定しがたいときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(休憩)

第49条 休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の時間帯に勤務する者 正午から午後0時45分まで

(2) 前条第1項第2号の時間帯に勤務する者 午後1時15分から午後2時00分まで

2 業務のため必要なときは、休憩時間の時間帯を変更することがある。

(休日)

第50条 次の各号に掲げる日は、休日とし、勤務時間を割り振らない日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号の休日は除く。)

(休日の振替)

第51条 休日とされた日において、職員に、業務の都合上勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を行う日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を行う日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を休日として割り振ることがある。

2 前項によるもののほか、当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務命令日に割り振ることがある。

(代休日)

第52条 職員に休日に勤務することを命じ、前条第1項の規定による振替を行うことができない場合には、事後に当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することがある。

(専門業務型裁量労働制)

第53条 労基法第38条の3の規定に基づく協定が締結された場合、教育職員(附属学校に勤務する者を除く。)のうち主として研究に従事する者は、労使協定に基づき、職務の遂行の手段及び労働時間の配分等を本人の裁量により行うことができる。

2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、みなし労働時間など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

3 前項の規定にかかわらず、金沢大学学則第22条に規定する研究域長及び附属病院長については、これを適用しない。

(フレックスタイム制勤務)

第54条 労基法第32条の3の規定に基づく協定が締結された場合、職員は、第46条に規定する勤務時間について、1日7時間45分を標準として、当番日を除き、本人の選択する時間帯において勤務することができる。ただし、始業時間については午前8時00分から午前11時00分までの間に、終業時間は午後4時00分から午後8時00分までの間に設定するものとする。

2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、コアタイム、当番日の設定など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

(特別の形態による勤務・変形労働時間制度)

第54条の2 附属病院その他事業運営上の必要から、交替制勤務、変形労働時間制等特別の形態によって勤務する必要がある部局等における職員の休日及び勤務時間の割振りについては、別に定める。

(災害等臨時の必要がある場合の時間外・休日の勤務)

第55条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、労基法第33条第1項の規定に基づきその必要の限度において、時間外又は休日に勤務することを命じられることがある。

(時間外、休日労働)

第56条 労基法第36条の規定に基づく協定が締結された場合において、本学は、業務上必要があるときは、関係する職員に対してその勤務時間を延長し、又は休日において職務に従事させることがある。

(妊産婦である職員の特例)

第57条 学長は、妊娠中及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦」という。)が請求したときは、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務(以下「深夜勤務」という。)又は勤務時間外若しくは休日に勤務をさせてはならない。

(育児・介護を行う職員の特例)

第58条 学長は、3歳に満たない子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、勤務時間外に勤務をさせてはならない。

2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員が請求したときは、本学の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

3 学長は、前項に掲げる職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて勤務時間外に勤務をさせてはならない。

#### 第2節 休暇等

(有給休暇)

第59条 有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第60条 職員は、一の年ごとに20日の年次有給休暇を取得することができる。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者(第3項から第5項までで定める者を除く。)又は任期が満了することにより退職する者については、別表第2の左欄に掲げる在職期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)とする。

2 年次有給休暇は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 国家公務員、地方公務員等(以下「国家公務員等」という。)から引き続き本学の職員となった者(次項に掲げる者を除く。)については、20日に当該前年の年次有給休暇の残り(当該日数が20日を超える場合は20日)を加えた日数から、職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じた日数とする。ただし、当該日数が基本日数に満たない場合においては、基本日数とする。

4 当該年の中途において国家公務員等となり、その後引き続き本学の職員となった者については、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、引き続き職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。

5 非常勤職員(国立大学法人金沢大学非常勤就業規則の適用を受けていた者に限る。)から引き続き職員となった者の非常勤職員として付与された年次有給休暇の取扱いについては別に定める。

6 第65条第2項の育児短時間勤務の適用を受ける職員の年次有給休暇については一の年ごとに、当該年の在職期間及び1週間の勤務日数に応じ、別表第2の2に掲げる日数とする。

7 年次有給休暇は、原則として、日を単位として付与する。職員は、法定付与日数を超える年次有給休暇及び繰越分については、時間を単位として取得することができる。

8 第1項及び第3項から第6項までの規定に基づき、年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、職員自らが日を単位として年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を時季を指定して取得させる年次有給休暇(以下「時季指定対象年次有給休暇」という。)の5日から控除するものとする。

9 当該年の中途において新たに職員となった者又は任期が満了することにより退職する者に係る時季指定対象年次有給休暇の日数等については、別に定める。

(病気休暇)

第61条 職員は、傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を請求することができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。

3 病気休暇は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

4 連続する8日以上(当該期間における休日、代休日以外の日数が4日以上である期間に限る。)の病気休暇(次の各号に掲げる事由による病気休暇を除く。以下「特定病気休暇」という。)を取得した職員が通常勤務可能となり、可能となった日から起算して6か月に達するまでの間(以下「同一通算期間」という。)に、同一傷病により再度特定病気休暇を取得した場合は、当該傷病に係る特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

(1) 第63条の定めによるもの

(2) 業務上負傷若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷若しくは疾病にかかったことによるもの

(3) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分におけるA又はBの指導区分の決定に応じた事後措置によるもの

- 5 前項に規定する「6 か月」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。
  - (1) 安全衛生管理規程第 28 条の規定により同規程別表第 3 に定める生活規制の面の区分において A の指導区分の決定を受けた期間及び B の指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間
  - (2) 第 59 条による休暇及び第 50 条から第 52 条による休日等により、連続 30 日以上勤務実績がない期間
  - (3) 第 12 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの規定による休職期間
- 6 第 4 項に規定する同一通算期間に再度特定病気休暇を取得した場合は、当該再度の特定病気休暇から通常勤務可能となった日を当該特定病気休暇に係る同一通算期間の新たな起算日とする。
- 7 療養期間中の休日等(第 50 条から第 52 条に定める休日等をいう。)及びその他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第 4 項及び前項の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 第 4 項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。

(特別休暇)

- 第 62 条 職員は、別表第 3 の左欄に掲げる項目に該当する特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められるときは、それぞれ同表右欄に掲げる期間を特別休暇として請求することができる。
- 2 特別休暇は、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位とする。
  - 3 特別休暇(別表第 3 第 11 号、第 12 号、第 15 号及び第 16 号に掲げるものを除く。)は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
  - 4 特別休暇(別表第 3 第 11 号、第 12 号、第 15 号及び第 16 号に掲げるものに限る。)の請求手続は別に定める。

(生理日の就業が著しく困難な場合)

第 63 条 生理日の就業が著しく困難な職員が休暇を請求した場合は、学長は、その者を勤務させない。

- 2 前項の休暇は、病気休暇とする。

(規程への委任)

第 64 条 勤務時間及び休暇等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員勤務時間規程に定める。

### 第 3 節 休業

(育児休業)

第 65 条 職員のうち、3 歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

- 2 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児短時間勤務又は部分休業の適用を受けることができる。
- 3 前 2 項に規定する休業等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業)

第 66 条 傷病のため介護を要する家族を有する職員は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)の適用を受けることができる。

- 2 介護休業等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第 66 条の 2 職員のうち、自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業を希望する者は、学長に申し出て自己啓発等休業をすることができる。

- 2 自己啓発等休業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。

### 第 6 章 研修・出張、知的財産権

(研修)

第 67 条 職員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 職員には、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 3 学長は、職員の研修について、研修を奨励するための方策その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。
- 4 教育職員は、本務に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 5 教育職員以外の職員は、業務に関連し、国・学協会等の主催する講習会等に参加する場合、本務に支障がない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 6 職員の研修について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員研修規程に定める。

(出張と研修)

第 68 条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられる。出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、復命しなければならない。

- 2 旅費に関する必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員旅費規程に定める。
- 3 前条第 4 項の研修にあつて、旅費が支給されない旅行は、研修出張として扱う。
- 4 前条第 5 項の研修にあつて、旅費が支給されない旅行は、自己啓発研修として扱う。

(サバティカル研修)

第 68 条の 2 教育職員は、学長の承認を得て、研究専念期間(以下「サバティカル研修」という。)を取得することができる。

- 2 サバティカル研修中に、研修場所を離れて調査研究をする場合は、必要に応じて出張又は研修の手続きを経るものとする。
- 3 サバティカル研修に関し必要な事項は、国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程に定める。

(知的財産権)

第69条 本学は、職員がその性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学における職員の現在又は過去の職務に属する発明について、特許を受ける権利を職員(以下「発明者」という。)から承継する。

2 本学は、前項の発明者の貢献を評価するとともに、利益を得たときは、発明者に対し相当の補償を行う。

3 その他知的財産権について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職務発明取扱規程に定める。  
(研究成果有体物)

第70条 職員によって本学において職務上得られた研究成果有体物は、別段の定めがない限り、本学に帰属する。

2 本学は、前項の研究成果有体物について、有償で譲渡がなされた場合、開発した職員の貢献を評価するとともに、当該職員に対し相当の補償を行う。

3 その他研究成果有体物について必要な事項は、金沢大学研究成果有体物取扱規程に定める。

#### 第7章 表彰及び懲戒

##### (表彰)

第71条 職員が、本学の業務等に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合又はこれに相当すると認められる場合は、表彰する。

2 表彰について必要な事項は、国立大学法人金沢大学表彰規程に定める。

##### (懲戒)

第72条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

(1) この規則その他本学の定める諸規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反した場合

(3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

(4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合

(5) 刑法上の犯罪に該当する行為があつた場合

(6) 重大な経歴詐称をした場合

(7) 本学の信用を失墜する行為を行つた場合

(8) 職務上の地位を利用して、外部の者から金品等のもてなしを受けた場合

(9) 前各号に準ずる行為があつた場合

2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 譴(けん)責 始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、一定の期間給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1以内を、処分が2回以上にわたる場合においても、その総額が一給与支払期における10分の1以内で行う。

(3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、一定の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。

(5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

3 管理監督下にある職員が懲戒に該当する行為があつたときは、当該管理監督者は、監督責任により懲戒を受けることがある。

4 職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員懲戒規程に定める。

##### (訓告等)

第73条 懲戒処分の必要がない職員についても、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行う。

##### (損害賠償)

第74条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えたときは、本学は、懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させる。

#### 第8章 安全衛生及び災害補償等

##### (安全衛生)

第75条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 角間地区事業場、宝町・鶴間地区事業場、宝町地区事業場(附属病院)、平和町地区事業場、東兼六地区事業場に安全衛生委員会を設置する。

4 職員の安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程に定める。

##### (災害補償)

第76条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、これらの各補償給付を受ける。

##### (通勤災害)

第77条 通勤途上における災害については、労災保険法の定めるところにより、同法の各給付を受ける。

##### (健康診断)

第78条 職員に対して採用時の健康診断及び毎年1回(労働安全衛生法等に定められた者については毎年2回以上)の定期健康診断を行う。

2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目について健康診断を行う。



- 3 職員は、正当な理由がなく本学が行う健康診断を拒んではならない。ただし、他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合は、この限りでない。
- 4 健康診断の結果については、各職員に通知する。学長は、健康診断の結果により、必要があると認めるときは、職員に対し、就業時間の短縮、職務の変更その他健康保持上必要とする措置を命ずることがある。

#### 第9章 雑則

##### (宿舍の利用)

第79条 職員の宿舍の利用については、国立大学法人法附則第13条及び関連する規定の定めるところによる。

##### (法令との関係)

第80条 この規則の定める労働条件等が法令の定める労働条件等の基準に達しない場合、この規則の当該部分は適用されず、法令の定めるところによる。

##### (労働協約との関係)

第81条 この規則と異なる労働協約の適用を受ける職員については、この規則の当該部分は適用せず、労働協約の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則に基づく規程については、当該規程が整備されるまでの間、平成16年4月1日以前に本学に適用された、相当する規程の例による。
- 3 第17条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日に行政職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、用務員の地位にあるものの定年は、63歳とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成16年12月2日から施行する。  
(寒冷地手当の廃止に伴う経過措置)
- 2 平成16年12月1日から引き続き在職する職員(第2条に定める職員をいい、外国人研究員及び第19条により再雇用された職員を除く。)のうち、平成16年から平成19年までの毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において在職する者については、改正後の第33条の規定にかかわらず、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成16年規程第155号)附則第2項の定めるところにより、寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年10月29日に在職する者及び平成16年10月29日の翌日から平成16年12月1日までに採用された者の平成16年度における寒冷地手当の支給は、従前のおりとする。  
(支給日及び支給方法)
- 4 第2項による寒冷地手当は、基準日の属する月の給与支給日(第34条に定める給与の支給日をいう。)に支給する。ただし、前項が適用される職員の平成16年度の支給日は、12月の給与支給日とする。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に本学の職員である者については、改正後の第60条第2項の規定は平成25年1月1日から適用する。
- 3 この規則による改正後の規則の適用を受ける職員が、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の規定に基づき労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、当該申込に係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、当該労働契約の締結の申込みを行った際に現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第12条第4項の規定は、この規則の施行日の前日に、安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準により勤務時間を軽減されている職員の引き続き勤務時間を軽減する期間並びに第12条第1項第1号により休職とされた職員の当該休職及び病気休暇中である職員の当該病気休暇又は当該病気休暇に引き続き休職に伴う事後措置として勤務時間を軽減する期間について、同項中、「6か月を超える場合」とあるのは、「1年を超える場合」と読み替えるものとする。
- 3 第13条第2項の規定は、この規則の施行日の前日に、第12条第1項第1号により休職となっている職員及び特定病気休暇中である職員(引き続き病気休職の期間を含む。)の引き続き当該休職期間については、適用しない。
- 4 第61条第4項の規定は、この規則の施行日の前日に、特定病気休暇中である職員の引き続き当該休職期間については、適用しない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、教育職員以外の職員のうち、この規則の施行日の前日に在職する者及び規則の施行日から2020年3月31日までに採用された者の試用期間は、従前のおりとする。
- 3 第60条第8項及び第9項の規定は、平成31年4月1日以降に付与された年次有給休暇について適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 令和元年において、改正後の別表第3(特別休暇)の規定のうち16「職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合」の「特別休暇付与日数」欄ただし書き中「一の年における」とあるのは、「一の年の6月から12月までの期間内における」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は令和2年4月20日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行日の前日に職員として在職し、施行日に引き続き在職する職員に令和4年1月1日に付与する年次有給休暇の日数については、第60条第1項の規定により付与される日数に、施行日の前日における年次有給休暇の残日数（当該残日数が30日以上ときは、30日とする。）を加えた日数とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(定年に関する経過措置)
- この規則による改正後の第17条第2項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる年齢とする。

期間	年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 前項の規定にかかわらず、教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）の定年の年齢は、従前のおりとする。

別表第1(規則第13条、14条関係)

(休職)

休職事由	期間	給与支給率	在職期間調整
第12条第1項第1号(傷病)	3年以内	業務上の場合 休職期間中 100/100以内	3/3
		私傷病 1年間 80/100以内	1/3
		上記以外の期間 支給しない	
第12条第1項第2号(刑事事件)	事件が裁判所に係属する期間	60/100以内	無罪判決の場合 3/3
第12条第1項第3号(出向)	個別に応じて	100/100以内	3/3
第12条第1項第4号(研究)	3年以内 2年の更新が可能	支給しない	3/3
第12条第1項第5号(共同)	5年以内	70/100以内	3/3
第12条第1項第6号(役員等)	3年以内 2年の更新が可能	支給しない	3/3
第12条第1項第7号(派遣)	5年以内	70/100以内	3/3
第12条第1項第8号(専従)	5年以内	支給しない	2/3

第12条第1項第9号(行方不明)	3年以内	業務上の場合 100/100以内 上記以外の場合 70/100以内	3/3 1/3
第12条第1項第10号(特別事情)	事例に応じて個別に決定	事例に応じて個別に決定	事例に応じて個別に決定

別表第2(規則第60条関係)

(年次有給休暇)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2の2(規則第60条関係)

(育児短時間勤務者の年次有給休暇)

在職期間	1週間の勤務日数	日数
1月に達するまでの期間	5日	2日
	3日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	5日	3日
	3日	2日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	5日
	3日	3日
3月を超え4月に達するまでの期間	5日	7日
	3日	4日
4月を超え5月に達するまでの期間	5日	8日
	3日	5日
5月を超え6月に達するまでの期間	5日	10日
	3日	6日
6月を超え7月に達するまでの期間	5日	12日
	3日	7日
7月を超え8月に達するまでの期間	5日	13日
	3日	8日
8月を超え9月に達するまでの期間	5日	15日
	3日	9日
9月を超え10月に達するまでの期間	5日	17日
	3日	10日
10月を超え11月に達するまでの期間	5日	18日
	3日	11日
11月を超える期間	5日	20日
	3日	12日

別表第3(規則第62条関係)

(特別休暇)

特別休暇の事由・期間	特別休暇付与日数
1 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われる程度の規模の災害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助作業等の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動で学長が認める施設における活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助を行う活動	一の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚の日の5日前から当該結婚の日後1年を経過するまでに、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する5日の範囲内の期間
6 分娩予定日から起算して8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女性職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう。以下同じ。)した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送迎等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
9 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までに、その出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)
10 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は	当該期間における5日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)

小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
11 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子の世話を行うことをいう。)のため申し出た場合	一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)
12 負傷、疾病若しくは老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族(以下この号において「要介護家族」という。)の介護、要介護家族の付添い、要介護家族が介護サービスを受けるために必要な手続きの代行その他の要介護家族の必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため申し出た場合	一の年において5日(要介護家族が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)
13 職員の親族(別表 [1] の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
14 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内のものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
15 職員の勤務する部局で夏季一斉休業が実施される場合	一の年の8月14日から8月16日までの期間(8月14日から8月16日のいずれかが休日と重なる場合にあっては、その重なる日数分を13日以前で直近の休日以外の日に振り替えるものとし、8月14日が火曜日となる場合にあっては、8月13日から8月15日までの期間とする。)。ただし、学長が本学の運営上特に必要と認めた場合は、この期間を変更することができる。
16 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における休日及び代休日を除く3日の範囲内の期間。ただし前号の夏季一斉休業の実施されない部局においては、一の年における休日及び代休日を除く6日の範囲内の期間(いずれも1日単位で取得可能)
17 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居等が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居等の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日の範囲内の期間(1日単位で取得可能)
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20 国立大学法人金沢大学表彰規程(以下「表彰規程」という。)第6条に該当する職員で、心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	表彰規程第6条に規定する勤労感謝の日の翌日から翌年の勤労感謝の日の前日までの間の休日を除く連続する3暦日の範囲内の期間
21 職員が不妊治療を行う場合で、入院又は通院するため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(頻繁な通院等を要する場合にあっては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)

別表 [1]

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)

父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

## (目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)が、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために、特別に雇用する者の就業について、基本的な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規則により雇用する職員を本学職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する教育職員とし、「特任教員」と称する。

2 この規則において「テニュア・トラック」とは、期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)のうち、昇任審査請求権付きの契約をいう。

## (種類)

第 3 条 特任教員のうち、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき本学が定める教育研究上の基本組織(以下「基本組織」という。)、又は特定のプロジェクトに雇用する者を「特任教員 I 種」とし、次に掲げるものとする。

(1) 優れた人材を育成するために、テニュア・トラック制度を適用して雇用する者

(2) 特定のプロジェクト等を推進する上で、特に学長が必要と認めたる者

2 特任教員のうち、高度で専門的な知識・経験を有する者で、病院自己収入の増、附属病院の管理運営の強化及び診療レベルの向上のため、基本組織に雇用するものを「特任教員 II 種」とし、次に掲げるものとする。

(1) 新たな治療方式や検査方式を開発・確立し、それが広く応用されるなど医学界で高く評価される者

(2) 特定の治療方式や検査方式に練達して知名度が高く、広域から受診希望者が集まる者

(3) 地域医療機関からの信頼が厚く、多くの紹介患者が見込まれる者

(4) 的確な診断・治療で定評があり、患者から広く支持されている者

(5) 管理・運営の強化に資し、病院経営の改善への評価が高い者

3 特任教員のうち、基本組織以外の組織等に、外部資金を原資として雇用する者を「特任教員 III 種」とし、次に掲げるものとする。

(1) 寄附講座又は寄附研究部門の研究・教育を担当する者

(2) 共同研究講座又は共同研究部門の研究・教育を担当する者

(3) 科学研究費補助金等の外部資金を受けて、研究・教育を担当する者

## (職名)

第 4 条 特任教員の職名は、その業績、職務内容に応じ次に掲げるものとする。

(1) 特任教授

(2) 特任准教授

(3) 特任助教

(4) 特任助手

## (選考)

第 5 条 特任教員の採用のための選考は、教育研究評議会の議を経て学長の定める基準により、教授会又はこれに相当する委員会の議を経て学長が行う。

2 前項の選考には、本学教員選考基準を準用する。

3 第 7 条で規定する給与で別表 1 を適用する特任教員(第 3 条第 1 項第 1 号の特任教員を除く。)を雇用する場合は、別に定めるものを除き、役員会の承認を得るものとする。

## (雇用形態)

第 6 条 特任教員は、勤務時間が 1 週間当たり本学職員就業規則第 46 条で定める時間を勤務する常勤職員(以下「常勤特任教員」という。)と 1 週間当たり 30 時間を超えない範囲内の非常勤職員(以下「非常勤特任教員」という。)とする。

2 非常勤特任教員については、1 週間当たり 10 時間以上勤務するものとする。ただし、学長が特に必要と認めたる場合は、役員会の承認を得て 10 時間未満の勤務とすることができるものとする。

## (給与等)

第 7 条 特任教員の給与は、別表 1 及び別表 2 に定める額とする。

2 特任教員 I 種(第 3 条第 1 項第 1 号の者)の給与は、別表 1 を適用する。

3 特任教員 I 種(第 3 条第 1 項第 2 号の者)、特任教員 II 種及び特任教員 III 種の給与は、別表 1 又は別表 2 を適用する。ただし、学長が特に必要と認めたる者については、役員会の承認を得て学長が別に定めることができる。

4 本学を定年退職した者又はそれに準ずる者の給与については、再雇用欄に定める額とする。



- 5 非常勤特任教員の給与は、別表1の本給年額又は別表2の本給月額に当該教員の週当たりの勤務時間を乗じて得た額を常勤特任教員の1週間当たりの勤務時間で除した額(100円未満を四捨五入)とする。
- 6 特任教員の給与の改定に係る取扱いについては次の各号のとおりとする。
- (1) 別表1の適用を受ける者 雇用期間中の給与は改定しない。ただし、雇用期間の更新時においては、給与を改定することができる。
  - (2) 別表2の適用を受ける者 別表2に定める経験年数が上位の区分に達した時は、翌年の1月1日に昇給させることができる。
- 7 別表1を適用する特任教員(以下「年俸制適用特任教員」という。)の諸手当は、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当(夜間業務手当及び入学試験手当に限る。)、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当、特別拠点手当、共同研究業績手当及び研究代表者等特別手当を常勤職員に準じて支給する。
- 8 別表2を適用する特任教員の諸手当は、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当(夜間業務手当及び入学試験手当に限る。)、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当、期末手当、勤勉手当、特別拠点手当、共同研究業績手当及び研究代表者等特別手当を常勤職員に準じて支給する。ただし、再雇用欄を適用する者の期末手当及び勤勉手当は就業規則第19条に定める職員に準ずるものとし、非常勤特任教員には、期末手当及び勤勉手当は支給しない。
- 9 常勤特任教員のうち医師免許を有する者で診療に従事するものには、初任給調整手当を常勤職員に準じて支給する。ただし、年俸制適用特任教員には、支給しない。
- 10 年俸制適用特任教員の給与は、本給年額(第5項の適用を受ける者は第5項による額)を12で除した額(1円未満を切上げ)を毎月支給する。
- 11 オンコール手当は、職員給与規程第22条の規定にある「教育職本給表(一)適用職員」を「特任教員」に読み替え、職員給与規程第22条の規定に準じて支給する。
- 12 第7項から第9項までに定める諸手当の、常勤職員又は就業規則第19条に定める職員に準じた支給における職員給与規程の準用に関し必要な事項は、別に定める。
- (給与等の支給日)
- 第7条の2 前条に定める給与及び諸手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、職員給与規程第4条第1項から第3項まで及び第5項に規定する支給日に支給する。
- 2 前条第8項に定める期末手当及び勤勉手当は、職員給与規程第4条第4項に規定する支給日に支給する。
- (雇用期間)
- 第8条 特任教員の雇用期間は、5年以内とし、平成25年4月1日以後に締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間(以下「通算契約期間」という。)が10年を超えない者についてはその範囲内で雇用を更新することができる。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、通算契約期間が10年を超えて雇用を更新することができるものとする。
- (有期労働契約から無期労働契約への転換)
- 第8条の2 この規則により雇用された特任教員の通算契約期間が10年を超える場合に、当該特任教員から労働契約法(平成19年法律第128号)第18条に定める、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)の締結の申込みがあったときは、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から、無期労働契約へ転換するものとする。
- 2 前項の通算契約期間の算定基準等は、労働契約法第18条の定めによるものとする。
- 3 第1項に定める有期労働契約から無期労働契約への転換に係る申込手続については、別に定める。
- (雇用年齢)
- 第9条 特任教員の雇用年齢は、65歳までとし、その年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、本学を定年退職した者又はそれに準ずる者について、学長が特に必要と認めた場合は、70歳に達した日以後における最初の3月31日までを最終雇用期間とした有期労働契約を締結することができるものとする。
- 2 前条の規定に基づき有期労働契約から無期労働契約へ転換した特任教員については、前項の規定を適用する。
- (社会保険等)
- 第10条 特任教員の医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険及び介護保険等は、各法令に従って本学が事業主として加入する。
- (退職手当)
- 第11条 退職手当は、特任教員が退職等をした場合に支給する。ただし、次の各号に掲げる者には、支給しない。
- (1) 6月未満で雇用期間の満了により退職した者又は自己都合により退職した者
  - (2) 本学を定年により退職した者又はそれに準ずる者
  - (3) 非常勤特任教員
  - (4) 年俸制適用特任教員
  - (5) 本学職員退職手当規程第24条に該当する者
- 2 退職手当の額は、退職時の本給月額に次の各号に掲げる退職事由に応じた割合を乗じて得た額に、更に100分の83.7を乗じて得た額とする。
- (1) 自己の都合等による退職 1年につき0.3
  - (2) 任期の満了による退職、通勤(労働者災害補償法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。)による傷病又は業務外の死亡による退職 1年につき0.5
  - (3) 業務上の死亡による退職 1年につき1.35
- 3 勤続期間は、特任教員として在職した期間とし、その他の期間は、当該勤続期間に算入しない。
- 4 勤続期間の算定は、本学職員退職手当規程第19条の規定により算定するものとする。この場合において、算定後の勤続期間が6月未満となる場合にあつては、退職手当を支給しない。

- 5 その他退職手当の支給に関し、この規則に定めのない事項については、本学職員退職手当規程による。  
(その他)

- 第12条 この規則に定めのない事項については、本学職員就業規則、本学非常勤職員就業規則及び本学教育職員人事規程のほか、本学の就業に関する規則及び労働基準法等関係法令の規定による。
- 2 この規則と異なる労働協定の適用を受ける職員については、この規則の当該部分は適用せず、労働協定の定めるところによる。
- 3 特任教員には、本務に支障のない範囲内で他の授業及び研究指導等に従事させることがある。
- 4 この規則により難しい場合は、その都度学長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日(以下「調整日」という。)に本学の非常勤職員として在職していた者から引き続きこの規則による特任教員となった者(以下「継続特任教員」という。)の第7条に規定する本給月額を、次に掲げる額とすることができる。
- (1) 調整日にフルタイム職員であった職員 調整日に支給されている単価の基となる非常勤職員給与規程第3条に定める本給の月額
- (2) 調整日にパートタイム職員であった職員 調整日に支給されている単価の基となる非常勤職員給与規程第3条に定める本給の月額
- 3 調整日に住居手当を受給していた継続特任教員の住居手当は、本学の常勤職員に準じて支給することができる。
- 4 第1項第1号に規定する職員で本学を定年退職した者については、第11条第1項第2号の規定は適用しない。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に非常勤特任教員として雇用されている者の勤務時間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず従前の勤務時間とする。
- 3 大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科を担当する特任教員には、本給の調整額を常勤職員に準じて支給する。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の国立大学法人金沢大学特任教員の就業に関する規則第11条第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の99」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の95」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の91」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第8条及び第9条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に在職する者の雇用期間及び雇用年齢は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、平成 27 年 3 月 1 日改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日からこの規則の適用を受ける者の給与等及び退職手当については、第 7 条及び第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、平成 28 年 3 月 1 日改正前の職員給与規程を準用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、平成 29 年 3 月 1 日改正前の職員給与規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 10 月 6 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、職員給与規程第 38 条の規定を除き、平成 30 年 3 月 1 日改正前の同規程を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き在職する者については、第 8 条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行し、令和5年3月31日から適用する。

別表1(第7条関係)

職種	級	号給	本給年額
助教	2	1	4,200,000 円
		2	4,800,000 円
		3	5,400,000 円
		4	6,000,000 円
		5	6,600,000 円
		6	7,200,000 円
		再雇用	4,200,000 円
准教授	4	1	6,000,000 円
		2	6,600,000 円
		3	7,200,000 円
		4	7,800,000 円
		5	8,400,000 円
		6	9,000,000 円
		7	9,600,000 円
		再雇用	6,000,000 円
教授	5	1	7,800,000 円
		2	8,400,000 円
		3	9,000,000 円
		4	9,600,000 円
		5	10,200,000 円
		6	10,800,000 円
		7	11,400,000 円
		8	12,000,000 円
		9	12,600,000 円
		再雇用	7,800,000 円

注 1 各職種における号給は職務内容及びその者の能力等を総合的に勘案し決定するものとする。

注 2 本学を定年退職した者又はそれに準ずる者は「再雇用」とする。

別表2

職種	級	号給	本給月額	経験年数(大学4卒以後)
助教 助手	2	1	200,000 円	5年未満
		2	250,000 円	5年以上
		3	300,000 円	10年以上(博士の学位取得者については、7年以上)
		4	350,000 円	15年以上
		5	400,000 円	20年以上
		再雇用	290,000 円	本学を定年退職した者又はそれに準ずる者
准教授	4	1	300,000 円	9年未満
		2	350,000 円	9年以上

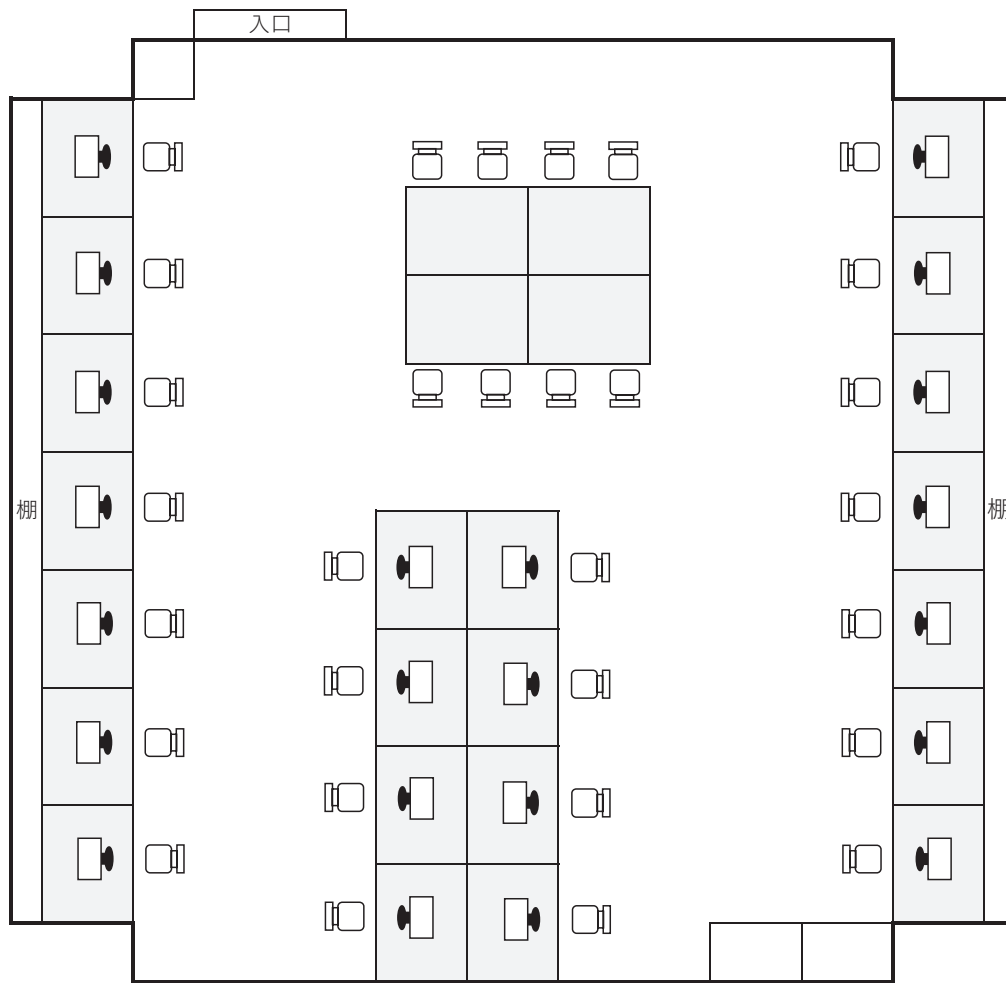
	3	400,000 円	14 年以上	
	4	450,000 円	19 年以上	
	5	500,000 円	24 年以上	
	再雇用	340,000 円	本学を定年退職した者又はそれに準ずる者	
教授	5	1	400,000 円	16 年未満
		2	450,000 円	16 年以上
		3	500,000 円	21 年以上
		4	550,000 円	26 年以上
		5	600,000 円	31 年以上
		再雇用	420,000 円	本学を定年退職した者又はそれに準ずる者

注

経験年数の換算等は、職員給与規程に準じて算定する。

総合知創出科学専攻 学生研究室（自習室）見取図

（自然科学2号館6階 研究室） 77㎡



金沢大学大学院新学術創成研究科

総合知創出科学専攻（修士課程）

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 目次

1. 新設する専攻の入学定員設定の考え方及び充足の見込み.....	2
(1) 入学定員設定の考え方 .....	2
(2) 定員充足の見込み .....	3
2. 学生確保に向けた具体的取組と見込まれる効果.....	7
3. 新設する専攻の養成する人材の社会的要請や人材需要の動向 .....	10

## 1. 新設する専攻の入学定員設定の考え方及び充足の見込み

### (1) 入学定員設定の考え方

新設組織	入学定員	収容定員	所在地
金沢大学大学院新学術創成研究科 総合知創出科学専攻（修士課程）	10	20	金沢市角間町

金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻（修士課程）の入学定員を10名と設定する。これは、融合学域先導学類の3年次学生のアンケート結果や、本学他研究科での基礎となる学士課程との入学定員設定状況を踏まえて設定する。本学における基礎となる学士課程と修士課程の入学定員の関係は、表1のとおりである。人文科学・社会科学系の専攻を平均すると12.2%、理工学系の専攻の平均は、68.1%である。令和7年度に、本専攻に接続する融合学域先導学類の4年次の学生定員は、80名である。先導学類は、「地球規模で急速に起こっている社会の変容や科学の進展を的確に踏まえた上で、表出する複層的な諸課題に関し、人文科学・社会科学・自然科学等の多様な知見を活用しながらその解決に取り組むとともに、新たな「知」を社会へ展開する意欲と素養を身に付けた社会変革を先導する人材の養成」する学類であり、人文科学・社会科学系、理工学系のいずれかに大別されるものではないが、産業界からもニーズの高い先導的な人材を養成していることもあり、学士課程で卒業する者も見込まれ、本学における人文科学・社会科学系とほぼ同程度の割合となるよう、その4年次学生定員80名の約12%にあたる10名を設定する。

表1 本学における基礎となる学類と博士前期課程の入学定員との関係（単位：名）

		入学定員	編入学定員	4年次定員			入学定員
人間社会学域	人文学類	138	—	138	人間社会環境研究科	人文学専攻	23 (16.7%)
	経済学類	131	—	131		経済学専攻	6 (4.6%)
	地域創造学類	83	—	83		地域創造学専攻	14 (16.9%)
	国際学類	81	—	81		国際学専攻	10 (12.3%)
理工学域	数物科学類	78	3年次5	83	自然科学研究科	数物科学専攻	59 (71.1%)
	物質化学類	78	3年次4	82		物質化学専攻	63 (76.8%)
	機械工学類	94	3年次10	104		機械科学専攻	72 (69.2%)
	フロンティア工学類	103	3年次5	108		フロンティア工学専攻	83 (76.9%)
	電子情報通信学類	116	3年次7	123		電子情報通信学専攻	63 (51.2%)
	地球社会基盤学類	94	3年次7	103		地球社会基盤学専攻	69 (67.0%)
	生命理工学類	56	3年次2	58		生命理工学専攻	41 (70.7%)

注：専門職学位に接続する学類及び国家資格に関連する学類は、省略している。



(2) 定員充足の見込み

入学定員設定に用いた次の2点から、入学定員として設定した10名は確実に充足できるものと考えている。

①在学者に対するアンケート

本専攻の入学定員設定を行うにあたり、基礎となる学士課程である金沢大学融合学域の在学者に対し、【資料1】のとおり、アンケートを行った。結果は表2のとおりである。本専攻開設時に入学する学年に当たる融合学域3年次の学生52名のうち、23名が進学に前向きな回答をしている。また、条件が合えば進学したいと回答した者が求める条件は表3のとおりである。

表2 融合学域在学者に対するアンケート結果

実施時期：令和5年11～12月

回答者数：187名（対象者数 1年次91名，2年次73名，3年次65名）

回答率：82%（1年次87%，2年次77%，3年次80%）

（単位：名）

	進学希望者 (A+B)			あまり進学したいと思わない	進学したいと思わない
	うち、ぜひ進学したい(A)	うち、条件が合えば進学したい(B)	うち、ぜひ進学したい(A)		
3年次	23	3	20	19	10
2年次	29	1	28	15	12
1年次	45	1	44	23	11

表3 条件が合えば進学したいと回答した者が求める条件（複数回答可）

（単位：名）

	奨学金が受給できれば	自分のやりたい研究内容ができるのであれば	研究環境が良ければ	修了後の就職状況が良ければ	就職後、昇給や昇進で有利になるのであれば	早期修了ができるのであれば	働きながら学べるのであれば	その他
3年次	10	15	13	2	3	0	5	1
2年次	15	23	12	10	13	2	6	1
1年次	15	35	22	19	18	4	7	2

本学では、大学院への進学を促すために、進学意欲に応えるための支援策を実施している。上記の条件に当てはまる対応として、次に挙げる施策を行うことにより、進学に条件を付した学生についても十分進学を見込むことができると考えられる。

#### ■奨学金等経済支援

本学では、学士課程入学時から博士後期課程への進学を意識づけるとともに、大学院博士前期課程学生の進学を促す観点から、博士学位取得後の活躍を目指し、博士後期課程への進学を確約する博士前期・修士課程の学生を博士研究人材支援・研究力強化戦略プロジェクト予約採用者として選抜し、入学料や博士前期課程・修士課程の標準修了年限内の授業料を全額免除する制度を設けている。

#### ■研究環境整備

本学では、研究環境の充実のため、様々な設備の共有化等を図り、利用実績に基づく設備の選定などによる機器の整備を行っている。この取り組みは、文部科学省「コアファシリティ構築支援プログラム」の中間評価において「S」評価を獲得している。また、令和4年度に採択された国立大学改革・研究基盤強化推進補助金を、大学院学生の研究室環境の改善等や研究設備の充実にも活用している。加えて、大学院学生のキャリア支援をサポートするためのコーディネーターを配置し、産業界から修士・博士の学位を有する社会人による講演を開催するなど、大学院学生に対するきめ細やかな修学支援、生活支援に努める。

#### ■早期修了制度

学士課程在籍時に博士前期課程・修士課程の科目を先取履修すること等により、早期からの研究マインドの養成、学生の研究時間をより多く確保することを推進し、優れた成果の早期創出につなげ、早期修了制度を積極的に活用する。また、早期修了のロールモデルを学生に示すことで、経済的な不安や進路の不安の解消に努める。

#### ■働きながら学ぶ環境整備

大学院設置基準第14条を適用した、時間や場所についての柔軟な授業科目の履修や研究指導の実施及び最長4年までの計画的な履修を認める長期履修制度を本専攻においても導入する。

②本学既設研究科での定員充足状況

本学における博士前期課程・修士課程の令和5年度の入試状況及び5年平均の入学定員充足率を表4に示す。平均充足率について、ほとんどの研究科で定員充足している。

表4 令和5年度博士前期課程・修士課程の入学者選抜状況

(単位：名)

	入学定員	志願者数	入学者数	充足率	5年平均充足率
人間社会環境研究科	53	117	62	117.0	101.5%
人文学専攻	23	28	28	121.7	94.7%
経済学専攻	6	11	11	183.3	149.9%
地域創造学専攻	14	35	16	114.3	112.8%
国際学専攻	10	16	7	70.0	78.0%
自然科学研究科	450	653	503	111.8	109.2% *
数物科学専攻	59	118	76	128.8	123.7% *
物質化学専攻	63	80	71	112.7	103.1% *
機械科学専攻	72	97	78	108.3	104.8% *
フロンティア工学専攻	83	106	88	106.0	109.0% *
電子情報通信学専攻	63	106	73	115.9	116.6% *
地球社会基盤学専攻	69	98	76	110.1	106.4% *
生命理工学専攻	41	48	41	100.0	100.0% *
医薬保健学総合研究科	123	136	112	91.1	91.7%
医科学専攻	15	20	16	106.7	94.6%
創薬科学専攻	38	42	37	97.4	106.2%
保健学専攻	70	74	59	84.3	82.8%
新学術創成研究科	20	25	18	90.0	119.8% *
融合科学共同専攻	14	16	10	71.4	96.4% *
ナノ生命科学専攻	6	9	8	133.3	179.1% *
法学研究科	8	8	5	62.5	65.6%

注：\*の専攻は、改組、入学定員変更後の平均であることを示す。

このため、既存の専攻の入学定員設定と大学院の入学者の状況を踏まえても、本専攻が設定する入学定員は過大とは言えず、入学定員の充足を十分見込むことができると考える。

③既設大学院における外国人留学生の入学状況

また、本学の博士前期課程及び修士課程の外国人留学生の入学状況を表5に示す。本学では、すべての専攻で外国人留学生が入学しており、本専攻でも一定数の留学生が見込まれる。

表5：本学の博士前期課程・修士課程の入学状況

(単位：名)

研究科・専攻等	令和4年度		令和5年度			
	入学者数	うち、留学生		入学者数	うち、留学生	
		数	割合		数	割合
修士・博士前期課程	685	150 (21.9%)	700	116 (16.6%)		
人間社会環境研究科	56	34 (60.7%)	62	27 (43.5%)		
人文学専攻	22	9 (40.9%)	28	10 (35.7%)		
経済学専攻	9	6 (66.7%)	11	6 (54.5%)		
地域創造学専攻	18	14 (77.8%)	16	8 (50.0%)		
国際学専攻	7	5 (71.4%)	7	3 (42.9%)		
自然科学研究科	481	83 (17.3%)	503	70 (13.9%)		
数物科学専攻	70	20 (28.6%)	76	21 (27.6%)		
物質化学専攻	59	4 (6.8%)	71	3 (4.2%)		
機械科学専攻	73	7 (9.6%)	78	13 (16.7%)		
フロンティア工学専攻	93	5 (5.4%)	88	4 (4.5%)		
電子情報通信学専攻	74	17 (23.0%)	73	13 (17.8%)		
地球社会基盤学専攻	71	26 (36.6%)	76	15 (19.7%)		
生命理工学専攻	41	4 (9.8%)	41	1 (2.4%)		
医薬保健学総合研究科	118	15 (12.7%)	112	10 (8.9%)		
医科学専攻	11	1 (9.1%)	16	3 (18.8%)		
創薬科学専攻	51	11 (21.6%)	37	4 (10.8%)		
保健学専攻	56	3 (5.4%)	59	3 (5.1%)		
新学術創成研究科	23	12 (52.2%)	18	6 (33.3%)		
融合科学共同専攻	13	6 (46.2%)	10	5 (50.0%)		
ナノ生命科学専攻	10	6 (60.0%)	8	1 (12.5%)		
法学研究科	7	6 (85.7%)	5	3 (60.0%)		
法学・政治学専攻	7	6 (85.7%)	5	3 (60.0%)		

## 2. 学生確保に向けた具体的取組と見込まれる効果

本学では、国際社会の中核的リーダーとなる金沢大学ブランド人材の養成・輩出に向け、多様な学生を卒業・修了後まで一貫して支援している。その一環として、高大院接続型の教育、学生支援に取り組んでおり、学士課程の全学生に対し、大学院進学を強く推奨している。そのため、前述の奨学金等経済支援、研究環境整備、早期修了、働きながら学ぶ環境整備等を積極的に進めており、それぞれ志願者の確保に効果的と考えている。それに加え、本専攻独自の取組みとして次のようなものがある。

### ○本専攻の基礎となる融合学域学生への取組等

- ・融合学域卒業要件「融合研究」「融合演習」「融合試験」の履修希望調査

融合学域では、4年次に「融合研究」「融合演習」又は「融合試験」のいずれかを修得することを卒業要件のひとつとしている。「融合試験」は、学生自身が設定した課題に対する探求の中で、長期的展望に立って取り組むべき課題であり、大学院における専門的知見を修得する必要があると判断される場合は、大学院進学を前提としたQE (Qualifying Examination) を実施することとしている授業科目である。

令和5年12月に、令和6年度4年次進級予定者に対し履修希望調査を行い、5名の学生が「融合試験」の履修を希望し、大学院進学を前提とした長期的視点に立った研究を想定している。

また、「融合試験」を履修していない者（卒業論文や課題研究の選択者）も大学院進学は可能であり、進学意欲の醸成や研究の成果等により大学院進学希望者を見込むことができると考えている。

- ・融合学域進路説明会

融合学域3年次4月初めに進路説明会を開催する。大学院進学推奨のほか、企業・公務員就職、起業等様々な進路に関する情報や、それに向けての活動の取り組み方について説明する。

大学院進学を希望している者はもとより、就職を検討している学生に対しても、就職活動が本格化する前に、本専攻の説明をすることにより、大学院進学意欲を醸成させる。

### ○本学融合学域以外の学生への取組

専任教員となる予定の教員に対し、現在融合学域以外に所属する学生から既に本専攻への進学相談がある。そのような学生に対し、オンライン大学院説明会開催を予定している。

### ○他大学等の学生への取組

Web サイトでの広報のほか、オンライン大学院説明会開催を予定する。すでに希望研究課題を志向している者については、当該課題に関連する教員紹介も行う。

### ○外国人留学生の確保

融合学域では、国費外国人留学生優先配置プログラムを2プログラム実施し、外国人留学生が在籍している。令和2年度から令和4年度までの本学人間社会学域と理工学域卒業者の進学率を表6に示す。年度により差はあるものの、留学生の進学率は全体の進学率より同等あるいは高いと言え、傾向として外国人留学生は進学意欲が高いと言える。融合学域卒業者の大学院進学での教育研究の継続を推進する。

表6：本学学士課程の進学者数

(単位：名)

	卒業生数		進学者数	
		うち留学生		うち留学生
令和2年度	1,768	11	546 (30.9%)	4 (36.4%)
令和3年度	1,795	21	543 (30.3%)	13 (61.9%)
令和4年度	1,624	12	593 (36.5%)	4 (33.3%)

前述のとおり、本学では、外国人留学生の受け入れを積極的に行っており、令和6年2月現在、58か国1地域の236機関と大学間交流協定を、34か国1地域の99機関と部局間交流協定を既に締結している。これに加えて、今後、融合学域・融合研究域が中心となる国際交流協定の締結を計画しており、交流協定締結大学からの受け入れも推進する。

### ○社会人学生の確保

本専攻の基礎となる融合学域は、卒業後大学院に進学する者のほか、就職や起業する者も相当数存在する。卒業後に産業界で企画や開発の機会を得たり、社会での実証経験を積んだりすることで、さらなる課題を発見し、その課題解決のために大学院課程での教育研究を希望する者の入学は、他の学生に対する刺激になる。また、副次的効果として、学生のインターンシップや課題研究等の派遣先、教員の社会貢献や共同研究の対象の拡大にもつながる。

社会人特別選抜の出願資格は、入学時点で3年間の社会経験を有する者を対象とすることとしており、融合学域卒業後就職・起業し2年を経過した者に対し、本専攻への入学案内を行う。なお、一般選抜による社会人学生も当然、受け入れる。

本専攻の設置構想について、令和5年の6月及び12月に、27業種245社の人事部門に対し、【資料2】のアンケートを行い、180社から表7のとおり回答を得た。アンケートにおいて、産業界の社会人教育ニーズを把握するため、「業務に支障ない方

法であれば、社員を本専攻に学生として派遣するか」について質問したところ、約64%の好意的な回答を得た。社会人の入学についても一定数見込むことができると考えられる。

表7 企業アンケートの結果

実施時期：令和5年6月及び12月

回答社（機関）数：180社 回答率：73%

質問：業務に支障ない方法であれば、社員を本専攻に学生として派遣するか

派遣を考えたい	Web学修等なら考えたい	低額や私費なら考えたい	私事なら可
33社(18.3%)	47社(26.1%)	36社(20.0%)	53社(29.6%)

### 3. 新設する専攻の養成する人材の社会的要請や人材需要の動向

本専攻が養成する人材は、次に述べることから、社会や企業の人材需要を反映した計画となっている。

#### ① 本専攻が養成する人材

本専攻では、「広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材」を養成する。

この構想の背景には、令和3年3月に定められた「第6期科学技術・イノベーション基本計画」の考え方がある。同計画が提唱した「総合知」は、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資するものとされている。我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being）を実現できる社会」と定義し、その実現に向けた『「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環』という科学技術・イノベーション政策の方向性が示され、自然科学のみならず人文・社会科学も含めた多様な「知」の創造と、「総合知」による現存の社会全体の再設計、さらには、これらを担う人材養成が避けては通れないものと指摘されている。総合知を活用できる人材の養成は、令和4年5月の教育未来創造会議で取りまとめられた「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」等でも言及されており、社会的なニーズや危機感を反映したものといえる。



② 本専攻の構想に対する企業からの評価

本専攻の設置構想について、先述のアンケート結果のうち、人材需要に関する質問と回答を表8に示す。

本専攻の掲げる「総合知創出を学ぶ大学院教育に対して魅力を感じるか」という質問に対しては、99%が高評価を示している。また、「暮らし・社会・産業の知の学修に対して魅力を感じるか」という質問に対しては、96%が高評価を示している。また、「本専攻の大学院修了者を正規雇用で採用（選考）するか」という質問に対しては、97%が高評価を示している。これらのことから、本専攻に対する企業等からの人材ニーズを満たしていることが見て取れる。

表8 企業アンケートの結果

質問：文理融合やデジタルを重視して「総合知の創出」を学ぶ大学院教育に魅力を感じますか？

非常に魅力を感じる	魅力を感じる	あまり魅力を感じない	魅力を感じない
91社(50.6%)	87社(48.3%)	2社(1.1%)	0社(0%)

質問：広範で複雑な課題解決に資する「暮らし・社会・産業の知」の学修に魅力を感じますか？

非常に魅力を感じる	魅力を感じる	あまり魅力を感じない	魅力を感じない
87社(48.3%)	86社(47.8%)	7社(3.9%)	0社(0%)

質問：御社・機関で本専攻の大学院修了者を「正規雇用で採用（選考）」していただけますか？

ぜひ採用を考えたい	採用を考えたい	あまり採用したくない	採用は難しい
114社(63.3%)	60社(33.3%)	0社(0%)	6社(3.3%)

# 金沢大学大学院新学術創成研究科

## 総合知創出科学専攻（修士課程）

### 学生の確保の見通し等を記載した書類（別添資料）

#### 目次

資料1 「金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉 （博士前期課程）の設置計画に関するアンケート」 .....	2
調査方法：Web 調査	
調査期間：令和5年12月	
調査対象：本学融合学域全在学者（229名） ※令和5年度入学予定者を想定	
資料2 「金沢大学の大学院新設構想のアンケート」 .....	8
調査方法：紙による配布調査	
調査期間：令和5年6月及び12月	
調査対象：27業種245社の人事部門	

<p>■ アンケート名</p>	<p>【対象：融合学域全学生】金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）の設置計画に関するアンケート</p>
<p>■ 説明</p>	<p>金沢大学では、令和7（2025）年度に大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）の設置を構想しています。                  （設置計画の概要は、アカンサスポータル&gt; LMSコース&gt; 融合学域共通（在学生用）から、資料「金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）設置構想」をご参照ください。）</p> <p>このアンケートは、在学生の皆さんの卒業後の進学や就職の希望をお聞きし、大学院設置申請を行うための基礎資料とするものです。皆様のご意見をこの構想に活かしたく、必ず全員回答してください。                  なお、アンケート結果は、大学院設置申請以外の用途には使用しません。</p>
<p>■ 回答期間</p>	<p>2023/12/12～2023/12/22</p>
<p>■ アンケート区分</p>	<p>匿名アンケート</p>

■ 所属

Q1 所属学類（いずれかを選択）【必須入力】

- 先導学類
- 観光デザイン学類
- スマート創成科学類

■ 学年

Q2 学年（いずれかを選択）【必須入力】

- 1年次
- 2年次
- 3年次

■ 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）への進学

Q3 別添資料「金沢大学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）設置構想」を見て、進学したいと思いますか。【必須入力】

- ぜひ進学したい
- 条件が合えば進学したい
- あまり進学したいと思わない
- 進学したいと思わない

■ 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）のコンセプト

Q4 これからの時代を見据え、総合知創出科学専攻〈仮称〉では、科学技術・イノベーション施策の変遷を捉えて融合学域での総合知への歩みを進化・深化させ、『多様な知を集積・展開して総合知の展開・確立に貢献することで社会の未来を創る』能力を養うための教育課程を編成する予定です。このような人材養成を行う大学院について、どう思いますか。【必須入力】

- 非常に魅力を感じる
- 魅力を感じる
- あまり魅力を感じない
- 魅力を感じない

■ 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）に進学への後押し

Q5 Q3で「ぜひ進学したい」以外を選んだ方に伺います。どのような要因があれば、本学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）に進学したいと思いますか。（該当するものすべて選択）【必須入力】

- 奨学金が受給できれば
- 自分のやりたい研究内容ができるのであれば
- 研究環境（研究スペース、研究設備、支援スタッフの設置等）が良ければ
- 修了後の就職状況が良ければ
- 就職後、昇給や昇進で有利になるのであれば
- 早期修了ができるのであれば
- 働きながら学べるのであれば
- その他

■ その他

Q6 直前の設問で「その他」を選択した場合、その内容を簡単に入力してください。（200文字以内）

回答：

■ 学域卒業後の進路

Q7 融合学域卒業後の進路、又は考えている進路について教えてください。（該当するものをすべて選択）【必須入力】

- 本学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）へ進学
- 本学大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）以外の本学大学院へ進学
- 他大学の大学院へ進学
- 外国の大学・大学院へ留学
- 就職
- 起業
- その他

■ その他

Q8 直前の設問で「その他」を選んだ場合、その内容を簡単に入力してください。（200文字以内）  
（200文字以内）

回答：

■ 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）修了後の進路

Q9 もし総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）へ進学した場合、修了後に予想する進路について教えてください。（該当するものをすべて選択）【必須入力】

- 本学大学院新学術創成研究科（博士後期課程）進学
- 本学大学院他研究科（博士後期課程）進学
- 他大学の大学院へ進学
- 外国の大学・大学院へ留学
- 就職

- 起業
- その他

■ その他

Q10 直前の設問で「その他」を選択した場合、その内容を簡単に入力してください。（200文字以内）  
（200文字以内）

回答：

■ 就職・起業における勤務地

Q11 学域卒業後、あるいは総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）修了後に「就職」又は「起業」を考えている場合、希望する勤務地を教えてください。【必須入力】

- 北陸（石川，富山，福井）
- 北陸以外
- 特に希望はない

■ ご意見等

Q12 大学院新学術創成研究科総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）で学びたいことについて、キーワード等があれば記入してください。ご協力ありがとうございました。（2000文字以内）

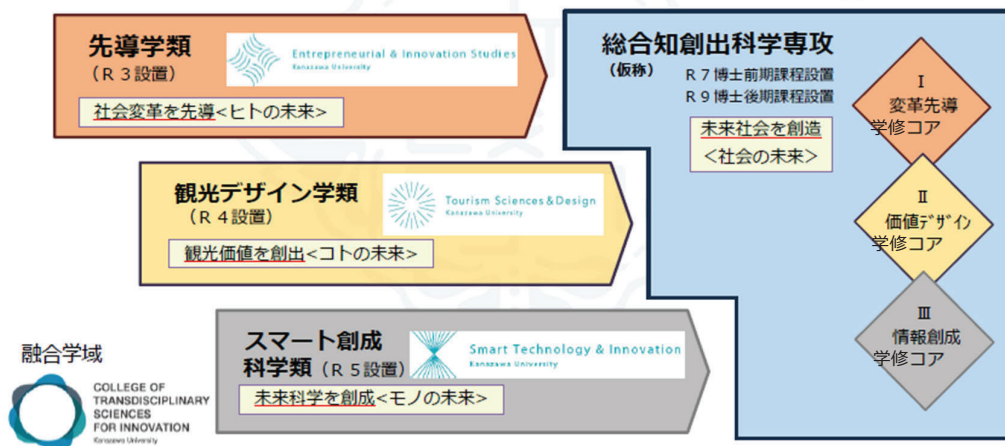
回答：

## 金沢大学大学院新学術創成研究科 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）設置構想

金沢大学では、**融合学域の3つの学類を一本化し接続する大学院**として、令和7年4月、新学術創成研究科に「**総合知創出科学専攻（仮称）博士前期課程**」の新設を構想しています。

科学技術・イノベーション施策を捉えて融合学域での取り組みを更に進化・深化させ、『専門知と共に文理融合やデジタルコンピテンスで社会の未来を創る』教育・研究を展開し、未来社会（スマートシティ）を創造します。令和9年4月には、更に博士後期課程の設置も構想しています。

新学術創成研究科



## 求められる人材

社会の課題が多様化・複雑化する中、個々の専門知のみによる課題解決が困難となるなど、**文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材**育成が求められており、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などによる、「**総合知**」の創出の重要性が指摘されている。こうした観点から、発達の段階に応じて文理横断的・探究的な学習を推進するとともに、大学においては、これまで培われてきた**専門知**の深化や横断性・学際性の向上に加え、**従来の学部等の組織の枠を超えた文理横断・文理融合教育を推進**することが求められる

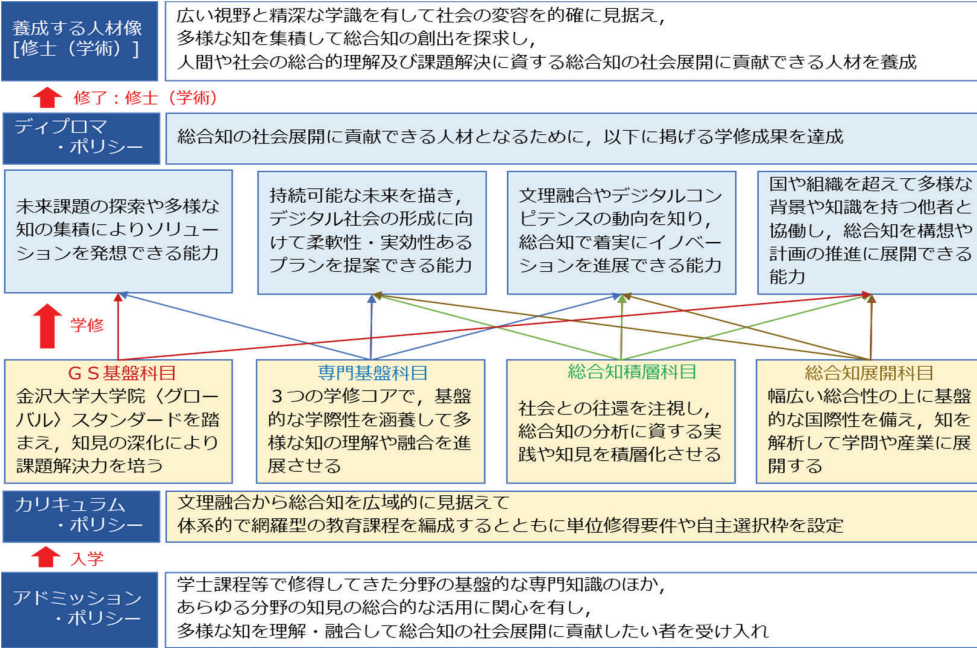
総合知とは  
多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと。

このような人材を輩出する  
どこでも活躍できる  
(会社員、公務員、起業家・・・)

# 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）の養成する人材像

## 想定する主な輩出人材

一般的なバックボーンを持つ者は元より、社会人学生、外国人留学生、学士課程での編入学経験者等、ダイバーシティ環境下で入学者を受け入れ、広範な課題解決に資する総合知の展開に貢献できる人材を養成します。



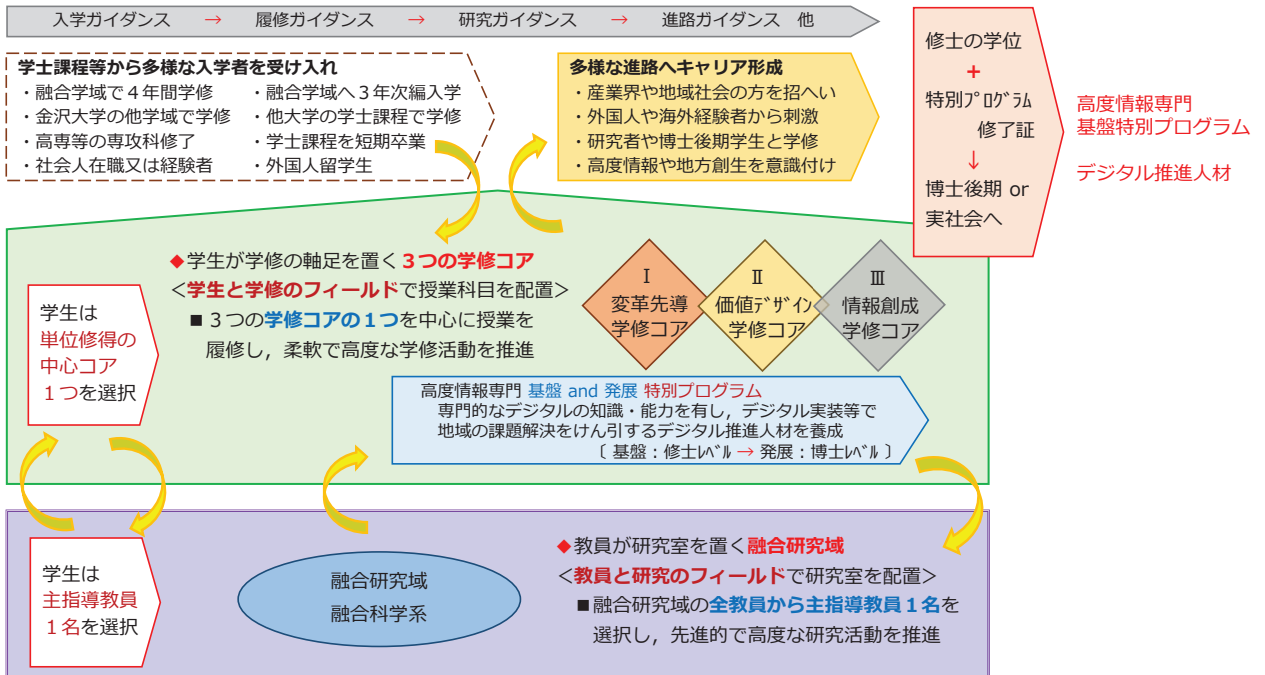
- 修了後の職種の例
- ・ 起業家
  - ・ アントレプレナ
  - ・ クリエイトデザイナー
  - ・ データサイエンティスト
  - ・ 企業内開発者
  - ・ テクノロジスト
  - ・ アナリスト
  - ・ クリエイトエンジニア
  - ・ システム設計者
  - ・ コンサルタント
  - ・ エバンジェリスト
  - ・ コーディネータ
  - ・ 地方創生者
  - ・ コミュニケータ
  - ・ プランナ
  - ・ ビジネスアーキテクト
  - ・ 行政者
  - ・ 公務員
  - ・ 非営利法人・機関員
  - ・ 教育者
  - ・ 研究者
  - ・ 立法者
  - ・ 政治家 他

ルールに乗る人材ではなく  
 ルールを広げる人材

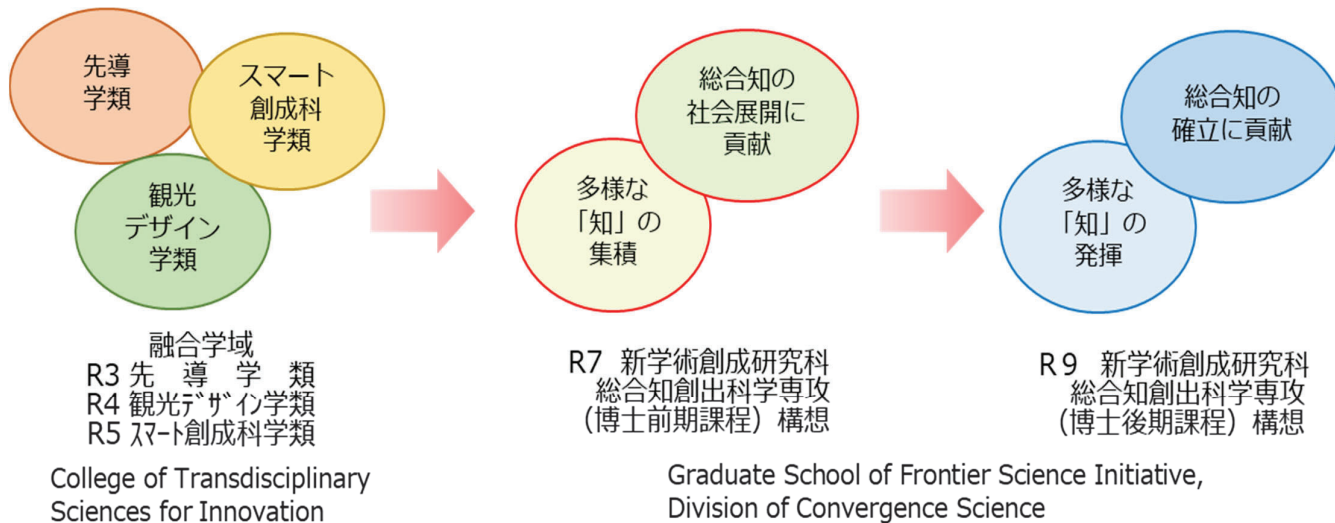
単純作業などの職種よりも  
 企画や立案、クリエイティブな職種などを想定

# 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）の教育の特徴

広域的な文理融合から総合知を見据えて変革先導・価値デザイン・情報創成を学修コアとし、体系的で網羅型の教育課程を編成します！



# 多様な「知」の集積と多様な「知」の展開



\*本資料の名称や内容等は全て現時点での構想であり、今後変更もあり得ます。

「文理融合」→「多様な知」→「総合知」  
人とつながる能力とデジタル能力の両方を持つ人材

## 総合知創出科学専攻〈仮称〉（博士前期課程）の授業科目

- ◆融合学域で学んだことを更に深化させるための学修と研究の場を用意します！
- ◆DX等の高度情報専門人材のための特別プログラムも用意します！

※授業科目名などは予定

高度情報専門基盤特別プログラム		
GS基盤科目： 4単位	研究者倫理， スマート創成科学とデジタル， ビジネス・技術マネジメント戦略論，	異分野研究探査Ⅰ・Ⅱ， イノベーション方法論， ヘルスケア・イノベーション，
		知識集約型社会とデータサイエンス， 数理・データサイエンス・AI基盤， 破壊的イノベーションに向けた経営 <全研究科共通>
変革先導 学修コア	消費生活と生活創造論， ソーシャルイノベーション基盤， グローバルアントレプレナー特論， STEAM教育と創造性， ライフサイエンス社会実装基盤特論	イノベーション特論， 自律学習と第二言語習得論基盤， 時系列データ分析とファイナンス， 人工知能と心，
専門 基盤 科目： 10 単位	地域経済とケーススタディ方法論， 地域と都市の社会学， ビジネスタディズ， 国際保健学基礎論， グローバルブランディング基盤論	融合科学と応用数理行動モデル， 公共空間デザイン基礎論， 観光資源とマネジメント， 現代社会基礎論，
情報創成 学修コア	光センシング実践， コンピュータビジョン特論， バイオメカニクス特論， 医療ビッグデータ解析学， フィードバックシステム実践論，	マルチエージェントと最適化， デジタル技術トレンド論， 生命情報解析論， 地方創生とエビデンスベース政策， フィンテックとデジタルエコノミー
		予防医学と社会データ分析， 商品開発特論， 人的資源と経営戦略情報基盤， 社会研究とフィールドワーク技法，
		観光防災DX学， 観光地経営特論， 未来型健康増進医学，
		自動運転と移動ロボット， 身体活動情報特論， AIアプリケーション構築基盤論， クロスリアリティ情報デザイン，
		*特定の学修コアから8単位以上、かつ、残る学修コアから各1単位以上
総合知積層科目： 4単位	事業経営のリスクマネジメント<2>， 社会ニースと共同研究<2>，	観光科学と価値デザイン<2>， 情報社会の地方創生<2>，
		デジタル活用とDX実践<2>， AIと産業協働<2>
総合知展開科目： 8単位	国際イベントとプレゼン実践+英語要件， 海外留学・研修派遣 or 社会高度化インターンシップ or 技術高度化インターンシップ， 総合知基盤論文研究 or 総合知基盤課題研究 or 総合知基盤研究発展<5>	マネジメントとイノベーション or ツーリズムとリノベーション or アドヴァンシングと技術基盤
自主選択4単位：	全授業科目から自由に選択（専攻外も可・許可制）	
	合計30（QE選択者は+2）単位以上	

先導学類  
出身者が取り組みやすい

観光デザイン学類  
出身者が取り組みやすい

スマート創成科学類  
出身者が取り組みやすい

\*下線は必修科目

\*専攻と基盤特別プログラムの修了要件は同時に充足しなければならない。



金沢大学の大学院新設構想のアンケート

金沢大学は、広範な教養と文理融合の知見で多様な業界や環境で貢献できるイノベーション人材を養成している融合学域に接続する大学院として、令和7年4月に既存の大学院新学術創成研究科に総合知創出科学専攻（博士前期：修士課程）の新設を構想しており、皆様のご意見を活かしたく、ぜひご協力をお願いいたします。



回答 御社・機関名

Q1. 文理融合やデジタルを重視して「総合知の創出」を学ぶ大学院教育に魅力を感じますか？【回答↓】

1. 非常に魅力を感じる 2. 魅力を感じる 3. あまり魅力を感じない 4. 魅力を感じない

Q1	
----	--

Q2. 広範で複雑な課題解決に資する「暮らし・社会・産業の知」の学修に魅力を感じますか？

1. 非常に魅力を感じる 2. 魅力を感じる 3. あまり魅力を感じない 4. 魅力を感じない

Q2	
----	--

Q3. 御社・機関で本専攻の大学院学生を「インターンシップで受入れ」していただけますか？

1. ぜひ受入れを考えたい 2. 受入れを考えたい 3. あまり受入れたくない 4. 受入れは不可

Q3	
----	--

Q4. 御社・機関で本専攻の大学院修了者を「正規雇用で採用（選考）」していただけますか？

1. ぜひ採用を考えたい 2. 採用を考えたい 3. あまり採用したくない 4. 採用は難しい

Q4	
----	--

Q5. 業務に支障ない方法であれば、社員を本専攻に「学生として派遣」していただけますか？

1. 派遣を考えたい 2. Web学修等なら考えたい 3. 低額や私費なら考えたい 4. 私事なら可

Q5	
----	--

Q6. 本学大学院で「学修が必要」と思われる事項やキーワード等を自由にご記入ください。

回答

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。必ずご提出願います。

☆ 回答は統計的に処理します ☆ ★ 上記の内容は全て「構想案」であり、今後「変更もあり得る」ことを記します ★

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等		現 職 (就任年月)
調書 番号	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	月額基本給 (千円)
役職名	年齢	保有 学位等
学長	ワダ タカシ 和田 隆志 <令和4年4月>	医学 博士
—		金沢大学 学長 (令和4.4~令和8.3)

教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合創出科学専攻)												
課 番 号	教 員 区 分	職 位	フリガナ 氏 名	年 齢	保 有 学 位 等	月 額 基 本 給 (千円)	担 当 経 営 科 目 の 名 称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	専 任 年 月 (就任年月)	申 請 に 係 る 研 究 科 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 た り 平 均 日 数
1	専	教授 (研究科長)	サカモト ジョウ 坂本 二郎 <令和7年4月>		博士 (学術)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ ビジネス・技術マネジメント戦略論 バイオメカニクス特論 デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1① 1③ 1③~④ 1②~2④ 1②~2④ 1②~2④	0.5 0.5 1 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 設計製造技術研究所 教授 (昭63.4)	5日
2	専	教授	アキタ ジュンイチ 秋田 純一 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ イノベーション方法論 デジタル技術トレンド論 デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1① 1③ 1③~④ 1②~2④ 1②~2④ 1②~2④	0.5 0.5 1 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 教授 (平10.4)	5日
3	専	教授	イノヤマ コウイチ 飯山 宏一 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 光センシング実践 デジタル活用とDX実践 社会高度化イノベーションシニア 技術高度化イノベーションシニア 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1④ 1③~④ 1②~2② 1②~2② 1②~2④ 1②~2④ 1②~2④	0.5 0.5 1 2 1 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 教授 (昭63.4)	5日
4	専	教授	オノマ キヨコ 尾島 恭子 <令和7年4月>		修士 (家政学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 消費生活と生活創造論 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1②~2④ 1②~2④ 1②~2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 教授 (平9.4)	5日

教員の氏名等												
（新学術創成研究科総合創出科学専攻）												
課 番 号	教 員 区 分	職 位	フリガナ 氏 名	年 齢	保 有 学 位 等	月 額 基 本 給 （千 円）	担 当 経 費 科 目 の 名 称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 （就 任 年 月）	申 請 に 係 る 研 究 科 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 た り 平 均 日 数
5	専	教授	カヤマ 大介 金間 大介 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ イノベーション特論 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究城 融合科学系 教授 (平30.4)	5日
6	専	教授	サトウ 賢二 佐藤 賢二 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 生命情報解析論 デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1④ 1③～④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究城 融合科学系 教授 (平19.10)	5日
①	専	教授	サカベ 光 佐無田 光 <令和7年4月>		博士 (経済学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 地域経済とケーススタディ方法論 地方創生とエビデンスベース政策 観光科学と価値デザイン※ 情報社会の地方創生 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1④ 2① 1③～④ 2①～② 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 1 0.5 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究城 融合科学系 教授 (平14.4)	5日
8	専	教授	タカハシ 直樹 高沼 直樹 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 自動運転と移動ロボット デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1③～④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 高度モビリティ研究所 教授 (平14.12)	5日

教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合知創出科学専攻)												
課 番 号	教 員 区 分	職 位	フリガナ 氏 名	年 齢	保 有 学 位 等	月 額 基 本 給 (千円)	担 当 専 攻 科 目 の 名 称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	用 職 (就任年月)	申 請 に 係 る 研 究 科 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 た り 平 均 日 数
9	専	教授	タカヤマ ヒロユキ 高松 博幸 <令和7年4月>		博士 (医学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ ライフサイエンス社会実証基盤特論 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 教授 (平23.4)	5日
10	専	教授	ヤマノウラ 崇 堤 教朗 <令和7年4月>		博士 (保健学) 博士 (医学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 国際保健学基礎論 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1① 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 教授 (平28.4)	5日
11	専	教授	カキヤマ ショウイチロウ 中山 暁一朗 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 融合科学と応用数理行動モデル 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 教授 (平13.4)	5日
12	専	教授	ナノボ トシヲ 南保 英孝 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 知識集約型社会とデータサイエンス A I アプリケーション構築基盤論 デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1① 1③～④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 教授 (平11.3)	5日

教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合知創出科学専攻)												
課 番 号	教 員 区 分	職 位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年 齢	保 有 学 位 等 (学術情報学)	月 額 基 本 給 (千円)	担 当 経 営 科 目 の 名 称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申 請 に 係 る 研 究 科 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 た り 平 均 日 数
②	専	教授	フナキワ 藤生 博 <令和7年4月>		博士 (学術情報学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ スマート創成科学とデジタル ビッグデータとデジタルツイン解析 観光科学と価値デザイン※ 国際ダイバートとブレゼン実践※ 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	10 12 13 13 13~14 12 12~24 12~24 12~24	0.5 0.5 1 1 0.5 0.4 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 准教授 (平26.3)	5日
14	専	教授	マツマ 松島 大輔 <令和7年4月>		博士 (経営学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 破綻的イノベーションに向けた経営 グローバルアントレプレナー特論 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	10 12 13 14 12~24 12~24 12~24	0.5 0.5 1 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 教授 (令2.4)	5日
15	専	教授	マハ 真鍋 知子 <令和7年4月>		博士 (文学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 地域と都市の社会学 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	10 12 10 12~24 12~24 12~24	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 教授 (平16.9)	5日
16	専	教授	ヤマモト 山本 茂 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 数理・データサイエンス・AI基盤 フィードバックシステム実践論 デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	10 12 12 10 13~14 12~24 12~24 12~24	0.5 0.5 1 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 教授 (平19.4)	5日

教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合知創出科学専攻)												
課 番 号	教 員 区 分	職 位	フリガナ 氏 名	年 齢	保 有 学 位 等	月 額 基 本 給 (千円)	担 当 経 費 科 目 の 名 称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申 請 に 係 る 研 究 科 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 た り 平 均 日 数
17	専	教授	ヨシタ 米田 隆 <令和7年4月>		博士 (医学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 次世代の先端科学技術 ヘルスケア・イノベーション 未来型健康増進医学 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1① 1③ 1④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 1 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 教授 (平29.10)	5日
18	専	准教授	オギノ 小田 拓志 <令和7年4月>		Ph. D. (米国)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 人工知能と心 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (平30.5)	5日
19	専	准教授	オノ 金居 晋之 <令和7年4月>		博士 (保健学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 身体活動情報特論 デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1③～④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (令5.4)	5日
20	専	准教授	オノ 唐島 成由 <令和7年4月>		博士 (医学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 予防医学と社会データ分析 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 国際基盤教育院 GS教育系 准教授 (平31.4)	5日

教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合創出科学専攻)												
課 番 号	教 員 区 分	職 位	フリガナ 氏 名 <就任(予定)年月>	年 齢	保 有 学 位 等 (国際地域学)	月 額 基 本 給 (千円)	担 当 専 攻 科 目 の 名 称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申 請 に 係 る 研 究 科 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 た り 平 均 日 数
③	専	准教授	カワムラ 川澄 厚志 <令和7年4月>		博士 (国際地域学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 観光地経営特論 観光科学と価値デザイン※ 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1③~④ 1②~2④ 1②~2④ 1②~2④	0.5 0.5 1 0.5 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (令2.4)	5日
22	専	准教授	カガハ 河内 幾帆 <令和7年4月>		Ph. D. in Economics (米国)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ ソーニャルレイノベーション基盤 社会ニーズと共同研究 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1① 1③~④ 1②~2④ 1②~2④ 1②~2④	0.5 0.5 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (平30.6)	5日
23	専	准教授	カガハ カガハ かの <令和7年4月>		Master of Arts (新国)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 自律学習と第二言語習得論基盤 国際フェイバートとブレゼン実践※ 海外留学・研修派遣 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1② 1②~2② 1②~2④ 1②~2④ 1②~2④	0.5 0.5 1 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (平27.4)	5日



教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合創出科学専攻)												
課書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に就事する 週当たり平均 日数
24	専	准教授	ノノノ 野村 章洋 <令和7年4月>		博士 (医学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 研究者倫理 医療ビッグデータ解析学 デジタル活用とDX実践 AIと産業協働 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1① 1② 1③～④ 2①～② 2①～② 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④ 5①	0.5 0.5 1 1 2 2 5 5 5 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (平28.12)	5日
25	専	准教授	ヒノノ 日比野 由利 <令和7年4月>		博士 (保健学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 現代社会基礎論 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 2① 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④ 5①	0.5 0.5 1 5 5 5 1	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 助教 (平15.8)	5日
26	専	准教授	マサノ 松本 拓史 <令和7年4月>		博士 (経営学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 時系列データ分析とファイナンス 事業経営のリスクマネジメント 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 2①～② 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④ 5①	0.5 0.5 1 2 5 5 5 1	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (令14)	5日
④	専	准教授	マサノ 丸谷 耕太 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 公共空間デザイン基礎論 観光科学と価値デザイン※ 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1③～④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④ 5①	0.5 0.5 1 0.8 5 5 5 1	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (平28.3)	5日

教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合知創出科学専攻)												
課 番 号	教 員 区 分	職 位	フリガナ 氏 名	年 齢	保 有 学 位 等	月 額 基 本 給 (千円)	担 当 経 費 科 目 の 名 称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	専 門 職  (就任年月)	申 請 に 係 る 研 究 科 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 た り 平 均 日 数
⑤	専	准教授	ヤマダ マチ子 山田 菜緒子 <就任(予定)年月>		Doctor of Philosophy (米国)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ ビジネスデザインズ 観光科学と価値デザイン※ ソリューションとソリューション 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1① 1③~④ 1① 1②~④ 1②~④ 1②~④	0.5 0.5 1 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (平29.11)	5日
29	専	准教授	ミヤケ ケイカ 米陀 佳祐 <令和7年4月>		博士 (情報科学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ コンピュータビジョン特論 デジタル活用とDX実践 プログラミングと技術基盤 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1③~④ 1① 1②~④ 1②~④ 1②~④	0.5 0.5 1 2 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授 (平27.10)	5日
30	専	講師	アノリ シツ 有賀 三夏 <令和7年4月>		博士 (知識科学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ STEAM教育と創造性 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1② 1②~④ 1②~④ 1②~④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 講師 (令4.4)	5日
31	専	講師	サカハ コホ 佐津川 功季 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ マルチエージェントと最適化 デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1③~④ 1②~④ 1②~④ 1②~④	0.5 0.5 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 融合研究域 融合科学系 講師 (令5.4)	5日

教員の氏名等												
(新学術創成研究科総合創出科学専攻)												
課書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等 (工学)	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に就事する 週当たり平均 日数
32	専	講師	ニシキ ユリ 西崎 ゆり <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 商品開発特論 マネジメントとイノベーション 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1① 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 講師 (平27.4)	5日
33	専	講師	フクサキ マチ 二木 恵 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ クロスリアリティ情報デザイン フィンテックとデジタルエコノミー デジタル活用とDX実践 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1④ 2① 1③～④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 1 2 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 講師 (平24.4)	5日
34	専	助教	オノケ リエ 高沼 理恵 <令和7年4月>		修士 (政策・メディア)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 社会研究とフィールドワーク技法 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1④ 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 5 5 5	1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 助教 (令1.7)	5日
35	専	助教	モリタ コウ 森崎 裕磨 <令和7年4月>		博士 (工学)		異分野研究探査Ⅰ 異分野研究探査Ⅱ 観光防災DX学 観光科学と価値デザイン※ 国際ダイバーシティとブレゼン実践※ 総合知基盤論文研究 総合知基盤課題研究 総合知基盤研究発展	1① 1② 1③ 1③～④ 1② 1②～2④ 1②～2④ 1②～2④	0.5 0.5 1 0.4 0.5 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1	金沢大学 総合研究域 総合科学系 助教 (令4.4)	5日

教員の氏名等												
（新学術創成研究科総合知創出科学専攻）												
課書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
36	その他	教授	コハシノ ヒロアキ 小林 宏明 <令和7年4月>		博士 (心身障害学)		人間と社会の課題	1②	1	1	金沢大学 人間社会研究 域 学校教育系 教授 (平14.4)	
37	その他	講師	サイトウ カツ 藤藤 毅 <令和7年4月>		博士 (産業関係学)		人的資源と経営戦略情報基盤	2①	1	1	金沢大学 人間社会研究 域 経済学経営学系 講師 (令1.10)	
38	その他	講師	シライ ビョウ 白石 英巨 <令和7年4月>		博士 (工学)		観光資源とマネジメント	2①	1	1	金沢大学 人間社会研究 域 人間科学系 講師 (令3.10)	
39	その他	講師	マツダ マチコ 松田 真希子 <令和7年4月>		博士 (学術)		グローバルブランドマーケティング基盤論	1③	1	1	東京都立大学 人文社会学部 教授 (令5.4)	

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	9人	6人	人	人	16人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	1人	6人	3人	1人	人	人	11人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	1人	人	3人	人	人	人	4人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	3人	7人	15人	7人	人	人	32人	
	修 士	人	人	1人	2人	人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 新学術創成研究科 総合知創出科学専攻（M）

### 【教育研究実施組織】

1. 教員資格審査において、「不可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項） ..... 2

### 【審査意見以外で対応した事項】

1. 早期修了の要件 ..... 5
2. 留学生への対応 ..... 6
3. アドミッション・ポリシー ..... 8
4. 研究の中心とする学問分野 ..... 9
5. 修了要件と高度情報専門基盤特別プログラムの関係 ..... 10
6. 令和7年度大学院の入学定員変更の反映 ..... 12

## 【教育研究実施組織】

(是正事項) 新学術創成研究科 総合知創出科学専攻 (M)

1. 教員資格審査において、「不可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

本科目は、価値デザイン学修コアに親和性の高い科目として設置した総合知積層科目の1つである。オムニバス形式により行う授業科目であり、教員資格審査において「不可」となった教員の担当部分については、不可となった2名の教員が担当する予定であった医学・保健学の分野に限定した部分の授業内容を見直し、より広く、最新の観光科学の演習を行う科目に次のとおり変更する。また、授業担当教員には、同科目担当の別の専任教員を充てることとする。

### 授業計画

第1回：観光科学とは何か（佐無田光）

第2回：新時代のツーリズム（丸谷耕太）

第3回：観光行動におけるデータ分析（藤生慎）

第4回：ホスピタリティ論（川澄厚志）

第5回：ユニバーサル・ツーリズム（山田菜緒子）

第6回：フィールドワーク（丸谷耕太）

第7回：モバイルデータ分析演習（森崎裕磨）

第8回：中間発表（森崎裕磨，藤生慎，山田菜緒子，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光）

第9回：AIを利用した観光と防災演習（藤生慎）

第10回：観光とインタプリテーション（山田菜緒子）

第11回：観光科学としての都市デザイン（丸谷耕太）

第12回：観光まちづくり（川澄厚志）

第13回：観光と地域経済（佐無田光）

第14回：フィールドワーク（丸谷耕太）

第15回：プレゼンテーション（森崎裕磨，藤生慎，山田菜緒子，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光）

(新旧対照表)

授業科目の概要

新	旧
<p>授業科目名：観光科学と価値デザイン</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>① 佐無田光／2回</p> <p>観光科学とは何か，観光と地域経済</p> <p>② 藤生慎／2回</p> <p>観光行動におけるデータ分析，AIを利用した観光と防災演習</p> <p>③ 川澄厚志／2回</p> <p>ホスピタリティ論，観光まちづくり</p> <p>④ 丸谷耕太／4回</p> <p>新時代のツーリズム，フィールドワーク，観光科学としての都市デザイン，フィールドワーク</p> <p>⑤ 山田菜緒子／2回</p> <p>ユニバーサル・ツーリズム，観光とインタプリテーション</p> <p>(35 森崎裕磨／1回)</p> <p>モバイルデータ分析演習</p> <p>① 佐無田光・② 藤生慎・③ 川澄厚志・④ 丸谷耕太・⑤ 山田菜緒子・35 森崎裕磨／2回(共同)</p> <p>中間発表，プレゼンテーション</p>	<p>授業科目名：観光科学と価値デザイン</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>7 佐無田光／1回</p> <p>観光と地域経済</p> <p>10 堤敦朗／6回</p> <p>観光科学とは何か，新時代のヘルス・ツーリズム，ホスピタリティ論，ユニバーサル・ツーリズム，フィールドワーク，フィールドワーク</p> <p>13 藤生慎／1回</p> <p>AIを利用した観光と防災演習</p> <p>21 川澄厚志／1回</p> <p>観光まちづくり</p> <p>24 野村章洋／1回</p> <p>観光行動における医学的分析</p> <p>27 丸谷耕太／1回</p> <p>観光科学として都市デザイン</p> <p>28 山田菜緒子／1回</p> <p>観光とインタプリテーション</p> <p>(35 森崎裕磨／1回)</p> <p>モバイルデータ分析演習</p> <p>7 佐無田光・10 堤敦朗・13 藤生慎・21 川澄厚志・24 野村章洋・27 丸谷耕太・28 山田菜緒子・35 森崎裕磨／2回(共同)</p> <p>中間発表，プレゼンテーション</p>

シラバス

新	旧
<p>授業科目名：観光科学と価値デザイン</p> <p>担当教員名： 山田菜緒子，森崎裕磨，藤生慎，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光</p>	<p>授業科目名：観光科学と価値デザイン</p> <p>担当教員名： 堤敦朗，野村章洋，森崎裕磨，藤生慎，山田菜緒子，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光</p>



### 授業の到達目標及びテーマ

観光を様々な学問分野と融合した科学と捉えることによって、観光学だけではなく、統計学、交通工学、防災計画、都市デザイン、経済学などとの融合研究分野として網羅的に理解し、フィールドワークや発表を通して新たな価値基盤を構築できる能力を身につけることを目標とする。

以上の学修により、社会との往還を注視し、総合知の創出に資する実践や融合を進展させる。

併せて、修士レベルの高度情報専門人材養成に必要なデジタルの知見も身に付ける。

### 授業計画

- 第1回：観光科学とは何か（佐無田光）
- 第2回：新時代のツーリズム（丸谷耕太）
- 第3回：観光行動におけるデータ分析（藤生慎）
- 第4回：ホスピタリティ論（川澄厚志）
- 第5回：ユニバーサル・ツーリズム（山田菜緒子）
- 第6回：フィールドワーク（丸谷耕太）
- 第7回：モバイルデータ分析演習（森崎裕磨）
- 第8回：中間発表（森崎裕磨，藤生慎，山田菜緒子，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光）
- 第9回：AIを利用した観光と防災演習（藤生慎）
- 第10回：観光とインタプリテーション（山田菜緒子）
- 第11回：観光科学としての都市デザイン（丸谷耕太）
- 第12回：観光まちづくり（川澄厚志）
- 第13回：観光と地域経済（佐無田光）
- 第14回：フィールドワーク（丸谷耕太）
- 第15回：プレゼンテーション（森崎裕磨，藤生慎，山田菜緒子，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光）

### 授業の到達目標及びテーマ

観光を様々な学問分野と融合した科学と捉えることによって、観光学だけではなく、医学、保健学、統計学、交通工学、防災計画、都市デザイン、経済学などとの融合研究分野として網羅的に理解し、フィールドワークや発表を通して新たな価値基盤を構築できる能力を身につけることを目標とする。

以上の学修により、社会との往還を注視し、総合知の創出に資する実践や融合を進展させる。

併せて、修士レベルの高度情報専門人材養成に必要なデジタルの知見も身に付ける。

### 授業計画

- 第1回：観光科学とは何か（堤敦朗）
- 第2回：新時代のヘルス・ツーリズム（堤敦朗）
- 第3回：観光行動における医学的分析（野村章洋）
- 第4回：ホスピタリティ論（堤敦朗）
- 第5回：ユニバーサル・ツーリズム（堤敦朗）
- 第6回：フィールドワーク（堤敦朗）
- 第7回：モバイルデータ分析演習（森崎裕磨）
- 第8回：中間発表（堤敦朗，野村章洋，森崎裕磨，藤生慎，山田菜緒子，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光）
- 第9回：AIを利用した観光と防災演習（藤生慎）
- 第10回：観光とインタプリテーション（山田菜緒子）
- 第11回：観光科学として都市デザイン（丸谷耕太）
- 第12回：観光まちづくり（川澄厚志）
- 第13回：観光と地域経済（佐無田光）
- 第14回：フィールドワーク（堤敦朗）
- 第15回：プレゼンテーション（堤敦朗，野村章洋，森崎裕磨，藤生慎，山田菜緒子，丸谷耕太，川澄厚志，佐無田光）

【審査意見以外で対応した事項】

1. 早期修了の要件

本学では、全ての研究科において大学院設置基準第 16 条の規定に基づく早期修了制度を導入している。本専攻を設置する新学術創成研究科も例外ではなく、研究科として早期修了制度を導入している。

本専攻においても同様に早期修了制度を導入することを予定しており、それを想定して、修了要件に在学期間の短縮について記載している。早期修了は、あくまでも在学中に優れた業績を出した者が、希望する場合に早期修了による学位申請を許可するものであり、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得したかについては、学位審査の段階で判断をするものであると考えている。

その旨、明確にするために記載を追記する。

(新旧対照表)

設置の趣旨等を記載した書類 (20 ページ)

新	旧
(3)修了要件 (略) <u>修了要件のうち、在学期間の短縮については、大学院設置基準第 16 条の規定に基づき、本学の全研究科で導入している。本研究科が定める基準を満たす優れた研究業績を上げた者のうち、希望するものに在学期間短縮による学位申請を認め、単位修得、研究指導等の修了要件を満たした場合に学位を授与する。</u>	(3)修了要件 (略)

## 2. 留学生への対応

本専攻では、留学生に対し、日本語能力を問わない選抜を予定している。それは、本専攻の基礎となる融合学域の3学類においても同様で、学士課程から入学時の日本語能力を求めている。そのため、授業に際しては、学士課程から、希望者に応じて英語で開講するなど柔軟に実施している実績を既に有している。本専攻においても同様の授業実施方法を想定している。

専任教員が英語による授業を行い得る英語能力を持っていることを明確にし、本専攻における英語による授業の実施については、これまでの学士課程の実績を踏まえ、希望者に応じて実施することを想定している旨、追記する。

(新旧対照表)

設置の趣旨等を記載した書類 (24 ページ)

新	旧
<p>(6) 留学生に対する履修指導や生活指導等の配慮</p> <p>本学は恒常的に多くの外国人留学生を受け入れており、留学生に対する在留資格制度、研究課題の設定、履修指導、生活指導等については指導教員等のレベルでも十分習熟している。授業は、希望者に応じて英語で開講するなど柔軟に実施するほか、履修指導及び生活指導の面も、本専攻の専任教員全員が英語による授業（及び生活指導）を行い得る必要十分な英語能力を有しており、かつ、17名が海外での長期在外経験を持ち、英語に加え、タイ語、ベトナム語、スペイン語が堪能な者も複数名配置している。加えて、大学として留学生教育教員・相談教員を配置している。ほかにも、通知メールや諸証明書は和英併記であり、チューター制度や、附属図書館におけるライブラリー・ラーニング・アドバイザー(LiLA)による学修相談、混住型学生留学生宿舍(定員304名)設置、災害傷害・賠償責任保険加入の義務付け、保健管理センター、学生相談室、障がい学生支援室等、多面的な留学生支援体制を構築している。特に、混住型学生留学生宿舍は、国際交流活動の計画がある日本人学生をチューターとして選考し、留学生数名と日本人学生のユニットを形成し、混住している。これにより、国際交流活</p>	<p>(6) 留学生に対する履修指導や生活指導等の配慮</p> <p>本学は恒常的に多くの外国人留学生を受け入れており、留学生に対する在留資格制度、研究課題の設定、履修指導、生活指導等については指導教員等のレベルでも十分習熟している。授業は、希望者がいれば英語で開講するほか、履修指導及び生活指導の面も、本専攻の専任教員のうち、17名が海外での長期在外経験を持ち、英語に加え、タイ語、ベトナム語、スペイン語が堪能な者も複数名配置している。加えて、大学として留学生教育教員・相談教員を配置している。ほかにも、通知メールや諸証明書は和英併記であり、チューター制度や、附属図書館におけるライブラリー・ラーニング・アドバイザー(LiLA)による学修相談、混住型学生留学生宿舍(定員304名)設置、災害傷害・賠償責任保険加入の義務付け、保健管理センター、学生相談室、障がい学生支援室等、多面的な留学生支援体制を構築している。特に、混住型学生留学生宿舍は、国際交流活動の計画がある日本人学生をチューターとして選考し、留学生数名と日本人学生のユニットを形成し、混住している。これにより、国際交流活動を積極的に行う日本人学生との交流の機会を確保している。なお、前述のとおり、本専攻の基礎となる融合学</p>

動を積極的に行う日本人学生との交流の機会を確保している。なお、前述のとおり、本専攻の基礎となる融合学域では、全学類で英語のみで受験できる入学者選抜区分を有し、令和3年度、4年度に「国費外国人留学生の優先配置を行うプログラム」に採択されており、全ての授業科目が希望者に応じて、英語で開講するなど柔軟に実施しているほか、履修指導、生活指導面においても外国人留学生の受け入れ体制は整えている。

域では、令和3年度、4年度に「国費外国人留学生の優先配置を行うプログラム」に採択されており、履修指導、生活指導面においても外国人留学生の受け入れ体制は整えている。

### 3. アドミッション・ポリシー

本専攻のアドミッション・ポリシーは、学士課程等で修得してきた分野の基盤的な専門知識のほかに、本専攻が養成する人材が、「総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材」であることから、「あらゆる分野の知見の総合的な活用に関心を有すること」を求めている。

大学院での教育研究であるため、学士課程で基盤的な専門知識を有しているのは大前提と考えており、その旨をより明確にするため、アドミッション・ポリシーの修正を行う。

なお、アドミッション・ポリシーは入学者受入方針であり、出願者の経歴等による差異は設けていない。

設置の趣旨等を記載した書類（32 ページ）

新	旧
(4) アドミッション・ポリシー ≪アドミッション・ポリシー≫ 学士課程等で修得してきた分野の基盤的な専門知識に加え、あらゆる分野の知見の総合的な活用に関心を有し、多様な知を理解・融合して総合知の社会展開に貢献したい者を受け入れる。	(4) アドミッション・ポリシー ≪アドミッション・ポリシー≫ 学士課程等で修得してきた分野の基盤的な専門知識のほかに、あらゆる分野の知見の総合的な活用に関心を有し、多様な知を理解・融合して総合知の社会展開に貢献したい者を受け入れる。

設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）（2 ページ，資料1）

新	旧
アドミッション・ポリシー AP 学士課程等で修得してきた分野の基盤的な専門知識に加え、あらゆる分野の知見の総合的な活用に関心を有し、多様な知を理解・融合して総合知の社会展開に貢献したい者を受け入れる。	アドミッション・ポリシー AP 学士課程等で修得してきた分野の基盤的な専門知識のほかに、あらゆる分野の知見の総合的な活用に関心を有し、多様な知を理解・融合して総合知の社会展開に貢献したい者を受け入れる。

#### 4. 研究の中心とする学問分野

本専攻が扱う研究分野は、基礎となる融合学域の3学類に共通する学位の専門分野である「社会学」「工学」分野を念頭に置いているが、人文科学、社会科学、自然科学を体系的に取り扱い、文理融合教育を展開するものである。一部の記載において不明瞭な箇所があるため、関連する箇所の修正を行う。

設置の趣旨等を記載した書類（6 ページ）

新	旧
<p>(4)研究対象とする中心的な学問分野</p> <p>本専攻は、広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材を養成するため、社会学及び工学の学問分野を軸に置きつつも、既存の学問分野のみに拠ることなく、他の研究分野の知を取り入れ、収斂し、活かしうる教育研究を行う。そのため、デジタルコンピテンス、医学や生命科学系の周辺領域等も含む設計とする。</p>	<p>(4)研究対象とする中心的な学問分野</p> <p>本専攻は、広い視野と精深な学識を有して社会の変容を的確に見据え、多様な知を集積して総合知の創出を探求し、人間や社会の総合的理解及び課題解決に資する総合知の社会展開に貢献できる人材を養成するため、社会学及び工学の学問分野を軸とする。前述のとおり、工学や社会学といった既存の学問分野のみに拠ることなく、他の研究分野の知を取り入れ、収斂し、活かしうる人材を養成するため、デジタルコンピテンス、医学や生命科学系の周辺領域等も含む設計とする。</p>

設置の趣旨等を記載した書類（27 ページ）

新	旧
<p>(1) 融合学域3学類に接続する1専攻 (略)</p> <p>5) 融合研究域の教員を1つの専攻の専任教員として配置することにより、融合学域の3学類が授与する学士(学術)の学位で概ね共通する「社会学」「工学」分野において体系的な教育課程を編成できるとともに、その2分野における十分な専任教員を配置することができる。 (略)</p>	<p>(1) 融合学域3学類に接続する1専攻 (略)</p> <p>5) 融合研究域の教員を1つの専攻の専任教員として配置することにより、融合学域の3学類が付記する学位の分野で概ね共通する「社会学」「工学」において体系的な教育課程を編成できるとともに、その2分野における十分な専任教員を配置することができる。 (略)</p>

## 5. 修了要件と高度情報専門基盤特別プログラムの関係

本専攻では、ディプロマ・ポリシーに掲げるデジタルコンピテンスをはじめとする専門的なデジタルの知識・能力を有し、デジタル実装等で地域の課題解決をけん引するデジタル推進人材を養成するため、高度情報専門基盤特別プログラムを開設する。このプログラムの修了を、修士課程の修了要件に組み入れることで、全学生に高度情報専門人材養成の教育を行うこととしている。

高度情報専門基盤特別プログラムは、本専攻の開講科目の中から指定しているものであり、このプログラムのためだけの授業科目はない。そのため、高度情報専門基盤特別プログラムで履修した単位は、そのまま修了要件に算入される。

しかし、修了要件の記載で、「併せて」という記載があり、既存の必要単位数より多くの単位を修得する必要があるようにも見受けられるため、修了要件の記載方法を修正する。

設置の趣旨等を記載した書類 (20 ページ)

新	旧
<p>(3)修了要件</p> <p>2年以上在学し、<u>必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）</u>以上（前述の理由により、総合知基盤研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上）を修得すること。修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。なお、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に対して在学期間の短縮を認めることがある。</p>	<p>(3)修了要件</p> <p>2年以上在学し、<u>30単位（必修3単位、選択必修23単位、選択4単位）以上（前述の理由により、総合知基盤研究発展履修者は32単位（必修3単位、選択必修23単位、選択6単位）以上）</u>、併せて、高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から<u>17単位以上</u>を修得すること。修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。なお、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に対して在学期間の短縮を認めることがある。</p>

設置の趣旨等を記載した書類 (21 ページ)

新	旧												
<p>・単位修得要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目区分</th> <th style="text-align: center;">修得すべき単位数及び要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了必要単位数計</td> <td><u>必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）</u>以上（総合知基盤研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上）を修得すること。</td> </tr> </tbody> </table>	科目区分	修得すべき単位数及び要件	(略)		修了必要単位数計	<u>必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）</u> 以上（総合知基盤研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上）を修得すること。	<p>・単位修得要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目区分</th> <th style="text-align: center;">修得すべき単位数及び要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了必要単位数計</td> <td><u>30単位（必修3単位、選択必修23単位、選択4単位）以上（総合知基盤研究発展履修者は32単位（必修3単位、選択必修23単位、選択6単位）以上）</u>、併せて、高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から<u>17単位以上</u>を修得すること。</td> </tr> </tbody> </table>	科目区分	修得すべき単位数及び要件	(略)		修了必要単位数計	<u>30単位（必修3単位、選択必修23単位、選択4単位）以上（総合知基盤研究発展履修者は32単位（必修3単位、選択必修23単位、選択6単位）以上）</u> 、併せて、高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から <u>17単位以上</u> を修得すること。
科目区分	修得すべき単位数及び要件												
(略)													
修了必要単位数計	<u>必修3単位、選択必修23単位、選択4単位の合計30単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）</u> 以上（総合知基盤研究発展履修者は必修3単位、選択必修23単位、選択6単位の合計32単位（高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす17単位を含む）以上）を修得すること。												
科目区分	修得すべき単位数及び要件												
(略)													
修了必要単位数計	<u>30単位（必修3単位、選択必修23単位、選択4単位）以上（総合知基盤研究発展履修者は32単位（必修3単位、選択必修23単位、選択6単位）以上）</u> 、併せて、高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から <u>17単位以上</u> を修得すること。												

設置の趣旨等を記載した書類 (22 ページ)

新	旧
<p>○高度情報専門基盤特別プログラム (略)</p> <p>分野不問で学士レベルの専門知識を有し、数理・データサイエンス・A I 教育プログラム応用基礎レベル認定を有する者等の履修を基本とするが、応用基礎レベルに未到達の者には追加でリメディアル教育を課す。これにより、以下の指定科目から 17 単位以上修得した者に、高度情報専門基盤特別プログラム修了を認定する。なお、各授業科目で、各授業科目で修士(学術)レベルに高度化を図る教育項目は【資料 2】に示している。</p>	<p>○高度情報専門基盤特別プログラム (略)</p> <p>分野不問で学士レベルの専門知識を有し、数理・データサイエンス・A I 教育プログラム応用基礎レベル認定を有する者等の履修を基本とするが、応用基礎レベルに未到達の者には追加でリメディアル教育を課す。これにより、以下の指定科目から 17 単位以上修得し、<u>修士課程修了と併せて、高度情報専門基盤特別プログラム修了を認定する。</u>なお、各授業科目で、各授業科目で修士(学術)レベルに高度化を図る教育項目は【資料 2】に示している。</p>

設置の趣旨等を記載した書類 (別添資料) (7~9 ページ, 資料 4, 各モデル共通)

新		旧	
科目区分	修得すべき単位数及び要件	科目区分	修得すべき単位数及び要件
(略)		(略)	
修了必要 単位数計	<p>必修 3 単位, 選択必修 23 単位, 選択 4 単位の合計 30 単位 (高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす 17 単位を含む) 以上 (総合知基盤研究発展履修者は必修 3 単位, 選択必修 23 単位, 選択 6 単位の合計 32 単位 (高度情報専門基盤特別プログラムの指定要件を満たす 17 単位を含む) 以上) を修得すること。</p>	修了必要 単位数計	<p>30 単位 (必修 3 単位, 選択必修 23 単位, 選択 4 単位) 以上 (総合知基盤研究発展履修者は 32 単位 (必修 3 単位, 選択必修 23 単位, 選択 6 単位) 以上), 併せて, 高度情報専門基盤特別プログラムの指定科目から 17 単位以上を修得すること。</p>



## 6. 令和7年度大学院の入学定員変更の反映

令和7年度の本学医薬保健学総合研究科の入学定員変更について、申請時から変更があったため、関係箇所<sup>1)</sup>の修正を行う。

### 基本計画書補足資料（組織の移行表）

新					旧				
令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由	令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
(略)					(略)				
薬学専攻(D)	<u>7</u>	-	<u>28</u>	定員変更(入学定員 <sup>3)</sup> )	薬学専攻(D)	<u>8</u>	-	<u>32</u>	定員変更(入学定員 <sup>4)</sup> )
創薬科学専攻(M)	<u>17</u>	-	<u>34</u>	定員変更(入学定員△ <sup>21</sup> )	創薬科学専攻(M)	<u>18</u>	-	<u>36</u>	定員変更(入学定員△ <sup>20</sup> )
(略)					(略)				
保健学専攻(D)	<u>27</u>	-	<u>81</u>	定員変更(入学定員 <sup>2)</sup> )	保健学専攻(D)	<u>28</u>	-	<u>84</u>	定員変更(入学定員 <sup>3)</sup> )
(略)					(略)				
計	<u>961</u>	-	<u>2,297</u>		計	<u>964</u>	-	<u>2,306</u>	

金沢大学大学院学則

【別紙1】参照

【別紙1】金沢大学大学院学則 新旧対照表

新

旧

附 則

附 則

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、新学術領域研究科の収容定員については、令和7年度から令和9年度までは、次の表のとおりとする。

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、新学術領域研究科の収容定員については、令和7年度から令和9年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	修士課 程及び 博士前 期課程	専門職 学位課 程	修士課 程及び 博士前 期課程	専門職 学位課 程	修士課 程及び 博士前 期課程	専門職 学位課 程
医薬 保健 学総 合研 究科	35		40		40	
医科 学専 攻						
医学 専攻	255	255			255	
薬学 専攻	19	22			25	
創薬 科学 専攻	55	33	34		33	
保健 学専 攻	140	79	140		81	
総合 知創 出科 学専 攻	10		20			
合計	1,314	880	1,338	905	1,338	911

研究 科名	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	修士課 程及び 博士前 期課程	専門職 学位課 程	修士課 程及び 博士前 期課程	専門職 学位課 程	修士課 程及び 博士前 期課程	専門職 学位課 程
医薬 保健 学総 合研 究科	35		40		40	
医科 学専 攻						
医学 専攻	256	256			256	
薬学 専攻	20	24			28	
創薬 科学 専攻	56		36		36	
保健 学専 攻	140		140		140	
総合 知創 出科 学専 攻	10		20		20	
合計	1,315	882	1,310	910	1,310	917

別表第一 入学定員及び収容定員							
研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
(単位)							
医薬保健学総合研究科	医学専攻	20	40				
	薬学専攻			64	256		
	創薬科学専攻	17	34	7	28		
	保健学専攻	70	140	11	33		
	計	107	214	27	81		
(単位)							
新学術創成研究科	総合知創出科学専攻	10	20				
	融合科学共同専攻	14	28	14	42		
	ナノ生命科学専攻	12	24	10	30		
	計	36	72	24	72		
	合計	654	1,308	277	914	30	75

別表第一 入学定員及び収容定員							
研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
(単位)							
医薬保健学総合研究科	医学専攻	20	40				
	薬学専攻			64	256		
	創薬科学専攻	18	36	8	32		
	保健学専攻	70	140	11	33		
	計	108	216	28	84		
(単位)							
新学術創成研究科	総合知創出科学専攻	10	20				
	融合科学共同専攻	14	28	14	42		
	ナノ生命科学専攻	12	24	10	30		
	計	36	72	24	72		
	合計	654	1,308	277	914	30	75